# 板随大学输集

# 政治・経済・法律研究

第15巻 第1号

2012年9月

| 論文  |       |       |
|---|-------|-------|
| 東日本大震災の中小企業への影響についての多重クロス分析<br>— 中同協東日本大震災特別調査ミクロデータによる — ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 元     | (1)   |
| 戦略的転換点における産業組合の組織再編<br>— 川俣羽二重産業を例に — ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                     | 日敏彦   | (25)  |
| ヴェブレン経済学における所有権と競争<br>— 製作本能の視点から —   | 宏幸    | (53)  |
| <b>研究ノート</b><br>中国における環境被害救済メカニズム樹立のための新たな試み 奥田   | 進一    | (77)  |
| ·····································   |       |       |
| <b>解説論文</b> これからマルクスを読む ・・・・・・・・・・・ 大石  | 高久    | (97)  |
| <b>資 料</b><br>オクスフォード大学ボドリアン図書館所蔵の徳富蘇峰寄贈書 澤田  | 次郎    | (133) |
| 「政治・経済・法律研究」投稿規則  | ••••• | (161) |
| 「政治・経済・法律研究」執筆要領  | ••••• | (164) |

#### September 2012

# 東日本大震災の中小企業への影響 についての多重クロス分析

# ――中同協東日本大震災特別調査ミクロデータによる ――

A Statistical Analysis of Business Environment and Earthquake Disaster Using Multidimensional Cross-Tabulation with Micro Data of DOR Research

田 浦 元

#### 要旨

本稿は、中小企業家同友会景況調査東日本大震災特別調査のミクロデータから、東日本大震災の中小企業への影響について分析を試みるものである。分析にあたり中小企業家同友会にミクロデータの学術目的での貸与申請を行ない、使用許諾を得た。このミクロデータを集計し、東日本大震災による売上減少の原因について、8地域別調査時期別多重クロス集計表、4業種別調査時期別多重クロス集計表。20業種別調査時期別多重クロス集計表をわが国で初めて作成した。

8地域別調査時期別多重クロス集計表から、地域ごとに大震災における売上減少の原因が大きく 異なることが示された。風評被害、物資不足、被災地にある取引先との関係等の売上減少の原因に ついて、地域ごとにその発生の割合や時期が大きく異なり、その推移も大きく異なっていた。風評 被害は北海道、東北、関東、北陸で特に深刻であった。被災地の取引先との取引の減少や債権回収 が特に困難になっているのは東北、関東、近畿、東海であった。被災地の取引先からの資材等の調 達に特に困っているのは北海道、北陸、東海、近畿であった。

また、4業種別および20業種別調査時期別多重クロス集計表から、売上減少原因の発生割合や推移について、業種ごとの特徴が示された。建設業では物資不足、製造業では予約や注文が入らないことが最大の問題であった。流通・商業では他業種よりも回復の傾向が鈍く、サービス業では風評被害に苦しんでいることが明らかになった。

### はじめに

東日本大震災発生から1年が経過した。しかし、大震災の被害や産業への影響についてはなかなか実態を明らかにできないでいる。そこで本稿では、中小企業家同友会景況調査東日本大震災特別調査のミクロデータを使用し、大震災後のわが国産業への影響を明らかにすることを試みる。中小企業家同友会景況調査(以下、DOR調査)<sup>(1)</sup>は、中小企業家同友会全国協議会がその会員

企業を対象に実施しているもので、中小企業を対象とした業況調査としてはわが国有数のものである。調査サンプル数は約 2300 社と大きくはないが、日銀短観との整合性を持ち、わが国を代表する「業況判断に関する主な統計」 $^{(2)}$ のひとつとして認知されている。DOR 調査は、1990 年に調査が開始されて以来、毎年 4 回実施されている。これまでの調査結果については、企業環境研究センター(2010) $^{(3)}$ に纏められている。東日本大震災発生から本稿を執筆している 2012 年 5 月までの間にも、4 回の調査が実施され、調査結果の概要が公表されている $^{(4)}$ 。

しかし、公表されているのは集計データであり、詳細な動向についての分析には限界がある。 そこで筆者は中小企業家同友会に対し、学術目的でのミクロデータ貸与の申請を行ない、秘匿処 理の施されたミクロデータを借り受けることができた。本稿では、この DOR 調査ミクロデータ による分析により、東日本大震災のわが国中小企業への影響について明らかにすることを試みた。

# 1. 東日本大震災特別調査の概要

DOR 調査では1年を四半期に分け、3ヶ月毎に調査対象企業の各期の景況等について調査を実施している<sup>(5)</sup>。この DOR 調査の中で、東日本大震災の経営への影響についての特別調査(以下、震災特別調査)が実施された。この震災特別調査は、大震災発生直後の 2011 年第2 四半期調査(2011q2 調査)から開始され、現在まで4回に渡りほぼ同一内容で調査が実施されている。すなわち調査対象期間は、第1回が 2011 年4 月から6月、第2回が同年7月から9月、第3回が同年10月から12月、第4回が2012年1月から3月の各3ヶ月間である<sup>(6)</sup>。調査対象企業は、通常の DOR 調査の調査対象企業の全てであり、有効な調査票を得た有効回答数は表1に示したとおりである。

震災特別調査は、通常の DOR 調査の調査票の後半にあり、4 間の設問から成っている。通常の DOR 調査に回答した後に、「東日本大震災発生から1年が経ちます。引き続き大震災の経営への影響をお伺いします。」として、震災特別調査の4 間に回答してもらう形式である<sup>(7)</sup>。

震災特別調査の問1は、「貴社の経営に大震災の影響は残っていますか。」という設問で、「1. 影響がある」、「2. 影響はない」、「3. 今はないが今後出てくる」、「4. 一時あった影響が消えた」の4項目から1つを選択して回答してもらうSA 設問である。ただし、「4. 一時あった影響が消えた」は、第2回調査から新たに設定されている。第1回調査では「1. 影響がある」、「2. 影響はない」、「3. 今はないが今後出てくる」の3項目のみで聞いている。

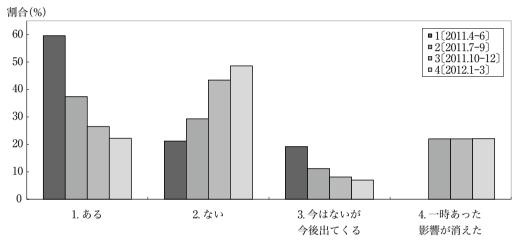
問1の集計結果は、表1に示したとおりである。なお「有効回答数」は、当該調査に寄せられた有効な調査票数である。また「設問回答数」は、有効回答数のうち当該設問に有効な回答を寄せた回答数である。以下、表2以降も同様である。なお、表1の一部をグラフ化したものが図1である。「1. 影響がある」は、東日本大震災発生直後の2011年4月から6月が調査対象期間である第1回調査の時点では59.6%であったが、時が経つに従って減少し、直近の第4回調査の時点

| 表 1  | 東日     | 本大震 | <b>₩</b> σ | )影響        |
|------|--------|-----|------------|------------|
| 2C I | $\sim$ | インノ | <i>_</i>   | <i>'''</i> |

| 調査回 | 調査対象<br>時期 | 1. ある | 2. ない | 3. 今はないが<br>今後出てくる | 4. 一時あった<br>影響が消えた | 設問回答数 | 有効回答数 |
|-----|------------|-------|-------|--------------------|--------------------|-------|-------|
| 1   | 2011.4-6   | 59.6  | 21.2  | 19.2               | _                  | 982   | 1017  |
| 2   | 2011.7-9   | 37.4  | 29.3  | 11.2               | 22.0               | 935   | 956   |
| 3   | 2011.10-12 | 26.5  | 43.4  | 8.1                | 22.0               | 841   | 867   |
| 4   | 2012.1-3   | 22.2  | 48.6  | 7.0                | 22.1               | 922   | 950   |

単位:割合(%),回答数は実数。出所:中小企業家同友会(2011a, 2011b, 2011c, 2012)より筆者作成。

図1 東日本大震災の影響



出所:中小企業家同友会 (2011a, 2011b, 2011c, 2012) より筆者作成。

では22.2%まで減少している。これに対し「2.影響はない」は、第1回調査の時点では21.2%であったが、時が経つに従って増大し、第4回調査では48.6%となっている。このように大震災から1年が経過し、およそ半分弱の企業では大震災の影響は無くなっているといえる。しかし、大震災から1年が経過した今なお、「1.影響がある」(22.2%)と「3.今はないが今後出てくる」(7.0%)を合わせた29.2%、すなわち全国の調査対象企業の約3割もの企業が今なお大震災の影響に苦しんでいるとも読み取ることができ、大震災の中小企業経営への影響の大きさが懸念される。

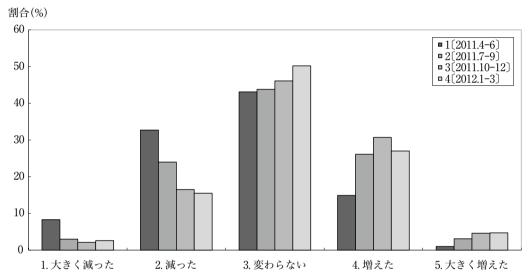
震災特別調査の問 2 は、「大震災発生の直後(2011 年 3 月 11 日から 1 ヶ月以内)と比べて、最近の売上高はどうでしょうか。」という設問で、「1.大きく減った」、「2.減った」、「3.変わらない」、「4.増えた」、「5.大きく増えた」の 5 項目から 1 つを選択して回答してもらう 5 A 設問である。集計結果は表 2 のとおりである。また表 2 の一部をグラフ化したものが図 2 である。「1.大きく減った」は、大震災直後の第 1 回調査時点では 8.3%であったが、おおむね時が経つに従って減少し、直近の第 4 回調査では 2.6%となっている。同様に「2.減った」も、第 1 回調査では 32.7%であったが、時が経つに従って減少し第 4 回調査では 15.5%となっている。これに対し「3.変わらない」

表 2 東日本大震災発生直後と比較した最近の売上高

| 調査回 | 調査対象<br>時期 | 1. 大きく<br>減った | 2. 減った | 3.変わら<br>ない | 4. 増えた | 5. 大きく<br>増えた | 設問<br>回答数 | 有効<br>回答数 |
|-----|------------|---------------|--------|-------------|--------|---------------|-----------|-----------|
| 1   | 2011.4-6   | 8.3           | 32.7   | 43.1        | 14.9   | 1.0           | 998       | 1017      |
| 2   | 2011.7-9   | 3.0           | 24.0   | 43.8        | 26.1   | 3.1           | 934       | 956       |
| 3   | 2011.10-12 | 2.1           | 16.5   | 46.1        | 30.7   | 4.6           | 848       | 867       |
| 4   | 2012.1-3   | 2.6           | 15.5   | 50.2        | 27.0   | 4.7           | 920       | 950       |

単位:割合(%),回答数は実数。出所:中小企業家同友会(2011a, 2011b, 2011c, 2012)より筆者作成。

図2 大震災直後と比較した最近の売上高



出所:中小企業家同友会 (2011a, 2011b, 2011c, 2012) より筆者作成。

は、第1回調査の時点では43.1%であったが、時が経つに従って増大し、第4回調査では半数を超える50.2%となっている。同様に「4.増えた」も、第1回調査では14.9%であったが、おおむね時が経つに従って増大し、第4回調査では27.0%となっている。「5.大きく増えた」も、第1回調査では1.0%しかなかったが、時が経つに従って増大し、第4回調査では4.7%となっている。すなわち、時が経つに従って「1.大きく減った」、「2.減った」が減少していき、「3.変わらない」、「4.増えた」、「5.大きく増えた」が増大していく傾向が読み取れる。しかし、見方を変えれば、大震災から1年が経過した第4回調査の時点においても、50.2%すなわち半数以上の企業が大震災直後と売上高が変わっておらず、売上高が増大した企業も31.7%(「4.増えた」27.0%と「5.大きく増えた」4.7%の合計)にとどまっているということになる。また、18.1%(「1.大きく減った」2.6%と「2.減った」15.5%の合計)の企業が大震災直後よりも売上高が減少しており、大震災から復興しきれていない中小企業の実態が浮き彫りになっている。そこで次節では、大震災後の売上高の減少の原因について見てみることとする。

# 2. 売上減少原因のクロス分析

DOR 震災特別調査では、前述の問2で売上高が減少した企業に対して、問3でその原因を聞いている。問3は、「問2で、売上げが「減った」「大きく減った」場合、それはどのような原因によるでしょうか。(複数回答可)」という設問で、次の12項目の選択肢から当てはまるもの全てを選択してもらうMA設問である。選択肢は、「1. 風評被害」、「2. 突然のキャンセル」、「3. 予約・注文が入らない」、「4. 電力供給不足・節電による」、「5. 被災地に関係なく物資不足」、「6. 価格引上げ」、「7. 被災地に直接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」、「8. 被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」、「9. 被災地に直接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」、「10. 被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」、「11. 円高の進行」、「12. その他」の12項目である。ただし、「11. 円高の進行」は、第2回調査から新たに設定されており、第1回調査ではそれ以外の11項目(8)で聞いている(9)。

集計結果は表3のとおりである。また、このうち「12.その他」と、本稿の目的である大震災の影響とは関係のない「11.円高の進行」とを除いてグラフ化したものが図3である。東日本大震災直後の第1回調査では売上減少の原因の上位3位は、第1位が「3.予約・注文が入らない」(39.0%)、第2位が「10.被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」(23.0%)、第3位が「5.被災地に関係なく物資不足」(22.0%)であった。これに対し直近の第4回調査では、第1位が「3.予約・注文が入らない」であるのは変わらないが、その割合は30.9%まで減少した。また、第2位は「1.風評被害」(14.2%)、第3位は「8.被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」(12.3%)と原因の上位が入れ替わっている。そこで、このような原因の変化がどのように起こっているかについて詳しく見てみたい。

今回調査を試みた1年間では、原因の第1位はいずれも「3.予約・注文が入らない」であった。 しかし、この「3.予約・注文が入らない」は、第1回調査では39.0%だったものが、第2回 36.4%、第3回31.5%、第4回には30.9%と時間の経過につれて割合が減少している。しかし、 大震災から1年が経過してもなお30%を超える深刻な原因といえる。

原因の第2位は、第1回調査では「10.被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」(23.0%)であったが、第2回調査以降は「1.風評被害」に代わっている。なお、「1.風評被害」については、第1回8.8%、第2回16.1%、第3回13.7%、第4回14.2%と、減少傾向を示しておらず、直近の第4回調査で微増していることから、今後の企業経営への影響が大変懸念される。

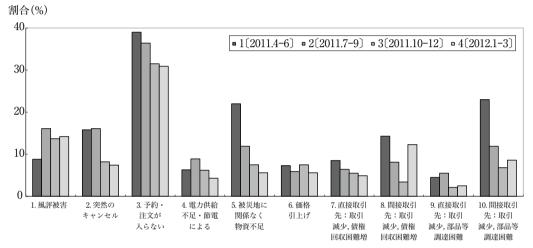
第3位は,第1回調査では「5.被災地に関係なく物資不足」(22.0%)であったが,第2回および第3回では「2.突然のキャンセル」(9月は16.1%で風評被害と同率2位,12月は8.2%)に代わっている。この「2.突然のキャンセル」は,第1回,第2回までは2桁台の割合を示していたが,第3回以降は落ち着きを見せている。さらに時が進み第4回調査では,原因の第3位は「8.被災

表 3 売上減少の原因(複数回答)

| 調査 | 調査対象時期     | 1. 風評<br>被害 | 2. 突然<br>のキャ<br>ンセル | 3. 予約<br>・注文<br>が入ら<br>ない | 4. 電力<br>供給不<br>足・節電<br>による | 5. 被災<br>地に関係<br>なく物資<br>不足 | 6. 価格<br>引上げ | 7. 直接取<br>引先:取引<br>減少, 債権<br>回収困難増 | 8. 間接取引<br>先:取引<br>減少,債権<br>回収困難増 | 9. 直接取引<br>先:取引<br>減少, 部品<br>等調達困難 | 10. 間接取<br>引先:取引<br>減少, 部品<br>等調達困難 | 11. 円高<br>の進行 | 12.<br>その他 | 設問 回答 数 |      |
|----|------------|-------------|---------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|---------------|------------|---------|------|
| 1  | 2011.4-6   | 8.8         | 15.8                | 39.0                      | 6.3                         | 22.0                        | 7.3          | 8.5                                | 14.3                              | 4.5                                | 23.0                                | _             | 18.5       | 400     | 1017 |
| 2  | 2011.7-9   | 16.1        | 16.1                | 36.4                      | 8.9                         | 11.9                        | 5.9          | 6.4                                | 8.1                               | 5.5                                | 11.9                                | 13.6          | 22.9       | 236     | 956  |
| 3  | 2011.10-12 | 13.7        | 8.2                 | 31.5                      | 6.2                         | 7.5                         | 7.5          | 5.5                                | 3.4                               | 2.1                                | 6.8                                 | 22.6          | 22.6       | 146     | 867  |
| 4  | 2012.1-3   | 14.2        | 7.4                 | 30.9                      | 4.3                         | 5.6                         | 5.6          | 4.9                                | 12.3                              | 2.5                                | 8.6                                 | 19.8          | 25.9       | 162     | 950  |

単位: 割合(%), 回答数は実数。出所:中小企業家同友会(2011a, 2011b, 2011c, 2012)より筆者作成。

図3 売上減少の原因(複数回答)



出所:中小企業家同友会 (2011a, 2011b, 2011c, 2012) より筆者作成。

地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」へと移っている。この「8.被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」は、第1回には14.3%だったものが、第2回8.1%、第3回3.4%と減少傾向を示していたが、直近の第4回調査では12.3%まで再び急増している。これは被災地にある間接の取引先との取引が減少したというよりは、被災地にある間接の取引先が、これまでは何とか持ちこたえていたものの3月の決算期に倒産してしまい、債権回収が困難になったことが主な原因と考えられる。調査票の自由記述欄からもこのような傾向を読み取ることができる。

次に、それぞれの原因の経時的変化について見てみたい。原因のいくつかは時が経つにつれて減少傾向を示している。「3. 予約・注文が入らない」(第1回39.0%,第2回36.4%,第3回31.5%,第4回30.9%),「5. 被災地に関係なく物資不足」(第1回22.0%,第2回11.9%,第3回7.5%,第4回5.6%),「2. 突然のキャンセル」(第1回15.8%,第2回16.1%,第3回8.2%,第4回7.4%) $^{(10)}$ ,「7. 被災地に直接の取引先があり,取引減少・債権回収困難増加」(第1回8.5%,第2回6.4%,第3回5.5%,第4回4.9%)がこれに当たる。これらはいずれも被災地からの直

接の影響や、大震災直後の混乱に関する選択肢といえる。そのような原因が時の経過と共に減少 していくことは当然であるが、本稿の調査で改めて統計的に確認されたといえる。

これに対し、時が経つにつれて増大しているものもある。「1. 風評被害」がこれに当たる。「1. 風評被害」は震災直後の第1回調査時点では8.8%に過ぎなかったが、第2回調査では16.1%に跳ね上がり、その後も横ばい(第3回13.7%、第4回14.2%)傾向を示している。さらにこの「1. 風評被害」は前述のとおり、第2回調査以降は常に原因の第2位となっており、今後も増大することも十分に考えられる大変懸念される原因といえる。

さらに、時が経つにつれて減少傾向を示していたが、反転し再び増加傾向を示しているものもある。「8. 被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」(第1回14.3%,第2回8.1%,第3回3.4%,第4回12.3%),「9. 被災地に直接の取引先があり,部品や資材等の調達困難」(第1回4.5%,第2回5.5%,第3回2.1%,第4回2.5%),「10. 被災地に間接の取引先があり,部品や資材等の調達困難」(第1回23.0%,第2回11.9%,第3回6.8%,第4回8.6%)がこれに当たる。特に「8. 被災地に間接の取引先があり,取引減少・債権回収困難増加」は,前述のとおり直近の第4回に急増しており,被災地にある間接の取引先からの影響が全国の中小企業に及ぼす影響が懸念される原因である。

これらに加え、時間の経過とは無関係に横ばいに推移しているものもある。「6. 価格引上げ」(第1回7.3%、第2回5.9%、第3回7.5%、第4回5.6%)がこれに当たる。「6. 価格引上げ」は、大震災発生以前から最近の企業経営の圧迫原因として取り沙汰されていたもので、大震災発生以後も時間の経過とは無関係に依然として売上減少の原因のひとつであるということだろう。

さらに、時間の経過というよりも季節性に影響される項目もある。「4.電力供給不足・節電による」がこれに当たる。大震災後の電力供給は冬季よりも夏季のほうが逼迫していたが、それを反映し第2回調査(調査対象期間は2011年7月~9月)が8.9%と最も高い割合となっている。このことから、直近の第4回調査では4.3%まで減少しているものの、2012年の夏季には再び増大することが必至といえる。電力供給不足はわが国の経済活動全般に深刻な影響を及ぼすものであり、中小企業の経営についても大変心配されるところである。

以上のように東日本大震災による売上減少の原因の推移について見てきた。しかし、本節で示したデータからはわが国全体としての傾向が示されるのみである。次節以降では、この売上減少の原因について、地域別、業種別に再集計を試みることでより詳細な分析を行なうこととする。

# 3. 売上減少原因の地域別多重クロス分析

前節では東日本大震災による売上減少の原因についての分析を試み、それぞれの原因が時間の 経過に従いどのような推移を辿るかを示した。しかし、前節で明らかにした内容はわが国中小企 業全体の傾向についてであり、実際には震災の影響は地域や業種によって大きく異なるはずであ る。そこで本節以降では、この売上減少の原因について、地域や業種による特性を明らかにする ためのより詳細な分析を行ないたい。しかし、集計済データからこれらの分析を行なうことは困 難である。そこで筆者はこれらの分析を実施すべく、中小企業家同友会に集計前ミクロデータの 貸与を申請し、その使用が認められた。筆者はこの集計前ミクロデータを再集計し、地域別調査 時期別、業種別調査時期別多重クロス集計表をわが国で初めて作成することに成功した。本節で は、そのうちの地域別調査時期別分析の結果を示すこととする。

前節で検討した売上減少の原因について、集計前ミクロデータに遡り、地域別集計を試みた。 筆者は全国を「北海道」,「東北」,「関東」,「北陸」,「東海」,「近畿」,「中国・四国」,「九州・沖 縄」の8地域に分類し分析を試みることとした。わが国の地域分類は,6 地域分類や 10 地域分 類が一般的である。6 地域分類の地域区分は、「北海道・東北」、「関東」、「北陸・東海」、「近畿」、 「中国・四国」,「九州・沖縄」である<sup>(11)</sup>。通常の DOR 調査もこの 6 地域分類に基づいて集計さ れている。10地域分類の地域区分は、「北海道」、「東北」、「関東」、「北陸」、「東海」、「近畿」、「中 国」、「四国」、「九州」、「沖縄」である<sup>(12)</sup>。これらの分類が一般的ではあるが、今回の東日本大震 災では東北地方が主な被災地となっているため、「北海道」と「東北」とは分けて分析を行ない たい。そのためには「北海道・東北」が1地域となってしまう6地域分類では不十分である。他 方,DOR 調査の回答企業に「四国」および「沖縄」の回答企業が少ない。そのため,これらを 独立した2地域として設定することも今回の設問においては難しい。そこで本稿では,6 地域分 類のうち「北海道」と「東北」,「北陸」と「東海」をそれぞれ分割した新たな8地域分類<sup>(13)</sup>を設 定することとした。この8地域分類に基づいてミクロデータを再集計し、売上減少の原因につい ての8地域別調査時期別多重クロス表を作成した。この多重クロス表が表4である。表4は,売 上減少の原因としてアンケート調査を実施した設問を表頭とし、表側の大分類が8地域別、さら にその中を調査時期で分割した多重クロス分析表である。また、この集計結果のうち、震災の影 響とは直接関係のない「円高の進行」と,「その他」を除いた設問についてグラフ化したものが 図  $4(a)\sim(h)$ である。なお、この 8地域別調査時期別多重クロス表の作成はわが国で初の試みであ

表4および図4(a)~(h)に基づき、売上減少の原因を地域別に見てみよう。「北海道」では、他の多くの地域とは異なり、原因の第1位が時期によって異なっている。第1回調査時点では「5.被災地に関係なく物資不足」(37.5%)が第1位であったが、第2回調査では「1.風評被害」(30.0%)に変わり、さらに第3回では「3.予約・注文が入らない」(41.2%)、第4回では「1.風評被害」と「3.予約・注文が入らない」が同率第1位(25.0%)となっている。第1回調査では第2位が「3.予約・注文が入らない」(32.5%)、第3位が「10.被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」(25.0%)となっており、「1.風評被害」は17.5%とこの時点では大きくない。しかし「1.風評被害」は、第2回調査では前述のとおり第1位(30.0%)に増大し、第3回調査でも第2位(29.4%)、第4回調査では再び同率第1位(25.0%)となっている。「10.被災地に間接の取引先

表 4 売上減少の原因 (8 地域別, 複数回答)

|             |    |            |             |                     |                           |                            |                             |              | 0 2024/13                             | J, 12XX                              |                                       |                                       |              |            |       |               |
|-------------|----|------------|-------------|---------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------|------------|-------|---------------|
| 地域          | 調査 | 調査対象時期     | 1. 風評<br>被害 | 2. 突然<br>のキャ<br>ンセル | 3. 予約<br>・注文<br>が入ら<br>ない | 4.電力<br>供給不<br>足・節電<br>による | 5. 被災<br>地に関係<br>なく物資<br>不足 | 6. 価格<br>引上げ | 7. 直接<br>取引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 8.間接<br>取引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 9. 直接<br>取引先:<br>取引減少,<br>部品等<br>調達困難 | 10.間接<br>取引先:<br>取引減少,<br>部品等<br>調達困難 | 11.円高<br>の進行 | 12.<br>その他 | 設問 回答 | 有効<br>回答<br>数 |
|             | 1  | 2011.4-6   | 8.8         | 15.8                | 39.0                      | 6.3                        | 22.0                        | 7.3          | 8.5                                   | 14.3                                 | 4.5                                   | 23.0                                  | _            | 18.5       | 400   | 1017          |
| 全国          | 2  | 2011.7-9   | 16.1        | 16.1                | 36.4                      | 8.9                        | 11.9                        | 5.9          | 6.4                                   | 8.1                                  | 5.5                                   | 11.9                                  | 13.6         | 22.9       | 236   | 956           |
| 王国          | 3  | 2011.10-12 | 13.7        | 8.2                 | 31.5                      | 6.2                        | 7.5                         | 7.5          | 5.5                                   | 3.4                                  | 2.1                                   | 6.8                                   | 22.6         | 22.6       | 146   | 867           |
|             | 4  | 2012.1-3   | 14.2        | 7.4                 | 30.9                      | 4.3                        | 5.6                         | 5.6          | 4.9                                   | 12.3                                 | 2.5                                   | 8.6                                   | 19.8         | 25.9       | 162   | 950           |
|             | 1  | 2011.4-6   | 17.5        | 7.5                 | 32.5                      | 7.5                        | 37.5                        | 10.0         | 7.5                                   | 12.5                                 | 2.5                                   | 25.0                                  | _            | 17.5       | 40    | 98            |
| TIP 261 795 | 2  | 2011.7-9   | 30.0        | 10.0                | 25.0                      | 5.0                        | 15.0                        | 0            | 15.0                                  | 5.0                                  | 15.0                                  | 10.0                                  | 0            | 20.0       | 20    | 89            |
| 北海道         | 3  | 2011.10-12 | 29.4        | 5.9                 | 41.2                      | 0                          | 11.8                        | 11.8         | 11.8                                  | 5.9                                  | 0                                     | 11.8                                  | 0            | 11.8       | 17    | 80            |
|             | 4  | 2012.1-3   | 25.0        | 0                   | 25.0                      | 0                          | 12.5                        | 12.5         | 0                                     | 6.3                                  | 18.8                                  | 25.0                                  | 18.8         | 12.5       | 16    | 76            |
|             | 1  | 2011.4-6   | 9.5         | 9.5                 | 52.4                      | 0                          | 14.3                        | 9.5          | 38.1                                  | 19.0                                 | 9.5                                   | 19.0                                  | _            | 23.8       | 21    | 61            |
| ± 11.       | 2  | 2011.7-9   | 36.4        | 27.3                | 36.4                      | 0                          | 0                           | 0            | 18.2                                  | 18.2                                 | 0                                     | 9.1                                   | 0            | 27.3       | 11    | 58            |
| 東北          | 3  | 2011.10-12 | 14.3        | 28.6                | 57.1                      | 0                          | 14.3                        | 14.3         | 0                                     | 14.3                                 | 0                                     | 0                                     | 42.9         | 14.3       | 7     | 51            |
|             | 4  | 2012.1-3   | 18.2        | 18.2                | 18.2                      | 0                          | 0                           | 0            | 18.2                                  | 9.1                                  | 0                                     | 0                                     | 9.1          | 27.3       | 11    | 63            |
|             | 1  | 2011.4-6   | 7.6         | 11.4                | 36.7                      | 16.5                       | 13.9                        | 5.1          | 10.1                                  | 13.9                                 | 5.1                                   | 13.9                                  | _            | 20.3       | 79    | 160           |
| HH ata      | 2  | 2011.7-9   | 13.0        | 10.9                | 34.8                      | 17.4                       | 15.2                        | 4.3          | 6.5                                   | 13.0                                 | 4.3                                   | 8.7                                   | 13.0         | 15.2       | 46    | 149           |
| 関東          | 3  | 2011.10-12 | 24.0        | 8.0                 | 20.0                      | 12.0                       | 0                           | 8.0          | 8.0                                   | 0                                    | 4.0                                   | 4.0                                   | 20.0         | 24.0       | 25    | 128           |
|             | 4  | 2012.1-3   | 19.4        | 8.3                 | 30.6                      | 13.9                       | 5.6                         | 8.3          | 8.3                                   | 19.4                                 | 2.8                                   | 8.3                                   | 25.0         | 22.2       | 36    | 157           |
|             | 1  | 2011.4-6   | 8.3         | 13.9                | 33.3                      | 2.8                        | 22.2                        | 5.6          | 5.6                                   | 13.9                                 | 5.6                                   | 25.0                                  | _            | 22.2       | 36    | 69            |
| II. Date    | 2  | 2011.7-9   | 41.2        | 11.8                | 52.9                      | 11.8                       | 5.9                         | 11.8         | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 11.8                                  | 17.6         | 17.6       | 17    | 70            |
| 北陸          | 3  | 2011.10-12 | 15.4        | 0                   | 23.1                      | 23.1                       | 0                           | 7.7          | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 7.7                                   | 23.1         | 23.1       | 13    | 66            |
|             | 4  | 2012.1-3   | 18.2        | 9.1                 | 27.3                      | 9.1                        | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 9.1                                   | 9.1          | 54.5       | 11    | 66            |
|             | 1  | 2011.4-6   | 14.0        | 24.6                | 49.1                      | 8.8                        | 19.3                        | 10.5         | 3.5                                   | 12.3                                 | 1.8                                   | 26.3                                  | _            | 17.5       | 57    | 141           |
| -4436-      | 2  | 2011.7-9   | 8.3         | 19.4                | 38.9                      | 13.9                       | 13.9                        | 2.8          | 0                                     | 5.6                                  | 8.3                                   | 11.1                                  | 19.4         | 36.1       | 36    | 131           |
| 東海          | 3  | 2011.10-12 | 11.8        | 5.9                 | 29.4                      | 5.9                        | 5.9                         | 5.9          | 5.9                                   | 11.8                                 | 0                                     | 0                                     | 23.5         | 35.3       | 17    | 117           |
|             | 4  | 2012.1-3   | 18.2        | 4.5                 | 31.8                      | 0                          | 9.1                         | 9.1          | 4.5                                   | 4.5                                  | 0                                     | 9.1                                   | 18.2         | 18.2       | 22    | 125           |
|             | 1  | 2011.4-6   | 2.8         | 19.4                | 36.1                      | 4.2                        | 20.8                        | 6.9          | 9.7                                   | 11.1                                 | 5.6                                   | 23.6                                  | _            | 18.1       | 72    | 191           |
| V- 010      | 2  | 2011.7-9   | 14.9        | 17.0                | 44.7                      | 4.3                        | 10.6                        | 8.5          | 10.6                                  | 10.6                                 | 6.4                                   | 14.9                                  | 21.3         | 14.9       | 47    | 167           |
| 近畿          | 3  | 2011.10-12 | 7.1         | 7.1                 | 28.6                      | 3.6                        | 10.7                        | 7.1          | 0                                     | 3.6                                  | 0                                     | 3.6                                   | 25.0         | 39.3       | 28    | 149           |
|             | 4  | 2012.1-3   | 9.4         | 15.6                | 31.3                      | 3.1                        | 6.3                         | 3.1          | 6.3                                   | 18.8                                 | 0                                     | 3.1                                   | 25.0         | 21.9       | 32    | 178           |
|             | 1  | 2011.4-6   | 4.3         | 10.9                | 47.8                      | 0                          | 26.1                        | 4.3          | 4.3                                   | 19.6                                 | 4.3                                   | 30.4                                  | _            | 10.9       | 46    | 148           |
| 中国          | 2  | 2011.7-9   | 3.4         | 13.8                | 34.5                      | 6.9                        | 3.4                         | 3.4          | 3.4                                   | 6.9                                  | 6.9                                   | 13.8                                  | 13.8         | 34.5       | 29    | 139           |
| 四国          | 3  | 2011.10-12 | 4.8         | 14.3                | 28.6                      | 4.8                        | 4.8                         | 0            | 9.5                                   | 0                                    | 4.8                                   | 19.0                                  | 28.6         | 9.5        | 21    | 134           |
|             | 4  | 2012.1-3   | 0           | 0                   | 41.2                      | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 17.6                                 | 0                                     | 5.9                                   | 23.5         | 29.4       | 17    | 145           |
|             | 1  | 2011.4-6   | 10.2        | 22.4                | 30.6                      | 0                          | 26.5                        | 8.2          | 4.1                                   | 16.3                                 | 4.1                                   | 24.5                                  | _            | 20.4       | 49    | 149           |
| 九州          | 2  | 2011.7-9   | 13.3        | 23.3                | 23.3                      | 3.3                        | 20.0                        | 13.3         | 3.3                                   | 3.3                                  | 0                                     | 13.3                                  | 6.7          | 23.3       | 30    | 153           |
| 沖縄          | 3  | 2011.10-12 | 5.6         | 5.6                 | 44.4                      | 0                          | 16.7                        | 11.1         | 5.6                                   | 0                                    | 5.6                                   | 5.6                                   | 27.8         | 11.1       | 18    | 142           |
|             | 4  | 2012.1-3   | 5.9         | 0                   | 35.3                      | 0                          | 5.9                         | 5.9          | 0                                     | 5.9                                  | 0                                     | 11.8                                  | 11.8         | 41.2       | 17    | 140           |

単位:割合(%),回答数は実数。出所:ミクロデータより筆者作成。

があり、部品や資材等の調達困難」は第1回調査で第3位(25.0%)となった以降も、直近の第4回調査でも同率第1位(25.0%)となっている。また、「7.被災地に直接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」も第2回調査で15.0%、第3回調査で11.8%、「8.被災地に間接の取

図 4 (a) 売上減少の原因 (北海道)



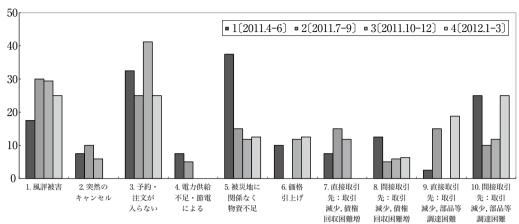
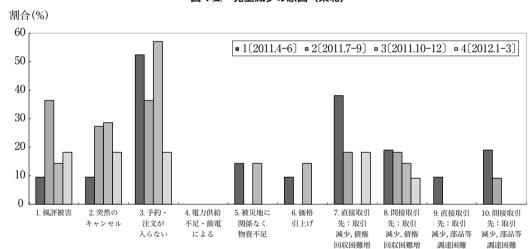


図 4 (b) 売上減少の原因 (東北)



出所:ミクロデータより筆者作成。

引先があり、取引減少・債権回収困難増加」も第1回調査で12.5%、「9. 被災地に直接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」も第2回調査で15.0%、第4回調査で18.8%といずれも高い割合を示している。このように、北海道は被災地との取引が多く、その影響を大きく受けていることが明らかとなった。

「東北」では、4期全ての調査で「3.予約・注文が入らない」が第1位(同率1位含む、第1回52.4%、第2回36.4%、第3回57.1%、第4回18.2%)となっている。また、他の地域と比較して、「7.被災地に直接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」(第1回38.1%、第2回18.2%、第4回18.2%)の割合が高い。同様に、「8.被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収

図4(C) 売上減少の原因 (関東)

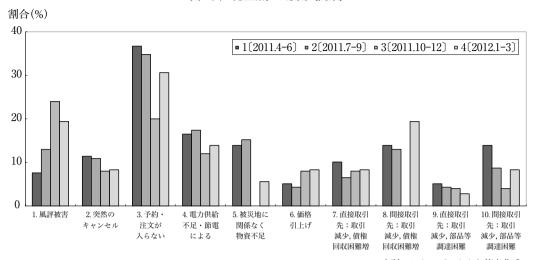
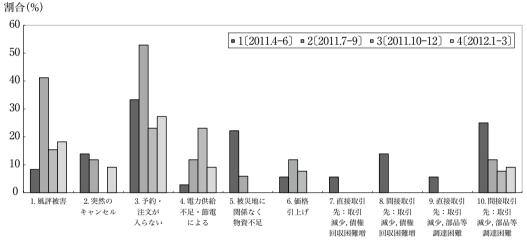


図 4 (d) 売上減少の原因 (北陸)



出所:ミクロデータより筆者作成。

困難増加」(第1回19.0%, 第2回18.2%, 第3回14.3%, 第4回9.1%)の割合も高い。これらは被災地を多く抱える東北地方としては、当然の傾向といえる。また、「1. 風評被害」は、第1回調査時点では9.5%とそれほど高くないが、第2回調査では同率第1位の36.4%に跳ね上がり、その後も他の地域と比較して高い水準(第3回14.3%, 第4回18.2%)となっている。「突然のキャンセル」も、第1回調査時点では9.5%とそれほど高くないが、第2回調査では27.3%、第3回調査では28.6%と急上昇し、直近の第4回調査でも18.2%と他の地域と比較して高い水準となっている。

「関東」では、「3.予約・注文が入らない」、「1. 風評被害」、「4. 電力供給不足・節電による」が

図 4 (e) 売上減少の原因 (東海)

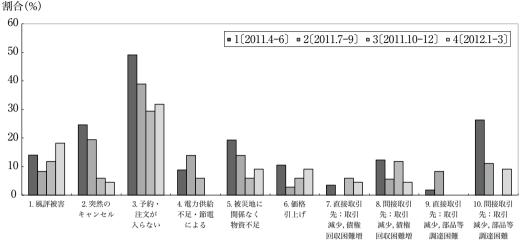
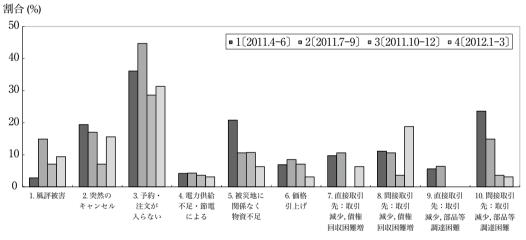


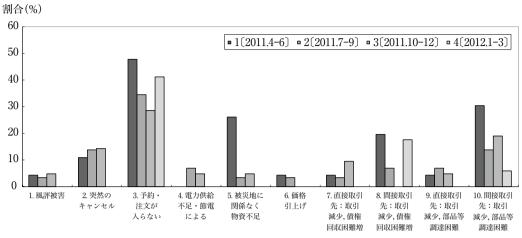
図 4(f) 売上減少の原因 (近畿)



出所:ミクロデータより筆者作成。

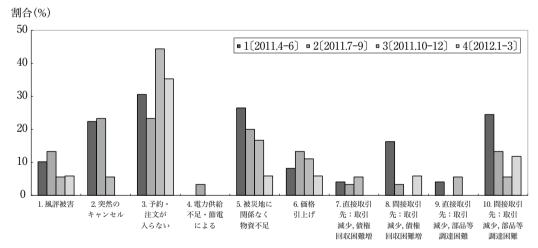
主要な原因となっている。「3.予約・注文が入らない」は,第3回調査を除く全ての時期で第1位となっている(第1回36.7%,第2回34.8%,第4回30.6%)。「1.風評被害」は,第1回調査時点では7.6%と高くないが,第2回調査では13.0%,第3回調査では第1位となる24.0%にまで上昇し,直近の第4回調査でも19.4%と高い水準のままとなっている。「4.電力供給不足・節電による」は,第1回調査(16.5%)と第2回調査(17.4%)ではいずれも理由の第2位となる高い水準となっている。第3回調査(12.0%)と第4回調査(13.9%)では,他の地域と比較するとそれでも高い水準にはあるが,比較的落ち着いてきている。第1回調査と第2回調査の対象期間である2011年4月から9月までの期間は,関東地方ではいわゆる「節電の夏」といわれた

#### 図4(9) 売上減少の原因(中国・四国)



出所:ミクロデータより筆者作成。

図 4 (h) 売上減少の原因 (九州・沖縄)



出所:ミクロデータより筆者作成。

期間である。東京電力管内の電力需要が逼迫し、計画停電(輪番停電)が実施され、企業には更に電力使用制限が課せられた。2011 年から 12 年にかけての秋、冬、春季の電力需要の逼迫は、関東では 2011 年の春、夏季ほどではなく、その傾向が如実に表れている。そうであれば今後も夏季を中心に電力供給不足が再び深刻化することが懸念される。

「北陸」では、全ての時期で「3. 予約・注文が入らない」が第1位(第1回33.3%、第2回52.9%、第3回23.1%、第4回27.3%)となっている。これに次ぐ原因は時期によって移り変わっている。第1回調査では「10. 被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」(25.0%)が第2位、第2回調査と第4回調査では「1. 風評被害」(第2回41.2%、第4回18.2%)が第2位、

第3回調査では「4.電力供給不足・節電による」(23.1%)が同率第1位となっている。

「東海」でも、全ての時期で「3.予約・注文が入らない」が第1位(第1回49.1%、第2回38.9%、第3回29.4%、第4回31.8%)となっている。これに次ぐ原因は、第1回調査では「10.被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」(26.3%)が第2位、「2.突然のキャンセル」(24.6%)が第3位となっている。第2回調査では「10.被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」が11.1%に減少し、「2.突然のキャンセル」(19.4%)が減少しているものの第2位となり、これらに代わり「4.電力供給不足・節電による」(13.9%)が増大している。第3回調査以降では、「4.電力供給不足・節電による」や「2.突然のキャンセル」は減少し、代わって「1.風評被害」(第3回11.8%、第4回18.2%)が第2位に増大している。この他に第3回調査では「8.被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」が11.8%で同率2位となっている。これは年末を迎え被災地にある間接の取引先からの債権回収が困難になったケースの増大と考えられる。

「近畿」でも、全ての時期で「3.予約・注文が入らない」が第1位(第1回36.1%、第2回 44.7%, 第3回28.6%, 第4回31.3%)となっている。これに次ぐ原因として, 第1回調査では 「10. 被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」(26.3%) が第2位となっている。 この点は「北陸」、「東海」と同様である。しかし、第2回調査以降で「2. 突然のキャンセル」の 割合が高いことが特徴的である。第2回調査では「10. 被災地に間接の取引先があり,部品や資 材等の調達困難」が14.9%まで減少し第3位となり、「2. 突然のキャンセル」(17.0%) が第2位 となっている。その後も「2. 突然のキャンセル」は、第3回調査では7.1% (同率第2位)、第4 回調査では15.6%と高い割合を示している。他の地域では「2.突然のキャンセル」は徐々に減少 傾向にあるのに対し、「近畿」では第4回調査で再び増大している点が特徴的である。また、第 4回調査の第2位は「8.被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」(18.8%) であり、年度末、期末を迎え被災地にある間接の取引先からの債権回収が困難になったケースの 増大と考えられる。年末にこの項目のピークを迎えた「東海」と年度末に迎えた「近畿」との違 いが興味深い。「東海」は製造業に比重を置いた産業構造であり、特に自動車産業のこの時期の 不調の影響から,年末に向けてピークを迎えたと考えられる。これに対し「近畿」では,全ての 産業が入り混じった全体の影響として, 年度末, 期末の時期に債権回収困難の増加が露見するケー スが多かったものと考えられる(14)。この点は、自由記述欄からも同様の傾向が伺える。

「中国・四国」でも全ての時期で「3. 予約・注文が入らない」が第1位(第1回47.8%,第2回34.5%,第3回28.6%,第4回41.2%)となっている。これに加えて,「中国・四国」に特徴的であるのは,「1. 風評被害」が他の地域と比較して低いということである。第1回調査では4.3%,第2回調査では3.4%,第3回調査では4.8%,第4回調査では0%と,いずれも低い割合となっている。また,原因の第2位について見てみると,第1回から第3回調査ではいずれも「10.被災地に間接の取引先があり,部品や資材等の調達困難」(第1回30.4%,第2回13.8%同率,第3

回 19.0%)となっている。また、第 4 回調査では「8. 被災地に間接の取引先があり、取引減少・ 債権回収困難増加」(17.6%)が第 2 位となっている。すなわち、「中国・四国」では被災地から 遠いため、風評被害の影響も少なく、被災地との取引は間接的な取引が多いことが示されている。

「九州・沖縄」でも全ての時期で「3. 予約・注文が入らない」が第1位(第1回30.6%,第2回23.3%同率,第3回44.4%,第4回35.3%)となっている。これに加えて「2. 突然のキャンセル」は,第1回調査では22.4%,第2回調査では23.3%(同率1位)と高かったが,第3回調査(5.6%)と第4回調査(0%)では低い水準となっている。また,「5. 被災地に関係なく物資不足」も第1回調査では26.5%(2位)と高かったが,第2回調査では20.0%,第3回調査では16.7%と減少し、直近の第4回調査では5.9%まで減少している。

以上のように売上減少の原因について、地域別にその傾向を示すことを試みた。その結果、 「3. 予約・注文が入らない」はどの地域においても上位の原因となっているが, 「1. 風評被害」が それを上回って原因の第1位となる地域とそうでない地域があることが分かった。「東北」,「北 海道」、「関東」、「北陸」といった東日本を中心とした地域では、第2回調査以降「1.風評被害」 が原因の第1位となることが多かった。また,地域によって被災地にある取引先との関係にも特 徴があることも明らかにすることができた。被災地にある直接の取引先からの影響の多い地域 と、間接の取引先からの影響の多い地域とにおける、割合の推移の相違を時間の経過と共に示す ことができた。また、影響の内容についても、取引の減少や債権回収に対する困難の増加である のか、部品や資材等の調達についての困難の増加であるのかも、地域によって異なる傾向を示す ことが分かった。取引の減少や債権回収が特に困難になっているのは、「東北」、「関東」、「近畿」、 「東海」であった。このうち「東北」では被災地にある直接取引先による影響が大きく,「関東」, 「近畿」,「東海」では被災地にある間接取引先による影響が大きかった。部品や資材等の調達が 特に困難になっているのは、「北海道」、「北陸」、「東海」、「近畿」であった。さらに、西日本で は原因の多くが経時的に減少しているのに対し、「北海道」、「東北」、「関東」ではそのようになっ てはいなかった。このような売上減少原因の地域的傾向はミクロデータに遡って再集計を試みな い限り明らかにすることのできなかった特徴であり、本稿における有意義な発見といえる。

# 4. 売上減少原因の業種別多重クロス分析

次に、売上減少の原因を業種別に分析したい。そのために前節の地域別と同様に、集計前のミクロデータに遡って再集計を行なった。業種別集計として4業種別と20業種別の2種類の集計を試みた。その結果、4業種別調査時期別多重クロス集計表と20業種別調査時期別多重クロス集計表の2つを、いずれもわが国で初めて作成することに成功した<sup>(15)</sup>。はじめに4業種別調査時期別多重クロス集計表に基づいて売上減少の原因を分析することとしたい。4業種別調査時期別集計の結果を示したものが表5である。表5は、売上減少の原因としてアンケート調査を実施し

表 5 売上減少の原因 (4業種別、複数回答)

| 業種        | 調査回 | 調査対象時期     | 1. 風評<br>被害 | 2. 突然<br>のキャ<br>ンセル | 3. 予約<br>・注文<br>が入ら<br>ない | 4. 電力<br>供給不<br>足・節電<br>による | 5. 被災<br>地に関係<br>なく物資<br>不足 | 6. 価格<br>引上げ | 7. 直接取<br>引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 8.間接取<br>引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 9. 直接取<br>引先:<br>取引減少,<br>部品等<br>調達困難 | 10. 間接取<br>引先:<br>取引減少,<br>部品等<br>調達困難 | 11. 円高<br>の進行 | 12.<br>その他 | 設問 回答 数 | 有効<br>回答<br>数 |
|-----------|-----|------------|-------------|---------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--|---------------|------------|---------|---------------|
|           | 1   | 2011.4-6   | 8.8         | 15.8                | 39.0                      | 6.3                         | 22.0                        | 7.3          | 8.5                                   | 14.3                                 | 4.5                                   | 23.0                                   | _             | 18.5       | 399     | 1017          |
| 全業種       | 2   | 2011.7-9   | 16.2        | 16.2                | 36.8                      | 9.0                         | 12.0                        | 6.0          | 6.4                                   | 8.1                                  | 5.6                                   | 11.5                                   | 13.7          | 22.6       | 234     | 956           |
| 王未悝       | 3   | 2011.10-12 | 13.7        | 8.2                 | 31.5                      | 6.2                         | 7.5                         | 7.5          | 5.5                                   | 3.4                                  | 2.1                                   | 6.8                                    | 22.6          | 22.6       | 144     | 867           |
|           | 4   | 2012.1-3   | 14.2        | 7.4                 | 30.9                      | 4.3                         | 5.6                         | 5.6          | 4.9                                   | 12.3                                 | 2.5                                   | 8.6                                    | 19.8          | 25.9       | 161     | 950           |
|           | 1   | 2011.4-6   | 9.1         | 14.5                | 16.4                      | 0                           | 49.1                        | 18.2         | 0                                     | 9.1                                  | 5.5                                   | 27.3                                   | _             | 18.2       | 55      | 171           |
| 7.44号几-安全 | 2   | 2011.7-9   | 10.7        | 17.9                | 32.1                      | 3.6                         | 25.0                        | 3.6          | 0                                     | 0                                    | 3.6                                   | 14.3                                   | 10.7          | 28.6       | 28      | 152           |
| 建設業       | 3   | 2011.10-12 | 4.2         | 16.7                | 29.2                      | 8.3                         | 20.8                        | 16.7         | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 12.5                                   | 4.2           | 25.0       | 24      | 144           |
|           | 4   | 2012.1-3   | 16.7        | 16.7                | 33.3                      | 4.2                         | 12.5                        | 8.3          | 0                                     | 4.2                                  | 4.2                                   | 16.7                                   | 8.3           | 29.2       | 24      | 172           |
|           | 1   | 2011.4-6   | 5.9         | 18.3                | 54.2                      | 6.5                         | 15.0                        | 4.6          | 13.7                                  | 19.0                                 | 3.9                                   | 24.2                                   | _             | 14.4       | 153     | 346           |
| 製造業       | 2   | 2011.7-9   | 10.1        | 14.6                | 36.0                      | 7.9                         | 9.0                         | 7.9          | 10.1                                  | 14.6                                 | 9.0                                   | 13.5                                   | 18.0          | 20.2       | 89      | 329           |
| 製垣未       | 3   | 2011.10-12 | 9.6         | 5.8                 | 30.8                      | 7.7                         | 9.6                         | 5.8          | 5.8                                   | 7.7                                  | 3.8                                   | 7.7                                    | 32.7          | 15.4       | 52      | 301           |
|           | 4   | 2012.1-3   | 12.5        | 3.6                 | 23.2                      | 3.6                         | 3.6                         | 3.6          | 7.1                                   | 16.1                                 | 1.8                                   | 5.4                                    | 28.6          | 28.6       | 56      | 317           |
|           | 1   | 2011.4-6   | 8.8         | 7.3                 | 29.9                      | 8.8                         | 22.6                        | 5.8          | 8.8                                   | 13.9                                 | 5.1                                   | 24.1                                   | _             | 23.4       | 137     | 313           |
| 流通        | 2   | 2011.7-9   | 15.0        | 15.0                | 35.0                      | 11.3                        | 12.5                        | 6.3          | 7.5                                   | 7.5                                  | 3.8                                   | 13.8                                   | 8.8           | 22.5       | 80      | 284           |
| 商業        | 3   | 2011.10-12 | 18.0        | 2.0                 | 30.0                      | 4.0                         | 0                           | 8.0          | 10.0                                  | 2.0                                  | 2.0                                   | 6.0                                    | 22.0          | 32.0       | 50      | 257           |
|           | 4   | 2012.1-3   | 10.5        | 8.8                 | 33.3                      | 7.0                         | 5.3                         | 7.0          | 5.3                                   | 10.5                                 | 1.8                                   | 10.5                                   | 22.8          | 24.6       | 57      | 282           |
|           | 1   | 2011.4-6   | 14.8        | 31.5                | 42.6                      | 3.7                         | 13.0                        | 7.4          | 1.9                                   | 7.4                                  | 3.7                                   | 13.0                                   | _             | 18.5       | 54      | 181           |
| サービ       | 2   | 2011.7-9   | 37.8        | 21.6                | 45.9                      | 10.8                        | 8.1                         | 2.7          | 0                                     | 0                                    | 2.7                                   | 0                                      | 16.2          | 24.3       | 37      | 183           |
| ス業        | 3   | 2011.10-12 | 16.7        | 22.2                | 44.4                      | 5.6                         | 5.6                         | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                      | 22.2          | 11.1       | 18      | 159           |
|           | 4   | 2012.1-3   | 20.8        | 4.2                 | 41.7                      | 0                           | 4.2                         | 4.2          | 4.2                                   | 16.7                                 | 4.2                                   | 4.2                                    | 4.2           | 20.8       | 24      | 172           |

単位:割合(%),回答数は実数。出所:ミクロデータより筆者作成。

た設問を表頭とし、表側の大分類を 4 業種別、さらにその中を調査時期で分割した多重クロス分析表である。また、この集計結果のうち、前節の地域別調査時期別分析と同様に、震災とは直接関係のない「円高の進行」、および「その他」を除いた設問についてグラフ化したものが図 5 (a)  $\sim$  (d) である。

「建設業」では、「5. 被災地に関係なく物資不足」が高い割合を示している点が特徴的である。建設業以外の3業種では全ての時期で「3. 予約・注文が入らない」が第1位となっている。建設業でも第2回調査以降は「3. 予約・注文が入らない」が第1位となっているが、震災直後の第1回調査の時点では、「5. 被災地に関係なく物資不足」が49.1%と圧倒的な第1位となっている。この時点では、「3. 予約・注文が入らない」は16.4%と他の業種の半分程度の割合しかなく理由の第4位に過ぎない。この理由を上回る第2位は「10. 被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」(27.3%)であり、この時期における建設業の問題は、とにかく物資が調達できないということであったことが分かる。理由の第3位も「6. 価格引上げ」(18.2%)であり、これも部品や資材等の物資不足が招いた原材料費の価格引き上げといえる。

「製造業」では,他の業種と比較して,「3.予約・注文が入らない」の割合が高いことが特徴的

である。これが調査を実施した全ての時期で第1位の原因となっている。なおこの割合は、震災 直後の第1回調査では54.2%と高い割合であったが、第2回調査では36.0%、第3回調査では 30.8%, 第4回調査では23.2%と, 時の経過と共に減少している。また, 製造業では被災地にあ る取引先との関係を示した4つの原因、すなわち、「7.被災地に直接の取引先があり、取引減少・ 債権回収困難増加」,「8. 被災地に間接の取引先があり,取引減少・債権回収困難増加」,「9. 被災 地に直接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」、「10. 被災地に間接の取引先があり、部品 や資材等の調達困難」についての割合も、他の業種と比較して全ての時期を通じていずれも高い 傾向にある。これらのうち、「10. 被災地に間接の取引先があり、部品や資材等の調達困難」は、 震災直後の第 1 回調査では 24.2%もあったものが, 第 2 回調査では 13.5%, 第 3 回調査では 7.7%, 第4回調査では5.4%と、これも時間の経過と共に確実に減少している。「9.被災地に直接の取引 先があり、部品や資材等の調達困難」も、最も高い割合を示したのは第2回調査(9.0%)であっ たが、その後、第3回調査では3.8%、第4回調査では1.8%と、これも同様に時間の経過と共に 減少している。すなわち、被災地にある直接あるいは間接の取引先から調達していた部品や資材 等を、被災地以外からの調達に切り替える努力を行なってきた結果、これらの原因は時間の経過 とともに克服しつつあることが読み取れる。しかし一方で、「8. 被災地に間接の取引先があり、 取引減少・債権回収困難増加」は、第1回調査では19.0%であったものが、第2回調査では 14.6%, 第3回調査では7.7%と時間の経過とともに減少しつつあったが, 直近の第4回調査では 16.1%と再び大きく増大している。同様に、「7.被災地に直接の取引先があり、取引減少・債権回 収困難増加」も、第1回調査では13.7%であったものが、第2回調査では10.1%、第3回調査で は 5.8%と減少傾向を辿っていたが、第 4 回調査では 7.1% と再び増大している。これは被災地に ある取引先との取引の減少は時間の経過とともに徐々に克服されてきたが、被災地の取引先企業 の中で、倒産や操業停止する企業が年度末や期末を迎えた12年3月期に増大したことによるも のと考えられる。この点については自由記述欄からも同様の傾向が読み取れる。

「流通・商業」では、主要な原因が横ばい傾向にある点が特徴的である。調査を実施した 4 期全てで原因の第 1 位となっている「3. 予約・注文が入らない」は、震災直後の第 1 回調査では29.9%であった。その後、第 2 回調査では35.0%、第 3 回調査では30.0%と推移し、直近の第 4 回調査では33.3%と今なお震災直後よりも高い割合となっている。「1. 風評被害」も、第 1 回調査では8.8%、第 2 回調査では15.0%、第 3 回調査では18.0%と推移し、第 4 回調査では10.5%とこれも震災直後よりも高い割合となっている。さらに「2. 突然のキャンセル」も、第 1 回調査では7.3%、第 2 回調査では15.0%、第 3 回調査では2.0%と推移し、第 4 回調査では8.8%とやはり震災直後よりも高い割合となっている。このように「流通・商業」では、震災から1 年が経過した現在においても、主要な原因が改善されないまま横ばい状態となっていることが明らかとなった。

「サービス業」では, 「1. 風評被害」と「2. 突然のキャンセル」の割合が他の業種と比較して高

図5(a) 売上減少の原因 (建設業)

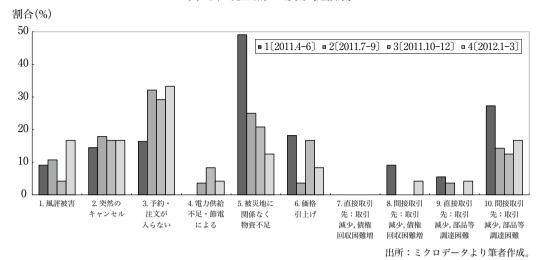
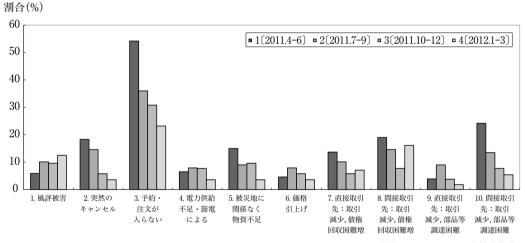


図 5 (b) 売上減少の原因 (製造業)



いことが特徴的である。「1. 風評被害」は震災直後の第1回調査時点でも14.8%(第3位)と他の業種(建設業9.1%,製造業5.9%,流通・商業8.8%,全業種計8.8%)がいずれも1桁台であるのと比較して高い水準にあったが,第2回調査の時点で37.8%(第2位)と最も高い割合を示した。その後,第3回調査では16.7%(第3位)まで減少するが,直近の第4回調査では再び20.8%(第2位)へと増大している。このことから,サービス業における風評被害は,震災から1年以上が経過してもなお解決するどころか増大傾向にあるとも読み取れ,企業の経営に影を落とす深刻な問題であるといえる。また,「2. 突然のキャンセル」は,震災直後の第1回調査では31.5%(第2位)と他の業種(建設業14.5%,製造業18.3%,流通・商業7.3%,全業種計15.8%)と比較しても極めて高い割合となっていた。第2回調査では21.6%(第3位),第3回調

図 5 (c) 売上減少の原因 (流通・商業)

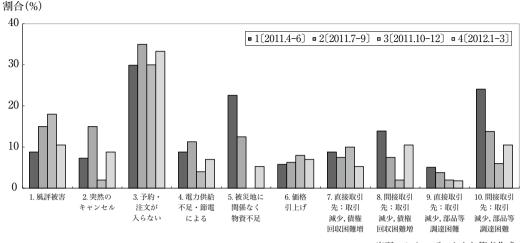
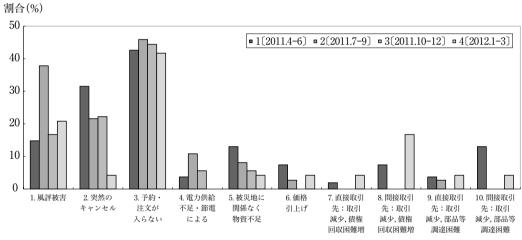


図5(d) 売上減少の原因(サービス業)



出所:ミクロデータより筆者作成。

査では22.2%(第2位)と、「1. 風評被害」(第2回調査では37.8%で第2位、第3回調査では16.7%で第3位)と並び第2位と第3位とを行き来する深刻な原因であった。しかし、直近の第4回調査では4.2%まで減少している。また全体的には時間の経過とともに減少傾向にあり、現時点では一定の克服がなされたものと考えられる。

以上のように売上減少の原因について4業種別にそれぞれの傾向について検討してきたが、4業種分類では区分が大き過ぎるという問題もある。そこで、より詳細な20業種分類についても、4業種分類と同様にミクロデータに遡って再集計を行ない、20業種別調査時期別多重クロス表を作成した。それが表6である。全体的な傾向としては、4業種分類で述べたことがこの20業種分類でも確認できる。加えて、4業種分類では分類が大きすぎて分からなかった傾向についても

表 6 売上減少の原因 (20業種別,複数回答)

|            |    |            |          |                     | <b>1</b> X 0              | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 以ンりに                        |              | 20 未催点                                | , i~~                                | 四百)                                   |                               |               |            |               |               |
|------------|----|------------|----------|---------------------|---------------------------|---|-----------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|---------------|------------|---------------|---------------|
| 業種         | 調査 | 調査対象時期     | 1. 風評 被害 | 2. 突然<br>のキャ<br>ンセル | 3. 予約<br>・注文<br>が入ら<br>ない | 4. 電力<br>供給不<br>足・節電<br>による             | 5. 被災<br>地に関係<br>なく物資<br>不足 | 6. 価格<br>引上げ | 7. 直接取<br>引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 8.間接取<br>引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 9. 直接取<br>引先:<br>取引減少,<br>部品等<br>調達困難 | 10.間接取引先:<br>取引減少,<br>部品等調達困難 | 11. 円高<br>の進行 | 12.<br>その他 | 設問<br>回答<br>数 | 有効<br>回答<br>数 |
|            | 1  | 2011.4-6   | 8.8      | 15.8                | 39.0                      | 6.3                                     | 22.0                        | 7.3          | 8.5                                   | 14.3                                 | 4.5                                   | 23.0                          | _             | 18.5       | 399           | 1017          |
| 人类纸        | 2  | 2011.7-9   | 16.2     | 16.2                | 36.8                      | 9.0                                     | 12.0                        | 6.0          | 6.4                                   | 8.1                                  | 5.6                                   | 11.5                          | 13.7          | 22.6       | 234           | 956           |
| 全業種        | 3  | 2011.10-12 | 13.7     | 8.2                 | 31.5                      | 6.2                                     | 7.5                         | 7.5          | 5.5                                   | 3.4                                  | 2.1                                   | 6.8                           | 22.6          | 22.6       | 144           | 867           |
|            | 4  | 2012.1-3   | 14.2     | 7.4                 | 30.9                      | 4.3                                     | 5.6                         | 5.6          | 4.9                                   | 12.3                                 | 2.5                                   | 8.6                           | 19.8          | 25.9       | 161           | 950           |
| 総合         | 1  | 2011.4-6   | 0        | 0                   | 0                         | 0                                       | 25.0                        | 25.0         | 0                                     | 25.0                                 | 0                                     | 25.0                          | _             | 25.0       | 4             | 13            |
| 工事業        | 2  | 2011.7-9   | 0        | 0                   | 0                         | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                             | 0             | 100.0      | 1             | 12            |
| (官公<br>需中  | 3  | 2011.10-12 | 0        | 33.3                | 16.7                      | 0                                       | 33.3                        | 16.7         | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 33.3                          | 16.7          | 16.7       | 6             | 14            |
| 心)         | 4  | 2012.1-3   | 0        | 0                   | 0                         | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 50.0                          | 50.0          | 50.0       | 2             | 10            |
| 6/A A      | 1  | 2011.4-6   | 6.7      | 20.0                | 33.3                      | 0                                       | 60.0                        | 26.7         | 0                                     | 0                                    | 13.3                                  | 26.7                          | _             | 6.7        | 15            | 63            |
| 総合<br>工事業  | 2  | 2011.7-9   | 16.7     | 8.3                 | 33.3                      | 8.3                                     | 41.7                        | 8.3          | 0                                     | 0                                    | 8.3                                   | 8.3                           | 16.7          | 8.3        | 12            | 57            |
| (民需        | 3  | 2011.10-12 | 0        | 0                   | 42.9                      | 0                                       | 42.9                        | 14.3         | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                             | 0             | 28.6       | 7             | 51            |
| 中心)        | 4  | 2012.1-3   | 0        | 10.0                | 30.0                      | 0                                       | 10.0                        | 20.0         | 0                                     | 10.0                                 | 10.0                                  | 20.0                          | 10.0          | 30.0       | 10            | 64            |
|            | 1  | 2011.4-6   | 11.1     | 22.2                | 22.2                      | 0                                       | 55.6                        | 22.2         | 0                                     | 11.1                                 | 0                                     | 22.2                          | _             | 11.1       | 9             | 23            |
| 職別         | 2  | 2011.7-9   | 0        | 33.3                | 33.3                      | 0                                       | 33.3                        | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 33.3                          | 0             | 50.0       | 6             | 24            |
| 工事業        | 3  | 2011.10-12 | 0        | 0                   | 50.0                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                             | 0             | 50.0       | 2             | 22            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 0        | 0                   | 100.0                     | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                             | 0             | 100.0      | 1             | 29            |
|            | 1  | 2011.4-6   | 11.1     | 11.1                | 7.4                       | 0                                       | 44.4                        | 11.1         | 0                                     | 11.1                                 | 3.7                                   | 29.6                          | _             | 25.9       | 27            | 72            |
| 設備         | 2  | 2011.7-9   | 11.1     | 22.2                | 33.3                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 11.1                          | 11.1          | 33.3       | 9             | 59            |
| 工事業        | 3  | 2011.10-12 | 11.1     | 22.2                | 22.2                      | 22.2                                    | 0                           | 22.2         | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 11.1                          | 0             | 22.2       | 9             | 57            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 36.4     | 27.3                | 36.4                      | 9.1                                     | 18.2                        | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 9.1                           | 0             | 18.2       | 11            | 69            |
|            | 1  | 2011.4-6   | 21.4     | 28.6                | 64.3                      | 7.1                                     | 21.4                        | 7.1          | 28.6                                  | 21.4                                 | 7.1                                   | 14.3                          | _             | 21.4       | 14            | 42            |
| 食料<br>品等   | 2  | 2011.7-9   | 57.1     | 0                   | 0                         | 14.3                                    | 14.3                        | 0            | 42.9                                  | 14.3                                 | 14.3                                  | 42.9                          | 0             | 14.3       | 7             | 41            |
| 製造業        | 3  | 2011.10-12 | 37.5     | 12.5                | 12.5                      | 0                                       | 25.0                        | 12.5         | 12.5                                  | 12.5                                 | 12.5                                  | 0                             | 0             | 37.5       | 8             | 44            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 22.2     | 0                   | 22.2                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 11.1                                 | 11.1                                  | 0                             | 0             | 44.4       | 9             | 42            |
| 繊維・        | 1  | 2011.4-6   | 3.7      | 25.9                | 74.1                      | 0                                       | 3.7                         | 0            | 11.1                                  | 18.5                                 | 0                                     | 11.1                          | _             | 18.5       | 27            | 54            |
| 木材・        | 2  | 2011.7-9   | 16.7     | 16.7                | 38.9                      | 11.1                                    | 0                           | 5.6          | 11.1                                  | 16.7                                 | 5.6                                   | 22.2                          | 16.7          | 16.7       | 18            | 50            |
| 銅製品<br>製造業 | 3  | 2011.10-12 | 20.0     | 20.0                | 60.0                      | 0                                       | 20.0                        | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 20.0                          | 20.0          | 0          | 5             | 38            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 25.0     | 12.5                | 12.5                      | 0                                       | 25.0                        | 12.5         | 12.5                                  | 37.5                                 | 0                                     | 12.5                          | 12.5          | 25.0       | 8             | 39            |
|            | 1  | 2011.4-6   | 5.0      | 25.0                | 40.0                      | 5.0                                     | 20.0                        | 10.0         | 5.0                                   | 10.0                                 | 5.0                                   | 25.0                          | _             | 15.0       | 20            | 33            |
| 印刷・<br>同関連 | 2  | 2011.7-9   | 0        | 6.3                 | 31.3                      | 0                                       | 31.3                        | 25.0         | 0                                     | 18.8                                 | 18.8                                  | 18.8                          | 6.3           | 25.0       | 16            | 33            |
| 産業         | 3  | 2011.10-12 | 0        | 0                   | 42.9                      | 0                                       | 14.3                        | 14.3         | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 14.3                          | 14.3          | 28.6       | 7             | 32            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 14.3     | 14.3                | 42.9                      | 0                                       | 0                           | 0            | 14.3                                  | 0                                    | 0                                     | 0                             | 0             | 14.3       | 7             | 37            |
| 化学・        | 1  | 2011.4-6   | 6.7      | 20.0                | 66.7                      | 0                                       | 13.3                        | 13.3         | 6.7                                   | 13.3                                 | 0                                     | 20.0                          | _             | 20.0       | 15            | 42            |
| 石油製        | 2  | 2011.7-9   | 14.3     | 28.6                | 14.3                      | 0                                       | 14.3                        | 0            | 14.3                                  | 28.6                                 | 0                                     | 0                             | 28.6          | 0          | 7             | 34            |
| 品等製<br>造業  | 3  | 2011.10-12 | 0        | 0                   | 40.0                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 20.0                                 | 0                                     | 0                             | 20.0          | 20.0       | 5             | 31            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 0        | 0                   | 16.7                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 33.3                                 | 0                                     | 0                             | 0             | 50.0       | 6             | 40            |
| 鉄鋼・        | 1  | 2011.4-6   | 0        | 25.0                | 37.5                      | 0                                       | 25.0                        | 12.5         | 12.5                                  | 12.5                                 | 0                                     | 37.5                          | _             | 0          | 8             | 11            |
| 非鉄         | 2  | 2011.7-9   | 0        | 66.7                | 33.3                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                             | 0             | 66.7       | 3             | 13            |
| 金属<br>製造業  | 3  | 2011.10-12 | 0        | 0                   | 100.0                     | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                             | 100.0         | 0          | 1             | 11            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 0        | 0                   | 50.0                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 25.0                          | 75.0          | 0          | 4             | 14            |
|            | 1  | 2011.4-6   | 3.4      | 6.9                 | 55.2                      | 3.4                                     | 17.2                        | 3.4          | 13.8                                  | 24.1                                 | 3.4                                   | 31.0                          | _             | 6.9        | 29            | 66            |
| 金属製品       | 2  | 2011.7-9   | 0        | 10.0                | 60.0                      | 20.0                                    | 0                           | 0            | 0                                     | 10.0                                 | 0                                     | 0                             | 20.0          | 30.0       | 10            | 59            |
| 製造業        | 3  | 2011.10-12 | 0        | 0                   | 12.5                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 12.5                                 | 0                                     | 0                             | 62.5          | 25.0       | 8             | 54            |
|            | 4  | 2012.1-3   | 0        | 0                   | 28.6                      | 0                                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                             | 71.4          | 28.6       | 7             | 54            |

表 6 売上減少の原因 (20業種別,複数回答,続き)

|            |     |            |             | _                   | . 0                       |                            | -5 W/PH                     | (= 0 )       | た「王ルリ,                                | 没双口口                                 | 1, IV.C                               | •                                     |              |            |               |               |
|------------|-----|------------|-------------|---------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------|------------|---------------|---------------|
| 地域         | 調査回 | 調査対象時期     | 1. 風評<br>被害 | 2. 突然<br>のキャ<br>ンセル | 3. 予約<br>・注文<br>が入ら<br>ない | 4.電力<br>供給不<br>足・節電<br>による | 5. 被災<br>地に関係<br>なく物資<br>不足 | 6. 価格<br>引上げ | 7. 直接取<br>引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 8.間接取<br>引先:<br>取引減少,<br>債権回収<br>困難増 | 9. 直接取<br>引先:<br>取引減少,<br>部品等<br>調達困難 | 10.間接取<br>引先:<br>取引減少,<br>部品等<br>調達困難 | 11.円高<br>の進行 | 12.<br>その他 | 設問<br>回答<br>数 | 有効<br>回答<br>数 |
|            | 1   | 2011.4-6   | 2.8         | 13.9                | 41.7                      | 16.7                       | 13.9                        | 0            | 19.4                                  | 22.2                                 | 5.6                                   | 30.6                                  | _            | 13.9       | 36            | 86            |
| 機械         | 2   | 2011.7-9   | 4.0         | 16.0                | 48.0                      | 8.0                        | 4.0                         | 8.0          | 12.0                                  | 12.0                                 | 12.0                                  | 8.0                                   | 32.0         | 8.0        | 25            | 86            |
| 器具<br>製造業  | 3   | 2011.10-12 | 5.9         | 0                   | 29.4                      | 17.6                       | 5.9                         | 5.9          | 11.8                                  | 5.9                                  | 5.9                                   | 11.8                                  | 47.1         | 0          | 17            | 78            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 14.3        | 0                   | 14.3                      | 14.3                       | 0                           | 7.1          | 14.3                                  | 14.3                                 | 0                                     | 7.1                                   | 50.0         | 28.6       | 14            | 82            |
|            | 1   | 2011.4-6   | 25.0        | 0                   | 50.0                      | 25.0                       | 25.0                        | 0            | 0                                     | 25.0                                 | 25.0                                  | 25.0                                  | _            | 25.0       | 4             | 12            |
| その他        | 2   | 2011.7-9   | 0           | 0                   | 0                         | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 0            | 100.0      | 3             | 13            |
| の<br>製造業   | 3   | 2011.10-12 | 0           | 100.0               | 0                         | 100.0                      | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 0            | 0          | 1             | 13            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 0           | 0                   | 0                         | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 100.0                                | 0                                     | 0                                     | 0            | 0          | 1             | 9             |
|            | 1   | 2011.4-6   | 0           | 17.4                | 34.8                      | 17.4                       | 8.7                         | 0            | 8.7                                   | 13.0                                 | 4.3                                   | 13.0                                  | _            | 34.8       | 23            | 42            |
| 情報         | 2   | 2011.7-9   | 12.5        | 50.0                | 25.0                      | 37.5                       | 0                           | 0            | 12.5                                  | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 12.5         | 25.0       | 8             | 37            |
| 通信業        | 3   | 2011.10-12 | 0           | 16.7                | 33.3                      | 16.7                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 50.0         | 50.0       | 6             | 34            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 0           | 42.9                | 14.3                      | 14.3                       | 0                           | 0            | 0                                     | 28.6                                 | 0                                     | 0                                     | 28.6         | 14.3       | 7             | 36            |
|            | 1   | 2011.4-6   | 7.7         | 7.7                 | 23.1                      | 15.4                       | 15.4                        | 0            | 7.7                                   | 23.1                                 | 0                                     | 30.8                                  | _            | 15.4       | 13            | 22            |
|            | 2   | 2011.7-9   | 11.1        | 22.2                | 33.3                      | 0                          | 11.1                        | 11.1         | 0                                     | 33.3                                 | 0                                     | 11.1                                  | 22.2         | 0          | 9             | 18            |
| 運輸業        | 3   | 2011.10-12 | 0           | 0                   | 40.0                      | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 40.0                                  | 40.0         | 0          | 5             | 18            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 0           | 0                   | 20.0                      | 0                          | 20.0                        | 0            | 0                                     | 20.0                                 | 0                                     | 0                                     | 40.0         | 20.0       | 5             | 19            |
|            | 1   | 2011.4-6   | 10.5        | 1.8                 | 29.8                      | 5.3                        | 29.8                        | 8.8          | 8.8                                   | 15.8                                 | 8.8                                   | 31.6                                  | _            | 14.0       | 57            | 125           |
|            | 2   | 2011.7-9   | 18.2        | 3.0                 | 36.4                      | 12.1                       | 15.2                        | 3.0          | 6.1                                   | 6.1                                  | 6.1                                   | 24.2                                  | 6.1          | 24.2       | 33            | 130           |
| 卸売業        | 3   | 2011.10-12 | 15.4        | 0                   | 34.6                      | 3.8                        | 0                           | 11.5         | 15.4                                  | 3.8                                  | 0                                     | 3.8                                   | 15.4         | 26.9       | 26            | 111           |
|            | 4   | 2012.1-3   | 4.3         | 0                   | 34.8                      | 4.3                        | 8.7                         | 8.7          | 4.3                                   | 13.0                                 | 4.3                                   | 13.0                                  | 21.7         | 21.7       | 23            | 117           |
|            | 1   | 2011.4-6   | 13.9        | 11.1                | 27.8                      | 5.6                        | 27.8                        | 8.3          | 8.3                                   | 8.3                                  | 0                                     | 22.2                                  | _            | 27.8       | 36            | 86            |
|            | 2   | 2011.7-9   | 16.0        | 20.0                | 36.0                      | 8.0                        | 16.0                        | 8.0          | 12.0                                  | 0                                    | 4.0                                   | 8.0                                   | 8.0          | 20.0       | 25            | 71            |
| 小売業        | 3   | 2011.10-12 | 44.4        | 0                   | 22.2                      | 0                          | 0                           | 0            | 11.1                                  | 0                                    | 11.1                                  | 0                                     | 22.2         | 33.3       | 9             | 68            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 25.0        | 6.3                 | 50.0                      | 12.5                       | 0                           | 12.5         | 6.3                                   | 0                                    | 0                                     | 18.8                                  | 18.8         | 18.8       | 16            | 76            |
|            | 1   | 2011.4-6   | 0           | 0                   | 37.5                      | 12.5                       | 0                           | 0            | 12.5                                  | 12.5                                 | 12.5                                  | 0                                     | _            | 50.0       | 8             | 38            |
| 不動産        | 2   | 2011.7-9   | 0           | 0                   | 40.0                      | 0                          | 0                           | 20.0         | 0                                     | 20.0                                 | 0                                     | 0                                     | 0            | 60.0       | 5             | 28            |
| ・物品<br>賃貸業 | 3   | 2011.10-12 | 25.0        | 0                   | 0                         | 0                          | 0                           | 25.0         | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 0            | 75.0       | 4             | 26            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 16.7        | 16.7                | 16.7                      | 0                          | 0                           | 0            | 16.7                                  | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 16.7         | 66.7       | 6             | 34            |
|            | 1   | 2011.4-6   | 10.5        | 21.1                | 36.8                      | 5.3                        | 10.5                        | 0            | 5.3                                   | 10.5                                 | 0                                     | 15.8                                  | _            | 26.3       | 19            | 66            |
| 専門         | 2   | 2011.7-9   | 0           | 22.2                | 33.3                      | 11.1                       | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 11.1                                  | 0                                     | 33.3         | 33.3       | 9             | 61            |
| サービ<br>ス業  | 3   | 2011.10-12 | 0           | 16.7                | 50.0                      | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 33.3         | 16.7       | 6             | 50            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 0           | 0                   | 57.1                      | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 0            | 42.9       | 7             | 51            |
|            | 1   | 2011.4-6   | 27.8        | 61.1                | 50.0                      | 5.6                        | 5.6                         | 11.1         | 0                                     | 5.6                                  | 5.6                                   | 0                                     | _            | 16.7       | 18            | 58            |
| 対個人        | 2   | 2011.7-9   | 63.2        | 26.3                | 42.1                      | 15.8                       | 5.3                         | 5.3          | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 5.3          | 21.1       | 19            | 59            |
| サービ<br>ス業  | 3   | 2011.10-12 | 25.0        | 25.0                | 50.0                      | 12.5                       | 12.5                        | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 12.5         | 12.5       | 8             | 56            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 37.5        | 12.5                | 25.0                      | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 12.5                                 | 12.5                                  | 0                                     | 12.5         | 25.0       | 8             | 58            |
|            | 1   | 2011.4-6   | 5.9         | 11.8                | 41.2                      | 0                          | 23.5                        | 11.8         | 0                                     | 5.9                                  | 5.9                                   | 23.5                                  | _            | 11.8       | 17            | 57            |
| 対事業        | 2   | 2011.7-9   | 22.2        | 11.1                | 66.7                      | 0                          | 22.2                        | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 22.2         | 22.2       | 9             | 63            |
| 所サー<br>ビス業 | 3   | 2011.10-12 | 25.0        | 25.0                | 25.0                      | 0                          | 0                           | 0            | 0                                     | 0                                    | 0                                     | 0                                     | 25.0         | 0          | 4             | 53            |
|            | 4   | 2012.1-3   | 22.2        | 0                   | 44.4                      | 0                          | 11.1                        | 11.1         | 11.1                                  | 33.3                                 | 0                                     | 11.1                                  | 0            | 0          | 9             | 63            |

単位:割合(%),回答数は実数。出所:ミクロデータより筆者作成。

明らかにすることができている。

例えば4業種分類の「サービス業」では、前述の通り他の業種と比べて「1. 風評被害」が高い割合を示していた。その点についてさらに詳細な20業種分類で見てみよう。表6から、「1. 風評被害」の影響は、とりわけ「対個人サービス業」や「小売業」で高いことが分かる。「対個人サービス業」では「1. 風評被害」の影響は、震災直後の第1回調査時点から27.8%と高かったが、第2回調査の時点で63.2%と最も高い割合となっている。その後第3回調査では25.0%へ減少したものの、直近の第4回調査では37.5%と震災直後よりも今なお高い割合となっている。同様に「小売業」でも、第1回調査では13.9%、第2回調査では16.0%、第3回調査では44.4%、第4回調査では25.0%といずれも高い割合となっている。特に、震災直後よりも直近の2回のほうが高い割合となっており、小売業における風評被害は、震災直後よりも現在のほうが深刻に企業経営に影響しているといえる。これらに対し、「専門サービス業」(第1回調査では10.5%、第2~4回調査ではいずれも0%)や、「対事業所サービス業」(第1回5.9%、第2回22.2%、第3回25.0%、第4回22.2%)では、風評被害の影響は「対個人サービス業」や「小売業」程には深刻ではないことが分かる。

また、製造業への電力供給不足や節電の影響についても 20 業種分類で見てみたい。「4.電力供給不足・節電による」影響は、製造業の中でも「機械器具製造業」や「金属製品製造業」で高い割合となっていることが分かる。「機械器具製造業」では、第1回調査では16.7%、第2回調査では8.0%、第3回調査では17.6%、第4回調査では14.3%と、全体的に他の製造業よりも高い割合となっている。また、「金属製品製造業」でも、関東地方を中心に深刻な電力供給不足となった2011年7月から9月が調査対象期間である第2回調査で20.0%と高い割合を示している。4業種別多重クロス分析からも電力供給不足の影響が示されていたが、この20業種別調査時期別多重クロス分析により、製造業の中でも特にどの業種で深刻な影響が出ているかが明らかとなった。

# おわりに

本稿では、中同協震災特別調査のミクロデータを使用した多重クロス分析により、東日本大震災の中小企業への影響について分析した。特に、東日本大震災による売上減少の原因について、地域別調査時期別、業種別調査時期別の多重クロス表を作成し、それぞれの地域、業種における傾向や特徴について示すことができた。大震災発生からちょうど1年が経過したが、今なお基礎的な社会統計の把握すら困難な現状において、このような多重クロス表の作成はわが国でも初の試みであり、大震災の影響を統計的に示すものとしても貴重な成果といえる。この成果は、調査を実施した中小企業家同友会全国協議会の努力とミクロデータの貸与に依るところが大きい。

しかし、課題として残されたものもある。DOR調査は、中小企業を対象とした景況調査としてはわが国有数のものである。しかし、サンプル数は政府統計のそれには及ばない。また、本稿

における分析の中心となった売上減少の原因は、ひとつ前の設問で売上が減少したと回答したサンプルのみが回答する層別回答設問であるため、設問への回答数も多くを期待することができない。そもそも多重クロス分析では、クロス表が多重化するに従いそれぞれの分類項目に該当する回答数が小さくなってしまうという問題が避けられない。そのため、この規模の調査を20業種別調査時期別まで細かく分類した場合、それぞれの分類項目におけるサンプル数が小さくなってしまい、結果の信頼性についての問題が発生する。そこで、特に20業種別調査時期別分析については、集計結果を読み解くにあたってはサンプル数と信頼性の問題に充分に留意する必要がある「16」。また同様の理由で、これ以上多層化した多重クロス表の公表についても慎重にならざるを得ない。本稿で実施した8地域別分析よりも詳細な都道府県別調査時期別多重クロス分析なども有効な分析手法であると考えられる。しかし、集計結果の信頼性の観点から、8地域別、20業種別より詳細な分類による分析は本稿では実施しなかった。これらの分析については今後の課題としたい。

#### 謝辞

本研究遂行のため中小企業家同友会全国協議会より、中小企業家同友会景況調査(DOR 調査)および同東日本大震災特別調査の学術研究目的による秘匿処理済ミクロデータの使用許可を受けた。中小企業家同友会全国協議会関係各位には多大なお世話をいただいた。記して謝意を表する。

#### 《注》

- (1)中小企業家同友会景況調査 (DOR 調査) は、中小企業家同友会全国協議会および同企業環境研究センターが実施する景況調査である。調査対象企業は、同団体の会員企業の中から選定された約2300社で、調査期により多少の変動がある。郵送による自計記入方式により実施されている。
- (2)木下滋・土井英二・森博美 (1998) 『統計ガイドブック』 (第2版, 大月書店, 220ページ。)
- (3)中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター (2010)『企業環境研究年報』(中小企業家同友会 全国協議会企業環境研究センター,第15号,129~131ページおよび付属CD-ROM参照。)
- (4)中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター (2011a)「同友会景況調査報告 (DOR) 2011 年 4~6月期」(中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター、第96号。)
  - 中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター (2011b)「同友会景況調査報告 (DOR) 2011 年7~9 月期」(中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター,第 97 号。)
  - 中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター (2011c)「同友会景況調査報告 (DOR) 2011 年 10~12 月期」(中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター,第 98 号。)
  - 中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター(2012)「同友会景況調査報告(DOR) 2012 年 1 ~3 月期」(中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター,第 99 号。)
- (5)調査時期は毎年3,6,9,12月。公表時期はそれぞれの調査翌月上旬である。
- (6)第1回震災特別調査は,2011年6月下旬に調査を実施し,同年7月上旬に調査結果が公表されている。同様に第2回調査は2011年9月下旬に調査を実施し、同年10月上旬に結果を公表。第3回調査は2011年12月下旬に調査を実施し、2012年1月上旬に結果を公表。第4回調査は2012年3月下旬に調査を実施し、同年4月上旬に結果が公表されている。
- (7)DOR 調査ではこれまでにも今回の震災特別調査と同様に、調査票の後半を使用した特別調査が多数 実施されている。

- (8)「11. 円高の進行」は、第2回震災特別調査から設定され、第1回震災特別調査ではそれ以外の11項目によるMAで質問している。円高の進行は大震災とは無関係であるが、第1回震災特別調査で「12. その他」と回答した回答者ののうちの一定数が円高の進行を原因と回答していたため、第2回震災特別調査より選択肢の1つとして追加された。しかし、「12. 円高の進行」は、大震災とは無関係であるため、本稿では集計表に結果を記載するのみで、円高の進行に対する分析は行なわない。
- (9)DOR 震災特別調査ではこれらの他に、問4として、「問2で売上げが「増えた」「大きく増えた」場合、それはどのような原因によるでしょうか。(複数回答可)」という設問がある。選択肢は、「1. 被災企業に代わって新たな取引の開始」、「2. 部品や製品の代替需要」、「3. 震災で延期・保留された需要の回復」、「4. 防災に関する需要の発生」、「5. 被災地支援に関する需要の発生」、「6. 復興に関する需要の発生」、「7. 円高の進行」、「8. その他」の8項目である。本稿の趣旨とは異なるため、問4については本稿では取り上げず、分析は別の機会に行なうこととしたい。
- (10)「2. 突然のキャンセル」は,第1回((15.8%) よりも第2回((16.1%) のほうが(0.3%)高い割合となっているが,全体的な傾向としては時が経つにつれて減少傾向を示しているといえる。
- (11) DOR 調査による6地域分類の地域区分は,「北海道・東北」(北海道,青森,岩手,宮城,秋田,山形,福島),「関東」(茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉,東京,神奈川),「北陸・東海」(新潟,富山,石川,福井,山梨,長野,岐阜,静岡,愛知,三重),「近畿」(滋賀,京都,大阪,兵庫,奈良,和歌山),「中国・四国」(鳥取,島根,岡山,広島,山口,徳島,香川,愛媛,高知),「九州・沖縄」(福岡,佐賀,長崎,熊本,大分,宮崎,鹿児島,沖縄)である。
- (12) DOR 調査による 10 地域分類の地域区分は、「北海道」(北海道)、「東北」(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)、「関東」(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)、「北陸」(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜)、「東海」(静岡、愛知、三重)、「近畿」(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、「中国」(鳥取、島根、岡山、広島、山口)、「四国」(徳島、香川、愛媛、高知)、「九州・沖縄」(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)、「沖縄」(沖縄)である。
- (13)8 地域分類の地域区分は,「北海道」(北海道),「東北」(青森,岩手,宮城,秋田,山形,福島),「関東」(茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉,東京,神奈川),「北陸」(新潟,富山,石川,福井,山梨,長野,岐阜),「東海」(静岡,愛知,三重),「近畿」(滋賀,京都,大阪,兵庫,奈良,和歌山),「中国・四国」(鳥取,島根,岡山,広島,山口,徳島,香川,愛媛,高知),「九州・沖縄」(福岡,佐賀,長崎,熊本,大分,宮崎,鹿児島,沖縄)である。
- (14)「東海」では自動車産業を中心に大企業との関連の深い製造業の割合が高く、これら企業の多くでは、四半期毎に財務諸表の提出を義務付けられている大企業へあるいは大企業からの情報として、四半期毎の適正な財務諸表の作成、管理が行なわれ、貸倒れによる費用を四半期毎に当期の収益に対応させることが可能であった。そのため「東海」では自動車産業の不調の影響が適正に示され、「8. 被災地に間接の取引先があり、取引減少・債権回収困難増加」が年末(第3回調査)に増大した。なお、大震災直後の第1回調査で12.3%と最も高い割合となっていることも、株主総会前の5月には損失の把握が引当金、注記を含めてなされた結果と考えられる。他方、様々な産業の入り混じった「近畿」では、四半期毎に財務諸表の提出を義務付けられている大企業等との関連が「東海」程には高くないため、年度末に一度に損失の把握がなされ、同項目の値が年度末(第4回調査)に増大したと考えられる。
- (15)4業種分類,20業種分類の業種区分は、いずれも現行(2008年改定)の日本標準産業分類(第12回改定)による業種区分で集計を実施した。
- (16)サンプル数による信頼性の問題がありながらも、このような大震災の影響を詳細に示したデータを大震災発生から1年という現時点で迅速に公表することの意義を鑑み、本稿では20業種別調査時期別多重クロス表についても掲載することとした。

# 戦略的転換点における産業組合の組織再編

# ---川俣羽二重産業を例に ---

Organizational Restructuring of Industrial Associations at Strategic Inflection Points:

A Case Study of the *Habutae* Silk Industry in the Kawamata District, Fukushima Prefecture

小木田 敏 彦

Key word: 産業組合, 市場取引の内部化, 情報の不完全性, 囚人のジレンマ, 川俣羽二重

#### はじめに

#### 1. 基本的な問題意識、およびこれまでの検討結果の整理

1990年代以降,戦前の農村織物業研究の分野において,地域経済の中で同業組合や産業組合が果たした役割に対する関心が高まっている。主たる関心は次の2点に集中していると言える。まず,白戸(2004)は流通システムにおける役割を重視し,「中間組織」の概念の意義について指摘している。実際の市場取引では「市場の失敗(market failure)」が生じるため,「『市場原理』に基づく交換と『組織原理』に基づく交換との中間」に「市場取引を制約するさまざまなタイプの組織が存在し、重要な役割を果たしてき」た(1)からである(白戸、2004:3)。これに対して、橋野(2007)は同業組合の存在意義たる品質管理における役割を重視し,「クラフト的生産体制(craft production)」(ピオリ&セーブル、1993)の一形態である「地域共同体(manucipalism)」の概念に注目している。「地域共同体」の概念は日本の在来織物業産地に適用可能なものであり、人的資源管理をも視野に含めつつ品質管理の問題(2)を把握しようとしている点が特徴である。

筆者は、地域経済論的な観点から同業組合の役割を明らかにする作業を通じて、この2つの問題意識の融合を試みてきた。対象としたのは明治・大正期の羽二重産業である。地域経済はゲームの束の如くであって、種々の「取引費用(transaction cost)」<sup>(3)</sup>が発生した。たとえば、もともと羽二重市場は「レモン市場(market for lemons)」と同じ構造になっており、不正取引がなく

ても一定数量の欠品を覚悟して買入なければならなかった(小木田,2009)。また,情報を完全化しても,羽二重市は「囚人のジレンマ(prisoners' dilemma)」と同じ構造<sup>(4)</sup>になっていたため,製品が不均質であった(小木田,2010)。福井羽二重産業では同業組合や「社」と呼ばれる機業家の自主流通組織が前者の「市場の失敗」を,そして産業組合が後者の「市場の失敗」<sup>(5)</sup>を克服することによって,「取引費用」を軽減し,地域経済を発展させることに成功した。

地域経済論的に見た場合,福井羽二重産業史はまさに市場創造史であったと言い得るが,品質管理には人的資源管理も重要であった。「奉公」という伝統的な教育システムに労働力供給を依存していたため,女工の長期勤続は望みえず,機業家は慢性的な女工不足に悩んでいた。このため,福井県では見習期間の短縮に努めると同時に,品質検査の結果と賃金体系をリンクさせることで,技能向上に対する女工のインセンティブを刺激した(小木田,2009)。力織機化による労働節約効果によって女工不足は緩和されたが,大半の女工は結婚と同時に退職したため,女工不足が解決したわけではなかった。このため,力織機化には,「余業」という労働力供給システムに依拠する賃機も発達した。賃機は「エージェンシー問題(agency problem)」を抱えていたが,上記の賃金体系には盗糸をも抑制する効果があり,賃機の巨大化も見られた(小木田,2010)。

このような人的資源管理の問題は「中間組織」の概念では把握できないものであって、この死角を埋めるには「クラフト的生産体制」という概念との融合が不可欠となる。人的資源管理への視界が拓かれることで、谷本(1998)の「在来的経済発展」の問題をも射程に収めることができる。家族主義的小農経営は「余業」と「奉公」という2つの労働力供給システムを内蔵しており、「在来的経済発展」における効率性とは労働力供給システムの円滑な機能と理解することができる。川俣羽二重産業では、「余業」システムに依拠する副業的農家と「奉公」システムに依拠する力織機工場経営者との間に利害対立が生じた。そこで、力織機工場経営者が産業組合を組織して市場取引を内部化して、羽二重市を副業的農家に開放し、同時に双方が優等品市場と中等品市場に特化することで、システム間競合の問題を解決したのであった(小木田、2012)。

このように、地域の経済発展を論じるにあたっては、多様な経済主体にも目配せが必要になってくる。「在来的経済発展」という問題提起の意義も、もともとは画一的で規範的な経済主体を軸に展開される歴史観への批判にある。したがって、「市場」か「企業」かといった組織論的な観点も不可欠になってくる。従来、組織論的な観点は理論的関心がやや先走りする傾向が強く、「賃機」か「集中作業場」かといった問題にのみ適用されてきた。しかし、たとえば川俣町周辺農村では、自家製の経糸を使用していた副業的機業家が、力織機化後に自家製の繭を販売し、原料生糸を購入するようになっただけではなく、羽二重を増産するために足踏式を導入した。自家製原料を使用していたのは「権原問題(entitlement problem)」のため、つまりもともと川俣町には十分な原料生糸の供給を促すほどの市場購買力がなかったからであった(小木田、2012)。

組織論的な観点は「集中作業場」そのものにも不可欠であった。コース(1992:63)は「価格メカニズムが機能することが許されていないという点が奴隷制の本質である」と指摘しているが、

「奴隷制」の典型が年季制度であった。川俣地方では年季制度の伝統が力織機化期<sup>66</sup>まで存続していたのに対して、福井羽二重産業では当初から出来高制度が採用されていた。このため、川俣地方の視察団が福井県を視察した際に、作業場の隅々までコスト意識が徹底されていることに驚いている(小木田、2007)。織物業では「分業のメリット」が小さく「規模の経済性(the economy of scale)」が働かないため、年季制度下において「着せ損食わせ損」の不採算部門である見習女工が経営を圧迫していた。これに対して、福井県では見習女工にも生活費を自己負担させることで、「家計と経営の分離」の実現に成功し、マニュファクチュアが発達し得た。

組織的要因によって労働生産性の向上が困難であったため、川俣地方では力織機化によって労働生産性の向上が図られ、出来高制度を採用することで「家計と経営の分離」をほぼ実現した。この結果、福井県と同様に、工場間での女工の活発なフローに悩まされることとなった。女工が価格に敏感に反応するため、勤続年数に関する契約雇用が反故にされ、労働市場の内部化が不十分にならざるを得なかったのである。福井羽二重産業では「現代の数値制御装置(numerically controlled mechanic tools)の先駆」(ピオリ&セーブル、1993:39)であるジャガードを装備して多品種化を試みようにも、出来高制度を採用していたため、簡単に「労働者は Y から X へ移るように命じられたから移る」(コース、1992:70)というわけにはいかなかった。そこで、やはり同業組合や産業組合が組織論的にも重要な役割を果たしていくことになるのである。

#### 2. 本稿の目的と方法

以上で概観したように、「中間組織」の概念と「クラフト的生産体制」という概念を融合する上で、地域経済論的観点と組織論的観点は2つの有力なアプローチになることに対して理解は得られたものと思う。そこで初発の問題意識である同業組合と産業組合に話を戻すと、同業組合論では地域経済論的観点が支配的になっていることに気づく。これは同業組合が非営利団体であることに起因するものであると考えられる。これに対して、産業組合は機業家による共同事業組織であって、組織論的観点からの検討対象となり得る。そもそも「クラフト的生産体制」には協同組合思想の影響が濃厚であることが指摘されており、「柔軟性(flexibility)」の問題を明らかにするには組織論的な観点からの考察も不可欠である。そこで、ひとつの産業組合を取り上げて、組織論的な観点からその「柔軟性」の問題、つまり変幻自在に組み換えられる「さまざまな協力の形」(ピオリ&セーブル、1993:339) について検討してみたい。

本稿で取り上げてみたいのは、1913 (大正 2) 年に福島県伊達郡川俣町に設立された保証責任 川俣信用購買販売組合である。拙稿 (2012) で指摘したように、生産調査会 (7) の答申の中に福島県における産業組合の設立が盛り込まれており、組合設立は日露戦後経営における輸出振興策の一翼を担っていた。しかし、その後、川俣羽二重は深刻な粗製乱造問題を惹き起こし、福島・宮城両県の有力機業家は農工銀行からの低利融資を要望していた。川俣信用購買販売組合は、福島県内務部長大芝惣吉が内務・大蔵・農商務各省と折衝の上、条件付きで勧業銀行から農工銀行経

由で低利資金融資の確約を受け、同時に生産調査会の答申に沿って、同業組合再編をも含む産地 再編の一環として設立されたものであり、地元紙の報道によれば単独の産業組合に対する多額の 融資としては、全国初の試みであった(『福島民報』1912(大正1)11月29日)。

粗製乱造を惹き起こしたのは、力織機化後も機業家が5日ごとに開催される羽二重市で取引を行ったためであり、根本的な要因は生産量が羽二重市場で対応し得る流通量を超過したことにあった。つまり、粗製乱造によって生じた損害は外部市場を利用することによって生じた「取引費用」であり、前述のように市場取引を内部化することで難局を切り抜けたのだが、その立役者となったのが川俣信用購買販売組合であった。「市場」であると同時に「組織」であるという両面性のために、組織の経営健全化は、機業家にとって死活問題となった。しかし、発足当初は品質改善による市場での信用回復のみならず、苦境に立つ機業家の旧債返済支援という大きな社会的使命もあった。このように、川俣信用購買販売組合には羽二重市況と組合員機業家の経営状況を鑑みて、組織再編を図りつつ市場適応力を高めていく「柔軟性」が求められていた。

品質改善の観点から見た場合、この組合は発足当初から「囚人のジレンマ」を抱えたまま営業を続けた。組合が抱えた「囚人のジレンマ」は、福井羽二重産業の「社」における「市場の失敗」とは異なり、背景に「組織の失敗」という問題を抱えていた。品質管理の観点から見た場合、羽二重市における品質競争には、市全体の品質を不均質にするという「囚人のジレンマ」が内在していた。福井羽二重産業では産業組合が共同購入・共同販売によって、「囚人のジレンマ」による「市場の失敗」を克服する制度として機能し得たが、これは組合員が比較的少数で取引ルールの変更に要する「取引費用」が小さかったからであった(小木田、2010)。これに対して、川俣信用購買販売組合は営業開始とほぼ同時に共同購入を放棄してしまった<sup>(8)</sup>ため、再び「囚人のジレンマ」の問題が発生した。しかし、機業家が二派に分かれ、相互の意思疎通を欠いていたため、取引ルールを変更し共同購入を再開するのに要する「取引費用」が莫大であった。

本稿で検討したいのは、機業家が二派に分かれ、相互の意志疎通を欠いていた状況であり、以下ではこの問題を「『囚人のジレンマ』的状況」と呼ぶことにする。経済地理学の野原(1996:7)は「『市場の原理』を取り入れて成長した協同組合が、『市場の失敗』を克服できるとすれば、市場への適応力を保ちつつ『協同の原理』を強めることによってではならない」と指摘しているが、川俣信用購買販売組合の組織再編成はまさに「協同の原理」を強化するものであった。そこで、本稿では「囚人のジレンマ」的状況の発生から、「囚人のジレンマ」的状況を克服し共同購入を再開する過程に注目することによって、このことを明らかにすると同時に、「市場の原理」によって強化された「協同の原理」が「柔軟性」の本質であることをも明らかにしてみたい。

本稿の構成についても簡単にまとめておこう。まず第 I 章では川俣信用購買販売組合が抱え込むこととなった「囚人のジレンマ」的状況の背景にある諸問題について、生産システムと流通システム、「協同の原理」にわけて紹介する。そして、第 II 章では組合発足から営業開始までの半年間に及ぶ内紛を第一の戦略的転換点と位置づけ、「囚人のジレンマ」的状況が生まれた経緯に

ついて検討する。拙稿(2012)で指摘したように、その後の第一次世界大戦勃発に伴う不況期に、川俣信用購買販売組合は品質管理体制を構築することで、「囚人のジレンマ」的状況を抱えつつも難局を乗り切ることに成功した。しかし、多額の損失が生じたため、その事後処理を巡って再び内紛が生じた。本稿ではその内紛を第二の戦略的転換点と位置づけ、「囚人のジレンマ」的状況を克服する過程について検討してみることとする。

# I 川俣羽二重産業における根源的諸問題

# 1. 生産システムが抱える問題 — 力織機化における地域性 —

まずは対象地域の概況から説明する。川俣羽二重産業の力織機化における最大の特徴は雇用対策としての性格が濃厚であったことであり、「土地の状况に依り商農者が生活困難なるに依り機業経営の志ママ想興りたるの点」にあった(『福島民報』1911(明治44)年2月8日)。このため、表1にあるように、零細工場が卓越しており、117工場のうち6台以下が59%の69工場、7台~12台が23%の27工場もあった。こうした零細工場経営者の出自に関しては、「現時の工場主は機械屋と貸付屋と原料屋との勧誘に基づき他に恰当の業務が無いが為めに初めた種の者が多い」という新聞記事もある(『福島民報』1911(明治44)年2月6日)。

潜在的失業問題の背景についての詳細は拙稿(2007, 2012)に譲ることとし、ここでは本稿での検討に必要な範囲にとどめよう。引用中の「機械屋」とは力織機メーカーであり、「勧誘」とは力織機を分割払いで販売していたことを指している。これに対して、「貸付屋」とは力織機のリースを行った成産合名会社を指している。川俣町史資料の「功労者・納税者表彰関係書類」によれば、1910(明治 43)年2月11日に地主の渡辺弥七は成産合名会社を設立し、「貸附数四百四拾七台」に及んだ。これは川俣町全体の力織機台数の約30%に相当する。そして、成産合名会社は溜屋による同族経営であり、引用中にある「原料屋」をも経営していた。

| 力織機台数     | 人数 (人) | 累計(人) | 比率 (%) |
|-----------|--------|-------|--------|
| 6台以下      | 69     | 69    | 60.0   |
| 7 台~12 台  | 27     | 96    | 82.1   |
| 13 台~18 台 | 5      | 101   | 86.3   |
| 19 台~24 台 | 9      | 110   | 94.0   |
| 15 台~30 台 | 2      | 112   | 95.7   |
| 31 台~36 台 | 4      | 116   | 99.1   |
| •••••     |        |       |        |
| 120 台以上   | 1      | 117   | 100.0  |
|           |        |       |        |

表1 川俣町における規模別機業家数 (1912)

〔出所〕「大正元年十月川俣町電力需要者人数調(川俣町 1979:338-340)より、筆者が作成。

「功労者・納税者表彰関係書類」によれば、1910 (明治 43) 年1月23日に「溜屋綛製造所(一家経営)ヲ創メ私金ヲ出シテ自ラ機業ヲ経営スルカニ乏シキ三十六工場ニ原料トシテ供給」してもいる。綛とは下拵工程の一部を済ませた経糸用の原料生糸である。さらに溜屋は委託販売業務をも行っており、「近時取引機業ト意思疎通ノ為メ親交会ナルモノヲ組織シ相互ノ便益ヲ計リツ、アリ」、「現会員七拾余名ニ及」んでいた(三浦、1913:30-31)。溜屋綛製造所が綛糸を供給する取引相手が36工場であったのに対して、親交会という溜屋と機業家の親睦団体に70名以上もの会員が集まった理由に関しては後述することにする。

日本銀行調査局 (1915:26) は「生産費ニ付キテハ川俣地方ノ悪弊トモ云フベキカ詳細ナル決算ヲナスモノ至テ少ナク大体ノ損益勘定ヲナスニ止マル」と述べている。しかし、収支計算がどんぶり勘定にならざるを得なかったのは、零細工場では家計と経営が未分化であったためであって、「悪弊」、つまり風習の問題ではない。たとえば、新聞報道によれば、ひとたび取り付け騒ぎが起きれば、たちまち「四面楚歌」の状況となり、「立除き命令に接する、月賦既済金は零になる、綛屋生糸屋は未だしも米野菜迄突撃せらるゝ」ような結果を招いたとある(『福島民報』1911(明治44)年2月6日)。「米野菜迄突撃せらるゝ」、つまり米屋や八百屋からも取り立てにあったのは、とりもなおさず家計と経営が未分化であったからである。

このうち「立除き命令」と「月賦既済金」は、「工場も割高なる賃借であ」ったこと、「機台は 月賦償還の高利支払契約であ」ったことを意味する(『福島民報』1911 (明治 44) 年 2 月 6 日)。「既 済金は零になる」のは、メーカーに力織機を没収されることを意味しているものと考えられる。 また、当時の電気料金の体系は固定制であり、大半の工場が電動機を賃借りしてもいた。このよ うに、固定費用が大きかったため、製品価格が損益分岐点を下回っても「休めば家賃も電気料も 損になる」ため操業した方が合理的であったが、「工場主全家が生活の費用に窮する」状況でもあっ た(『福島民報』1911 (明治 44) 年 2 月 6 日)。そこで、主な固定費用について見てみよう。

「六台ノカ織機ヲ以テ経営スル工場ノ収支計算」(県庁文書「川俣・小高産業組合関係書類」所収)という資料は、1913(大正 2)年頃に福島県輸出羽二重検査所の便箋に手書きで書かれたものである。「支出ノ部」を見ると月額で「家賃」が7円、「力織機損料」が7円 20 銭となっている。「損料」は基本的に減価償却費であるが、「損料貸」と言えば賃貸の意味にもなるから、成産合名会社による賃貸料であると見ていいだろう。また、「電気料 モーター使用料共」は10円となっている。以上に「五百四十円借入二年据置」、「年一割八分」という条件での借入金に対する「利子(一ヶ月分)」の8円10銭を加えると、主だった固定費用は合計32円30銭となる。

これに対して、「織賃」は合計 25 円 20 銭となっている。一般に女工 1 人 2 台持ちであったから、製織女工は 3 人であって、女工 1 人あたりの平均月収は 8 円 40 銭だったことになる。この月収によって「工女の多くは工賃を以て生活して居ることに成つた」(『福島民報』1911 (明治 44)年 2 月 6 日)、つまり製織女工は経済的自立を実現することができた。また、「工女の多く」とあるのは、経済的に自立できない下拵女工はまだ年季女工だったからであって、このことは「食費

横糸繰及管捲二人」という項目が物語っている。ちなみにその額は「一人三円六十銭」であるから、こうした費用と比較すれば固定費用がいかに大きかったかがわかる。

#### 2. 流通システムが抱える問題 ── 粗製乱造の諸要因 ──

急速な力織機化のために、川俣羽二重は粗製乱造が深刻化した。粗製乱造問題は「共有地の悲劇 (the tragedy of the commons)」と同じ構造の中で生じた。たとえば、日本銀行調査局 (1915: 102-103) は、「川俣ニ於ケル生絹及原料絲ノ取引ハ悉ク現金取引ニシテ(中略)問屋ノ活動能力ハ単ニ借入金内ニ限局セラレ」ているため、「製品ノ出廻多クシテ資金之ニ供ハザルトキハ全部ノ買入ヲナスコトヲ得ズ機業家ハ其製品ヲ再ビ持帰ルノ已ムナキコトアリ」と指摘している。銀行から「借入」はできたが、産地問屋には手持ちの現金以上の購買力がなかったため、必然的に流通能力には一定の上限があり、市場において売れ残る可能性があったのである。

零細工場経営者にとって、「セイの法則(Say's law)」などまさに茶番でしかなかった。日本銀行調査局(1915:103)が「斯ル場合ニハ機業家ハ原料糸ノ仕入ヲナスコトヲ得ズ徒ニ操業ヲ中止スルノ不便ヲ来タスコトナキニアラズ」と述べているように、休業を余儀なくされる危険があったからである。しかし、1910(明治 43)年は好景気だったこともあって、川俣町では力織機化が急速に進展し、1909(明治 42)年には309台だった力織機台数が、1910(明治 43)年には1112台に急増していた(川俣町、1982:680)。羽二重市場への供給量が増大する中で、資金繰りに苦慮する多くの零細工場経営者が売れ残りによる休業を回避しようとしたため、後述するような「レモン市場」の中で不正な価格競争が生じたのであった。

不正な価格競争によって破滅的な粗製乱造が生じた。羽二重の生産費のうち原料費は80%以上に及ぶため、価格競争は必然的に軽量化競争となった。粗製乱造は力織機化の当初から既に始まっており、「悉く五台若しくは十台等の家族的否半工場的機業家のみ続出し(中略)是等は共に粗製屋と化し現に或る地方に於けるか如きは力織機は粗製に適するものと妄信するに至れるすらある」という新聞記事もある(『福島民報』1910(明治43)年4月2日)。「或る地方」は川俣町を指しており、粗製乱造問題により一時は輸出途絶状態になった。この経済的損失は外部市場を利用する費用よりも、市場取引を内部化する費用の方が小さいことを意味していた。

この結果,1911 (明治 44) 年以降,川俣町では力織機工場経営者によって,表2にある4つの産業組合が相次いで設立されていった。このうち流通システム改革の先駆となったのが,比較的規模の大きな工場が中心となって設立した改良組<sup>(9)</sup>であった。改良組は相馬郡の力織機工場経営者とも提携して,横浜に直営店を開設し,品質に関する情報が完全な練絹取引を開始した。そして,「精練に要する停滞資金の利子其他の諸経費を加算して生絹販売当時と比較するに優に一本につき六十銭以上の利益割合」を実現した(『福島民報』1911 (明治 44) 年7月 24 日)。こうした改良組による流通システム改革は,川俣信用購買販売組合による改革のモデルともなった。

絹織物を製織する場合,下拵の際に生糸の保湿性や強度を高めるために,生糸の表面に糊を付

組合名 機業戸数 1 戸平均 織機台数 改良組 15 534 35.6 川俣組 40 419 10.5 共同組 9.3 39 364 大正組 7 109 15.6 その他 14 72 5.1 115 1498 13.0 合 計

表 2 川俣町における産業組合 (1912)

〔出典〕「川俣・小高産業組合関係書類」所収の無題の資料より作成。

着させる。織り上げた後でこの糊を洗い流すのだが、この工程は整練と呼ばれ、整練工程を経た 絹織物は「練絹」と呼ばれる。これに対して、整練工程を経ていない絹織物は「生絹」と呼ばれ る。整練は整練工場への外注となるため、資金繰りが苦しい機業場は生絹販売に対する高いイン センティヴを有している。しかし、練絹とは異なって品質鑑定が困難であるため、生絹取引は「レ モン市場」と同じ構造にならざるを得なかった。このため、軽量化競争の中で糊に不純物を混入 して、実際よりも厚手の生地に偽る不正が横行したのであった。

改良組によって練絹取引のメリットが明らかになったため、「改良組以外の者は非改良組と目さる〉に忍びず、各町内有志機業家を以て同業組合を組織され石川政十、本田文弥等此組合の組長となり、親交会なる一団体最も振ふ」(大石・山根、1917:63-64)状況となった。引用中の「同業組合」とは表2の川俣組のことを指しており、親交会は石川政十らの川俣組の機業家を中心としつつ、共同組や大正組からも会員が集まっていた。ただし、「大正元年九月川俣町力織機台数調」(川俣町、1979:434)によれば、「改良組」「共同組」「川俣組」「無所属組」となっているため、「大正組」は団体の合併協議が始まってから組織されたようである。

4組合の合併後に、山内(1995)は力織機工場経営者が川俣絹織物同業組合を解散に追い込んだと指摘している。これは恐らく「大正二年」に「力織機業者の反対運動効を奏し石川政十始め多数の力織機業者は之が解散を計」(大石・山根、1917:55)ったという記述に、無批判に従ったものと思われる。しかし、川俣絹織物同業組合は1915(大正4)年に円満に解散したのであって(小木田、2012)、1913(大正2)年に起こったのは、後述するように改良組と川俣組をひとつの対立軸とする川俣信用購買販売組合の内紛であった。そして、この結果、川俣信用購買販売組合は対立軸と同時に「囚人のジレンマ」的状況をも抱えることとなったのであった。

# 3. 「協同の原理」が抱える問題 ― ソーシャル・キャピタルの負の側面 ―

4組合の合併は低利融資の条件であったが、既に示唆したように「三組合の合同は各組合幹部が小感情に駆られて行悩みの状態にあ」った(『福島民報』1912(大正1)年10月8日)。しかし、「協同の原理」にとって、さらに根深い問題があった。ひとつは地域社会の軋轢を組合組織の中

に抱え込んでしまったことである。このため、日本銀行調査局(1915:102)に「従来川俣町ハ上町下町ニ分立シ互ニ相反目嫉視シ啻ニ統一ヲ欠ク」と指摘されている。しかし、そもそも改良組の組合員も川俣組を中心とする親交会の会員も「上町下町ニ分立シ」ていたわけではなかった。そこに「協同の原理」が抱えた問題の根深さがあったのである。

川俣町は、まず1876 (明治9)年に町小綱木村と町飯坂村が合併して川俣村として誕生し、1889 (明治22)年に町制を施行した。「上町」は旧町小綱木村、そして「下町」は旧町飯坂村を指している。相馬地方と信達地方を結ぶ商業的拠点であったため、「上町」と「下町」では利害関係が対立することが多く、聞き取り調査によれば両者の軋轢は戦後まで続いた。川俣信用購買販売組合がこの軋轢を抱え込むことになった原因は保証責任問題にあった。18万円という低利融資の確約を取り付けたものの、融資額が多すぎて力織機工場経営者による出資金だけでは保証額に遥かに及ばなかったのである。このため、力織機工場経営者以外からも、幅広く連帯保証人を募らなければならなかった。

1915 (大正4) 年8月に県知事に宛てた「保証責任川侯信用購買販売組合定款改正ニ関スル陳情書」(県庁資料「川侯・小高産業組合関係書類」所収、以下では「陳情書」とする)において、設立当時の理事のひとりであった高橋喜作は「従来存在セシ四個ノ産業組合ヲ合併シ従前ノ当業者及ビ地方有志家ヲ網羅シテ地方産業ノ発展ヲ図ランガ為メ多数ノ出資口数ト多額ノ保証責任トヲ負ヒ殊ニ当業者以外ノ組合員三十五名ハ百六十三口保証金額九萬八千円ノ責任ヲ帯ヒテ社会ニ其例無キ組合ヲ設立スルニ至レリ」と述べている。18万円のうち「当業者以外ノ組合員」35名が9万8000円分の保証額を負担していたのである。このため、「当業者以外ノ組合員」が理事会に名を連ね、組合運営において大きな発言権を有していた。

大口の《保証人》は地主層であった。「功労者・納税者表彰関係書類」によれば、渡辺弥七は「金壱万八千円ノ保証ヲ為」している。また、新聞記事によれば、武藤茂平も「二萬五千円の責任保証額を承諾」(『福島民報』1912(大正1)年12月6日)している。このように、地主層が率先して《保証人》となったことによって、小口の《保証人》も登場した。たとえば、高橋喜作は羽二重商であったが、商売敵であるはずの川俣信用購買販売組合という独占的な販売組織の《保証人》に名を連ねたのである<sup>(10)</sup>。問題は武藤茂平が「上町」の筆頭地主であるのに対して、渡辺弥七が「下町」の筆頭地主であったということであった。このため、この両者の間で意見の対立が生じると、感情的な確執が独り歩きし、収拾がつかない状況に陥ったのである。

しかし、より根深い問題として、そもそも力織機工場経営者の間に強い団結力がなかったことがあげられる。零細工場経営者の大半は「儲けに創めたのでなく儲かるから初めた」、「働て儲ける筈でなく働かせて儲ける筈であった」、「貸す人が有るから遣った方が利であった」が創業の動機であった(『福島民報』1911(明治 44)年2月6日)。このため、「機台六台据付三ヶ月分月賦金既済小道具つき工女尽きの既に勢込んで運転せる工場仕付け料を加ひて三百幾十円之が昨今百円で売り人が出来た」りもした(『福島民報』1911(明治 44)年2月6日)。このように、力織

機工場で負債を膨らませる前に、羽二重産業から撤退しようとする機業家も後を絶たなかった。

川俣町の仙台屋呉服店には「川俣力織機同業組合員名簿」<sup>(11)</sup>という資料が残されている。仙台屋呉服店の台帳に手書きされた資料であって、店主であり地主でもあった木村徳兵衛が明治末に作成したものと見られる。この資料には128名の機業家名が記されているが、うち1名は重複しており、また連名も1組ある。したがって、126工場のリストである。この資料と「大正元年十月川俣町電力需給者人名調」(川俣町、1979:338-340)を見比べると、126工場のうち約27%にあたる34工場の名前を確認することができない。こうした激しい新陳代謝のために、廃業と休業の区別も曖昧になっていた。つまり、《保証人》にすれば、どこまで本気で工場経営を続けるつもりなのかに関して、情報の不完全性<sup>(12)</sup>が存在していたのである。

# Ⅱ 旧債返済資金貸付問題と第一の戦略的転換点

#### 1. 理事会の構成と対立の構図

保証責任問題が落着してから川俣信用購買販売組合設立までの動向は、比較的順調であった。まず20名の創立委員を選挙で選び(『福島民報』1912(大正1)年12月6日)、組合設立に非協力的な機業家を説得するために5名の交渉委員も選定した(『福島民報』1913(大正2)年1月18日)。創立委員は手始めに「口数及責任保証承諾書を作製」して(『福島民報』1913(大正2)年1月21日)、機業家と契約を交わして「二十日既に百一人の調印済となり残れるは僅に十数名」となった(『福島民報』1913(大正2)年1月25日)。そして「三十日郡衙を経由して同三十一日に県庁に設立認可を申請し」(『福島民報』1913(大正2)年2月1日)、第一回臨時総会を開催して役員も出揃っている(『福島民報』1913(大正2)年2月28日)。

しかし、組合長選挙を発端として、川俣絹織物同業組合が解散問題で紛糾を始めたことを境に、川俣信用購買販売組合でも様々な問題が噴出し始めた。最初に問題となったのは臨時総会の役員人事を県当局に委任したことであって、第一回臨時総会席上では「鎮撫するものありて(中略)沈黙を守り一同其活動の善良を切望し」(『福島民報』1913(大正 2)年 2 月 28 日)ていたが、次第に「紛擾を重ね」(『福島民報』1913(大正 2)年 5 月 1 日)るようになっていた。発足当時の理事会の構成は、県内務部長が組合長を任命し、組合長が理事を配属することによって決められた。「役員会決議録写」(県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収)によれば、1913(大正 2)年 5 月 4 日に組合長佐藤源吉の任命によって、理事会の構成が決まっている。

川俣信用購買販売組合は信用部と購買部,販売部から構成されていたが,このうち信用部と購買部の理事はほぼ地主層によって占められていた。「明治四十一年十月川俣町地主指名並ニ所有田畑地価」(川俣町,1979:309-310)によれば、川俣町の代表的地主は武藤茂平・渡辺弥七・渡辺弥平治・氏家又次郎・大内為一郎・木村徳兵衛ら10名であったが、信用部では武藤茂平が部長に任命され、その他に氏家又次郎・大内為一郎・渡辺弥平治が配属となっている。これに対し

て、購買部では渡辺弥七が部長に任命され、その他に渡辺嘉兵衛・木村徳兵衛が配属されている。販売部の理事は機業家と羽二重商で占められていた。「役員会決議録写」によれば、3月12日の役員会で「改良組合ノ横浜出張所ヲ当組合ニ於テ経承スルコト」が決まっている。このため、販売部は改良組の機業家大内弥惣兵衛が部長に任命され、その他に同じく改良組の機業家五十嵐民之助と前述の高橋喜作が配属となった<sup>(13)</sup>。販売部のみならず、理事の配属は適材適所であった。たとえば、武藤茂平と氏家又次郎は永続社という金融機関を経営しており、種々の資金貸付を担当する信用部に適任であったし、前述のように渡辺弥七は溜屋綛製造所を経営しており、原料の共同購入を行う購買部に適任であった。したがって、まさに町ぐるみの総力戦であった。

しかし、組合の運営方針が密室で決められていることに対して組合員の不信感が高まっていたため、第二回臨時総会の席上は大荒れとなった。「議論質問百出し武藤茂平氏の如きは自分の意見通過せざれば脱会せん等と主張し」、「渡辺弥七氏は頻りに喝を入れしも承知せず」、「大内弥惣兵衛氏諄々として論すも囂々として何事か起こらんとする」有様であった(『福島民報』1913(大正 2)年6月18日)。もともと意思疎通の円滑性に欠け、県内務部長大芝惣吉の強力なリーダーシップによって何とか設立に漕ぎつけた組織であったが、その頼みの綱である大芝惣吉も6月1日に群馬県知事に赴任していた(『福島民報』1913(大正 2)年6月2日)。

議題が組織運営なのだから、激しい議論はむしろ肯定的に見るべきである。問題はその意見集約のあり方にあった。「陳情書」の中で、高橋喜作は「適確ナル経営方針ヲ定ムルコトヲ得ズシテ事業ヲ開始スルノ止ムナキニ至リ組合員ノ精神的統一ヲ欠キ役員ノ意見ハ終始一致スル能ハズ」と述べている。ゲームのルールである「適確ナル経営方針」を定めることなく事業を開始したため、組合員に「精神的統一」が見られなかったというのである。そして、意見集約ができなくなった事由に関して、高橋喜作は「産業組合ノ趣旨実情ニ通暁セザル組合員及ヒ役員ハ日本勧業銀行ヨリ借入レタル低利資金ヲ組合員ニ貸付スルニ当り紛議ヲ醸スニ至リタル」と述べている。

「低利資金ヲ組合員ニ貸付スルニ当リ紛議ヲ醸ス」とあるが、川俣信用購買販売組合は営業開始と同時に旧債返済資金の貸付を行なうことになっていた。旧債返済資金の貸付業務を担当するのは信用部であったが、1916(大正5)年には高橋喜作の他に、信用部理事の武藤茂平や氏家又次郎を加えた計13名が「保証責任川俣信用購買販売組合ニ対スル陳情書」(県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収、以下では「連名陳情書」とする)の中で、同じ批判を繰り返している。このように、高橋喜作が批判している「産業組合ノ趣旨実情ニ通暁セザル組合員及ヒ役員」とは、かねてより親睦を深めていた川俣組の機業家と購買部長渡辺弥七を指していた。

そもそもの事の発端は連帯保証問題にあった。「役員会決議録写」によれば、7月11日の理事会において、旧債返済資金貸付の条件として、担保とは別に「保証人ヲ弐名附サシムル」ことが決議された。しかし、2名の連帯保証人という条件に対して、機業家が猛反発したのである(『福島民報』1913(大正2)年7月21,22日)。反対した理由のひとつは連鎖倒産に対する危惧であったと見られる。理事会批判の急先鋒が川俣組の機業家であり、臨時総会を開催して理事会選挙を

行なおうと画策までしている(『福島民報』1913(大正 2)年 7 月 30 日)。こうした中で勢力を拡大していったのが前述の親交会だったのであって、組合運営に関して一種の圧力団体のような役割を果たすこととなった。

# 2. 産業組合制度の設計思想 — ロッチデール方式とライファイゼン方式 —

「産業組合ノ趣旨実情」や「精神的統一」が問題となっているので、ここで産業組合制度の設計思想について簡単に紹介しよう。野原(1996)は組合員が自立的である場合と非自立的である場合とで協同組合の役割が異なると指摘し、前者による組織を「協同組織」、そして後者による組織を「共同組織」と呼んで区別している。一般に「協同組織」の運営方式はロッチデール方式と呼ばれ、日本では生活協同組合が代表例である。これに対して、「共同組織」の運営方式はライファイゼン方式と呼ばれ、戦前の産業組合や戦後の農業協同組合が代表例とされる。以下で説明するように、ロッチデールはイギリスの地名であり、ライファイゼンはドイツ人の名前である。1844年、イギリスのランカシャー地方にあるロッチデール(Rochdale)という名前の町に、ロッチデール公正先駆者組合(the Rochdale Society of Equitable Pioneers)が設立された。当時のロッチデールは綿紡績とフランネル織物業の町であったが、失業と低賃金に苦しむ労働者たちは、雇用者が兼営する「売店(truck shop、tommy shop)」や居酒屋での購入を強制され、不当に高い価格を押しつけられていた。こうした「トラック制度(truck system)」(14)は違法であったが、抜け道が多かったため、対抗手段として労働者自らが消費者協同組合を設立したのであった。このように、ロッチデール公正先駆者組合は日用品の購入を目的とした組織であって、組合員が事業資金を出資していた。よって、ロッチデール方式の基本方針は「自助(self-help)」である。

これに対して、ライファイゼン(1818-1888)はドイツ農村信用組合運動の指導者であった。中川(1985:89)によれば、農奴解放によって、農民は形式的には土地譲渡や職業選択の自由を得たが、実際には払い下げられた土地に対する支払いのために、農民は多大な負担を強いられていた。この結果、せっかく手に入れた土地を抵当にして借金せざるを得ず、多くの農民が高利貸資本の収奪の下に置かれていた。たとえば、広大な土地の払い下げを委託された「地所仲買人」が土地の売り手と借り手の農民との間に介在し、土地を細分化して需要を増大させることで農地価格を法外につり上げつつ、同時に農民に高利を押し付けていた。ドイツ農村信用組合はこうした農民を窮状から救済するための金融組織であり、日本の産業組合のモデルともなった。

藤沢(1969:136-139)によれば、ロッチデール方式と比較して、ライファイゼン方式には① 地域社会の結びつきを基礎としている、②非出資制であって、組合員の出資をあてにせず、温情 主義的な大口出資者が存在する、③自力のみではなく、指導者の他力をも必要とする、といった 制度的な特徴がある。川俣信用購買販売組合は以上の特徴を満たしており、非出資制を支えてい たのが連帯保証制度であった。藤沢(1969:137)が指摘するように、「たいした担保価値もない 貧しい人たちが、無限責任の連帯保証をしたからとて、欲張りな金持ちが、おいそれと金を貸し てくれるわけはない」。連帯保証は単なる手続き上の問題ではなく,信用のない農民たちが信用 を得るために温情主義的な大口出資者に対して示し得る最大限の誠意であった。

「功労者・納税者表彰関係書類」によれば、保証責任が問題となった際に「元来機業家ヲ営ムモノ薄資本ニシテ得ニ連年ノ不況起ツ克サルノ境ニ有ルモノ多」き状況であるため、当然の如く「有志ノ保証ヲ避ケントスルモノ頻々タル」状況であった。廃業と休業の区別すら曖昧なのだから、旧債返済資金を受け取って廃業する借り逃げのフリーライダーが続出しないとも限らない。こうした情報の不完全性を解消するために、連帯保証制度は不可欠の条件であった。このため、連帯保証に関して、理事会内部では意見が一致しており、当初は渡辺弥七も「同業相憐むは我国の美徳とする所、組合員の相互保証は拒む可きものに非ず」(『福島民報』1913(大正 2)年7月29日)として、機業家に対して連帯保証の意義を切々と説いていたのであった。

# 3. 「囚人のジレンマ」的状況の発生 ── 理事会と機業家の分裂 ──

親交会が勢力を拡大する中で、理事会の中から機業家に大幅に譲歩する案が採決されている。「役員会決議録写」によれば、8月1日から8月3日にかけて行なわれた理事会において、個人貸付以外に「四十名以上ノ連帯貸附」が決議され、40名以上の連帯貸付に保証人は不要とされた。また、「購買部理事ハ販売部ヲ兼任スルコト」という決議事項もある。前述のように、購買部の部長は渡辺弥七であって、販売部に配属された理事の猛反対を押し切ったようである(15)。猛反対した理事のひとりが、「陳情書」を書いた高橋喜作であった。販売部の理事が猛反対したのは保証人の条項であって、40名以上の連帯貸付は連帯保証と言えるのかどうかが争点となった。

「役員会決議録写」によれば、これを受けて、8月20日の理事会では「石川政十外六拾参名ョリ申込タル金弐萬五千弐百八拾円連帯貸附ノ件」について審議がなされた。力織機1台につき40円の貸出であったとすると、2万5280円は力織機632台分になる。総勢64名であったから、1人平均で10台に満たない。これに対して、個人貸付に関しては6名しか申請者がいなかった。「役員会決議録写」の記録はここで終わっているが、その理由は「去る廿五日に至り理事武藤茂平、渡辺弥平治、氏家又治郎、大内弥惣兵衛、木村徳兵衛、五十嵐民之助、高橋喜作の七氏何故か組合長に宛て辞任届を提出」(『福島民報』1913(大正2)年8月29日)したからである。つまり、理事7名が40名以上の連帯貸付に対しては保証人が不要とする貸付条件に異議を申し立てて辞表を提出したため、理事会は空中分解してしまったのである。

注目すべきことに、同じ8月25日付で、改良組を中心とする31名の機業家が、知事・内務部長宛に「上申書」(県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収)を提出している。署名の中には、後に組合改革の中心となる安斎藤三郎、武藤龍蔵、渡辺七郎、菊池推治、三浦宇吉といった改良組出身の機業家<sup>(16)</sup>の名前が見られる。後に五十嵐民之助を中心に一派を構成する機業家である。「上申書」には極めて現実的な代替案が記されている。たとえば、貸付条件として「参人以上五人以下ノ相互保証」を提言している。保証人の数を2名から3~5名に増やすことで、

連鎖倒産のリスクを分散させ得る。また、原料買入代金<sup>(17)</sup>の延納に関して、「定款及内規ニ依ル能ハザルモノニハ賃機組織ノ方式ニヨルモノトス」という救済案も提案しており、仮に返済不能に陥っても賃機によって倒産に陥ることを回避しようとしていた。同時にこの救済措置は相互保証に伴う連鎖倒産のリスクを軽減する工夫でもある。

理事会で審議された形跡は見られないが、「上申書」は機業家が二派に分かれたことを示している。そこで、石川政十ら60名あまりの集団を川俣組系、「上申書」に名を連ねた30名あまりを改良組系と呼ぶことにしよう。「上申書」は改良組系の機業家が、川俣組系の機業家に対して提示した妥協案であると見られる。もともと改良組系はロッチデール方式に基づく販売組織であったが、注目すべきことに、旧債返済資金貸付に関しては、ライファイゼン方式に同意している。この理由は、不況によって負債を抱え、自立した個人という前提が崩れたためであると見られる。よって、問題はむしろ川俣組系の機業家がライファイゼン方式に同意しなかった点にある。

旧債返済資金の貸付は力織機1台あたり40円であった。よって、保証人が2人であれば1台あたり20円になるのに対して、40人であれば1台あたり1円で済むのであって、たしかに40名規模で連帯責任を負えば連鎖倒産のリスクは軽減される。しかし、連鎖倒産に対する過度のリスク軽減は、裏切り行為によって自らの利得の最大化を図るフリーライダーに格好の口実を与えることになる(18)。これに対して、連鎖倒産のリスクが高ければ、裏切り行為は自殺行為に等しくなるため、裏切り行為は抑制される。この結果、情報の完全性が担保される。連鎖倒産のリスクが低ければ、裏切り行為によって自らの利得の最大化を図るフリーライダーの登場を抑制し得なくなる。このように、40名以上の連帯貸付に対しては保証人が不要とする貸付条件は、フリーライダーの論理に他ならず、ライファイゼン方式とは相容れないものであった。

「功労者・納税者表彰関係書類」には、「重ナル有志二於テ薄資ノ機業家二貸付ヲ屑トセス(中略)全年十一月十日ニ至リ之ヲ頌ツ当時勧業銀行ニ其侭返上ノ議ヲ為スモノ多ク其筋ノ厚慈斯ノ如ク」であったとある。「其筋」とは辞表を提出した理事を指していると見られ、11月10日になっても低利融資をそのまま返上すべきという議論 (19) がなされるなど、7名の理事と川俣組系の機業家との関係は平行線を辿っていた。注目すべきは、7名の理事の態度を「厚慈」の観点から否定的に評価している点である。「厚慈」は渡辺弥七と川俣組系の機業家の立場を正当化するものであって、両者が温情主義的な関係で結ばれていたことを意味している。これに対して、7名の理事は「精神的統一」を重視し、フリーライダーの論理を断固として拒絶していたのである。

しかし、事態はフリーライダーにとってより好ましい形で決着した。「功労者・納税者表彰関係書類」によれば、渡辺弥七は「組合機業家百十五名内六十四名ノ連帯ニ対シテ此金額四万九千七百六十円ノ保証ヲナシ漸クニシテ事ノ進捗スルヲ得」た。川俣組系の申請に対して、渡辺弥七自らが保証人となったのである。先の引用にある2万5280円と開きがあるが、後述するように4万9760円という額には原料生糸買入資金の貸付額も含まれている。これによって、川俣信用購買販売組合は営業を開始することができたのであって、「功労者・納税者表彰関係書類」

B. 選挙後の理事会

は「其功著シ」としている。旧債返済資金の貸付総額は5万2800円であり(日本銀行調査局,1915:41),改良組系の機業家も貸付を受けていた<sup>(20)</sup>。恐らくは問題の連帯保証による貸付であったと見られる。

拙稿(2012)で指摘したように、川俣信用購買販売組合は市場取引を内部化して品質管理体制を構築することに成功した。そして、自らは優等品市場に特化し、羽二重市を川俣町周辺農村の副業的機業家に開放して中等品市場を明け渡した。要するに、設立を見送るよりも、いかなる形であろうと設立した方がよかったのであって、設立が危ぶまれる状況にあったことを考慮すれば、たしかに「其功著シ」と言える。しかし、フリーライダーの論理が「厚慈」によって正当化されることで、「精神的統一」は反故にされ、意見集約が困難になってしまった。したがって、「囚人のジレンマ」的状況を克服するための組織的かつ継続的な努力もまた必要であった。

# Ⅲ 買取制度問題と第二の戦略的転換点

# 1. 共同購入の放棄 — 「囚人のジレンマ」の逆説 —

営業開始によって、内紛は沈静化に向かった。1914(大正 3)年1月に理事会選挙が行なわれ、表3にあるように販売部の改良組系の2名の機業家2名が、川俣組系の機業家にかわった。営業開始後の組合運営について議論を尽くさずに開業した結果、品質管理体制も「囚人のジレンマ」を抱えるに至った。営業開始とほぼ同時に、「市場は原料生糸の集散豊富にして組合員は各自希望に依り生産と適当なる現物の撰択購入に便なるか為組合より現物供給を行ふも組合員に満足を与ふる能はさりし」(『福島民報』1914(大正 3)年1月26日)状況となった。旧債返済資金が呼び水となって、安価な原料生糸が大量に流入したのである。この結果、共同購入事業はなし崩し的に中止になった。産業組合はフリーライダーを除名することもできたが、川俣組系の機業家を中心として、みんなで裏切れば怖くないとばかりに、集団でフリーライダー化したのである。

これを制度的な枠組の柔軟な運用と呼び得るかは、かなり疑わしい。渡辺弥七にしろ、川俣組系の機業家にしろ、自らを正当化する論理は「厚慈」、つまり弱者救済であった。しかし、1914(大正3)年に第一次世界大戦が勃発し、一時的に輸出が途絶して以降、川俣組系の機業家に休業者、廃業者が相次いだ。川俣町には力織機台数20台未満の工場が約90工場あり、1915(大正4)年

表 3 川俣信用購買販売組合理事の異動 (1913)

| 信用部 | 武藤茂平·氏家又次郎·大内為一郎·渡辺<br>弥平治 | 武藤茂平·氏家又次郎·大内為一郎·渡辺<br>弥平治 |
|-----|----------------------------|----------------------------|
| 購買部 | 渡辺弥七・渡辺嘉兵衛・木村徳兵衛           | 渡辺弥七・渡辺嘉兵衛・木村徳兵衛           |
| 販売部 | 大内弥惣兵衛・五十嵐民之助・高橋喜作         | 高橋金蔵・本田賢次郎・高橋喜作            |

〔出典〕「役員会決議録写」、および1914 (大正3) 年1月24日付の『福島民報』より、筆者が作成。

A. 選挙前の理事会

の時点でそのうち 23 工場が休業していた(日本銀行調査局, 1915:30)。組合員機業家数も約30 名減少し, 79 名となっていた(日本銀行調査局, 1915:35)。組合の規定で,貸付によって生じた返済の義務を 5 ヶ月以上怠った場合には、組合から除名することができることになっていた(日本銀行調査局, 1915:61)。このため、組合員の減少は休業に伴うものが主な原因であって、一時的に除名処分という形にして返済を猶予したためと見られる。

これに対して、力織機台数 20 台以上の工場の場合、休業は 1 工場しかない(日本銀行調査局、1915:30)。よって、零細工場ほど経営が逼迫していたと言えなくはない。しかし、零細工場の経営を逼迫させた最大の要因は、共同購入事業を放棄したことであった。休業の直接的な原因は委託販売を行っていた横浜の販売店で売れ残ったからであって、要するに「ペケ」品を製造したためであった。たしかに機業家は組合から販売代金の一部を先払いされてはいたが、売れ残った場合に機業家は原料生糸買入のために貸付を受けた代金の支払いが不可能になる。このため、原理的に機業家は買手が見つかるまで休業を余儀なくされることとなった。

第一次世界大戦によって一時的に輸出がほぼ途絶した際に、「川俣信用組合以外の機業家は其儘中止する事と決した」が、「川俣信用組合は断然事業の中止を組合員に命ずる能はず、為めに時価七掛を以て仮渡をなす事に決し」た(『福島民報』1914(大正3)年8月8日)。「時価七掛」は一時的な措置であり、この際に羽二重市で取引を行っていた機業家も、十分な意識改革もないままに川俣信用購買販売組合を通じて委託販売するようになったと見られる。しかし、羽二重市は生絹取引であったため、品質改善に対するインセンティヴに乏しかったのに対して、横浜の販売店では練絹取引であったため、「ペケ」品であることが一目瞭然であった。よって、売れ残りを回避するために、経営方針を抜本的に改めて、品質改善に努めなければならなかったのである。また、川俣羽二重は品質が不均質であり、「整一セル製品ノ供給ヲナスコト能ハズ徒ニ商機ヲ

逸シ漸次得意ヲ失フノ止ムナキ状況ニア」(日本銀行調査局,1915:101)った。この原因は「糸質ノ統一ヲ缺グノ嫌」があり、「不統一原料使用ノ結果ハ直ニ製品ノ上ニ顕ハレ」るからであった(日本銀行調査局,1915:15)。原料生糸の品質を均質化させる有効な手段が共同購入であった。したがって、もし共同購入を行っていれば、少なくとも力織機台数20台未満の工場と力織機台数20台以上の工場の間で、製品の品質を均質化させることができたのであって、零細工場に休業者が続出する事態は回避し得たはずである。このように、中長期的に見た場合、弱者救済という大義名分を果たす上で、共同購入事業の中止は実は完全に逆効果だったのである。

## 2. 買取制度問題について — 価格メカニズムと品質改善 —

第一次世界大戦に伴う不況への対応の過程で、川俣信用購買販売組合は約4万円の損失を出すこととなった。そして、この問題に対する対処をめぐって、川俣信用購買販売組合は再び内紛状態に突入することとなった。「陳情書」において、高橋喜作は「昨年度決算ニ於テ四萬余円ノ損失ヲ来シタ」と指摘し、「一ハ欧洲戦乱ノ影響ヲ蒙リタルニ因ルト雖モ亦タ組合ノ事業経営上欠

陥アリシニ係ルモノ多シト思量ス」と述べている。つまり、たしかに売れ残りには「欧洲戦乱ノ 影響」という要因も作用してはいたが、多額の損失は「組合ノ事業経営上欠陥」であるというこ とである。事業経営上の欠陥とは買取制度のことを指しており、「ペケ」品による損失を機業家 に負担させず、実質的に組合が肩代わりしようとしていたことを批判しているのである。

日本銀行調査局 (1915:44) によれば、生絹を受け入れた段階で、川俣信用購買販売組合は機業家に対して時価 95%を上限として「生絹受入貸付金」を支払っていた。販売代金から「原料生糸買入貸付金」と「生絹受入貸付金」、両者に対する利子、整練費などを差し引いたものが機業家の純益となる。しかし、売れ残りの在庫を抱え、清算ができなくなることもあって、「生絹受入貸付金」による損失は 3万 2000 円以上に及んでいた。委託制度の場合、本来であればこの損失は機業家が返済しなければならない。しかし、「生絹受入貸付金」は事実上の購入価格として機能していたため、川俣組系の機業家が中心となって定款を改正して、委託制度を廃止し、新たに買取制度を導入しようとした、つまり休業に追い込まれた機業家が負担すべき損失を組合に肩代わりさせることで、資金繰りに行き詰まった仲間を救済しようとしたのである。

ここで重要なのは委託制度が品質検査体系の根幹であって、「『市場の原理』を取り入れて」いるということである。川俣信用購買販売組合における品質検査体制は基本的に明治 20 年代の福井羽二重産業のものと同じであって、詳細は拙稿(2009)に譲るが、基本線は品質を製品価格と出来高賃金に反映させることで、価格メカニズムによって品質改善に対するインセンティヴを刺激する点にある。このため、練絹取引を不可欠の条件とした。これに対して、買取制度の導入は生絹取引への後戻りに他ならず、等級検査はほとんど機能しなくなる。生絹取引では「機業家の手を去りたる後に検査するものにして其検査成績は機業家は更らに関知する所に非らす」、「品位の何等に属せしかは問ふ所に非らす」だったからである(川俣絹織物同業組合、1910:109)。

渡辺弥七と川俣組系の機業家が、「厚慈」によって買取制度への正式移行を正当化しようとしたため、当然の如く機業家以外の理事は再び猛反発した。たとえば、「陳情書」において、高橋喜作は「当業者以外ノ組合員ト当業者トノ間ニ利害ノ衝突ヲ来シ根本ヨリ組合ノ基礎ヲ危殆ナラシムル」と述べている。「連名陳情書」にもほぼ同一内容の文面が見られるが、機業家が負担すべき損失を「厚慈」によって組合に肩代わりさせるなどといった提案が、そう簡単に受け入れられるわけはない。非出資性であって、「当業者以外ノ組合員」にすればフリーライダーの論理でしかなかったからである。しかし、「当業者」に改良組系の機業家は含まれておらず、注目すべきことに、この際に改良組系の機業家は「精神的統一」の必要を主張していた。高橋喜作が問題にしたのは「利害ノ衝突」であったが、改良組系の機業家は別の問題意識を持っていた。

「第四回臨時総会決議録」<sup>(21)</sup>(県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収)によると、改良 組出身の機業家は連帯貸付の変更に関する建議書を提出している。趣旨説明を求められ、提出者 のひとりである三浦宇吉は、「連帯制度ニ関シテハ創立当時既ニ他ノ組合員ト異リタル方法ナリ シ故今後事業ノ発展ヲ計リ共同一致ノ実ヲ挙グル上ニ於テ機業家一般同一方法ヲ採ラサルベカラ サルヲ感シ提出セリ」と答弁している。「連帯制度」とは渡辺弥七が保証人となった 64 名に対する連帯貸付のことであって、川俣組系の機業家と改良組系の機業家の意思疎通を妨げているという指摘である。渡辺弥七と川俣組系の機業家が温情主義的な関係を清算して、改良組系の機業家と同じ地平に立たなければ、「囚人のジレンマ」的状況は解消しなかったのである。

ここで重要なことは、「連名陳情書」の提出者にやはり改良組系の機業家が含まれていないことである。このことから、改良組系の機業家が川俣組系の機業家との「共同一致」、つまり協同の可能性を模索していたことがわかる。「機業家一般同一方法」とは、川俣組系の機業家が猛反対した連帯保証であって、改良組系の機業家は連帯保証によって旧債返済資金の借入を行なっていたと見られる。川俣組系の機業家は、休業に追い込まれた機業家に「厚慈」が必要であるという論理を貫いたのだが、休業の本質的な原因は品質改善の努力が足りないからであって、品質を向上させるには共同購入が有効であった。共同購入には機業家が一致団結する必要がある。そこで、改良組系の機業家は「共同一致」によって、局面を打開しようとしたのであった。

# 3. 理事会における組織再編 — 機業家による自主管理体制の構築 —

前述のように、旧債返済資金貸付に際して、改革組系の機業家がライファイゼン方式に則った 提言を行なった理由は、多額の負債を抱えて経済的な自立が脅かされていたからであったと見ら れる。しかし、大戦ブームの到来によって、状況は一変した。たとえば、大石・山根(1917: 68)は「大正五年下半期より六年上半期にかけて空前の好況の為め損失を補填した」と指摘して いる。空前の好景気が訪れて、機業家の経営状態が一気に改善され、健全化したのである。よっ て、再び経済的な自立を実現し得たのであるから、ロッチデール方式への組織改革の可能性が芽 生えてくる。そして、好況に伴う高揚感の中で、渡辺弥七と川俣組系の機業家が自らの正当性の 根拠としていた「厚慈」という論理も急速に説得力を失っていった。

実際,1916 (大正5) 年になると、内紛の争点にちょっとした変化が見られるようになる。たとえば、「連名陳情書」において、機業家以外の13名の組合員は「組合長ノ保証ニ依ツテ旧債償還及ビ原料資金トシテ組合員ニ貸付シタル資金ニシテ三十余名ノ組合員ノ休業及廃業ニ依ツテ未タ償還シ得ザル弐萬余円アリ」と指摘している。連帯貸付を行った64名のうち「三十余名」が「休業及廃業」の状態に陥っていたため、旧債返済資金貸付と原料生糸購入資金(22)の貸付額4万9760円のうち2万円以上が未償還になっていた。陳情者たちはこのことを問題視し、「組合長ニ向ツテ弐萬余円貸付金整理ヲ迫」った。つまり、保証人となった渡辺弥七に対して返済を求めたのである。「休業及廃業」の状態にあった「組合員」の救済は、もはや二の次になっていた。

「組合員ノ休業及廃業」という表現は、情報の不完全性を反映したものである。ただし、不況 期であれば休業は不自然ではないが、好況期の休業は明らかに不自然である。結局、「厚慈」は あくまで例外的措置を正当化する論理でしかないのであって、好況下では正当性を保ち得なかっ たのである。しかし、整理を迫られた側としては面目丸潰れになるため、そう簡単に応じるわけ にはいかなくなる。「連名陳情書」の主目的は、組合長が損失補填の手段として、整練所を組合で買収しようと画策しているとの告発にある。自らの面子のために一方の理事が汚名を挽回しようと躍起になっているのを、他方の理事がその足を引っ張ろうとするという構図であって、日本銀行調査局(1915:102)が「川俣人士ノ共同力乏シキコト」を嘆くのは当然であった。

市場メカニズムの優れた点のひとつは、《神の見えざる手》がプレーヤーに代わって、フリーライダーに対して《天罰》を下すことにある。しかし、《天罰》を下されたフリーライダーを救済しなければ、組織の経営基盤そのものが脆弱化する。改良組系の機業家が「共同一致」を呼びかけたのも、借入金返済のためには、ひとりでも多くのプレーヤーが必要だからであった。そして、幸運にも理事の不和はロッチデール方式への組織改革への道を開くものであった。この理由のひとつは、表4にあるように、相次ぐ理事の辞職によって、理事会の経営管理能力が著しく低下したことにある。このため、新たな理事を選出する必要があった。そして、もうひとつの理由は、貸付金の整理によって、渡辺弥七と川俣組系の機業家の温情主義的関係が清算されるからである。この関係が崩れると、機業家同士の間に「精神的統一」への障害はなくなることになる。

まずは理事会の状況から見てみよう。「川俣組合機密事項 参考書類」(県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収)には、1917(大正 6)年1月29日に「理事補欠選挙行フ」と記されている。新たに当選した理事は安斎藤三郎、武藤龍蔵、渡辺七郎、五十嵐民之助、菊池推治の5名であって、いずれも改良組を組織した機業家であった。五十嵐民之助は営業開始前の初代理事のひとりでもあった。そして、「前記当選者ハ現理事三浦宇吉ヲ加ヒ販売部理事トシテ就職セン」とした。表4にあるように、三浦宇吉<sup>(23)</sup>は現職の理事であったが、前述のように改良組を組織した機業家のひとりであった。よって、販売部は改良組の6名の理事が占めたとなっているのだが、人数の問題、あるいは後述するような事情から、一部は購買部であったものと見られる。

「川俣組合機密事項 参考書類」は著者不詳であるが、改良組出身の理事の横暴を告発する内容となっている。よって、川俣組系の機業家の立場から見た組織改革批判となっている。「野心ヲ以テ理事ニ当選シタルナリ」、あるいは「利己主義横暴理事ノ感化」といった表現が目立つ客観性に乏しい記述であるが、その組織改革の本質はライファイゼン方式からロッチデール方式への転換であったと見ることができる。「川俣組合機密事項 参考書類」によれば、改革の発端は「理事渡辺嘉兵ヰハ販売部長ニ就職シ販売ヲ補佐セシムル目的ヲ以テ三浦宇吉及渡辺七郎ヲ販売部補助係トシテ依願シタ」ことである。前述のように、渡辺嘉兵衛は営業開始以前から理事を歴任し、

表 4 内紛後の理事会の構成 (1915)

| 組合長 | 渡辺弥七                  |
|-----|-----------------------|
| 信用部 | (部長欠員)・大内為一郎          |
| 購買部 | 渡辺弥七 (部長)・木村徳兵衛・本田賢次郎 |
| 販売部 | 渡辺嘉兵衛 (部長)・高橋金蔵・三浦宇吉  |

〔出典〕日本銀行調査局(1915:36)より,筆者が作成。

7名の理事が辞表を提出した際に同調しなかった理事のひとりであった。

また、渡辺嘉兵衛は地主層以外から選出された理事であって、同時に横浜正金銀行との取引交渉に際して、横浜に出張した理事のひとりでもあった<sup>(24)</sup>。同行した渡辺弥七と高橋喜作の意思疎通は必ずしも円滑であったとは思われないため、渡辺嘉兵衛は佐藤源吉とともに典型的な世話役であって、理事会において意思疎通を橋渡しする役割を担っていたものと見られる。組合の組織改革は、この渡辺嘉兵衛が販売部長となって、三浦宇吉と渡辺七郎を補佐役に抜擢したことから始まったことになる。渡辺七郎はもともと横浜笠原商店川俣出張所を任されていた実業家であった。「川俣組合機密事項 参考書類」によれば、三浦宇吉と渡辺七郎は「吾々が補助役トナルニハ安斎藤三郎モ加ヒ□レト云フ條件が出夕」、つまり販売部長である渡辺嘉兵衛に対して、安斎藤三郎も理事に加えてもらいたいという要望を出したのである。

安斎藤三郎も、もともと羽二重商を家業としていたが、安斎藤三郎は「名誉職ナドニハ何等職ヲ有セズトシテ」、一度は要請を拒んでいる。理事が名誉職であるというのはライファイゼン方式のひとつの特徴であるが、それは無給の公職の意味においてである。これに対して、安斎藤三郎の言葉遣いから、理事が本来の職責を全うしていなかった様子が伺える。しかし、理事会と組織の改革が目的であると説得されたようであって、最終的に安斎藤三郎は要請に応じた。「川俣組合機密事項 参考書類」が最も厳しく批判しているのは、三浦宇吉と渡辺七郎、そして安斎藤三郎の3名である。問題は「彼等全部ノ野心ヲ満ダスニハ理事ノ欠員カ四名ナル」点であり、理事のポストを確保するため、組合設立以来の理事である大内為一郎(25)と木村徳兵衛という「二名ノ理事ヲ辞職セシメタ」。しかし、ここまでは「予備行為」とされていて、最も問題視されているのは、1916(大正5)年7月3日における理事会の決定事項を覆したことである。その決議内容とは「理事高橋金蔵ヲ横浜出張所常任理事トシテ常勤者トナス」というものである。

高橋金蔵はもともと大正組の機業家であったが、表3にあるように、1914 (大正3) 年1月の理事会選挙において、川俣組系の機業家の支持を受けて理事に当選していた。1914 (大正3) 年に横浜正金銀行と取引を開始してから、横浜出張所は組合運営において重要な役割を果たすようになっていた。そして、高橋金蔵はその横浜出張所の運営を任されていたのであった。しかし、新たに当選した理事は「高橋理事ハ老年ニテ横浜出張所ノ主任トシテ問題ニナラズトシ出張主任ヲ辞任スベキモノト強制的勧告ヲナシタリ」、つまり高齢を理由に横浜出張所の主任を辞職させたのである。前述のように、客観性に乏しい資料であって、「強制的勧告」の真偽のほどは定かではないが、新たに当然した理事は主要ポストを独占していったことは確かである。これによって、川俣信用購買販売組合の運営は機業家の手に委ねられ、自主管理組織としての性格を強めた。

「川俣組合機密事項 参考書類」において、最後に糾弾されている「野心」とは「生糸購買ニ組合ノ金ヲ利用」していることである。つまり、共同購入事業を再開しようとしていたのである。「役員会決議録写」によれば、1913(大正 2)年 8 月 13 日の理事会で、「組合ハ購買事業ヲ開始シ原料ハ経緯共組合ニテ之ヲ購入シ組合員ニ供給スルコト」が決議されていた。しかし、購買部

長の渡辺弥七は共同購入をなし崩し的に放棄してしまった。このため、渡辺弥七が定款を改正し 買取制度を導入しようとした際に、「陳情書」において高橋喜作に「購買部ハ未ダ実行セザルヲ 以テ全部定款ヨリ刪除セザル可ラズ」と矛盾を指摘されている。共同購入を放棄したのだから、 定款から購買部に関する規定をすべて削除せよということである。

したがって、「川俣組合機密事項 参考書類」が改良組出身の理事を「利己主義的」、「我利主義的」と批判し、共同購入に不同意であったことは、皮肉なことに「他二類例ナキ保証責任組合ノ趣旨実情ハ容易ニ組合員及役員ニ徹底セズ」(「連名陳情書」)という指摘が的確であったことを裏づけるものであった。こうした怪文書の存在に象徴されるように、親交会は急速に求心力を失っていた。1916(大正 5)年 4 月 12 日に佐藤源吉川俣町長が伊達郡役所に提出した「大正五年川俣町工場調査」(川俣町、1979:436)によれば、親交会においてリーダー的存在であった石川政十が廃業したことが報告されている。廃業の理由までは記されていないが、川俣組系の機業家が発言力を弱めていったことを物語る事実であることは明らかである。

「囚人のジレンマ」的状況を解決するには「精神的統一」が必要であり、「精神的統一」を実現するには渡辺弥七と川俣組系の機業家の温情主義的関係を清算する必要があった。「川俣組合機密事項 参考書類」という資料に関してもうひとつ注目すべきは、県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」において、この資料の次に収録されているのが、1918(大正7)年9月30日に伊達郡長が県内務部長に宛てた書簡であったということである。この書簡には「至急」という朱印が捺されており、その内容は「保証責任川俣信用購買販売組合長辞職事由其他ノ件」であった。渡辺弥七が組合長を辞任したのである。その後、組合分離問題という荒療治(26)を経つつ、川俣信用購買販売組合は「囚人のジレンマ」を克服することに成功したのであった。

## おわりに

本稿では、1913(大正 2)年に設立された保証責任川俣信用購買販売組合を例に、市場適応力を高めるために産業組合が戦略的転換を図る過程について検討した。川俣信用購買販売組合は生産システム、流通システム、「協同の原理」という3つのレベルで、それぞれ大きな問題を抱えていた。工場経営者の大半は自己資金だけでは工場を設立できなかった零細機業家であって、自らの出資金で保証責任を引き受けることができなかった。また、こうした機業家の中には、1914(大正 3)年に第一次大戦が勃発して一時的に輸出が途絶するまで、共同販売を拒み、羽二重市で生絹取引を行う者も少なくなかった。この結果、品質改善に対するインセンティヴに乏しく、組合の営業開始とほぼ同時に共同購入をなし崩し的に放棄してしまった。

川俣信用購買販売組合は既存の4つの産業組合を合併したものであったが、各組合間での意思 疎通は円滑性を全く欠いており、合併後も組合運営を巡って二派に分かれることとなった。また、 多くの町内有志者に保証責任を肩代わりしてもらわなければならなかったため、理事会では地主 層が強い発言力を持っていた。このため、地域社会が抱えている軋轢が組合運営の中に持ち込まれる結果となり、時に収拾がつかなくなるほどの非生産的な紛議が繰り返されることもあった。さらに機業家の新陳代謝が激しかったために、どこまで本気で工場経営を続ける気があるのかに関して情報の不完全性が生じていた。特に保証責任を肩代わりした有志者は、貸付金の借り逃げを目論むフリーライダーが続出することに強い警戒心を抱いていた。

川俣信用購買販売組合は、零細工場経営者を救済することを第一の目的とする温情主義的な組織として誕生した。情報の完全性を実現するためには、営業開始と同時に開始する旧債返済資金貸付に対して、連帯保証制度を導入する必要があった。しかし、機業家の猛反対によって、連帯保証制度の導入は見送られた。その際に40名以上の連帯責任には保証人は不要とする貸付条件が提案され、この是非をめぐって理事会は分裂した。この条件は借り逃げを許容し得るからである。一時は組合の設立そのものが危ぶまれたが、理事のひとりが、川俣組系64名の機業家の連帯保証人になることで、理事会では何とか妥協が成立した。これにより設立には至ったものの、この過程で機業家は川俣組系と改良組系の二派に分裂することとなった。

川俣信用購買販売組合は共同購入と共同販売を行うことで、品質改善を図る本来の姿に脱皮していく課題を抱えたまま営業を開始した。組合が早々に共同購入を放棄し、委託販売を行ったために、大量の売れ残りが生じ、川俣組系の機業家から多くの休業者、廃業者が生まれた。この結果、貸付資金の返済が滞り、組合は多額の負債を抱えた。この際に、川俣組系の機業家が販売制度を買取制度に改め、返済不能になった機業家を救済しようとしたため、組合は再び紛糾し、多くの理事が組合を去った。こうした膠着状態を打開し、本来の組合の姿に改革していったのは改良組系の機業家であった。この一派には有力機業家が集結しており、空席になった理事の座に就くことで理事会の機能を回復し、同時に組織再編を実現していったのであった。

生絹は品質鑑定が困難なため、市場から信頼を得られる品質検査体制を構築するには、練絹取引を行う必要があった。そして、欠品を市場から排除するためには、製造者にその責任を負わせる必要があり、この「市場の原理」に基づくルールを徹底するには委託制度が不可欠であった。組合は生絹を受け取り、練絹に加工した後に等級検査を行って販売しており、買取制度に変更した場合、欠品製造の責任を組合が負わなければならなかった。また、品質管理の観点から見た場合、大口取引に対応するためには製品を均質化する必要があり、製品を均質化させるためにはまず原料の品質を均質化しなければならなかった。このために有効な手段が原料生糸の共同購入だったのであって、共同購入の放棄は零細工場の救済にとって実は完全に逆効果であった。

本稿では多くのフリーライダーを抱えた一派と組織再編を実現した一派との間に意思疎通が見られなかった状態を「囚人のジレンマ」的状況と規定した。共同購入という協調戦略を採用すれば高い利得が得られるにもかかわらず、結託する機会が与えられないため協調が成立しなかったからである。そして、双方の意思疎通を遮断する最大の原因を、地主である理事と機業家との温情主義的関係に求めた。恩義を受けた以上、理事の面目を保つのが義理であり、この義理を果た

すのが人情であったはずである。事実,この理事は保証人としての責務を全うした後で隠遁生活に入っており、理事の功績が詳細に記された「功労者・納税者表彰関係書類」という資料には、川俣町として表彰を行うことで名誉を回復させようする意図も見え隠れする。

以上はソーシャル・キャピタルの負の側面であるが、たとえ不恰好な部分があったとしても組合が市場適応力を高めるために組織再編を実現したことは正当に評価すべきである。そうした「柔軟性」には「精神的統一」が不可欠であったが、さらに価格メカニズムが「精神的統一」を強化し得る点を見逃してはならない。間違いなく言えるのは、委託制度を維持したことによって、価格メカニズムを通じての品質改善という「精神的統一」が強化されたということである。ひとたび組合の存在意義に関して共通認識が成立し、機業家が共通の目的を持てば、選択すべき手段に関しても意見集約が容易になる。そして、手段の選択に関して「品位の一定を図るには(中略)原料の購入より製品の販売を同一方針に依りて経営するに在り」(福島県絹織物同業組合協議会、1903:25)ということは、既に地域経済において常識となっていた。

たしかに信用部には旧債返済資金貸付によって機業家を救済するという社会的使命があった。 川俣町では力織機化そのものが雇用対策としての性格を強く帯びていたのであって、設立当初に おける機業家救済の至上命題化には一定の「経路依存性(path dependency)」が見受けられる。 しかし、川俣信用購買販売組合という組織を特徴づけるのは、むしろ「柔軟性」であった。産地 再編というより大きな文脈で見た場合、川俣信用購買販売組合は外部市場での取引を内部化する という役割をも果たしていたのであって、組織であると同時に市場でもあった。このため、「組 織の失敗」=「囚人のジレンマ」的状況は、「市場の失敗」=品質管理における「囚人のジレンマ」 をも惹き起こした。しかし逆に、「市場の失敗」を克服し「市場の原理」を円滑に機能させる過 程で、「組織の失敗」も克服され「協同の原理」をも強化することができたのであった。

#### 謝辞

本稿の執筆にあたって、福島県の様々な方々に大変にお世話になった。また、川俣町にはかつてフォルクローレを愛好する演奏者として、コスキン・エン・ハポンに出演した思い出もある。そうした想いがあるだけに、 眼に見えない恐怖に襲われている状況にとても心を痛めている。この場を借りて感謝の気持ちを述べると同時に、ささやかなエールと祈りを捧げたいと思う。

#### 《注》

- (1) 農業経済学の原(2006:21) は「情報が不完全にしかなりえず市場が失敗する理由は、数え切れないほど多様である」として、数量・計量経済分析から新制度派経済学に基づいた比較制度分析へのシフトが既に学界のトレンドになっていると指摘している。しかし、農業経済学に比べて、農村織物業研究では分析手法のシフトがやや遅れているように思われる。
- (2) 同業組合による品質管理活動の意義にまず注目したのは清川 (1995) であったが、あくまで力織機 化に対する貢献度という観点からでしかなかった。橋野 (2007) はこうした技術決定論的な数量・計 量経済分析から、比較制度分析へと移行しようとする試みに位置づけられる。
- (3)「取引費用」とは問題発見的な概念であって、何らかの特定の分析的枠組みを指す概念ではない。

たとえば、この概念の提案者であるコース(1992:71)は「われわれは、市場で取引を行うための費用や、それが何に依拠しているかについて、ほとんど知らない」と述べ、あくまで《無知の知》という限定合理性の立場を貫いている。

- (4) 個人のレベルで見た場合,機業家が各自で安価な原料を購入して品質競争を行うのは合理的であるが,全体として見た場合,品質が不均質となる。品質を均質化するには原料生糸の品質を揃える必要があるが、そうした原料は比較的高価となる。
- (5) 電動機は《家内制機械工業》を可能にし、家族主義的経営を強化させた。松原(2003:117)によれば、フランスのリヨンでも「20世紀にはいると、新動力源としての電力の導入に伴い」工場数が「急増した反面、工場の経営規模は逆に縮小化に向かった」。同時に「工場それ自体も地理的に分散する傾向が強まった」。このように、力織機化は零細性を打破し得なかったどころか、むしろ零細性を卓越させる結果となったため、力織機化は「囚人のジレンマ」を克服できなかった。この結果、福井羽二重産業では力織機化後に産業組合が相次いで設立されたのであって、少なくとも羽二重産業に関する限り、「力織機化と工場制度の導入が同時並行的に進展した」(清川、1995:193)とする命題は支持しがたい。
- (6) 羽二重産業の力織機化に関しては、「利益の幅が羽二重価格の下落と生糸価格の上昇との板挟みになって漸次縮小されてくるときには、力織機化による単位生産量当りの工賃引き下げは相当大きな意味をもつ」(石井、1965:331-332)といった見解が依然として根強い。しかし、年季制度にはそもそも工賃が存在しない。
- (7) 生産調査会とは高級官僚と貴衆両院議員、そして学識経験者からなる70名の委員によって構成される政策研究会であり、会長である農商務大臣の監督のもとで、経済政策に関して、関係大臣の諮問に答申すると同時に、自ら政策提言を行なうこともできた。
- (8) 前述のように、もともと川俣町には十分な原料生糸の供給を促すほどの市場購買力がなかったため、共同購入に関しても製品の均質化よりも安価な原料の購入の方が重視されていたものと見られる。このため、組合の営業開始によって市場購買力が高まって、安価な原料が大量に供給されるといった事態は想定されていなかったものと思われる。
- (9) 改良組の15名とは、大内弥惣兵衛・渡辺七郎・三浦宇吉・安斎藤三郎・大内伝助・菅野広蔵・ 五十嵐民之助・武藤龍蔵・大内孝蔵・大橋兵蔵・大橋今朝次郎・渡辺善助・高橋愛之助・佐藤兼太郎・ 菊池推治である(三浦,1913:25)。このうち、本稿の検討において重要となるのは、五十嵐民之助・ 三浦宇吉・渡辺七郎・安斎藤三郎・武藤龍蔵・菊池推治の6名である。
- (10) 周辺農村における副業的機業家と川俣町における羽二重商の利害は一致していたのであって、山内 (1995) のように、川俣絹織物同業組合の解散問題を川俣町における力織機工場経営者と周辺農村に おける副業的機業家の利害対立と単純に定式化することはできない。また、改良組設立には高橋喜作 や三浦宇十郎といった羽二重商も関与しており、高橋喜作も「合同練販売ノ必要ヲ認メ」ていた (三浦、1913:25)。
- (11) 「川俣力織機同業組合」は重要物産同業組合法に基づいた正式な組織ではなく,単なる力織機工場経営者の有志を中心とした私的サークルであって,1911 (明治 44) 年 5 月に「川俣羽二重生産費調」(県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収)を作成した「川俣力織機同業会」と同一組織であったと見られる。年代推定の根拠としては、まず「井上機業場」が載っていることを重視した。井上機業場は1906 (明治 39)年に設立された初の本格的力織機工場であり、動力に石油発動機を使用していたこともあって,1911 (明治 44)年に廃業したと見られている。また、「川俣力織機同業組合」は明らかに改良組設立以前に用いられていた呼称である。
- (12) 取り付け騒ぎを回避するため、零細工場経営者は「如何に窮地に陥るも弱音を吐くことを許さぬ」 状況にあり、「外交も必要になれば、政略も湧出せざるを得」なかった(『福島民報』1911(明治 44) 年2月6日)。このため、簡単には腹の内を明かさなかったのである。
- (13) 1917 (大正6) 年当時, 大内弥惣兵衛は力織機 156 台を有しており, 五十嵐民之助は力織機 38 台

を有していた (川俣町, 1982:773)。大内弥惣兵衛は川俣町最大の機業家であったが, 組合運動には それほど熱心ではなく, 1915 (大正4) 年の内紛の後で組合を脱退している。これに対して, 五十嵐 民之助は親子2代にわたって戦前の組合運動の中心にいた。

- (14) 武居(1984)は「トラック制度」を8つの類型に分け、「売店」での購入を強制する制度が最も一般的であったと指摘している。「売店」形式にも、賃金を支払う制度と商品券を配布する制度という2つの類型が紹介されている。
- (15) 共同販売を骨抜きにすることが目的であったと見られる。連帯保証問題の陰に隠れてはいるが、「横浜へ出張して羽二重を販売」(『福島民報』1913(大正2)年5月1日)すること、「製品は凡て組合に於て販売する事」(『福島民報』1913(大正2)年7月22日)に対しても多くの機業家が不満を抱いていた。また、後述するように、組合設立後も羽二重市で取引を行う機業家が多数存在し、共同事業推進の足枷ともなった。
- (16) 1917 (大正 6) 年当時の力織機台数は、安斎藤三郎が36 台、渡辺七郎が65 台、菊池推治が36 台、三浦宇吉が36 台であり、渡辺七郎は大内弥惣兵衛に次ぐ規模の機業家であった(川俣町、1982:773)。いずれも中小工場の域を越えるものではないが、他の零細工場とは異なり、自己資金に見合った規模の経営を行っている点が重要である。
- (17) 旧債返済資金貸付と同時に行われた信用貸付であって、内紛の焦点を明確化するために詳細は後述する。救済策である「賃機組織ノ方式」の提案が秀逸なので、敢えて紹介した。
- (18) フリーライダーの行動原理とは、「ある一集団内の個人の数が少数でない場合、あるいは共通の利益のために個人を行為させる強制もしくは他の特別な工夫がない場合、合理的で利己的個人は、その共通のあるいは集団的利益の達成をめざして行為しない」、あるいは「たとえある大規模集団内のすべての個人が合理的で利己的であり、そして集団としてその共通利益あるいは共通目的の達成をめざして行為して利益が得られるにしても、かれらは依然として自発的にはその共通利益あるいは集団利益を達成するために行為しない」(オルソン、1983:2)という新制度派経済学の分野ではよく知られた原理である。ただし、本稿の意図は、ピオリ&セーブル(1993:340-341)が指摘するように、「コミュニティの団結と産業の一体感」があれば「コミュニティの根っこにある道徳律」が機能して、裏切りを抑制し得ることを実証することにある。
- (19) 川俣信用購買販売組合は1913 (大正2) 年11月2日に総会を開催し、「脱退したる組合員」に関して「低利資金に対しては全部の償還終る迄の間其責任を負担するものとす」(『福島民報』1913 (大正2) 年11月5日) という条項を定款に追加した。組合員を辞めても保証人を辞めることはできないということである。総会への出席者は130名であり、27名の欠席者がいた。欠席者の中には武藤茂平・氏家又次郎・渡辺弥平治が含まれており、辞表を提出した信用部の理事は全員欠席していた。これに対して、購買部と販売部の理事は、辞表の提出者も含めて全員出席していた。以上のことから、低利融資をそのまま返上すべきとの主張を行なったのは、追加条項に激怒した信用部の理事であったと推察される。
- (20) 牧野(1996:37) は「製品織物の品質向上を目指し、組合員に対する力織機導入のために積極的な資金援助活動を行った」同業組合の例のひとつに川俣羽二重産業をあげ、日本銀行調査局(1915)を資料としてあげているが、恐らくは旧債返済資金の貸付を指しているものと見られる。
- (21) この臨時総会が開催されたのは、1915 (大正4) 年 5 月 10 日である。「陳情書」の提出は 1915 (大正4) 年 8 月であって、「第四回臨時総会決議録」には買取制度に関する高橋喜作と川俣組系の機業家との激しい論争も記録されている。
- (22) 「役員会決議録写」によれば、1913 (大正 2) 年7月20日の役員会で「組合員ニ貸附スベキ旧債償還金ハ機台壱台ニ付金四拾円トシ信用貸付金ハ此際機台壱台ニ付金拾円トス」という決議がなされている。つまり、機台1台あたり40円の旧債返済資金貸付を行う際に、さらに10円の「信用貸付金」が行われた。「信用貸付金」は事実上の原料生糸購入資金であったが、内紛の争点になったのは旧債返済資金だったので、焦点を明瞭にするために敢えて伏せておいた。

- (23) 三浦宇吉は三浦宇十郎の息子であり、改良組発足時に「主任トシテ各商館売込ミ方ニ尽力」した実績があった(三浦、1913:25)。このため、川俣組系の機業家からも信頼されていたようであって、「川俣組合機密事項 参考書類」では、新たに当選した改良組出身の理事によって、そそのかされていると擁護する場面もある。しかし、信頼が厚かっただけにその裏返しとして、激しい批判と憎悪の対象となっている。
- (24) 第一次世界大戦によって一時的に輸出がほぼ途絶した際に、川俣信用購買販売組合は「ペケ」品を担保として横浜正金銀行から融資を受けるようになった(小木田、2012)。「川俣組合機密事項 参考書類」によれば、9月に「正金銀行取引開始及横浜出張所整理ノ為メ組合長渡辺弥七理事渡辺嘉兵工佐藤源吉高橋喜作四名出張」している。
- (25) 大内為一郎は,模範的力織機工場を建設して女工の労働環境の改善を試みたり(『福島民報』1910(明治43)年2月10日,3月19日),五十嵐式力織機開発を経済的に支援するなど(『福島民報』1910(明治43)年3月20日),いくつかの開明的な試みを行っている。改良組の機業家大内孝蔵の父親でもあって、組織改革の理解者だったと見られる。
- (26) 詳細な経緯は不要と思われるので概略のみを記す。組合長辞任の目的は連帯保証の整理のためであった (川俣町, 1982:779-780)。整理に並行して、組合員機業家 111 名のうち 65 名を分離しようと画策したが、残る 46 名の組合員機業家が慰留に努め、最終的には組合からの原料生糸供給に関する誓約書を交わして解決している。

### 参考文献

石井寛治(1965)絹織物輸出の発展. 横浜市編『横浜市史 第4巻』305-396、横浜市.

大石為石・山根竹爾(1917)『川俣羽二重沿革誌』川俣二七新報社.

川俣絹織物同業組合(1910)『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.

川俣町(1979)『川俣町史 資料編 近代・現代』(第3巻)川俣町.

川俣町(1982)『川俣町史 通史編』(第1巻)川俣町.

清川雪彦(1995)『日本の経済発展と技術普及』東洋経済新報社.

小木田敏彦(2007)年季制度に関する経済地理学的考察 — 川俣羽二重産業を例に — , 拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究 18:83-99.

小木田敏彦(2009)ジャパン・ブランドの誕生 — 福井羽二重の品質管理 — , 国際開発学研究 9-1: 1-18.

小木田敏彦 (2012) クラフト的生産体制における人的資源管理と品質管理 ── 川俣羽二重を例に ── , 国際開発学研究 12-2:59-77.

白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開』日本経済評論社.

武居良明(1984)『イギリスの地域と社会』御茶の水書房.

谷本雅之(1998)『日本における在来的経済発展と織物業』名古屋大学出版会.

中川雄一郎 (1985) 協同組合思想の系譜,松村善四郎・中川雄一郎著『協同組合の思想と理論』1-120, 日本経済評論社.

日本銀行調査局(1915)『川俣羽二重ニ関スル調査』日本銀行調査局.

野原敏雄(1996)『現代協同組合論』名古屋大学出版会.

橋野知子(2007)『経済発展と産地・市場・制度』ミネルヴァ書房.

原洋之介(2006)『「農」をどう捉えるか』書籍工房早山.

福島県絹織物同業組合協議会(1903)『川俣羽二重取引視察報告』福島県絹織物同業組合協議会.

藤沢宏光(1969)『協同組合運動論』家の光協会.

- 牧野文夫(1996)『招かれたプロメテウス』風行社.
- 松原建彦(2003)『フランス近代絹工業史論』晃洋書房.
- 三浦宇十郎(1913)『川俣羽二重沿革小史』川俣町.
- 山内太 (1995) 日露戦後期における地域振興策とその性格 福島県伊達郡川俣町を事例として , 土 地制度史学 147:38-54.
- Coase, R. H. (1988) *The Firm, The Market, and The Law*, Chicago and London: The University of Chicago Press. コース・R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 (1992)『企業・市場・法』東洋 経済新報社、
- Olson, M. (1965) *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, Cambridge: Harvard University Press オルソン・M. 著,依田博・森脇俊雅訳(1983)『集合行為論』ミネルヴァ書房.
- Piore, M. J. & Sabel, C. F. (1984) *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York: Basic Book ピオリ・M. J. & セーブル・C. F. 著,山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳(1993)『第二の産業分水嶺』筑摩書房.

(原稿受付 2012年4月23日)

# ヴェブレン経済学における所有権と競争

# ---製作本能の視点から ---

Ownership and Competition in Veblen's economics: From the instinct of workmanship's point of view

高橋 宏幸

## 1. はじめに

本稿<sup>(1)</sup>の目的は、ソースタイン・B・ヴェブレン(Thorstein B. Veblen)経済学における「所有権」と「競争」が、製作本能(the instinct of workmanship)とその自己汚染(self-contamination)の一元論的な展開による制度の累積的進化の過程において論じられていることを明らかにすることである。これにより、ヴェブレン経済学の理解には製作本能とその自己汚染の視点が決定的に重要であることを提示する。

ヴェブレンは、19世紀末から20世紀初頭の独占段階に突入したアメリカ資本主義経済体制を解明することに関心があった。この時期は、大規模な機械制産業を物理的基礎として、営利的な大企業が経済体制を支配した時代であった。ヴェブレンは、こうした大企業の時代にあるアメリカの経済体制を解明すべく自己の経済学の構築に取り組んだ<sup>(2)</sup>。

ヴェブレンは、「なぜ経済学は進化論的科学ではないのか」(Veblen、1898)においてダーウィン主義(post-Darwinian)に基づく進化論的経済学(evolutionary economics)を宣言し、その後、自己の経済学を確固たるものとするため、既存の経済学の批判的研究に取り組んだ(Veblen、1899a、1899b、1900、塚本、1979、1994)。ヴェブレンは、経済学の理論体系が依って立つ前提たる「人間性の概念」(the conception of human nature)を吟味し<sup>(3)</sup>、これまでの既存の経済学が受動的な人間像を前提とした「誤った人間性の概念」に基づき構築されていることを厳しく批判した(宇沢、2000、48-49、塚本、1983、168)。これに対してヴェブレンは、新たな「人間性の概念」として「製作本能」を提示する(高橋、2009)。そして、この製作本能が制度的環境との相互作用を通じて原始未開文化から略奪文化を経て平和的な商業的段階へと一元論的に展開していく過程を、制度の累積的進化の過程として発生論的に追跡する(高橋、2010)。

こうした制度とその進化を重視したヴェブレン経済学を捉えるには、彼がどのように制度の進化を論じたかを理解することは重要であるといえる。それゆえにこそこれまで、ヴェブレン経済

学に関する制度の変化あるいは進化をめぐる研究は数多く提出されている(Ayers, 1944, Brette, 2003, Bush, 1987, Edgell, 1975, Foster, 1981, Hodgson, 2004, Rutherford, 1984, 佐々木, 1995, 佐々野, 1982, 高, 1996)。しかし, ヴェブレンの制度の変化あるいは進化の議論において本能論をどのように捉えるかは一様ではない。この点については, 統一された見解が必ずしも提示されていないように思われる。ヴェブレンがとりわけ製作本能を重視しその視点から自己の理論を展開したことに鑑みるならば, 今一度ヴェブレン自身の議論に立ち返りこの点を検討してみる必要があると思うに至った。

昨今,制度やその変化あるいは進化の役割を重視する経済学に対する関心が高まる中,ヴェブレン経済学は再び注目されている(Hodgson, 2007)。それゆえ,ヴェブレン経済学は現代でもなお様々な視点から議論されている(Ex., Cordes, 2005, Hodgson, 1988, 2004, 2007a, 2007b, 2008, Wolozin, 2005)。こうした状況を踏まえれば,ヴェブレン経済学を再検討する現代的意義が認められる。

そこで本稿では、ヴェブレンの『製作本能論』(Veblen, 1914)の第5章「所有権と競争体制」("Ownership and the Competitive System," *Ibid.*, 187-230,訳 157-191)を取り上げて検討することにする。というのもこの章は、近代における所有権と競争が産業技術にどのように影響を及ぼし制度が進化したかを、ヴェブレンが製作本能の視点から論じた箇所であり、彼のアメリカ資本主義経済体制の分析を理解する手掛かりとなることはもとより、上述の課題を解く鍵が示されていると考えられるからである。この検討作業を通じて、所有権と競争はヴェブレンが独占段階に突入したアメリカ資本主義経済体制の生成過程を捉えるうえでとりわけ重視していたことを提示するとともに、所有権と競争が製作本能とその自己汚染の一元論的な展開による制度の累積的進化の過程において捉えられていることを明らかにする。そして、本能論を採用せず制度の変化あるいは進化を議論する二分法によるヴェブレン経済学の解釈を取り上げて比較検討し、二分法でヴェブレンの制度の進化について説明することは再考を要するのではないかということを示す。これを通じて、ヴェブレン経済学を捉えるには、製作本能とその自己汚染の視点から一元論的に理解することが決定的に重要であることを提示する。

本稿は、ヴェブレンの議論に即して次の手順で進めたい。次の第2節では、『製作本能論』の第5章をより理解するためにも、『製作本能論』の第1~4章(Veblen, 1914, 1-186, 訳3-156)までを要約する。ここでは、ヴェブレンが展開した独自の製作本能論を整理するとともに、次いでその理論に基づき展開されている、原始未開文化から略奪的文化を経て近代の商業的段階に至るまでの制度の進化過程を検討する。第3節では、近代手工業の時代に始まる制度的特徴をみていく。第4節では、手工業の時代から現代の営利企業の時代までの制度の進化過程をみていく。最後に第5節において、所有権と競争をめぐる彼の議論を総括するとともに、ヴェブレン経済学が製作本能とその自己汚染により一元論的に構築されていることを示し、制度の進化過程をめぐって二分法による議論と比較検討する。

では順次、ヴェブレンの議論を追っていこう。

# 2. 製作本能の展開と歴史発展段階説(4)

## 2-1. 本能論

ヴェブレンは、『製作本能論』で独自の本能論を展開し、それに基づき社会の発展を追跡する。 ヴェブレンによれば、本能は行動に目的を与える。人間の行動は目的論的である。本能が与える 目的は方法や手段を通じて実現される。その方法や手段とは、過去の経験を通じて蓄積され受け 継がれてきた思考習慣であり、それが制度である。

ある方法や手段は、慣化という訓練を通じて、ある一定の思考とそれに基づく行為を生じさせる。その思考と行為の仕方は、習慣的に当然の事となり社会的に認められて制度となり、今度は制度が思考と行為の仕方を規定する。様々な制度が合わさり、社会において慣習、伝統、文化が形成される。社会における思考習慣たる制度は、人間の物質的な生活環境とともに変化する。制度の発展が社会の発展である。

ヴェブレンは、本能でも製作本能をとりわけ重視する<sup>(5)</sup>。製作本能は、有用性と効率性を高く評価し無駄や浪費、無能さを低く評価する。製作本能は、与えられた目的の達成をいかに効率的に遂行させるかという方法や手段、つまり思考習慣たる制度に関わる本能である。

#### 2-2. 製作本能と産業技術の発展

ヴェブレンによれば、製作本能は事物を有用にしようと利用できるものは何でも利用しようと する。そのため、産業技術の発展に影響を及ぼす。

製作本能は、手に入る事物を活用しようとする。しかし、事物はそのままでは系統的に統一した全体として組み立てられていない。そのため不明瞭な事柄であり役に立たない。そこで製作本能は、事物を組織化し体系的に組み立てようとする。製作本能は、事物を理解するという目的達成のために、事物を捉える際、手近にある方法や手段を効率的に利用して理解しようとする。手近にある方法や手段とは思考習慣たる制度である。それゆえ、事物は制度に照らして理解される。

その思考習慣でも、人間にとって最も手近にあって心の奥底にある根深い思考習慣は、人間が活動の主体であることによって生じる、何らかの目的を自発的に成し遂げるという目的論的な活動、すなわち人間の行為である。事物は、手近にある自己の活動をみれば即座に得られる目的論的な人間行為に擬えて体系的に組み立てられ理解されることになる。事物は、製作本能の働きにより、人間行為という目的論的性向を有した思考習慣に照らして捉えられる。製作本能はこうして、事物に目的論的な活動を転嫁し、その視点から事物を理解させる。ヴェブレンは、こうした製作本能の働きを、製作本能の自己汚染、あるいは擬人論やアニミズムと呼ぶ。

転嫁に関わる理解は、産業技術の発展に影響を及ぼす。というのも、転嫁に関わる理解は、観

察された事物を素材そのものとして、つまり事実に即した事柄として理解することを歪めるからである。そもそも産業技術は、観察された個々の素材としての事物が、利用できるものは何でも利用するという製作本能の発現により、事実に即して理解されることで促進される。事物を有用なものとし効率的に理解しようとする製作本能の働きは、人間生活にとって有益なものをもたらす契機となり産業技術の発展を支える。製作本能は、こうした事実に即した理解と転嫁に関わる理解を事物の中に同時に促す。矛盾する理解が同時に事物に向けられる。したがって、産業技術の発展が期待できるのは、事実に即した理解と転嫁に関わる理解とが製作や生産に有利に働くように作用するときである。ヴェブレンはこのように、製作本能とその自己汚染を、製作本能として一元論的に捉える。

ヴェブレンは、製作本能がその時々の制度的環境との相互作用を通じて、産業技術の発展とそれによる制度の進化過程を発生論的に追跡する。そこで次節では、『製作本能論』の第3章と第4章において展開された、原始未開文化段階から略奪文化を経て近代へ至る制度の進化過程に関するヴェブレンの議論を手短に整理していくことにしよう。

### 2-3 製作本能の展開と歴史発展段階説 (6)

ヴェブレンによれば、原始未開段階、人々は生存のための日々の労働に忙殺されていた。厳しい自然環境に適応し生存競争において生き抜くためには、人々は集団で協力的に行動するのが通常であり、手元の仕事をどう効率的に行うかが重要であった。

この時期,製作本能は産業技術の発展を導いた。製作本能により与えられる擬人論,つまり人間行為に擬える思考習慣は,動植物を人間のように扱うことを促し,家畜飼育と農耕の発展に有利に働いた。無機的な工芸や道具は,製作本能の自己汚染のためにその発展が農業や畜産と比べると緩慢であった。後に産業技術が飛躍的に発展した西欧文化が現れたところでは,製作の方法を,模倣を通じて獲得した。これにより製作本能の自己汚染によって工芸や道具に転嫁される装飾的要素や製造過程における魔術的あるいは象徴的な要素が抜け落ちて伝えられた。その結果,製作本能が土器や道具を効率的に製造する技術的要素に向けられることで産業技術の発展に繋がった。製作本能は、農業、畜産、土器等の作業工程において、儀式、象徴、迷信等を創り出す。儀式や迷信それ自体は、事物を転嫁に関わる事柄として理解する思考習慣のため産業技術の発展に貢献しない。しかし、それは農業や工芸等の製作工程に関する限り、豊饒や豊作に関係したものであり、産業技術の発展の妨害とはならなかった。かくして原始未開文化においては、産業技術の高度な発展が見られた。

産業技術の発展は、やがて余剰産物という富の蓄積とその所有をもたらす。富の蓄積とその所有は、聖職者階級と略奪を生む。原始未開文化で儀式を司る者は超自然的職務としての生産活動を通じて、魔術師や祈祷師等の初期聖職者階級となる。聖職者階級は生産活動を通じてその役目が増大し確固たる価値と地位を得るとともに作物や労働等に対する請求権をも得る。こうして富

と権力が聖職者に集中し社会的階級が生まれる。また、富の蓄積と所有は略奪を誘発する。習慣的な略奪行為において戦闘指導者が現れる。戦闘は財貨や家畜、奴隷などの戦利品の獲得を通じて指導者に権威と金銭的報酬を集中させる。こうして独占的な所有権とその行使が生まれ、主人と奴隷関係、貧富の格差、金銭的義務という経済的状況の変化が産業技術の発展の結果として現れる。産業技術の発展は、金銭的な思考習慣を伴い略奪文化を生成する。

略奪文化では、独占的な所有権のもとに、個人的な利己心が強調され競争的な私利追求が拡大する。聖職者階級の支配は、神格の役割を得て全能の神への畏怖を通じ魔術的で迷信的な宗教支配を生む。不断の略奪は不快な感情、卑屈、利己的な敵意を伴う。こうした略奪的制度は技術にとって何ら役に立たない。略奪的制度が支配する生活環境の下で、効率性を重視し無駄を嫌う製作本能は略奪という目的論的な制度と結びつく。それゆえ、略奪文化では高度な産業技術の発展は期待できない。略奪的制度が著しく成長した文明はやがて崩壊に至る。

西欧文明はこうした略奪文化を経験した。それにもかかわらず、近代西欧文明で産業技術が発展したのはどのような経緯からか。ヴェブレンは、略奪文化とともに生成してきた所有権と金銭的文化に注目する。

ヴェブレンによれば、略奪文化で生成した利己的で競争的な金銭的文化が与える訓練は、産業技術の発展にとって有害であるように思われる。そもそもどの社会でも金銭的文化とともに現れた所有権は、経済的関心を財産の獲得に向ける。財産獲得のために用いられるのは労働である。しかしその労働は、製作本能によって金銭的利益の手段として考えられるような手近な手段を最大限に利用するという方向に向けられる。この労働は、現在の産業技術を改善しようとする労働ではなく、手近にある与えられた方法と手段を金銭的に利用するだけである。労働の目的が財産という富の獲得となると、富を所有することは所有者を生産的労働から免除する証であり名誉となる。労働には不名誉の刻印が押され、労働は嫌悪され軽視される。富の所有の証明として顕示的消費(conspicuous consumption)が生じる。

金銭的文化のこうした特徴が略奪的制度に基づき首尾一貫して推し進められたところでは、金 銭的な財産獲得が略奪によって徹底的に支配される。その状況下では、産業技術を発展させるど ころか停滞あるいは衰退、さらには消滅にまで至る。

ヴェブレンによれば、その一方で、略奪的制度が一定の段階にまで成熟せず、略奪が所有権の相互認証を通じて次第に認められなくなり、平和的な所有権に基づき商売が行われる近代商業的文化段階に移行すると、製作本能は、金銭的文化と結びつき、製作することすなわち産業技術の発展にとって有利に働くようになる。平和的な近代商業的文化段階に移行しても、労働からの免除は名誉であり、労働は不名誉であることに変わりはない。しかし、金銭的文化の平和的な所有権に基づき利益を獲得するという状況下では、手近にある労働を徹底して遂行することは評判を獲得することに繋がる。労働が財産獲得に向けられる限り、労働に付きまとっていた悪評は相殺される。これと同時に、平和的な状況下では、競争体制が略奪的な方法に取って代わる。この状

況は、着実な労働に自発的に打ち込み、産業の方法や器具を改善するように導く。価格を通じて 平和的に取引をするという商業的な考えとそれが与える訓練は、事物の評価を客観的な方向へと 向かわせる。こうした事態は、産業技術の発展にとって役に立つ。

以上が、『製作本能論』の第1~4章の骨子である。ヴェブレンは、こうして生成してきた商業 的段階たる近代の西欧文明が、その後に平和的な「所有権」と「競争」を中心にどのように発展 していくかを第5章で詳しく議論する。そこで章を改め、ヴェブレンの議論を追うことにしよう。

# 3. 製作本能と平和的な所有権

### 3-1. 製作本能と金銭的文化における産業技術

近代商業的段階にある金銭的体制は、社会での製作の効率性と産業技術のさらなる発展に影響を及ぼす。特に、略奪段階から平和的な経済体制に移行するさい、技術的に直接どう影響するかはきわめて重要である。それゆえ、ヴェブレンは、金銭的体制と技術発展についてさらに詳しく論じなければならないと主張する(Veblen, 1914, 187、訳 157)。

そこでまずヴェブレンは、金銭的体制では産業に携わる人々が次第に二つの階級に分かれ、そのことが産業技術にどう影響を及ぼすかを論じる。それを通じて、金銭的体制は、その性質上、一見すると技術の発展にとって不利であるように思われる点を論じる。ヴェブレンの議論を追っていこう。

ヴェブレンによれば、産業に関わり金銭を扱う階級は二つの異なる方向に漸次分化する。一つ目の階級は、産業に携わる職人、労働者、熟練工、技術者と呼ばれる人々である。彼らは労働に従事し労働で生計を立てる。彼らの日々の労働生活が与える訓練は、物質的事実を技術的な観点で理解させる。職人は、事物を理解するさい、自己の技術的熟練に依存し効率性を高める見込みのある技術的手段に関心を持つ。この状況は、平和的な所有権体制初期にあたる。職人は自己の判断で働き、限られた市場で自己の生産物の処理を決定する。この体制下では、職人の習慣的な思考は事実に即した考えとなる。その姿勢は、生活で関心を抱く事柄すべてに現れる(Ibid., 187-189、訳 157-159)。

もう一つの階級は所有者階級である。平和的な所有権体制下で所有者は、財産を有利に操作する金銭的管理に携わる。平和的な所有権体制に入る過渡期では土地や天然資源の所有者であったが、やがて産業の物質的装置を所有し、その管理を通じて利益を得る所有者階級が現れる。こうした所有者、投資家、親方、雇用主、企業家、実業家は契約交渉に携わらなければならない。そのため彼らの関心は利益の探求に集中する。この仕事が与える訓練は、価格や費用、利潤といった金銭的利益の見地を与える。有利な利鞘を考えるという価格体制の論理の観点で人や物事を理解するように訓練される(*Ibid.*, 189-190、訳 159)。

企業の唯一の目的は価格の観点から金銭的利益を得ることである。金銭的利益は,格差的利益

である。その格差的利益は、企業家同士の格差や他の企業家の犠牲による格差から生じるのではない。企業家とその取引をする者との格差的利益であり、それは競争体制に特有な企業家の費用と報酬の格差的利益である。企業が与える仕事の訓練は、金銭的手段に関する用心深い知恵の観点から人間、物事、事柄を習慣的に評価する。この訓練は、職人の技術的な洞察の代わりに、世渡りの知恵をもたらす(*Ibid*., 190-191, 訳 160-161)。

平和的な所有権体制初期、企業と産業の仕事が与える訓練、つまりこれらの仕事に携わる人々が事物を習慣的にどう見るかに、さほど相違はない。しかし、平和的な所有権と金銭的体制が発展し、金銭的組織に関わることと製作に関わることとが相違するにつれて、それぞれの習慣の相違がますます顕著となる。企業に属する人と職人の習慣的な考え方に次第に相違が生じてくる。しかし、その相違が二つの階級を決定的に別々にしてしまうことはない。特にこの体制の初期においてはそうである。というのも、企業家は企業の利益が産業から得られるので、多少離れてではあるが産業に携わるし、労働者も絶えず市場に接しており金銭的事柄に関わらなければならにからである。企業家と労働者は、まったく同じ性癖と性向を与えられて異なる二つの方向の訓練に入ることになる。企業家が受ける金銭的訓練は、結局技術的な洞察や効率性にとってほとんど役立たない。労働者も同様である。労働とその必要条件をどう管理するか、あるいは、どのように最小の成果から最大の利益を獲得するかは、「商売上の計画」であり金銭的計算をめぐる計画に他ならないからである(Ibid., 192-194、訳 161-162)。

以上のような状況下では、どのような技術的進歩も妨害を受けると思われるかもしれない。営利原則(business principles)と金銭的差別は、その原動力を不公平で差別的な自己利益拡大に置き、顕示的浪費にその目的を定め、厚生さえも価格という差別的利益の見地から考えるようにさせるために、産業技術の進歩をもたらす製作を冷静に探求する機会などほとんど与えないと思われるからである(*Ibid.*, 193-194、訳 163)。

しかし、近代の技術進歩は他の段階と比べても大きく急速であったことは事実である。それゆえ、ヴェブレンはその事実をさらに追究するため、近代技術が実現した後の状況と、近代の技術進歩が条件づけた文化的状況をもう少し注意深く見てみる必要がある、と主張する(Ibid., 194、訳 163)。そこでヴェブレンはまず、近代文化を条件づけ、なおかつ近代の技術的成果を生みだした状況を、再度振り返って検討する。この検討作業は、原始未開から近代に至るまでの過程を追うものである。そのため、ヴェブレン自身も述べているが、前章の内容を一部再説することになる。しかしここでは、ヴェブレンが展開した議論の繋がりをみるためにも、彼の議論の進行に即してみていくことにする。節を改め、ヴェブレンの議論を追っていこう。

#### 3-2. 製作本能と近代の生成

ヴェブレンは、製作本能による産業技術の発展がどのように原始未開段階から近代の生成まで を導いたのかを発生論的に追跡する。ヴェブレンの議論をみていこう。 ヴェブレンによれば、技術が発展した近代は、封建時代の後、西欧文明の中で進行する。おおよそ普及の中心は北海の地域で、時期の点ではいわゆる「近代」と言われる相対的に平和的な時期である。普及と拡散の中心は、北ヨーロッパの新石器時代の文化と一致する。これが意味するのは、近代技術の時代を作り上げた民族が持つ精神的(本能的)性癖が、デンマークの石器時代の先祖の性癖と依然として事実上は同じであることである(*Ibid.*, 194-195、訳 163-164)。

近代の文化的成長を主導した民族は、格段に個人的で専断的な権威体系による完成した家父長制とそれに伴う擬人論的信仰の下で生活したことがない。小規模な社会でその土地のみの自治下で生活した。宗教には懐疑的で服従しなかった。この民族は、海洋の与える非人格的な力がどう働いているのかを観察し、その力をいかに利用するか学ばなければならなかった。この状況は、この民族の精神的特徴の形成を決定した。その特徴は、擬人論的神話、宗教を精巧に作りだすと同時に、擬人論的な想像による創造的技術の体系を生みだし、無生物の力と関連する機械的技術に関する高い能力を備えていることであった。この特徴こそ、近代にも存在する特徴である(Ibid., 195-197、訳 164-165)。

近代の技術をこのように特徴づけるのはあまりにも大雑把であり、近代技術に固有でより重要な事例を見逃しているかもしれない。例えば、近代技術に関わる民族が動植物の利用や改善を通じて成功したことは、擬人論的性向に依るとしなければならない、という疑問が生じる。というのも、石器時代、原始未開人は、擬人論的特徴を持っており、それゆえに、耕作や飼育で実質上文明を築いたが、耕作や飼育での進歩はほぼ二百年前、つまり近代に入ってからも同様に起こっているからである。しかし、近代での進歩は、技術的特徴を有しており、原始未開人を導いた擬人論的傾向に助けられたり邪魔を受けたりしなかった(Ibid., 198-199、訳 165-166)。「生気のある性質を帯びた事実を、事実上生気のない事柄、つまり機械的で化学的な事柄であると十分に理解できたからこそ、近代技術の達人はそれまでに成し得なかった程度にまで耕作や飼育を成功裡に製作の方向に促進させた。牧畜に熟練した者は、試行錯誤をしながら、飼育試験を試み、機械の技術者と同様に、それをどう進めるかを冷静に学び、……擬人論的特徴に転嫁させることなどしない。……このように理解される事実からこそ、近代技術は構築されており、そのような道筋でこそ、製作本能は近代技術を作ることになった」(Ibid., 199、訳 166) (7)、とヴェブレンは主張する。

さて、次のような問題が再び思い出される。競争という利己的感情が与える個人主義的な感覚に基づき、差別的利益の観点で競争的利益に集中させ、不公平な顕示的浪費が行われるような制度を具現する金銭的文化で、技術はどのように成長したかという疑問である。金銭的文化の訓練は、事実に即した理解の発達や、客観的な現象を利用することにとって有害であることは疑いないように思える。実際、事実に即した知恵よりも世渡り上手の知恵を得ることを強制するかもしれない。しかし、この文化は、技術発展が見られた北ヨーロッパの新石器時代に類似して平和的である。その下で、不公平な差別は、客観的で非人間的な貨幣単位という価格の観点から行われ

る。生活における取引は、大小で変化するという厳格な科学の訓練を課す。価格体制下で転嫁することは、非人間的な性質を有する。事物を理解するさい、事柄は客観的である。量の損得計算が与える訓練は、ありのままの事実を正確に理解するという訓練である(*Ibid.*, 199-200, 訳 166-167)。ヴェブレンは、続けて次のように述べる。

「こうしたことと同時に、製作本能は獲得形質ではないので、使われないからといってなくなってしまうものではない。そして、こうした平和的なあるいは半平和的な金銭的体制という相対的に平和な状況のもとで、機会がおとずれると、この古来の性癖は、表面にその古い効力を現し、……広範に広がり立ち直ってくる。この本能が……出現するときには、観察したり熟考したりすることは、事実に即した観点で行われ、物質科学と機械的技術に通用する材料を提供することになる」(*Ibid.*, 200、訳 167-168)。

この状況に加え、北ヨーロッパの俗世間の制度は家父長制の訓練による不公平な特徴を有していなかった。宗教も東洋のように極端に激しくなく、宗教的な王朝の専制主義を特徴づける厳しい封建的な訓練に従ったのは中世だけであった。この家父長的な支配のもとにあった時期でも、先史時代に染み込んだ観点や考え方は、この民族の思考習慣に変わらず存在していた(*Ibid.*, 200-201、訳 168)。

以上のことからすれば、近代の技術は次のような変化過程を辿ったと考えられる。略奪的な思考習慣の十分な訓練が欠けていたために、略奪文化は北西ヨーロッパの封建体制では成熟しなかった。十分に発達した略奪文化は、その初期、二つの異なる経済原理(思考習慣)が存在するのが通常である。この二つの原理は制度的力を有する。一つは、武勇による強奪の権限である。この権限は、専制的国家が樹立される場合、王朝の頭首に帰するのが通常である。もう一つは、獲得した物は何でも慣例的に保有する権利である。二つの制度は対立するものだが、二つのうち一つの制度が最終的には優位となる。一方が他方を抑え込むか、あるいは支配するにつれて、アジアの君主政治のように威圧的に搾取するという略奪文化の方向に向かうか、あるいは、財産を安全な慣例で保有することが確立された半平和的段階に移り、やがては商業的な産業状態に移行するかである。もちろん、どちらの方向にも完全に到達することなく崩壊することもありうる(Ibid., 201-203、訳 169)。

西欧文明が現れた領域内では、事態は後者の方向に向かった。制度は、武勇から慣例で認められた所有権に変わった。この変化が確実なものとなると、貿易、産業そして技術の発展が前面に出てきた。その発展が引き起こす習慣が制度となった。それにより、技術それ自体の発展に好都合な状況が促進された。この移行が開始された文化的順序の組み合わせは明言できない。しかし、政治的、経済的な思潮が国王や「国家」の財政権益に対して「民主政体」に優位を与えるとすぐに、移行したと言える。これにより、国王やその役人は、理論的にも公にも、社会の生産的能力を専制政治的に搾取するものというよりはむしろ、社会の物質的福祉を守るものとして評価されるようになる。同時期に、機械技術の改善の速度が速くなる。こうした動きは、支配階級よりも

産業に携わる階級の主導で始まり育成された。手工業と小規模な商業の成長がそれを示している (*Ibid.*, 203, 訳 169-170)。ヴェブレンは、続けて次のように述べる。

「こうして製作の感覚とそれに関連した感情が、きわめて徐々にではあるが、習慣化の流れと、ひいては結果として生じる文化の特徴を決定する要因とにおいて首位を獲得するようになる。こうして、……野蛮状態から文明に移行する。したがってこの文明は、略奪的な野蛮文化とは対照的に、未開状態の精神が限定的に、あるいは和らげられて(洗練されて)復帰したものとして特徴づけられる。あるいは、決して未開段階に突然向かうわけではないが、少なくともその方向を向いているような、精神的な隔世復帰(reversion)として特徴づけられる。新しい段階は、武勇よりも製作が再び習慣化の、すなわち制度の成長の主な第一位の規範となり、それゆえに社会で現れる考えや努力には平和的な傾向が生まれる、という点を典型的な未開文化と共有している。しかし、それは所有権と組み合わされ混成された製作である。つまり、この製作は、妬みを起こさせるような競争および結果的には様々な慣例による差別的な利益を組み入れた制度の体制と結びついた製作である」(*Ibid.*, 204、訳 170)。

以上のように、近代が生成していく過程で、略奪的制度の不完全さと、一見すると産業技術の発展には向かない金銭的文化の訓練とが、実際には、産業技術の発展に有利に働く事実に即した理解を促進する制度的状況を生み出した。製作本能は、この制度的状況下で、事物の観察や理解における事実に即した観点を促す。それに加え、略奪文化の不完全さは、平和的傾向を生み、やがて慣例に承認された所有権の生成を喚起した。製作本能は、こうして妬みを起こさせるような競争と差別的な利益を組み入れた平和的な所有権のもとで発現することになる。

ヴェブレンは、こうして生成してきた近代において産業技術がいかに発展していったかを議論 していくが、その前に、当時の経済理論が近代の所有権と産業技術をどのように取り扱いその理 論を組み立てていたかを検討する。この作業を通じてヴェブレンは、当時の既存の経済理論が近 代の所有権と産業技術を不変のものとしてそれを前提としていることを批判し、実際には産業技 術の状態が近代の所有権を条件づけると主張する。節を改め、ヴェブレンの議論を追っていこう。

#### 4. 製作本能と競争体制

#### 4-1. 既存理論の批判

現在の経済理論は伝統的に、産業に関わる最も重要な要件は蓄積された財であるとしてきた。 大抵の場合、企業経営の単位は、私有会社が主であり合名会社はまだ二次的で有り触れたもので はなかった。物質的な設備(material equipment)は、私有会社と合名会社が所有し、所有権に 基づき産業を主導していた。信用関係はまだ二次的な手段であり、それは企業組織の主な活動や 実質的な基礎ではなく緊急時の処置であった。会社の大きさや重要性は、工場の大きさや雇用労 働者数という有形の設備の所有権であった。物質的な設備は、その企業の資産を表し、産業の主 たる原動力および生産的要素であった。こうしたことにより、経済学者は、理論を定式化するさい、有形資産、つまり社会の物質的な設備を社会の経済生活で最も重要な事柄であるとみなすようなった。非物質的な設備は、つまり産業技術の状態や、製作的な能力や効率性は、経済生活を条件づける環境である、と当たり前のように認められた。「産業技術の状態が与えられているとすれば」という言葉が示す通りである(*Ibid.*, 204-206、訳 171-172)。

このような議論は常識である。だが、現在、現実に必要とされている事柄に対して妥当性はなく、未だにそれが生まれたころの時代遅れの考えを具現し続けている(*Ibid.*, 206、訳 172)。

機械産業が現れ始めた頃、つまり 18世紀第4四半世紀に産業の運営は企業家の手中にあった。 企業家は、所有権に基づき有形の設備を所有し、その設備をどのように使用するかを指導し、それを自己の利益になるように利用していた。自由裁量的な主導権は、資本家である雇用主にあった。産業の運営は、法人の株所有者ではなく、有形資産のような物質的な設備の所有権と直接結びついていた。その後、特に、広く信用に頼ることで企業をめぐる状況に変化が生じた。時代遅れの考えがもはや実際の企業の動きに妥当せず、いまや産業を支配しているのは、近代の営利企業の典型と受け取られている大企業である(Ibid., 206-207、訳 172)。

百年前の仮定では、商業化された経済生活の段階が、不変的で正常な当たり前の事であった。この先入観の前提である仮定は、そうした制度的状況を当然のこととみなし、それを不変的な到達点であるとする経済理論を定式化することに打って付けであった。しかし、経済生活の発生論的研究の視点からは、そうした仮定とそこから引き出される理論的命題と分析が、どのようなものか説明する必要があるということを、軽視しているところに欠点がある。古い理論では、所有権と企業取引を支配していたかつての制度を前提条件とし、その制度が事実上、不変であると仮定する。同時に、過去の「産業技術の状態」をもはや変化しないと仮定する。この考えは、企業それ自体が仮定された状況に適合するようにどう調整されるべきかという理論にとっては役に立つかも知れない。事実、産業と企業はそのように定式化されている。経済学者は、理論を定式化するさい、不変的で正常な観点から、仮定された条件に背かないように企業が実際どう運営するかを示すために工夫し矯正しているのである(Ibid., 207-208、訳 172-173)。

公認された理論では、蓄積された「生産財」は、産業、つまり社会の物質的福祉と個々人の運命にとって、最も重要な要素である。それゆえ、生産財を自由に処理することができる所有権が富の生産と社会生活にとって最も重要であることと、金銭的取引が所有権によって決められ再分配する手段となるのでそれが人間の活動すべてにおいて最も生産的であるということは、当然のことであるとされる。こうした金銭的な生産に関する理論が「企業家の機能」("the Function of the Entrepreneur")の理論に安定した拠点をようやく見出したのは19世紀のことである(*Ibid.*, 208-209、訳173)。

しかしながら、この時期、営利企業(金銭的経営)が経済状況を支配するようになってしまった。それゆえ、社会における物の運命は、「産業の将帥」("captains of industry")による自己利

益追求の金銭的取引に依拠するようになった。所有権の中で企業取引が行われることは、近代産業の主要な要素であることに疑いない。事態が以上のようなことであるのは、近代に特有の制度と産業技術の状態とに起因する。しかも、後者の産業技術の状態が、前者、つまり近代に特有の制度を左右するのである(*Ibid.*, 209、訳 174)。

ヴェブレンは、こうして既存の経済理論をその土台から批判する。それを通じて、営利企業の時代にある現在、産業技術の状態が近代に特有の制度を左右するとする。では、近代に特有の制度とは何であり、それはどのような過程において生成されるのか。ヴェブレンは、産業技術の発展が製作たる産業技術から所有権を分離させ、その過程で近代に特有の制度が発生してくることを議論する。節を改め、ヴェブレンの議論をみていこう。

#### 4-2. 製作と所有の分離

ヴェブレンによれば、近代の開始を特定するのは不可能である。しかし、近代は歴史的に手工業の興隆とともに始まる。手工業の発展は近代の技術を生み出した。近代技術の基礎の上に、産業と経済的な効率性や有用性に関わる金銭的な思考が出現した。歴史的に手工業時代の背後にあるものは、現代の経済状況と一致していないし、西欧文明に特徴的であるわけでもない(*Ibid.*, 209、訳 174)。ヴェブレンは、続けてこう述べる。

「略奪的(封建的)体制とその奴隷的な農業による産業の組織が、どのように衰退したかを論じたところで、……指摘したように、平和と秩序が続いて起こるそのとき、製作本能は、……その文化に特徴的な武勇と奴隷状態という生活を動かす不公平な利己的衝動に取って代わる。したがって製作は、社会の習慣的な関心事を形成する本能的性癖の間で再び前面に現れ、そして製作は、社会の制度がどう成長していくかを変更し、社会の常識の先入観を決定する」(*Ibid.*, 210-211、訳 174-175)。

ヴェブレンによれば、手工業体制下では、事物を習慣的にどう見るかは二重の性質を有する。 技術的な見方と金銭的な見方である。職人は機械を使用するという思考習慣を持っていた。しか し、職人は同時に商人でもあった。職人は市場と密接に関わり、販売の訓練を受けた。財貨の品 質と同様に価格にも職人組合の規則の下で規制が入るようになった。小規模な売買(petty trade)は副次的でありながらも職人組合のような原理で統制された。こうして商人の仕事は職 人同様生産的な仕事であると見なされた(*Ibid.*, 210-211、訳 175)。

手工業体制は、製作と自助が組織し統制する体制であった。自助の点でどれだけ熟達しているかが、製作にどれだけ熟達しているかと同じように重要であった。製作と自助はこの手工業体制がうまく機能し維持するためには同等に重要であった(*Ibid.*, 211, 訳 175-176) <sup>(8)</sup>。

手工業体制下の生活が与える訓練は、金銭的な自助の訓練と製作の訓練であった。職人は、金 銭的利益を維持する能力とよく訓練された製作とに立脚していた。ギルドは、製品の質と価格を 統制し、職人に適当な暮らしを確保した。組合での効率性はやがて、機械的な実績の見地、つま り価格という純利益の見地で考えられた。このようなギルドの体制が社会に深く染み込んだ生活習慣は、所有権の詳細や金銭的な権利や契約に注意深く気を配ることから成り立っていた(*Ibid.*, 211-212、訳 176)。「こうした、金銭的に細かく見るという習慣と論理の執拗で広範囲に及ぶ細かく具体的な訓練からこそ、財産に関する『自然権』、機械産業や資本主義的な投資という、後の時代にまで引き継がれる『営利原則』が現れた」(*Ibid.*, 212、訳 176)。

ギルドの規則はギルド成員を公平に守る見地から作られた。ギルドは、規則内で自己の取引を 追求する権利と、報酬を受け取り自由に処分できることとを保証した。この手工業体制という論 理の訓練を通じて、職人は規則の下で自己の労働に対して得られるものは受け取る権利が正当に 与えられるべきであることと、自己の能力を生計の手段の追求に用いることは自由であるべきで あるということが常識となった。同様の訓練(思考習慣)が小規模な売買に適用されるとともに 契約と投資の観点で解釈され、このことはやがてあらゆる正当な売買で報酬を受けとり処分する 権利を意味するにようになった(*Ibid.*, 212-213、訳 176-177)。

手工業体制は、技術的状況と、通信手段および人口密度の変化を通じて、その独自の特徴に変化を来し新しい金銭的文化の段階に突入していった。製作と販売手腕(salesmanship)の間の大きな相違は、産業(industry)と企業(business)の間、つまり産業的職業(industrial occupation)と金銭的職業(pecuniary occupation)の間の「分業」に成長した。所有権は製作から分離した。この機能が分岐したことにより、社会のほんの一部分の者が、金銭的業務に従事する企業界を構築した。これは、産業技術の発展には間接的に結びつくだけであった(Ibid., 213、訳 177)。

分離は以下のように展開された。生産手段を持つ親方職人は生産手段を持たない職人を雇い, 自身は取引に従事する。商人や行商人は,職人ギルドの成員であるが,取引が増加するにつれて 富裕になる。市場の需要にあうように家内産業を運営するか,仲介業者となる。一,二世代の うちに豪商や金融業者に成長する場合もある。連合した商人は,倉庫や代理店,「工場」を創設 する場合もある。こうした様々な方法で,商人は,手工業とギルド生活と密接に結びついていた。 しかし,産業がこれまでよりも大規模で広範囲に渡り特殊化していくにつれて手工業とギルド の生活から分離していった。製作と販売手腕の分業がますます進むことにより,やがて職人団体 から取引業者が分離し,金銭的管理だけに没頭する企業界が生じた(Ibid., 213-214,訳 177-178)。

しかし、企業界が生じたとはいえ、その経営原理は大きな企業でも小規模な売買の原理と同様であった。それゆえに、その起源や特性は本来の手工業と同じであった。企業取引は手工業体制の当然の結果であり、合法性と法的慣習的保証という点では企業取引の元となった産業と同じであった(*Ibid.*, 214-215、訳 178)。

かくして, 手工業の時代において, 産業技術が発展することにより, 製作から所有権と販売手腕が漸次分離していった。その過程で, 儲けることは当然の権利であるという営利原則が当然の

事として認められるようになった。ヴェブレンは、漸次その地位を確固たるものとした営利原則が、近代においてどのような働きをするのかさらに議論を展開する。節を改めて、ヴェブレンの議論をみていこう。

# 4-3. 製作本能と営利原則

16世紀に勢力が増し、17世紀には衰退し破滅したヨーロッパ大陸での企業活動の時代を通じて承認された営利原則という思考習慣は、手工業時代を通じて同じであり続けた。この思考習慣は、18世紀に入ったイングランドでも、その後の19世紀の企業の時代においても、ほぼ同じであり続けた(*Ibid.*, 215-216、訳 179)。

新しい大規模な営利に関する原則も、小規模であった手工業体制下でゆっくりと作られた原則と同様である。この営利原則は、明らかに手工業時代とは異なる技術的環境に直面してもきわめて頑強で安定している。なぜなら、営利原則は、広範囲において長期的で厳しい慣化が生んだものであり、封建的制度との長期に渡る厳しい闘争の過程で、法的に認められ現実のものとなったからである。近代の営利原則は、慣習上の権利で定式化されるまでに至り、法文化されるまでになった。それゆえに営利原則は、その修正あるいは廃止に直面しても、粘り強く抵抗することができる。もちろん営利原則は、手工業時代よりも古い略奪文化の、したがって金銭的文化の本質的核である自己拡大の衝動と同じ性質を持っている(Ibid., 215-216、訳 179)(9)。

手工業時代から企業時代を区別する特徴は、効率性と行為の基準としても金銭的原理が徹底的に支配していることである。効率性は金銭的利益の観点で評価される。企業取引以外でも効率性は金銭的利益の観点で評価される場合のみ認められる。それゆえに、製作は、販売手腕の観点から評価されるようになる。製作の規範や技術的効率性でさえも、金銭的方針に従い、何が有用かを金銭的な評価で決定することを認めるようになる(*Ibid.*, 216-217、訳 180)。ヴェブレンは、続けて次のように述べる。

「こうした状況に応じて、製作本能は自己拡大の考えと差別的な競争の原則の考えによって汚染される。その結果、公益のための行動や政策に関する有用性は、そうした行為がその張本人にもたらす金銭的利得の観点から評価される。したがって、社会の富を、公平な分け前以上、相当に独占しようとする金銭的戦略家である『産業の将帥』が、社会全般に貢献した者あるいは社会的美徳の模範として評価されるようになる」(*Ibid.*, 217、訳 180)。

これに対して、労働者でも働いたもの以上に分け前を獲得しようとしない者は、効率的でないとされる。そればかりか、怠惰のために好機を逸したと非難される。金銭的な観点から識別するよう訓練された社会では、有用性というよりも見せびらかしながら浪費するという点で役立つ財貨が、浪費のためではない財貨よりも、有用で上品で、しかも美しい財貨として好まれる(*Ibid.*, 217、訳 180)。ヴェブレンは続けて次のように述べる。

「この営利原則の体制下で,製作の感覚は,金銭的価値と不公平な差別という先入観によって

その隅々まで汚染される。しかし、ここで直ちに問題となるのは、製作の感覚が利益の上がる企業に指向するという偏向である。これと共に、これよりも一層明らかに起こることがある。それは、製作の本能的性癖が、金銭的文化の訓練の下で人々が考え、努力するさい、物質的有用性ではなく次第に格差的な利得を得ることに駆り立てられることである」(*Ibid.*, 218、訳 180-181)。

かくして、営利原則という制度の下で発現する製作本能は、物質的有用性よりも金銭的な格差 的利益を得ることに向けられる。では、製作本能がこうした方向に向かうことは、どのような状 況を生み出すことになるのか。節を改めて、ヴェブレンの議論を追っていこう。

## 4-4. 現代の営利企業体制と産業技術

ヴェブレンは、「現代の企業状況と、製作の感覚およびその本能が表現する技術的現象との関係を、発生論的に研究するためには、現在の事実を要約的に思い出してみる必要がある」とする (*Ibid.*, 218, 訳 181)。

現状は、(a)競争体制である。平和と秩序による安定的な財産と契約の制度によって進められ る、金銭的競争と闘争の体制である。(b)価格体制である。競争は貨幣の観点で行われる。貨幣は 効率性と成果の尺度である。したがって、競争と効率性は、貨幣の観点で厳格な会計技術に従属 している。(c)現状は,技術的には機械産業が支配している。畜産農業の技術も機械的である。製 造過程や生産品が徹底的に機械的に標準化されている。企業の目的にとってそれは価格の観点 に転換することができ、それゆえ、価格の観点という会計技術に従属するようになった。(d)した がって、消費も機械的に徹底的に標準化される。直接的には、消費可能な製品という機械的な観 点であるが、最終的には市場メカニズムを通じ、その他の価格現象のように価格の観点で標準化 される。消費は、競争的に貨幣の観点から同様の会計技術に従属し強化される。(e)産業は、競争 的に利益を得るために、また、利益の標準率を通じた競争的な消費のために、大規模に運営され る。産業は、大規模な物質的設備や高度な技術に依存し、多くの物質的資源を必要とする。(f)物 質的設備, つまり産業の設備と自然資源は, 私的所有権の手中にある。(g)技術的な知識や技能は, 社会全体で保持され伝達されているのが主であるが、その一部分は特別に訓練された階級と労働 者が保持している。だが、技術的な知識や技能は、大規模産業の所有者が保持する。つまり、技 術を持つ労働者は、技術的知識や技能を発揮して成果をあげるための物質的設備や資源を自らほ とんど所有してもいないし、自ら支配することもできない。(h)結果的に、物質的設備の所有者が、 社会全体の技術的技能、労働者の技術的知識、技能に対する管理権を保持していることになる。 (i)したがって、結局、物質的設備の所有者は、社会での有用な能力と産業技術の状態の用益権を 所有している。生産的効率に関わるこうした要素に対する所有権がなければ、産業の物質的設備 の所有権は無益なものとなる。しかし、労働者の用益権は、所有権を持つ者が大きな報酬を得る ということが承認されているという条件下でのみ、物質的設備の所有者に付与されている(Ibid., 218-220、訳 181-183)。

ヴェブレンはこのように、現在の状況がどのような特徴を有しているのか、そしてその中で産業技術はいかなる状態に置かれているのかを確認する。続けてヴェブレンは、現状の中心的役割を担い事実上支配している企業家についてさらに詳しい議論を展開する。

ヴェブレンによれば、こうした現状の中には次のような見解が含まれている。労働者の雇用主であり、「産業の将帥」と呼ばれている物質的手段の所有者は、近代産業における技術、可能性、必要条件を担ってはいる。しかし実際には、それらを漠然と理解しているだけであって十分に利用することはできない。所有者は、企業の訓練を受けているにすぎないからである。近代の企業家は、技術に十分に関与しておらず、産業を監督するには無力である。実際、最近では産業の将帥自身、無能な点を認め始めており、その管理は満足できるものではない(*Ibid.*, 220-222、訳 183-184)。

そこで、「能率向上専門技術者」("efficiency engineer")という専門職階級が行動を起こしつつある。技術者は、予防できる浪費と非効率性を明細書でもって企業家が理解できる価格やパーセントといった具体的で明瞭な用語で示す。製作の観点でデータを取りそれを企業に役立つようにする。この仕事は、今日の企業家の元となった小規模な産業下の所有者と同じである(Ibid., 222-223、訳 184-185)。「もし企業家が、その事業を通じた訓練による製作の感覚を持っているのならば、能率専門家が示す事柄を産業に直接関わっている労働者に、産業の問題点を改善するように指示を与える。しかし実際には、能率向上専門技術者が示しても企業家が理解し受け入れることがないのがほとんどである」(Ibid., 223、訳 184-185)。

企業界では技術に関しては無能であることが浸透している。それは企業家の関心が習慣的に企業の金銭的な側面に向けられているからである。しかし、その根本的な原因は、現代の技術が複雑なことである。この時代、技術は営利企業の有能な専門家が持つものである。したがって、技術に関する生きた知識を保持することは誰にでも許されることではない(*Ibid.*, 224-225、訳 185-186)。

企業家が技術に弱いのは産業に対して関心がないからではない。利益は産業が生むものから得られるからである。その関心は、投機だけでなく自己が関係する産業全体に及ぶ。というのも、現代の市場が与える条件下では、どの産業も他の産業と関わりを持つからである。しかし、この関心は、所有権と結びついた営利的なもののみに向かう。それゆえ、企業家は、専ら金銭的な訓練だけを受けることになる(*Ibid.*, 225-226、訳 186-187)。

金銭的な仕事に没頭することは競争的な性質を帯びる。現代、金銭的競争の仕事に付きまとう高い緊張感は称賛に値する。金銭的仕事は製作ではなく販売手腕にすべてを注ぐ。金銭的な仕事は、産業の物質的設備を金銭的にいかに操作するかに関係している。とはいえ、物質的装備には直接的に関係がないのも多く存在する。それは、非物質的な技術的装備の特異的な要素である所有権に関係するものであり、例えば特許に守られた思考習慣や特権に守られた機械的装置などの所有権である。他にも、金銭的取引の点で優先的に便宜をもたらす「暖簾」("good-will")があ

る (*Ibid.*, 226-227, 訳 187-188)。

ヴェブレンは、金銭的な特徴を有した企業家の仕事が物質的設備ばかりではなく非物質的な所 有権に向かっているとする。そこでヴェブレンは次に、こうした状態が生まれてきた原因は何で あったのかを再確認する。

ヴェブレンによれば、今日の成熟した企業界の状況は、複雑で巨大で入り組んでいる。企業取引が製作と技術的知識とに立脚することは、それ自体複雑で、金銭的取引の制度および慣習がさらに不明瞭にする。それゆえ、事態にうまく接近するには、あの近代初期の単純な営利企業を出発点とし、そこから今日のような大規模な営利企業が成長してきたとする、発生論的方法が最も良い(*Ibid.* 227-228、訳 188-189)。

時が経つにつれて、営利企業は産業の業務をギルドから取り上げ支配するようになった。この変化は長期間、漸次様々に進展した。「しかし、そうした変化を現代的なやり方にした決定的で全体を明示する状況は、製作の領域と方法の発展であった」(*Ibid.*, 228, 訳 189)。

産業界の運命を所有者の手に委ねたのは、実質的には、技術的変化あるいは技術的変化の複雑さである。技術的変化は、どのような物質的設備が必要かという条件を、大規模なものとしてしまったために、お金を持たない労働者は、設備の所有者と協定を結ばなければ自己の仕事を行えなくなってしまった。これにより、産業を自由に支配することは、職人が産業の方法に携わり技術的に熟練するということではなく、所有者が物質的手段に携わり金銭的に熟練するということになった。労働者は、所有者を満足させる契約条件で物質的設備の所有者に設備の使用許可を要請しなければならなくなった。こうして労働者の能力と産業技術の状態の用益権は、物質的設備を持つ所有者の手に帰した。所有者は、この技術的状況を自己の利益の源としつつ追求し、社会における生産の効率性を競争的に自己のものとすることが義務となったのである(Ibid., 227-230、訳 189)。

以上が、『製作本能論』第5章におけるヴェブレンの議論の骨子である。そこで次章において、 ヴェブレンの議論を今一度手短に整理し検討を加えていくこととする。

# 5. ヴェブレン経済学における所有権と競争

では、本稿第3章以降のヴェブレンの議論を手短に整理してみよう(10)。

ヴェブレンは、近代においては利己的で格差的な私利拡大を基調とする金銭的文化が産業技術 の発展に大きく影響を及ぼすとし、金銭的文化と技術発展の関係を詳しく議論する。

ヴェブレンは,近代たる平和的な金銭的商業段階では,産業に携わる階級が金銭的管理にも携わり,自己利益の拡大に関わる。そこから営利原則という競争的かつ不公平で差別的な自己利益 拡大に向かう制度が生成される。この営利原則という制度が行き渡っている限り,産業技術は発展に向かうことはないと考えられるかもしれない。しかし,実際に近代では産業技術が高度に発 展した。ヴェブレンは、この事実を追究するため、近代が生成してきた過程を再論する。

近代西欧文明が生成したところでは、過度な家父長制やそれに伴う信仰や宗教に完全に支配されることはなかった。海洋に関わる生活の訓練は、擬人論的神話や宗教を作り出すとともに、擬人論的な想像による創造的な機械的な産業技術を指向する能力を生み出した。製作本能とその自己汚染はこうして近代の技術を生成していった。

ヴェブレンは,近代西欧の産業技術が製作本能の発現を通じて生成したことを再確認したうえで,近代の産業技術の発展にとって重要な要因として,金銭的文化が与える訓練について言及する。金銭的文化の訓練でも,それが略奪的制度と結びつけば産業技術の発展の妨害となる。しかし,それが平和的な制度と結びつけば,金銭的文化が与える量の損得計算の訓練は,事実の客観的な理解の促進に向かわせ産業技術の発展に貢献する。

こうした金銭的文化が、事実の客観的な理解を促進したことに加え、近代で産業技術が発展したところは、専断的な家父長制や宗教の専制主義を経験したが、それらを通じた略奪的制度が過度に支配することはなかった。略奪文化は、近代の産業技術が発展したところの封建体制下では十分に成熟しなかった。財産を安全に保有する平和的な所有権が漸次認められるようになり、略奪は承認し難いものとなった。こうして産業技術の発展に好都合な状況が促進された。製作本能は、製作の訓練と結びつくが、それは所有権と組み合わさったものである。所有権は、略奪的性向を内に含む妬みを起こさせる競争と差別的な利益を体現する制度である。産業技術の発展を支える製作はそうした所有権の下で営まれることになる。

ヴェブレンは、このような産業技術の状態とその発展、および所有権制度を所与として理論を 定式化する既存の経済学を批判する。そうしてヴェブレンは、産業技術の状態が近代に特有な制 度を条件づけると主張する。

ヴェブレンによれば、略奪的制度が衰退し平和的な状況が現れた初期の近代手工業の時代、製作本能により製作が社会の制度の基調をなす。職人は製作と販売に関わる。自ら製作することと自ら製作し販売するという自助とが統制する体制である。製作の熟練を促す製作と金銭的管理を促す自助が与える訓練は、営利原則という制度を漸次生み出す。製作の訓練による産業技術の発展は、市場取引量の増加を通じて、製作する職人と販売に関わる親方職人の分離を促し、産業と企業、産業的職業と金銭的職業に分離するに至った。こうして儲けることは当然の権利という営利原則が常識として認められるようになる。

平和的な金銭的文化の所有権の下で確固たる地位を得た営利原則は、金銭的原理である。それゆえ、効率性は金銭的利益の観点で評価される。製作はこうして金銭的原理によりその技術的効率性が判断されることになる。製作本能は、営利原則と結びつき事物を金銭的利得の観点から評価する。こうして製作本能はその自己汚染を通じて、金銭的な格差的利益を指向するようになる。

こうした制度的状況を体現した現代は、価格の観点から進められる金銭的競争体制である。技 術的には機械産業が支配する。製造過程や消費が機械的に標準化される。産業は競争的利益と消 費のために大規模に運営される。そのための物質的手段や技術的手段は大企業の所有者が所有する。労働者はその下で働くため、技術的知識や熟練は所有者の下で発揮されるにすぎない。産業の所有者は、公認された所有権と競争の下で、社会全体の産業技術の状態の用益権を握る。しかし、産業の将帥と呼ばれるこうした所有者は、技術的に訓練されておらず産業の管理には無力である。それゆえ、能率向上を専門とする技術者が活躍し始める。だが、金銭的制度は販売こそが製作的な努力であると評価するため、所有者は暖簾のような所有権に関係する取引に専念するようになる。

手工業体制から漸次変化を遂げながら出現してきたのが現代の営利企業の体制である。その変 化過程の根底には、産業技術の発展があった。産業技術の変化が現代の状況を生みだした。

以上がヴェブレンの議論の骨子である。ヴェブレンは、当時独占段階に入ったアメリカ資本主義の経済体制がどのように生成してきたかを発生論的に追跡した。原始未開文化での産業技術の発展から、金銭的文化における略奪的文化段階を経て生成してきた近代の所有権と競争のもとで、製作本能とその自己汚染は産業技術の発展を実現し、その過程で金銭的原理たる営利原則という制度を生み出した。こうして製作本能が牽引する営利原則の下で現代の経済体制は、企業が産業を支配する状況にあるということを、ヴェブレンはまさに制度の累積的進化の過程として提示した。こうしたヴェブレンの議論は、彼の独占段階にあるアメリカ資本主義経済体制論を理解するためのきわめて有益な手掛かりとなろう。

さて、ヴェブレンのこれまでの議論は、製作本能とその自己汚染が、その時々の制度的環境との相互作用を通じて産業技術を発展させ、それが物質的環境を変化させることで、制度の進化を引き起こす過程を論じたものである。そこでは制度の進化を引き起こす原動力として、製作本能が決定的に重要な役割を担っている。制度の進化を論じるさい、ヴェブレンは製作本能をきわめて重視する。

このことを踏まえここでは、本能論を用いずにヴェブレン経済学を二分法によって解釈し<sup>(11)</sup>、制度の変化を論じた代表的な人物である C・エアーズ(C. Ayers)の議論<sup>(12)</sup>を取り上げ、ヴェブレン自身の見解と比較検討してみたい。

自己をヴェブレン主義者と自認するエアーズは、ヴェブレンの本能論を否定し、「技術」と「儀式」の対立概念から制度の変化過程を議論する。エアーズは、人間行為を本能に帰し、産業技術の発展までも製作本能に帰着するヴェブレンの議論を拒否する(Ayers、1958)。その代わりに道具や材料の発明と増加の「技術」と社会的慣習等の「儀式」たる制度を対立概念として、前者が技術の発展を促すことにより新たな「技術」に適応した「儀式」たる制度の変化を引き起こすとする(Ayers、1967)(13)。こうした制度的調整の理論(theory of institutional adjustment)は、後にJ・F・フォスター(J. F. Foster)やP・ブッシュ(P. Bush)らに引き継がれた(髙橋、2002)。こうした制度的調整の理論は、技術の発展が物質的環境の変化を通じて儀式たる制度に変化を

もたらすことを示している。これは,ヴェブレン経済学の特質をうまく捉え解釈したものである

ように思われる。しかし、本稿で明らかになったように、ヴェブレンは、制度が産業技術の発展に影響を及ぼすことをも明示している。金銭的文化の平和的な所有権と競争体制が与える制度が産業技術の発展を促したり、営利原則という制度が産業技術の発展を規定したりする。制度的調整の理論では、こうした制度が技術に影響を与える点については提示されていないように思われる。この点について、佐々木氏は、エアーズの儀式たる制度についての解釈は、「ヴェブレンの制度的変化に関する分析において見いだされる他の重要な側面、すなわち諸制度が他面において科学技術を促進させる、という動態的な面を看過することになる」(佐々木、1999b、77)、と述べている。

では、制度的調整の理論においては、なぜ制度が産業技術の発展に関わるという点が提示されないのか。それは、製作本能の視点を取り除いて論じているからであると考えられる。製作本能は、事物を理解するさい事実に即した理解と転嫁に関わる理解を同時に発現する。事物は、それ自体の素材、つまり事実に即した事柄として理解されると同時に、転嫁に関わる事柄として擬人論的に理解される。この擬人論的な理解を促す転嫁に関わる理解それ自体は、産業技術の発展に役立たない。産業技術の発展は、事実に即した理解が促す。しかし、転嫁に関わる理解は、制度的環境によっては事実に即した理解を促す側面を持っている。たとえ事物を転嫁に関わる事柄として理解しても、そのことが事実に即した理解を促すことに繋がることもある。ヴェブレンは次のように述べている。「金銭的文化の訓練は、一見したところ間接的ではっきりせずかなり捉えづらい方法で、製作に影響を及ぼす。日々の訓練は、それ自体の性向を、製作の感覚に与える。それは、労働者が金銭的文化を支配する物事や論理のあり方に慣化されることを通じて行われる。……この利己主義の訓練は、ある点では製作に有利に働くが、他の点ではそうではない。金銭的文化のある時期あるいはある段階、一般的には初期の未熟な段階では、製作と技術に与えられる性向は、非効率性をもたらすようであるが、もう一つの(後のあるいは比較的成熟した)段階では、その反対が妥当する」(Veblen、1914、175、訳 145)。

以上みてきたように、製作本能を取り除き、技術と制度たる儀式を完全に分断してしまい、技術は制度を変化させるものであり、儀式たる制度はそれを拒み適応していくものとしてのみ捉える二分法では、制度が産業技術の発展に影響を与える点は提示されないということになる。制度の形成に関わり、制度の進化の原動力ともなる製作本能を取り除いては、ヴェブレン経済学における制度の変化や進化を捉えることは困難である。したがって、ヴェブレン経済学における制度の進化を論じる場合には、製作本能とその自己汚染の視点から捉えていくことがきわめて重要であるといえる。

以上,ヴェブレン経済学における所有権と競争が,ヴェブレンによる独占段階のアメリカ資本 主義経済体制論を理解するのに重要な要素として提示されていたことはもとより,製作本能とそ の自己汚染の一元論的展開による制度の累積的進化の過程において論じられていることが明らか となった。そして,二分法との比較検討を通じ,ヴェブレン経済学を捉えるには,製作本能とそ の自己汚染の視点から一元論的に理解することが決定的に重要であることが解明された。

#### 参考文献

- Ayers, C. (1944) The Theory of Economic Progress, Chapel Hill, N.Y., University of North.
- ——— (1958) "Veblen's Theory of Instincts Reconsidered," in Dowd, D., ed. (1958) *Thorstein Veblen :* A Critical Appraisal, Ithaca, N.Y., Cornell University Press, pp. 25–37.
- ——— (1967) "The Theory of Institutional Adjustment," in Rutherford, M. & Samuels, W. J., ed., (1998) Classics in Institutional Economics II: Succeeding Generations 1916–1978, London, Pickering & Chatto, pp. 140–155.
- Brette, O. (2003) "Thorstein Veblen's Theory of institutional change: beyond technological determinisum," *Euro. J. History of Economic Thought*, 10(3), pp. 445-477.
- Bush, P. D. (1987) "Theory of Institutional Change," Journal of Economic Issues, 31(2), pp. 1075-1116.
- Cordes, C. (2005) "Veblen's "instinct of workmanship," Its Cognitive Foundations, and Some Implications for Economic Theory," *Journal of Economic Issues*, 39(1), pp. 1–20.
- Edgell, S. (1975) "Thorstein Veblen's Theory of Evolutional Change," *American Journal of Economics and Sociology*, 34(3), pp. 267-280.
- Foster, J. F. (1981) "The Theory of Institutional Adjustment," in Rutherford, M. & Samuels, W. J., ed. (1998) Classics in Institutional Economics II: Succeeding Generations 1916–1978, London, Pickering & Chatto, pp. 158–164.
- Hodgson, G. M. (1988) *Economics and Institutions: A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Polity Press (八木紀一郎,家本博一,橋本昭一,中矢俊博訳 (1997)『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会).
- ——— (2004) The Evolution of Institutional Economics: Agency, structure and Darwinism in American Institutionalism, London & New York, Routledge.
- ——— (2007) "The Revival of Veblenian Institutional Economics," Journal of Economic Issues, Vol. XLI(2): 325-340.
- (2008) "How Veblen Generalized Darwinism," Journal of Economic Issues, 42(2), pp. 399-405
- Homan, P. (1928) Contemporary Economic Thought, Books For Libraries Press Inc., Freeport, New York
- Rutherford, M. (1984) "Thorstein Veblen and the Process of Institutional Change," *History of Political Economy*, 16(3), pp. 331–348.
- Veblen, T. (1898) "Why is Economics not an evolutionary science? in Veblen ([1919] 1990), *The Place of Science in Modern Civilization*, New Brunswick, Transaction Publisher, pp. 56-81
- ——— (1899a) "The Preconception of Economic Science I," in Veblen ([1919] 1990), The Place of Science in Modern Civilization, New Brunswick, Transaction Publisher, pp. 82–113.
- ——— (1899b) "The Preconception of Economic Science II," in Veblen ([1919] 1990), *The Place of Science in Modern Civilization*, New Brunswick, Transaction Publisher, pp. 114–147.
- ----- ([1899] 1965) The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in the Evolution of Institution An Economic Study of Institution, The Macmillan Company (小原敬士訳 (1961) 『有閑階級の理論』岩波書店,高哲男訳 (1998) 『有閑階級の理論 --- 制度の進化に関する経済学的研究 --- 』 筑摩書房).
- ——— (1900) "The Preconception of Economic Science III," in Veblen ([1919] 1990), The Place of Science in Modern Civilization, New Brunswick, Transaction Publisher, pp. 148–179.
- ——— (1903) The Theory of Business Enterprise, New York, Charles Scribners (小原敬士訳 (1965)

- 『企業の理論』勁草書房).
- ---- (1914) The Instinct of Workmanship and the State of the Industrial Arts, New York, Macmillan. (松尾博訳 (1997)『ヴェブレン 経済的文明論 --- 職人技本能と産業技術の発展』ミネルヴァ書房).
- Waller, Jr. W. T. (1982) "The Evolution of the Veblenian Dichotomy: Veblen, Hamilton, Ayers, and Foster," *Journal of Economic Issues*, 16(3), pp. 757-771.
- Wolozin, H. (2005) "Thorstein Veblen and Human Emotion: An Unfulfilled Prescience," *Journal of Economic Issues*, 39(3), pp. 727–740.
- 宇沢弘文(2000)『ヴェブレン』岩波書店。
- 齋藤宏之(2007)「ソースタイン・ヴェブレンの製作本能の理論」『経済集志』76(4), pp. 17-28。
- 佐々木晃 (1995)「ソースタイン・ヴェブレンの制度進化の理論」『日本大学経済学部経済科学研究所紀要』 20, pp. 71-82。
- —— (1999a)「ヴェブレンの経済思想の現代的意義」田中敏弘編 (1999)『アメリカ人の経済思想』名 古屋大学出版会, pp. 139-162。
- ---- (1999b)「クラレンス・エアーズと科学技術」『経済集志』69(3), pp. 67-78。
- 佐々野謙治(1982)『アメリカ制度学派研究序説 ヴェブレンとミッチェル, コモンズ 』創言社。
- ----(2003) 『ヴェブレンと制度派経済学 -- 制度派経済学の復権を求めて -- 』ナカニシヤ出版。
- —— (2007)「ヴェブレンの経済学とミッチェル,コモンズ ─ ヴェブレンの継承者は誰か ─ 」『エコノミクス』12(1・2), pp. 1-32。
- —— (2008)「エアーズとその後の制度派経済学 ─ ヴェブレンの継承者は誰か ─ 」『エコノミクス』 12(3), pp. 1-17。
- 佐藤光宣 (2010)「ソースタイン・ヴェブレンの経済学 その方法論的再検討 」 『帝京法学』26(2), pp. 25-79。
- 高哲男(1996)「ヴェブレンにおける制度進化の理論」『経済学史学会年報』34. pp. 28-39。
- 髙橋真(1991)「エアーズの制度経済学」佐々木晃編著(1991)『制度派経済学』ミネルヴァ書房, pp. 247-270。
- ── (2002)『制度主義の経済学 ─ ホリスティック・パラダイムの世界へ ─』 税務経理協会。
- 高橋宏幸 (2005)「制度派経済学の成立背景 A. G. グルーチーの所説をめぐって 」 『経世論集』 31, pp. 29-48。
- —— (2006)「ヴェブレンのマーシャル批判 ─ グルーチーの所説をめぐって ─ 」『経世論集』32, pp. 39-56。
- ---- (2009)「ソースタイン・ヴェブレンの本能論の展開」『日本大学経済学部経済科学研究所 紀要』 34, pp. 21-37。
- ---- (2010)「ヴェブレン経済学における製作本能の展開」『経済集志』80(2), pp. 33-49。
- ---- (2011)「ヴェブレン経済学体系における製作本能の意義」日本大学大学院経済学研究科,博士学 位論文
- 塚本隆夫 (1979)「ソースタイン・ヴェブレンと古典派経済学の先入観 ─ とくにアダム・スミスとリカードと中心に ─ 」『経済集志』49(2), pp. 37-56。
- —— (1983)「ヴェブレンの経済学批判の基本的視点 ─ その進化論的経済学をめぐって ─ 」『日本大学経済学部経済科学研究所 紀要』7, pp. 165-183。
- ── (1994)「ソースタイン・ヴェブレンと重農主義 ── ヴェブレンの『精霊論』批判を中心に ── 」佐々木晃編著(1994)『制度派経済学の展開』ミネルヴァ書房, pp. 97-125。

- (1) 本稿は、経済社会学会第46回全国大会における報告論文「ヴェブレンにおける所有権と競争」を、報告で頂いた数々のご指摘とコメントをもとに書き直し、拙稿「ヴェブレン経済学体系における製作本能の意義」(高橋,2011)の一部となったが、それにさらに新しい議論と視点を加えて、大幅に加筆・修正したものである。本稿が完成に至るまで、学会や研究会等において数々の先生方から多くのご指摘やコメントを頂戴した。ここに記して御礼申し上げたい。なお、本稿で十分に検討されていない箇所の責任はすべて私自身にあることは言うまでもない。
- (2) 大企業の時代背景については、拙稿(高橋,2005)を参照されたい。
- (3) ポール・T・ホーマン (Paul T. Homan) によれば、「経済科学は、ヴェブレンの見解では、首尾一貫して論理的に展開していた。……理論が真理であるかどうかを吟味することが、体系とその前提とが一致しているということであるならば、いずれにしても、経済学者が批判するさい、ほとんど言及することができない。しかしながら、どのような演繹的な論理の体系でもその前提に基づいている。それゆえ、ある体系を吟味することは、体系の内部で一致しているかどうかということではなく、その理論体系が説明しようとする外界の事実の前提に関係している。……したがって、経済思想のどのような体系でもそれを批判的に吟味することは、その体系が基礎を置いている前提を吟味することである」(Homan. 1928. 116)。
- (4) 本章では、ヴェブレンの本能論とそれに基づく歴史発展の議論について、『製作本能論』の第1章 から4章までを手短に整理した。より詳しい議論については、拙稿(高橋,2009,2010)を参照されたい。
- (5) ここで,製作本能 (the instinct of workmanship) の用語法について触れておきたい。ヴェブレンは、この製作本能を、製作の感覚 (sense of workmanship),製作の本能的感覚 (the instinctive sense of workmanship),製作の本能的性癖 (the instinctive propensity of workmanship),あるいは単に製作 (workmanship) と呼ぶことがある。特に、製作に関しては、この本能を指すのではなく、単に何かを作るという意味で用いられている場合もあるので注意が必要である。
- (6) ヴェブレンの製作本能による歴史発展段階説については佐藤氏の議論(佐藤, 2010) も参照されたい。
- (7) 本稿における原書からの引用文に訳書からのページ数を挙げたさいにも、それは必ず訳書に従っているわけではない。この点を、他の邦訳書すべてにおいて同様であることをここで断わっておく。
- (8) ヴェブレンは続けて次のようにも述べている。「しかし、これらの能力が発揮できなくなると、この体制は崩壊した。手工業体制の後には、この体制のときと比べ、技術は広範囲で大規模なものとなり、輸送も発達し、市場が拡大した。産業への投資や大規模な商業が発達すると共に、手工業体制は消滅した」(Veblen, 1914, 211, 訳 176)。
- (9) ヴェブレンは、『営利企業の理論』の中で、企業と営利原則について次のように説明している。「…… 営利企業の精神的基礎は、所有権の制度によって与えられる。『営利原則』というのは、所有権という主命題の下における原則である。営利原則は、財産の原理であり ── 金銭的原理である。これらの原理は、その十分な発展は機械時代に属するけれども、機械制産業よりも古い起源のものである」(Veblen, 1904, 66, 訳 55)。
- (10) ヴェブレンの『製作本能論』の第1章~第4章までのヴェブレンの議論は、本稿の第2章において すでに整理しておいたのでそれを参照されたい。
- (11) 齋藤氏は次のように述べている。「ヴェブレンの思想体系を二分法にしは二元的に捕える者が多くなっている。その結果、ヴェブレンの追随者が、いわゆる『ヴェブレンの二分法』を基軸として、自身の理論体系を構築していくことが一般的になってさえいる」(齋藤, 2007, 19)。また、ヴェブレン経済学は二分法で構築されており、それがどう受け継がれてきたかについては、髙橋(2002) およびウォーラー(Waller, 1982)を参照されたい。

- (12) 髙橋氏によれば、「この二分法の分析方法は、エアーズによって、より明確化・定式化され、制度 主義経済学の中に定着したといってよい」(髙橋, 2002, 109)。
- (13) エアーズの制度経済学と、制度的調整の理論およびその展開については、髙橋 (1991, 2002) を 参照。

(原稿受付 2012年5月31日)

# 中国における環境被害救済メカニズム樹立 のための新たな試み

A new attempt for the establishment of relief mechanism for environmental damage in China

奥 田 進 一文 元 春

急速な経済発展に伴い、環境汚染問題が日増しに深刻化されていく中国において、環境問題は既に中国の経済発展を阻害する一要因になっており、その適切な処理・解決なくしては、社会の調和安定をも損ないかねない喫緊の課題となっている。

比較的早い段階から、とりわけ 1980 年代以降、中国では環境関連の法整備が急速に行われており、比較的に完備された環境法体系が樹立されたといえよう。しかし、環境訴訟に目を転ずると、これらの法律条文には原則的・抽象的なものが多く、実際の裁判においてあまり活用されていないのが現状である。また、経済発展の優先という観念の根強さ、地方保護主義、裁判所の独立的地位の確保困難というような司法制度に内在的に存在する問題点、あるいは被害者による紛争解決手段の選好(伝統的に、中国の公害被害者は、実際の問題処理能力・経済的コスト等を理由に、裁判よりも行政機関による処理に依存してきた経緯があり、現在もその傾向はなお強い)等により、環境紛争が裁判にまで持ち込まれるのは極めて少なく、全体の1%にも満たないとされる。この点において、裁判による紛争解決の限界が示されている。そのため、裁判以外の各種非訟手続、損害の社会的救済、環境責任保険等の総合的な救済メカニズムの構築が必須となってくる。現在の分散された環境被害救済制度によっては、真の被害者救済とはならないということは、中国においても広くコンセンサスを得ているといえよう(1)。

<sup>(1)</sup> 専門の環境損害賠償法立法の必要性を力説したものとして、王燦発「論環境糾紛処理与環境損害賠償立法」政法論壇 21 巻 5 期 (2003) 18 頁以下、同「環境損害賠償立法枠架和内容的思考」法学論壇 20 巻 5 期 (2005) 30 頁以下をあげることができる。なお、すでに 2004 年 8 月に「中国政法大学環境資源法研究・サービスセンター」(主任:王燦発教授)が中心となって、全 7 章 37 箇条からなる「中華人民共和国環境損害賠償法(建議草案)」が発表されている。その詳細は、片岡直樹「中国での環境損害賠償制度立法化提案について:公害被害者の法的救済の困難を克服するための制度提案」『環境と公害』34 巻 4 号 (2005 年) 9~14 頁を参照されたい。

このような状況下において、上記のような総合的救済メカニズムの確立を目指して、中南財経政法大学法学院の呂忠梅教授(元湖北省高級人民法院副院長(2000年~2008年)、湖北経済学院学長、第10~11期全国人民代表大会代表)が率いる研究グループは、2006年から2010年にかけて、中国国内における広範な法社会学的調査と諸外国法制についての研究調査を経て、一定の結論に達した<sup>(2)</sup>。具体的には、中国31の省・自治区・直轄市を対象に<sup>(3)</sup>、(1)総合的研究調査として、①環境関連裁判文書の収集、②行政機関・司法機関・一般市民を対象としたインタビュー調査、③一般公衆と専門家・学者を対象としたアンケート調査と、(2)特定テーマに関する研究調査として、④現行環境法律の実施状況に関する調査、⑤環境公益訴訟および環境法廷の運営状況に関する調査、⑥国内外における研究調査(アメリカ5回、ハーグ国際法学院1回、日本2回、台湾3回)を実施した。そして、最終的には、上記の研究調査等の成果を盛り込んだ環境被害の総合的救済メカニズムとして、「環境侵害救済法(建議草案:以下「草案」という)」が策定された。草案は、今後の関連立法にも少なからぬ影響を与え得ると思われるため<sup>(4)</sup>、本稿ではその主な内容を概観して全条文を訳出することにした。

草案は、「総則」、「民事責任」、「社会化責任」、「政府責任」、「救済手続」、「渉外環境侵害救済に関する特別規定」、「附則」の7章73条から構成されている。全体的に、「伝統的な環境不法行為救済制度における私益と公益、行為と責任、実体法と手続法の隔たりを打ち破り、既存の環境侵害救済メカニズムを統合」した、「公法私法という二元的構造を超越し、実体的規範と手続規範を融合させ、訴訟と非訟救済メカニズムを調和させた」ものとなっている(5)。用語としては、まず、個人の人身・財産損害等の伝統的な私益のほかに、公共利益の損害をもたらす環境汚染および生態系破壊行為をも射程範囲に入れるため、「環境侵権」という従来の用語を使用せず、「環境侵害」という用語を採用した。次に、草案が目指しているのは、被害の総合的救済メカニズムの樹立であるため、その名称も「賠償」ではなく、「救済」という用語を使用している。その主な内容は、次のようになっている。「第1章 総則」において、環境侵害救済法の立法目的(環境友好型社会の建設を明記。1条)、環境侵害行為(環境汚染行為と生態系破壊行為に類型化されている。2条~4条)、責任の主体(直接侵害者のほかに、保険者、政府を列記する。5条)、請求権者(いわゆる私益訴訟における公民・法人・その他の組織と、公益訴訟における政府およびその代表者・公民・社会団体。6条)、救済方法(訴訟および非訟メカニズム、社会

<sup>(2)</sup> 呂忠梅ほか『理想与現実:中国環境侵権糾紛現状及救済機制構建』(法律出版社, 2011)参照。同書は、 呂忠梅教授が課題責任者となっている国家社会科学基金重点プロジェクト・「環境友好型社会における 環境不法行為救済メカニズム研究(プロジェクト承認番号:06&ZD034)」の研究成果である。

<sup>(3)</sup> 裁判文書の収集以外は、そのうちの一部の地域に限られており、外国における研究調査も含まれる。

<sup>(4) 2010</sup>年3月, 呂忠梅教授をはじめとする全人代代表30名が, 同草案をベースに, 第11期全国人民代表大会第3回会議に「『環境損害賠償法』を制定することに関する議案」を提出しており, 同議案は既に同会議における第358号立法議案として, 全国人民代表大会環境・資源保護委員会の審議に付された

<sup>(5)</sup> 前注(2)285頁。

化メカニズム。7条),環境情報の公開(8条),公衆参加(9条)を定める。

「第2章 民事責任」はさらに、「第1節責任の成立及び責任方式」と「第2節責任の減免及び責任の移転」に分かれており、主に、帰責原則(無過失責任原則とその例外。10条),因果関係の推定(11条),責任方式(「侵害の停止」、「危険の除去」、「生態環境の修復」、「損害賠償」を明記。12条),懲罰的賠償(侵害者による環境保護・汚染防止の強行規定違反および故意または重大な過失の存在が必要。16条),環境共同不法行為(無過失責任下での連帯責任。17条)を規定するほか、減免責事由として、不可抗力(侵害者に拡大損害避止義務の付加、強行規定違反の場合の免責禁止。18条),第三者の故意・過失(強行規定違反、予想外の事故の場合における侵害者と第三者の「不真正連帯責任」——侵害者はすべての損害を賠償した後、第三者に求償可能。19条)、被害者の故意・過失(故意の場合は免責、重大な過失および損害拡大避止義務違反の場合は減責可能。20条)を挙げている。

「第3章 社会化責任」においては、①環境責任保険(第1節)、②環境共同基金(第2節)、③環境積立金(第3節)に関する規定を置いている。①は、侵害者の負担すべき損害賠償金および生態環境の修復費用の填補賠償を目的とし(21条)、それには、任意保険と強制保険の2種類がある(22条)。強制保険への加入が義務付けられている幾つかの業種が列記されており(24条)、被害者は直接強制保険の保険者に賠償を求めることができ、保険で填補され得ない損害については、更に侵害者に請求することができる(25条)。また、環境侵害行為により被害者の生活または経営活動が著しく困難となった場合、被害者は未だ損害額が確定されなくても、保険限度額の2分1の範囲内において保険者に仮払いを求めることができる(26条)。②は、同じ業種・同じ地域における企業による共同出資により設立され、侵害者の賠償責任の代替またはその保証となるものである(第30条)。賠償手続としては、侵害者が被害者に賠償してから、共同基金に求償するのが原則であり、被害者は、侵害者の賠償責任が確定されたものの、賠償資力がない等の事由の存する場合に直接共同基金に請求できる(32条)。③は、高度の環境リスクを有する事業に従事する企業に強制的に、同企業の毎年税引き後の収入から10%を計上させるものであり(34条)、環境侵害損害、環境責任保険料の納付または環境共同基金への出資に使われるとされる(37条1項)。

「第4章 政府責任」はさらに、①環境損害補償基金(第1節)、②政府賠償(第2節)、③政府の環境ガバナンス(第3節)からなっている。①は、侵害者不明またはその他の原因により賠償を受けられない被害者を救済するため、県級以上の人民政府にその設立が義務化されているものであり(38条1項)、被害者は原則として、保険者、環境共同基金から賠償を得られないことを要件として、①に補償を請求できる(40条)。②は、政府の直接的行為に起因する直接の賠償責任(44条)と、行政許可を受けた事業者に代わって負う代位賠償責任(45条)と、に分かれる。③は主に、損害を受けた環境自体の修復義務を政府に課すものであり(50条)、ガバナンス基金の設立が義務付けられている(51条)。

「第5章 救済手続」には、①非訟メカニズム(第1節)と、②訴訟手続(第2節)が含まれている。①は更に、自主協議・人民調停等の民間メカニズム(53条)、行政調停(55条)、行政決定(56条)、行政仲裁(57条)に分かれており、行政手段による紛争解決が重視されている。②には、民事訴訟(58条)と行政訴訟(59条)のほかに、民事不法行為と行政行為が交錯する専門環境訴訟(60条)が含まれており、公民または環境保護団体により提起される環境公益訴訟判決の効力は、同一の侵害行為により惹起された公民、法人またはその他の組織の被害事件に有利にしか及ばない(66条)。

「第6章 渉外環境侵害救済に関する特別規定」は、中華人民共和国内における外国人の権利(69条),越境損害に対する国家責任(70条),準拠法(71条),国際条約の優先的適用(72条)を定める。「第7章 附則」は、本法の施行日に関する規定である(73条)。

## 「環境侵害救済法 (建議草案) |

## 目 次

- 第1章 総則(第1条~第9条)
- 第2章 民事責任 (第10条~第20条)
  - 第1節 責任の成立及び責任方式(第10条~第17条)
  - 第2節 責任の減免又は責任の移転 (第18条~第20条)
- 第3章 社会化責任 (第21条~第37条)
  - 第1節 環境責任保険 (第21条~第29条)
  - 第2節 環境共同基金 (第30条~第33条)
  - 第3節 環境積立金 (第34条~第37条)
- 第4章 政府責任 (第38条~第52条)
  - 第1節 環境損害補償基金(第38条~第43条)
  - 第2節 政府賠償 (第44条~第49条)
  - 第3節 政府の環境ガバナンス (第50条~第52条)
- 第5章 救済手続(第53条~第68条)
  - 第1節 非訟メカニズム (第53条~第57条)
  - 第2節 訴訟手続 (第58条~第68条)
- 第6章 渉外環境侵害救済に関する特別規定(第69条~第72条)
- 第7章 附則(第73条)

## 第1章 総則

#### 第1条【立法目的】

環境侵害を防止し、公民、法人及びその他組織の合法的な権利利益を保護し、公共利益を維持し、環境友好型社会の建設を促進するため、本法を制定する。

#### 第2条【環境侵害行為】

環境汚染行為若しくは生態系破壊行為を実施し、他人の人身、財産若しくは環境上の権利利益を侵害し、又は生態環境損害をもたらした場合、法に基づき相応の責任を負わなければならない。 第3条【環境汚染行為】

特定物質又はエネルギーを排出することにより、環境媒質に化学、物理、生物等の特徴における好ましくない変化を生じさせたものは、環境汚染行為であり、それには、以下のものが含まれる。

- (1) 液体, 気体, 固体廃棄物を排出すること,
- (2) 有毒有害な物質を排出すること,
- (3) 電離輻射、電磁波輻射によって環境に影響を与えること、

- (4) 騒音、振動、光、熱気又は類似の方式により環境に侵入すること、
- (5) その他の汚染行為。

## 第4条【生熊系破壊行為】

自然資源及び環境を不当に開発利用し、自然環境に破壊を蒙らせたものは、生態系破壊行為であり、それには、以下のものが含まれる。

- (1) 土地資源、水資源、鉱物資源、生物資源を壊滅的に採掘すること、
- (2) 自然保護区、風景名勝区、国家公園を不合理に利用すること、
- (3) その他の生態系破壊行為。

## 第5条【責任の主体】

- ①環境侵害行為を実施した侵害者は、自らの行為により他人の人身、財産又は環境上の権利利益 に生じた損害について、民事責任を負う。
- ②保険者は、環境責任保険契約、環境共同基金の定款に基づき、環境損害賠償責任を負う。
- ③政府は、自らの環境侵害行為に対して法的責任を負うほか、あらゆる環境損害に対して補充賠 償責任及び環境ガバナンス「整治」責任を負わなければならない。

## 第6条【請求権者】

- ①人身,財産又は環境上の権利利益に損害を蒙った公民,法人又はその他の組織は,侵害者に責任を負うよう請求する権利を有する。
- ②環境侵害行為が公共利益の損害を惹起した場合,政府又はその授権を受けた代表者は,侵害者 に責任を負うよう求めなければならない。
- ③公民又は社会団体が、政府に第2項の定める職責の履行を申立て、政府が60日(就業日)以内において職責を履行しないか、又は政府の職責が不明なため、その履行を申立てることができない場合、公民又は社会団体は、直接侵害者に責任の負担を請求することができる。

## 第7条【救済方法】

- ①国家は、環境紛争解決のための訴訟及び非訟メカニズムを樹立し、当事者が協議、調停又は仲裁等の自主 [自願] 方式により環境侵害紛争を解決することを鼓舞する。当事者は、自主方式により環境侵害紛争を解決する際に、公共の利益を損なってはならない。
- ②政府は、環境侵害紛争において積極的な役割を発揮し、環境紛争の行政処理制度を改善し、社会化救済メカニズムの建設を推進し、当事者に必要な援助を与えなければならない。

#### 第8条【環境情報の公開】

- ①政府は、法に基づき政府の環境情報を公開するとともに、企業が法に基づき環境情報公開義務 を履行することを監督しなければならない。
- ②公民,法人及びその他の組織は,法に基づき,政府及び汚染物質排出者,資源開発者が速やかに充分且つ効果的な環境情報を提供するよう請求する権利を有する。

## 第9条【公衆参加】

国家は、公民及び環境保護団体が様々なルートを通じて環境管理及び環境侵害救済手続に参加 することを鼓舞する。それには、公益訴訟を提起して公共利益に係る環境紛争を解決することが 含まれる。

## 第2章 民事責任

## 第1節 責任の成立及び責任方式

## 第10条【帰責原則】

- ①環境を侵害し、他人の人身、財産又は環境上の権利利益が損害を受け、又は損害の恐れがある場合、侵害者は、本法に基づき民事責任を負わなければならない。
- ②侵害者が、通常の経営において、法に基づき汚染を排出し自然資源を利用することによりもたらされた環境損害に関しては、侵害者が注意義務を尽くしたことを証明できたときは、情況に応じてその責任を適切に軽減し、更に免除することができる。

## 第11条【因果関係】

以下の高度の蓋然性のいずれを具備する場合は、環境侵害行為と環境損害の間に因果関係があると推定することができる。

- (1) 当事者の提出した証拠により、因果関係存在の可能性が明らかにその不存在の可能性より大きいことが判明した場合、
- (2) 人身損害と侵害行為との間に疫学的連関が存在する場合,
- (3) 生態損害と侵害行為との間に生態学的連関が存在する場合。

#### 第12条【青任方式】

- ①侵害者が、民事責任を負う方式には以下のものがある。
  - (1) 侵害の停止
  - (2) 危険の除去
  - (3) 生態環境の修復
  - (4) 損害賠償。
- ②上記の民事責任を負う方式は、単独で適用することができ、また併せて適用することもできる。

#### 第13条【賠償範囲】

侵害者は、自らのもたらした以下の損害について賠償責任を負う。

- (1) 環境汚染又は生態系破壊行為を行うことによりもたらされた生命権,健康権,財産権及びその他の環境上の権利利益の損害
- (2) 環境汚染又は生態系破壊行為によりもたらされた生態環境損害。

## 第14条【賠償額】

- ①人格権又は財産権損害をもたらしたときは、「権利侵害責任法」の定める賠償基準を基にし、 後続のリスク、影響の期間等の要素を考慮して賠償額を確定する。
- ②環境上の権利利益の損害をもたらしたときは、損害の程度、回復の費用、回復の効果、影響の期間等の要素に基づき賠償額を確定する。
- ③生態損害をもたらしたときは、損害の範囲、損害の程度、ガバナンスの費用、ガバナンスの効果、影響の期間等の要素に基づき賠償額を確定する。法律、行政法規は、生態損害の賠償責任限度額を規定することができる。

## 第15条【追加賠償】

- ①賠償当時に予見しなかった人身損害が生じた場合,侵害者は,追加賠償の責任を負わなければならない。
- ②賠償当時に予見しなかった生態損害が生じ、且つ、賠償した金額が損失より著しく小さい場合、 侵害者は、追加賠償の責任を負わなければならない。

#### 第16条【懲罰的賠償】

- ①侵害者が環境保護・汚染防止の強行規定に違反し、故意又は重大な過失によって著しい環境損害をもたらしたときは、懲罰的損害賠償を与えなければならない。
- ②懲罰的損害賠償は、違法の期間、違法の程度、損害の情況、後続のリスク等の要素に基づき賠償額を確定する。
- ③懲罰的損害賠償は,環境損害補償基金又は環境ガバナンス基金に組み入れなければならず,被 害者は,一部の懲罰的損害賠償金の獲得を主張することができる。

#### 第17条【共同侵害】

- ①二人以上の者が環境侵害行為を共同で行い,他人の人身,財産又はその他の環境上の権利利益の損害をもたらしたときは、連帯賠償責任を負わなければならない。
- ②侵害者間の賠償責任の分担は、汚染物質の種類、排出量、資源開発量等の要素に基づき確定する。責任の大小を確定することが難しいときは、賠償責任を均分する。
- ③二人以上の者が共同で環境損害の危険をもたらしたときは、危険の除去について連帯責任を負わなければならない。

## 第2節 責任の減免又は責任の移転

## 第18条【不可抗力】

- ①不可抗力によって環境損害をもたらした場合、侵害者は、民事責任を負わない。
- ②不可抗力の発生後、侵害者が速やかに合理的な措置を講じて損害の拡大を防止しなかったときは、拡大された損失について民事責任を負わなければならない。
- ③環境保護・汚染防止の強行規定に違反し、環境損害をもたらしたときは、不可抗力をもって民

事責任を免除してはならない。

## 第19条【第三者の故意・過失】

- ①通常の経営において法に基づき汚染を排出し、自然資源を利用する過程において、第三者の故意・過失によって環境損害がもたらされた場合、第三者が民事責任を負う。侵害者が注意義務を尽くさなかったときは、故意・過失の範囲内において、第三者と連帯責任を負う。
- ②環境保護・汚染防止の強行規定に違反した場合において,第三者が故意又は重大な過失によって環境損害をもたらしたときは,侵害者と第三者が連帯責任を負う。侵害者は,責任を負った後,故意・過失の程度に基づき第三者に求償することができる。
- ③予想外[意外]の事故によって環境損害をもたらし、事故の発生について第三者に過失があるときは、侵害者と第三者が連帯責任を負う。侵害者が責任を負った後、故意・過失の程度に基づき第三者に求償することができる。

## 第20条【被害者の故意・過失】

- ①侵害者が法に基づき汚染物質を排出し自然資源を利用する過程において、被害者の故意によって環境損害の結果がもたらされた場合、(侵害者は)責任を負わない。被害者の重大な過失によって環境損害の結果が生じたときは、侵害者の責任を軽減することができる。
- ②環境侵害が発生した後、被害者が合理的な措置を講じて環境損害を軽減しなかったときは、侵害者の民事責任を適切に軽減しなければならない。

## 第3章 社会化責任

## 第1節 環境責任保険

#### 第21条【保険の目的】

侵害者の負う賠償金及び生態環境修復費用の支払責任は、保険を通じて保険者に移転させることができ、そうすることにより、被害者が速やかに賠償を受けることを担保する。

#### 第22条【保険加入者】

- ①侵害者は、自身のリスク状況及び賠償能力に基づき環境責任保険に加入し、保険管理監督部門 及び環境保護主管部門の監督と管理を受入れなければならない。
- ②法律又は行政法規の定める強制的環境責任保険の加入条件を満たしている侵害者は、保険加入 義務を履行しなければならない。

## 第23条【保険の引受け範囲】

- ①侵害者の負う環境損害賠償責任は、すべて保険者に移転させることができる。但し、行政罰金 及び懲罰的賠償はこの限りでない。
- ②環境侵害行為によりもたらされた以下の責任は、引き受けることができる。
  - (1) 人身損害による医療費,休業損害,看護費,障害補助,死亡補償金,精神的損害賠償に

対する賠償責任

- (2) 財産損害に対する賠償責任
- (3) 生態環境損害に対する修復責任
- (4) 法律に明確に規定され、又は裁判所の判決によって確定されたその他の責任。
- ③以下の責任は、引き受けることができない。
  - (1) 侵害者の故意行為によってもたらされた賠償責任
  - (2) 侵害者が自主的に被害者に与えた賠償、但し、保険者の同意を得たものは除く
  - (3) 保険契約の効力発生前に、既にもたらされた損害に対する賠償責任
  - (4) 放射能汚染による損害賠償責任
  - (5) 戦争、暴動によって惹起された汚染事故又は生態系破壊に対する損害賠償責任
  - (6) 保険管理監督部門及び環境保護主管部門が引き受けてはならないと明確に定めた責任。
- ④保険者は、環境侵害責任の類型及びリスクに基づき、環境責任保険商品を設立し、環境責任保 険約款を制定することができ、記録に止めるか又は手続を審査承認した後、市場に流通させるこ とができる。

## 第24条【強制保険】

- ①以下の場合は、環境責任保険に加入しなければならず、保険者は、保険の引き受けを拒んでは ならない。
  - (1) 環境リスクの比較的高い化学品,生物製品を経営する場合
  - (2) 生産過程において、重大な電磁波輻射による汚染が生じる場合
  - (3) 石油,農薬等の有毒有害な物品を生産,輸送又は使用する場合。
- ②強制的環境責任保険の目録は、保険管理監督部門が環境保護主管部門と共同で制定する。

#### 第25条【賠償請求権者】

- ①侵害者が強制的環境責任保険に加入した場合,被害者は,直接保険者に保険金の給付を請求することができる。保険者は,直接被害者に賠償しなければならない。
- ②保険金によっては損失の補償が不十分である場合,被害者は,侵害者に差額の賠償を請求する ことができる。
- ③被害者が既に侵害者から賠償を得られた場合,更に保険者に賠償を請求してはならない。環境 侵害者が既に賠償した場合,保険者に賠償を請求することができる。

## 第26条【仮払い「先行賠償]】

- ①環境侵害行為により被害者の生活又は経営が著しく困難となった場合,被害者は、保険限度額の2分1の範囲内において、保険者に仮払いを請求することができ、保険者は直ちに賠償しなければならない。
- ②保険事故の賠償結果に基づき,仮払いした金額が賠償すべき金額を超えた場合,保険者はその 返還を請求する権利を有する。

## 第27条【賠償請求時効】

- ①損害発生の日から2年以内に行使しないか、又は保険事故の発生日から10年以内に行使しない場合、被害者は、環境責任保険による賠償を請求する権利を失う。
- ②任意の環境責任保険に賠償請求期間につていの特別の約定があるときは、その約定に従う。

#### 第28条【賠償基準】

強制的環境責任保険は、基本的な保障を与えることを原則とし、その保険限度額、保険料率、 保険期間及び賠償基準は、保険管理監督部門が環境保護主管部門と共同で制定する。

## 第29条【保険の管理監督】

- ①環境責任保険の経営資格,強制的環境責任保険の約款等は、保険管理監督部門が環境保護主管部門と共同で審査決定する。
- ②保険管理監督部門と環境保護主管部門は,措置を講じて環境責任保険市場の充分且つ効果的な 競争を保証しなければならない。

## 第2節 環境共同基金

## 第30条【設立の目的】

- ①政府は、同じ業種・同じ地域における企業が共同出資で環境損害賠償共同基金を設立することを鼓舞し、もって侵害者の賠償責任に代わるもの又はその担保とし、その賠償要件は、定款によって定める。
- ②侵害者は、損害に対して最終的賠償責任を負う。但し、共同基金が既に賠償した範囲内において、賠償義務を免除する。

#### 第31条【設立の方式】

- ①業界共同基金は、同種の事業を経営し、同種の物質を使用し又は同種の汚染物質を排出する企業が、協議して設立する。
- ②地域共同基金は、共同で特定の類型又は特定の地域、水域の汚染をもたらした企業が、協議して設立する。
- ③(共同基金の) 設立企業は、特定の企業又は第三者に委託して基金を管理させなければならず、 基金の定款を制定し、賠償の範囲、賠償要件、賠償手続及び加入・脱退、基金の運用について約 定を行なう。

## 第32条【賠償手続】

- ①侵害者は賠償責任を履行してから初めて、共同基金に求償することができる。
- ②基金管理人の審査承認を経て、共同基金の賠償要件を満たした場合は、賠償金を支払わなければならない。
- ③既に侵害者の賠償責任が確定されたが、速やかに支払うことができない場合は、共同基金に給付を請求することができる。

## 第33条【基金の管理監督】

- ①環境共同基金を設立するには、環境保護主管部門及び関連の自然資源主管部門に報告してその 記録に止め、企業の設立、管理人及び定款等の文書を提出しなければならない。
- ②環境保護主管部門及び関連の自然資源主管部門は,基金の設立,運営についての監督に対して 責任を負い,企業が環境侵害賠償責任を逃れることを防止する。

## 第3節 環境積立金

## 第34条【設立の原則】

- ①高度の環境リスクを有する事業に従事する企業は、毎年税引き後の収入から 10%の環境積立金を取出「提取」し、環境侵害賠償の準備金としなければならない。
- ②環境積立金が企業の出資額の50%に達すれば、それ以上計上「計提」しないことができる。

## 第35条【計上義務】

- ①環境積立金の拠出 [提取] が必要な業種の目録は、環境保護主管部門が制定し、且つ、速やかに改正しなければならない。
- ②目録の範囲内にある企業は、環境積立金を期日通りに満額計上し、特定項目の資金として管理しなければならない。企業の解散又は破産時の清算財産への組入れを除いて、規定の用途以外に使用してはならない。

#### 第36条【資金の管理監督】

環境保護主管部門は、環境積立金の引出し及び使用について監督を行う。企業は、各会計年度 の終了後3箇月以内に、前年度における積立金の引出し、使用状況を環境保護主管部門に報告し その記録に止めなければならない。

#### 第37条【資金の使用】

- ①環境積立金は、環境侵害賠償、環境責任保険料の納付又は環境共同基金への出資にしか用いる ことができない。
- ②企業は、優先的に環境責任保険、環境共同基金を通じて賠償責任を果たさなければならない。 環境積立金を用いて賠償した後、保険者、基金管理人への求償により得られた資金は、環境積立 金に組み入れなければならない。

## 第4章 政府責任

#### 第1節 環境損害補償基金

## 第38条【基金の設置】

①県級以上の人民政府は、環境損害補償基金を設立し、侵害者不明又はその他の原因によって賠償を受けられない被害者の損失の補償に用いなければならない。

- ②政府は、専門的な基金の管理機関を設置しなればならず、基金の管理、環境損害補償申請の審 香及び特定範囲における基金の徴収を担当させる。
- ③各級政府の設置する環境損害補償基金の具体的な資金構成,計上比率,補償範囲,各級基金の相関関係は、国務院が定める。

#### 第39条【資金源】

環境損害補償基金の来源には、以下のものが含まれる。

- (1) 比率に照らして徴収した環境資源税、環境罰金及びその他の管理費収入
- (2) 侵害者又はその他の責任者に対して追徴した各種金額、そのうち、公共利益の損失についての賠償に関しては、合理的な費用を控除した後、そのすべてを組み入れなければならない。
- (3) 政府予算の資金支給による金額
- (4) 利息、寄付金及びその他の収入。

## 第40条【補償要件】

- ①環境を侵害し、被害者の生命権、健康権の損害をもたらし、以下のいずれの場合に該当し、且つ、保険者、環境共同基金から賠償を得られないときは、環境損害補償基金に対して補償を請求することができる。
  - (1) 侵害者が判明しない場合
  - (2) 侵害者が既に死亡又は消滅した場合
  - (3) 侵害者に賠償金を支払う資力がない場合
  - (4) 環境損害に対する鑑定費用が高すぎるため、賠償を得られない場合。
- ②被害者が既に侵害者又は保険者,環境共同基金から一部の賠償を得た場合,環境損害補償基金は,獲得済みの賠償範囲内において補償義務を免除される。

## 第41条【補償基準及び手続】

- ①環境損害補償は、被害者の基本的な生活を満足させることを原則とし、補償基準は、被害状況、 現地の生活費用、医療費用等の要素に基づき人民政府が確定する。
- ②被害者が補償を申請する場合, 証拠を提出するとともに, 基金の管理人の審査承認を経なければならない。

#### 第42条【求償及び返還】

- ①環境損害補償基金による補償は、環境損害賠償の一部と見做す。
- ②被害者の侵害者、保険者又は環境共同基金に対する賠償請求権は、補償範囲内において、環境損害補償基金に移転される。
- ③被害者が補償を受けた後,更に賠償を受けた場合は,補償に相当する金額を環境損害補償基金に返還しなければならない。

## 第43条【時間的効力】

本法の効力発生前における環境侵害被害者が、本法の効力発生時に補償要件を満たしたときは、 本法に基づき補償を得ることができる。但し、本法の効力発生後、継続的に存在している損害に 限る。

## 第2節 政府賠償

## 第44条【直接の賠償義務】

- ①政府が、自然資源を開発利用し、プロジェクトの施工を行い又は公共施設を運営することによって環境損害をもたらしたときは、開発利用の管理、プロジェクト又は施設の管理を担当する政府 又は政府部門が、損害賠償責任を負う。但し、請負人が負わなければならない責任はこの限りでない。
- ②前項における政府の賠償責任の範囲,基準は,環境侵害者の民事責任に照らして確定する。

## 第45条【代位賠償義務】

- ①政府の行政許可を経た行為が環境損害をもたらした場合,被害者がその他のルートを通じて賠償を得られないときは、行政許可を下した政府又は政府部門が代わって損害賠償責任を履行する。
- ②(政府に)申請したものの、政府が環境管理の職責の履行を怠り、且つ、被害者がその他のルートを通じて賠償を得られないときは、職責の履行を怠ったことにより損失が拡大された範囲内において、職責の履行を怠った政府又は政府部門が代わって損害賠償責任を履行する。
- ③前2項における政府の賠償責任の範囲、基準は、環境損害補償基金制度に照らして確定する。 第46条【求償及び返還】
- ①被害者が,前条(第45条)の規定に基づき政府賠償を得られた場合,被害者の侵害者,保険者又は環境共同基金に対する賠償請求権は,賠償範囲内において,賠償義務を履行した政府に移転される。
- ②被害者が政府賠償を得た後, 更にその他の賠償を得た場合は, 政府賠償に相当する金額を, 賠償義務を履行した政府又は政府部門に返還しなければならない。

#### 第47条【賠償の申請】

被害者が賠償を申請したときは、国家賠償法の定める行政賠償手続に基づき処理する。

#### 第48条【賠償資金の来源】

賠償資金は、国家賠償の一部としてそれぞれ、各級政府の予算に組み入れるものとし、具体的な方法は国務院が定める。

#### 第49条【賠償節用の制限】

- ①政府の賠償義務には、公共利益の損害が含まれない。
- ②公民又は環境保護団体は、政府又は政府部門に公共利益の損害賠償義務の履行を請求してはならない。但し、政府に環境の保護、修復及び改善という職責の履行を請求することができる。

#### 第3節 政府の環境ガバナンス

## 第50条【ガバナンス責任】

- ①各級人民政府は、環境の回復義務を負い、積極的に措置を講じて損害を受けた環境のガバナンスを行わなければならない。
- ②環境汚染及び生態破壊が著しい地域に関して,政府は,特定項目の資金を配置し環境ガバナンスに用いなければならない。

## 第51条【ガバナンス基金】

- ①県級以上の人民政府は、環境ガバナンス基金を設置し、責任主体が不明又は侵害者が責任を負えない生態損害のガバナンスに用いなければならない。
- ②環境ガバナンス基金の設立,資源の来源,運営管理は,環境損害補償基金を参照するものとする。

## 第52条【支出の範囲】

本法の効力発生時に未だガバナンスが必要な状態にある生態損害,本法の効力発生後に支出されるガバナンス費用,又は基金を設置した政府が指定したガバナンス費用は,環境ガバナンス基金が支出することができる。

## 第5章 救済手続

## 第1節 非訟メカニズム

#### 第53条【民間メカニズム】

- ①当事者は、自主協議、人民調停等の民間メカニズムを通じて、環境侵害行為によって生じた権 利利益紛争を解決することができる。
- ②当事者が上記の民間メカニズムを通じて環境紛争を解決するとき、社会の公共利益を損なってはならない。

#### 第54条【法的効力】

- ①当事者が自主協議を通じて達した和解協議は、双方の署名後、効力が発生する。
- ②当事者が人民調停を通じて環境侵害紛争について達した調停協議は,「人民調停法」の定める法的効力を有する。
- ③当事者又はその他の公民,環境保護団体が,上記協議が公共利益に反すると考えた場合,人民 法院にその無効確認を請求することができる。

## 第55条【行政調停】

①政府又は環境保護行政主管部門が環境侵害事件を処理するとき,積極的に調停を主宰し,速や かに環境上の民事権利利益紛争を解決しなければならない。

- ②当事者は、環境上の民事権利利益紛争について、政府及び環境行政部門又はその他法律の規定 に基づき環境管理監督権を行使する部門に調停による処理を申立てることができる。
- ③当事者は、行政調停による処理決定に不服である場合、人民法院に提訴することができ、また、 直接人院法院に提訴することもできる。

## 第56条【行政決定】

環境侵害行為が公共利益の損害をもたらした場合、政府及び環境行政部門は、損害状況について調査するとともに、同調査に基づき決定を下し、侵害者に相応の責任の負担を求めることができる。

## 第57条【行政仲裁】

- ①環境侵害紛争の双方当事者は、協議が一致した場合、環境行政仲裁を申し立てることができる。
- ②県級以上の環境行政部門は、政府関係部門の代表者、環境保護の専門家及び環境保護事業に熱心な環境 NGO 組織のメンバー等により構成された環境行政仲裁機関を設立しなければならず、 当事者が自主的に提出した環境侵害紛争を専門的に受理させる。
- ③環境仲裁機関は、事実を明らかしたことを基にして、法に基づき裁決を下し、必要な場合は環境行政部門に証拠調べを申立てるか又は専門機関に委託して侵害行為、損害結果及び侵害行為と 損害結果との間の因果関係について調査、鑑定を行わせることができる。
- ④環境行政仲裁による調査及び鑑定費用は、政府が仮払いし、且つ、裁決において合理的に分担 させる。
- ⑤当事者は、環境行政仲裁の裁決に不服である場合、仲裁の裁決書を受領した日から 15 日以内に人民法院に提訴することができる。期間満了までに提訴しなかったとき、裁決書は法的効力を生じる。

#### 第2節 訴訟手続

#### 第58条【民事訴訟】

- ①被害者が自身の人身,財産又はその他の環境上の権利利益が侵害されたと考えた場合,環境侵害者,保険者,環境共同基金又は環境損害補償基金を被告として民事訴訟を提起することができる。
- ②公民,環境保護団体及び法に基づき管理監督の職責を行使する行政主管部門は,環境侵害行為が公共利益の損害をもたらしたと考えた場合,人民法院に環境侵害者を被告とする民事訴訟を提起することができる。

#### 第59条【行政訴訟】

以下の場合には、行政訴訟を提起することができる。

- (1) 当事者が、本法第55条に基づきなされた行政決定に不服である場合
- (2) 公民又は環境保護団体が、政府又は環境行政部門に環境保護職責の履行を申立て、政府

又は環境行政部門が90日以内に履行を拒絶し若しくは回答を行わず,又は回答後合理的な期間内に未だ職責を履行していない場合

(3) その他、行政訴訟法の規定に基づき行政訴訟を提起できる場合。

## 第60条【専門環境訴訟】

環境侵害紛争が民事不法行為に関わるだけでなく、行政行為にも関わるときは、当事者は専門 環境訴訟を提起し、人民法院に紛争に関わる民事不法行為及び行政行為に対して二重審査を行う よう請求することができる。

## 第61条【環境裁判専門組織】

環境侵害紛争の事件量が比較的多い地域の人民法院は、専門的な環境法廷を設立しなければならない。環境法廷の設立条件を具備していない地方は、環境裁判合議廷を設立し、環境事件を専門的に審理する。

## 第62条【訴訟支援】

以下の場合、人民法院は、原告の訴訟費用の予納及び分担額を減免しなければならず、政府の 法律援助機関は、訴訟支援を与えなければならない。

- (1) 環境被害者の提起した訴訟
- (2) 公民及び社会団体が提起した環境公益訴訟
- (3) その他、支援すべき環境訴訟。

#### 第63条【法院による証拠収集】

- ①人民法院が環境紛争事件を審理するときは、環境監視測定データ、侵害者の汚染排出データ等の当事者の収集しにくい証拠を進んで調査しなければならない。
- ②被害者が収集できない証拠は、人民法院に調査・証拠収集を申立てることができる。

#### 第64条【中間判決「先行判決〕】

- ①環境損害賠償事件において、賠償額を最終的に確定することが難しい場合、被害者の基本的な 生活と正常な経営を保障するため、確定可能な部分について侵害者が賠償金を仮払い [先行支付] するよう判決することができる。
- ②重大な環境リスクの存する侵害行為に対しては、人民法院に侵害の停止を先に判決するよう請求することができる。

#### 第65条【賠償金の分配】

- ①賠償資力等の原因により満額の賠償を得られない場合,被害者の間で被害の程度に基づき,賠償金を合理的に分配しなければならない。分配額を超える賠償を求めるときは,被害が重大である証拠を提出しなければならない。
- ②賠償金は、人格上の権利利益が損なわれた被害者に優先的に分配する。
- ③被害者が共同訴訟に参加しなかった場合,共同訴訟判決に基づき同様の賠償を受けることができる。但し,訴訟時効期間内に請求を申し出なければならない。

④本法第6条第2項,第3項の規定に基づき公益訴訟を提起して得られた賠償金は,合理的費用を控除した後,環境損害補償基金に組み入れなければならず,原告としての公民又は環境保護団体に対しては、適切な奨励を与えなければならない。

## 第66条【公益訴訟判決の効力】

公民又は環境保護団体が公共利益関連の訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合、同判決において 認定した事実及び理由は、同一の侵害行為により惹起された公民、法人又はその他組織の被害事 件の判決の根拠としなければならない。勝訴判決を得られなかった場合、同判決において認定し た事実及び理由は、直接その他の事件の根拠としない。

#### 第67条【環境保護部門による訴訟参加】

当事者が申立てたか又は法院が求めた場合,環境保護行政機関は訴訟に参加しなければならず, 事件における専門的な認定について意見を与える。

## 第68条【訴訟時効】

- ①環境紛争の訴訟時効は、3年である。
- ②環境上の権利利益に対する損害賠償を請求する場合、その訴訟時効は1年である。
- ③訴訟時効は、権利者が権利利益の侵害を知り又は知りうべかりしときから起算する。加害機序の認定に争いがあるときは、加害機序が明らかになった日から起算する。但し、環境侵害行為が発生した日から 50 年を超えた場合、人民法院は保護を与えない。

## 第6章 渉外環境侵害救済に関する特別規定

#### 第69条【外国人の権利利益】

- ①外国の公民,法人又はその他の組織が環境侵害を受けた場合,本法に基づき救済を求める権利を有する。但し,その帰属国が,わが国の公民,法人又はその他の組織の相応の権利に対して制限する場合は除く。
- ②外国の公民,法人又はその他の組織は,環境侵害行為がもたらした公共利益の損害について救済を請求してはならない。

#### 第70条【越境損害に対する国家責任】

- ①中華人民共和国の領土又は管轄区域外において,中華人民共和国に環境損害をもたらした場合, 法律の授権する機関が侵害者に責任の負担を請求する。
- ②中華人民共和国が,他国又はその国民に環境損害をもたらした場合,国際条約及び慣行により 責任を負担した後、関係責任者の責任を追及することができる。

## 第71条【抵触規範】

- ①環境侵害の救済は、侵害行為発生地、損害結果発生地又は侵害者居住地の法律を適用する。
- ②侵害行為発生地、損害結果発生地又は侵害者居住地の法律の規定が異なるとき、被害者に有利

な法律を適用する。

## 第72条【条約の優先】

- ①中華人民共和国が締結した国際条約は,優先的に適用されなければならない。但し,中華人民 共和国が留保した条項は除く。
- ②本法に基づき国際条約を適用する場合,中華人民共和国の社会公共利益に違背してはならない。

## 第7章 附則

## 第73条【施行期日】

本法は、○○○○年○○月○○日から施行する。

(原稿受付 2012年5月31日)

## これからマルクスを読む

大 石 高 久

## 目 次

- 一. はじめに
- 二、マルクスを読む必要性と障害
- 三、中期マルクスと後期マルクスを読む意義
- 四. 初期マルクスを読む意義
- 五. これから『パリ手稿』を読む
- 六. 「成立史」研究の方法的反省
- 七、おわりに

## 一、はじめに

本稿は、「これから」マルクス(Karl Heinrich Marx、1818-1883)を読む読者に対するオリエンテーションである。本稿が想定している読者は、大学生ないし大学院生であり、「これから」マルクスの著作を本格的に読んだり、研究しようとしている若い世代であり、未だ特定のマルクス像や「マルクス主義」に感染していない若者である。しかし、既に有る程度マルクスを読み、研究している読者にとっても、これまでの自分の読み方や自分のマルクス理解を反省する上で参考になるであろう。

勿論,こうしたオリエンテーション (入門書やガイドブック) 無しにマルクスを読めない訳ではないし、中には読まない方が良いようなオリエンテーションもある。しかし、良いオリエンテーションは、読者を適切に方向付け、問題の核心を示すことで、読者の時間を省いてくれるものと言える。

これから「マルクスを読む」ということは、「マルクス」本人の諸著作を「読む」ことであって、マルクス以外の他人が書いたものは、飽くまでも参考でしかないということ、当面その種のものは避けるべきである。

この「他人」の中には、マルクスの生涯の友であり、彼の死後、自他ともに「最も権威あるマルクス解説者」と見なされてきたエンゲルス(Friedrich Engels、1820-1895)も含まれていることは言うまでもない。生まれも育ちも異なる二人が、あらゆる点で意見が完全に一致することは有り得ないからである。事実、後述する様に、主要な問題に関してすら、両者の間には差違が、

しかも看過できないほどの差違が見られる。

勿論このことは、エンゲルス自身が「秀才」であったことや、同時代の思想家・理論家の中で、彼がマルクスに一番近かったということ、あるいは彼の経済的支援無しにはマルクスが研究を継続することはできなかったことを否定するものではない。しかし、それはそれ、これはこれで、二つは全く別のことである。

エンゲルスの書いたものは、飽くまでもエンゲルスの思想・理論として受け止め、それを直接あるいは無批判的に「マルクス」自身の思想・理論と理解してはならない。これは他の思想家・理論家に関してなら当然のことである。しかし、ことマルクスに関してはそうされてこなかった。しかし、今後は絶対にそうすべきである。先ずマルクスの書いたものだけを、何度も何度も、繰り返し読むこと。そうすると、その理解度に応じて、だんだん味わい深くなる。その後で、エンゲルスが書いたものを読む必要が出てきた場合は、マルクスの書いたものと比較しながら読むことである。

例えば、エンゲルスの「共産主義の原理」はマルクス(とエンゲルス)の『共産党宣言』と比較しつつ読む。エンゲルスの『反デューリング論』や『空想から科学へ』はマルクスの『資本論』と対比しながら読むことである。

ましてや、旧ソ連や旧東ドイツの「マルクス・レーニン主義研究所」― という党付属の政治機関― の、「研究員」― という名の「官僚」― が書いたものなど、読まない方が良い。彼らが世界に広めようとしてきた「マルクス・レーニン主義」は、本国においては「抑圧のイデオロギー」でしかなかったし、ソ連と東ドイツ自体が消滅した今日、日本の若者が「これから」読む必要は全くない。

いわんや、研究書や研究論文は、それが日本の研究書や研究論文であったとしても、当面遠ざ けることをお勧めする。そんなものよりも、マルクスの著作や草稿を読むことの方が、何十倍も 教えられることは多いし、過去の歪んだマルクス理解に感染することも無いからである。

では、マルクスの何を読むべきか。筆者がもっとも教えられたものは、『経済学・哲学草稿』(1844年)と『1857-58年草稿』(いわゆる『経済学批判要綱』)である。前者は最初の「経済学批判」であり、後者はマルクスの脂がのった時期の「経済学批判」である。両方とも、生前出版されることはなかった草稿であるが、草稿故に、マルクスの舞台裏というか、書斎を覗き見る思いがする著作である。勿論、両者を繋ぐ「赤い糸」は「疎外された労働」概念である。

両著作の中でも『経済学・哲学草稿』の方が難しく、それがおぼろげながらでも理解でき始めた時には、内容がより豊かであることに気づくであろう。

それが難しいのは、『経済学・哲学草稿』を理解するという意味で「読む」には、そこで批判されている先行者や同時代人——スミス(やリカードウ)、ヘーゲル(やフォエルバッハ)、プルードン——に対する基礎知識が必要となるからである。

それが一層内容深いのは、スミス、ヘーゲル、プルードンに関する知識に応じて、彼らを批判

的に摂取しつつ形成されたマルクス独自の近代超克論の全体像が見えてくるからである。

確かに『経済学・哲学草稿』でのマルクスは、未だその核心ないし原理を掴んだ段階に過ぎない。しかし、それを書いた弱冠 26 歳のマルクスの凄さ、『経済学・哲学草稿』の素晴らしさ、そして『1857-58 年草稿』や『資本論』のマルクスが見えてくるであろう。

勿論,その前後に書かれたものを読めば,それだけ『経済学・哲学草稿』の一節一節の深い意味合いが読みとれる様になろう。例えば、『独仏年誌』に掲載された「ヘーゲル法哲学批判序説」と「ユダヤ人問題について」(1843年)を読むと、マルクスがヘーゲル『法哲学』批判から「経済学批判」に至った知的歩みを追体験でき、マルクス「経済学批判」の根本性格を教えられるであろう。

更に、『ドイツ・イデオロギー』を読めば、マルクスの「経済学批判」(つまりは、『経済学・哲学草稿』)での「方法」の基礎を教えられ、マルクスの「経済学批判」がスミスやリカードウの「経済学」とは全然異質のものであることが読みとれよう。即ち、考察対象は同じ「人間の物質的生産」であるが、マルクスはそれを「労働を通した、人間的人間の歴史的産出」過程として考察していることが分かるであろう。

また、『哲学の貧困』を(構成する二章を有機的に)読めば、プルードンとマルクスが(経済 学を科学に高めるという)目的を共有していたと同時に、「弁証法的方法」を巡る両者の違いを 教えられよう。

マルクスの書いたものはどれでもそうだが、特に『経済学・哲学草稿』は、読めば読むほど、 分かれば分かるほど、教えられることの多い著作である。そして分かり始めた時、仮にこれまで の研究書や研究論文を読んでも、そこからは学ぶものが殆ど無いことに自ずと気づくであろう。 マルクス自身が書いた著作や草稿を読むこと。それがマルクスを知り、理解する最短の道であり、 最善の道なのである。

ところで、極端に言えば研究者の数だけ「マルクス像」があるとも言えるが、筆者の場合は、主として古典派経済学(スミスやリカードウ)とマルクスの関係を中心に、かれこれ 40 年間、いわゆる「初期マルクス」の「疎外された労働」概念が「経済学批判」において持つ意義を研究してきた。従って、プルードン・マルクス関係やヘーゲル・マルクス関係は、本稿では相対的に手薄であることをお断りしておく。

## ニ.マルクスを読む必要性と障害

#### 「過去 1000 年で最も偉大な思想家は誰か?」

新しいミレニアムを迎えるにあたって、イギリスのBBCは視聴者に上記設問に関するアンケートを行った。その結果、選ばれたのがマルクスであった。

設問を「過去 2000 年で」あるいは「歴史上で」と変更しても、「宗教家」以外の「思想家」と

しては、おそらくマルクスが選ばれるであろう。マルクスはそのくらい「人類の知的遺産」上の 巨人であり、われわれが真っ先に読むべき古典、知っておくべき思想家・理論家である。

ここで「古典」とは、「学問・芸術のある分野において、歴史的価値をもつとともに、後世の人の教養に資すると考えられるもの」(『大辞泉』)であり、英語の「classic」とは「〈芸術品などが〉第一級の、最高水準の、きわめて重要な」(『プログレッシブ英和中辞典』)を意味し、「class(種類や部門)を代表する」ものという意味である。

マルクスは経済学や哲学の古典の中の古典、それを読まないでは経済学や哲学を勉強したこと に成らないほどの古典である。従ってマルクスは、これまでも世界中の国々で、また歴史学、政 治学、経済学、社会学、哲学、文学などの多くの分野で研究されてきた。ただ、そこにはいろい ろな障害があった。

先ず第一に、資料面での制約があった。マルクスの時代は勿論、第二次世界大戦後までドイツや日本では検閲制度が存在し、書いても出版できない、伏せ字にしなければ出版できない、あるいは読むことを禁止されていた。その結果、マルクスには読みたくても読めないという障害が付きまとってきた。

実際、彼の著作で生前に出版されたものは、新聞や雑誌の記事、講演録などを除けば、ごく限られている。『哲学の貧困』、『共産主義者(党)宣言』、『経済学批判』、『資本論』第1巻ドイツ語初版、同ドイツ語2版、同フランス語版等である。

この中で、いち早くヨーロッパ各国語に翻訳された『共産党宣言』を除けば、どれも広く読まれたとも言えない。彼が批判したヘーゲル、スミス、プルードン等に比べれば、当時のマルクスは読まれず、理解されることはなかったと言える。

この面での障害は、1920年代後半以降、『パリ手稿』、『ドイツ・イデオロギー』、『1857-58年草稿』、『1861-63年草稿』(『剰余価値学説史』はその一部)等、生前未発表の草稿類が発掘、出版され徐々に解消されて行くが、やはり翻訳が出るまでは読者層は限定されたままであった。現在、これらの諸草稿を含むマルクスの全著作は新たな文献考証を経て、新 MEGA(Marx-Engels Gesamtausgabe:『マルクス・エンゲルス全集』)(1)として、その翻訳は『マルクス資本論草稿集』(大月書店)として刊行されつつある。

通常、これらの諸著作は、それが書かれた年代に応じて、次の三段階に分類されている。

- (i) 1840年代の「初期マルクス」:「ヘーゲル法哲学批判序説」、「ユダヤ人問題について」 (1843年)、『パリ手稿』(1843-44年)、『ドイツ・イデオロギー』(1845-46年)、『哲学 の貧困』(1847年)、『共産党宣言』(1848年)
- (ii) 1850年代の「中期マルクス」:『1857-58年草稿』,『経済学批判 原初稿』(1858年),『経済学批判』(1859年)
- (iii) 1860年代の「後期マルクス」:『1861-63年草稿』,『資本論』第1巻:ドイツ語初版 (1867年),ドイツ語2版 (1873年),フランス語版 (1872-75年),(ドイツ語3版),『資

本論』第2巻・第3巻のための草稿

こうした状況の変化を受けて、1960年代後半以降、マルクスの諸著作の翻訳や本格的な研究 書が続々と現れ、マルクス研究は活況を呈する。それから 20年経つか経たないうちに、これか ら本格的研究が始まるという段階で、ソ連型社会主義が自己崩壊する。

ソ連が「マルクス・レーニン主義」を標榜してきただけに、マスコミ的には「ソ連型社会主義の崩壊」は「マルクス主義の崩壊」<sup>(2)</sup>、つまりは「マルクス自身の思想と理論の誤り」と同一視され、マルクスが読まれることは少なくなった。

しかし、ソ連型社会主義の崩壊とソビエト・マルクス主義(ソ連流の官許「マルクス主義」) の消滅は、実はマルクス研究にとっては阻害要因ではない。逆説的であるが、「ソビエト・マルクス主義」の悪しき影響から解放され、自由にマルクスを読むためには促進要因というべきである。

確かに、ソ連・東欧の「マルクス・レーニン主義研究所」がマルクスの諸草稿を発掘・出版した功績は大きい。しかし、それと同時に、「ソビエト・マルクス主義」が「マルクス自身の思想・理論」(その意味で「真のマルクス」)を歪め、隠蔽してきた側面も忘れてはならない。

マルクスが彼の「社会主義」ないし「共産主義」を構想したのは、オーウェンの「New Harmony」失敗後である<sup>(3)</sup>。マルクスはそれらの批判を通して、自分の思想・理論を展開して行った。その状況は、現在のわれわれの状況と似ているとも言えるのであって、われわれもまた「ソ連型社会主義」という「できそこない」の失敗を踏み越えて、現代資本主義を積極的に止揚したと言えるような、「より人間的」な社会を展望しうるのではあるまいか。

以上述べてきた様に、マルクスの諸著作が入手可能となり、マルクス研究を阻む政治的・社会的状況も解消した現在、ソビエト・マルクス主義が崩壊して久しい今日、マルクスのテキストをマルクスに即して読み、自分の責任で、自分の頭で理解できる状況にある。もともと、「読む」ということは著者とわれわれと自身との対話であり、マルクスの場合に限らず最後は自分の頭で理解するしかない。

ただし、後に詳論する様に、ソビエト・マルクス主義という目に見えない過去の「負の遺産」には十分注意する必要がある。自分がマルクスのテキストだけを読むのなら、外部の影響は受けずに済む。しかし、「マルクスを読む」という時、通常は過去の研究者の業績を読むことも含んでいる。まさにその時、ソビエト・マルクス主義が忍び寄る。知っていて感染するのは本人の責任だし、手の打ちようもあろう。しかし、知らずに感染し、その感染に気づかないケースが要注意なのである。

## 三、中期マルクスと後期マルクスを読む意義

マルクスの生涯と諸著作が、初期、中期、後期の三つの時期に分類されていることは既に述べ

た。では、「マルクスを読む」とはどの時期のマルクスを読むことなのであろうか。もしも、マルクスが純粋な(つまり、思想や哲学的要素を一切含まない)経済学者であり、その経済学で一番完成しているのが『資本論』だとすれば、迷わず『資本論』を読めば良い。もし、その考えが正しいのであれば、『資本論』だけを読めば十分であり、それ以前の、理論面で未熟な諸著作を読むことは時間の無駄でしかない。しかし、ことはそれほど単純ではない。

先ず第一に、『資本論』は未完の著作である。その「第1巻」についてはマルクスが完成・出版したが、「第2巻」、「第3巻」については完成できず、彼の死後エンゲルスが編集、出版したものである。否、現行判「第1巻」自体、マルクスの死後にエンゲルスが編集したものである。その意味で、『資本論』は未完の大著であり、『資本論』「第1巻」(それも現行版)を読むだけでは「マルクスを読む」ことにはならない。

「第1巻」での信用論、恐慌論等をめぐる論争解決や理論完成のためにも、また「第2巻、「第3巻」の疑問点や論争点を明らかにし、それらの巻をより深く理解するためにも、マルクスの『1861-63 年草稿』やそれ以降の諸草稿は読まれなければならず、事実読まれている。

第二に、『資本論』を単なる経済学書として、あるいは『資本論』のマルクスをスミスやリカードウと同じレベルの「経済学者」として理解することは、実際の『資本論』やそこでのマルクスを誤解することであろう。

『資本論』は個々の経済理論(例えば、価値論、剰余価値論、蓄積論など)だけから成るのではない。また、マルクスも『資本論』で自分の全部を出し切っているのではない。そこに、他の諸草稿を読む必要性がある。

事実,『資本論』の10年前に執筆された『1857-58年草稿』は,従来の『資本論』研究では注目されてこなかった新しい論点をいくつか発掘し,多くの研究者からその意義を認められている草稿である。完成態である『資本論』では明記されていないか全く見られない記述が存在するからである。

例えば『経済学・哲学草稿』に見られる「疎外された労働」論の新たな展開、「自由時間の弁証法的方法」、「人類史の三段階論」、「資本の文明化作用」(『経済学・哲学草稿』の「資本の文明的勝利」に対応)などがそれである。

中期マルクス研究は、この草稿が単なる「未熟な『資本論』」ではなく、従来の『資本論』理解に反省を迫り、マルクス像を豊かなものにしてきた。否、最近では、『1857-58 年草稿』の方が『資本論』よりも優れている、という論者すらいるぐらいである<sup>(4)</sup>。

現代日本の状況としても、過労死を生み出すほどの長時間労働と低賃金構造の上に、1980年代以後進んだ「産業の空洞化」によって、第二次産業就業者(中高年男性)の失業、自殺、離婚等が増加している。こうした問題に対する根本的な解決策を考える上で、またこれからの自分の人生を考える上で、「自由時間の弁証法」は示唆的であろう。

また、「人類史の三段階」論は、資本主義社会では人間関係が金銭関係のみになることを示す

と同時に、将来における高次の「共同体の回復」を展望しており、例えば凶悪な少年犯罪の増加 に対する根本原因と根本治療を考える上で参考になろう。

その他、マルクスの男女平等論は「男女共同参画社会」をその根本から考える上で、「都市と 農村の分業」とその止揚論は、ヒト、モノ、カネ、文化等の一極集中と地方の過疎化の抜本的解 決を考える上で役立とう。

この様に、『資本論』「第1巻」以後に執筆された草稿のみならず、それ以前の「中期マルクス」 も、従来の『資本論』理解に反省を迫り、新たなマルクス像を発掘し、「これからマルクスを読む」 人にとっては必読文献である。

他方で「中期マルクス」は、初期マルクス、就中『経済学・哲学草稿』理解にも新たな、決定的な光を投げかけている。

後に詳論するが、『経済学・哲学草稿』の「疎外された労働」概念の意義を否定するために、ソビエト・マルクス主義は「疎外された労働」概念を『ドイツ・イデオロギー』における「唯物 史観」の成立に伴って「清算」された「観念論的残滓」に過ぎないと主張し、「初期マルクス」 と「後期マルクス」を「哲学者マルクス」と「経済学マルクス」と呼び、両者の間に「断絶」を 主張してきた。

しかし、この中期マルクスの著作(『1857-58 年草稿』)も、「疎外された労働」概念が頻出することが判明したことから、一躍脚光を浴びることになる。その執筆時期が『経済学・哲学草稿』の 1840 年代と『資本論』の 1860 年代との中間に位置することから、『1857-58 年草稿』は「初期マルクス」と「後期マルクス」を繋ぐ「missing link:失われた環」(5)である、と。

実は、『資本論』においても「疎外」概念は使われており、「疎外」概念は『資本論』においても「否定」されておらず、その「経済学批判」と矛盾するものでは全くない。しかし、『1857-58 年草稿』や『1861-63 年草稿』におけるこの概念の頻出こそが、この概念が『資本論』でも使用されており、しかも単なる思想・哲学上の概念ではなく、優れて経済学的な内実を持つことを改めて認識させたのである。

中期や後期の諸著作における「疎外」概念の「発見」によって、『経済学・哲学草稿』が未熟な著作ではなく、中期や後期の著作に繋がる成熟した著作であることが証明されたと言える。『経済学・哲学草稿』は、その「疎外された労働」概念故に、中期・後期の「経済学批判」と連続するのであり、最初の「経済学批判」として理解されるべきなのである<sup>66</sup>。

以下の一節は、『経済学・哲学草稿』「第三草稿」と見間違うばかりであるが、実は『1861-63 年草稿』からの引用である。その連続性、一貫性を改めて認識すべきであろう。

「労働が交換価値の唯一の源泉および使用価値の能動的な源泉として把握されるにつれて、それと同じ度合いで『資本』は同じ経済学者たちによって……富の源泉、生産の目的として把握される。これに対して、労働は賃労働として把握され、その担い手は必然的な貧困の現実の用具……であって……最低限の賃金に頼って生活し、それが資本にとって『過剰な』量

で存在するようになれば、賃金は更にこの最低限よりも低く下がらざるを得ない。

この矛盾において経済学が言い表わしたものはただ、資本主義的生産の、換言すれば賃労働の本質であるに過ぎない。この賃労働は自己疎外された労働であって、それに対しては、それによって作り出された富が他人の富として対立し、それ自身の生産力がそれの生産物の生産力として対立し、それの致富が自己貧窮化として対立し、それの社会的な力がそれを支配する社会の力として対立するのである。」(\*7)(強調は大石。)

## 四、初期マルクスを読む意義

## 1 「初期」マルクスの始まり

では、この「最初の経済学批判」を読む意味は何か。「後期マルクス」や「中期マルクス」では不明確であるか存在せず、「初期マルクス」のみがわれわれに教えてくれるものとは何であろうか。

先ず、「初期マルクス」がどの著作を指すかを確定しておこう。

「初期マルクス」の終わりの方が『哲学の貧困』(1847年),『共産党宣言』(1848年),『賃労働と資本』(1848年: これは講演録)であることに異論はない。

では、始まりの方はどうか。どのテキストから「初期マルクス」なのであり、読むに値するのでろうか。筆者は、『ライン新聞』辞職後のマルクスは首尾一貫していると理解しているし、マルクス自身の回想(『経済学批判』「序言」)もそうした理解を支持している。そのことから、1843年に執筆され『独仏年誌』に発表された「ヘーゲル法哲学批判序説」と「ユダヤ人問題について」以降を「初期マルクス」と呼ぶ<sup>(8)</sup>。

つまり、「初期マルクス」はマルクスとヘーゲル『法哲学』との関係で始まり、マルクスとプルードンの『貧困の哲学』(プルードンの「経済学批判」)との関係で終わる。その間に位置する『パリ手稿』は、主にマルクスと古典派経済学との関係を示している。

その中心的な著作である『経済学・哲学草稿』や『哲学の貧困』も、『資本論』に比べれば、極めて薄い本である。従って、「初期マルクス」とは「経済学批判」が未熟な時代の著作ではあるが、その未熟さ故に、マルクスのヘーゲル批判、古典派経済学批判、プルードン(社会主義・共産主義)批判の基本的性格やその核心を掴むためには好都合なのである。

レーニンは「マルクス主義」を、「イギリス古典派経済学、ドイツ古典哲学、フランス社会主義の三批判から成る」と規定した。その三批判の各々の内容を概括したものが「初期マルクス」であり、『経済学・哲学草稿』はそれら三批判の「統一原理」と「統一構造」を明らかにしてくれるであろう。

## 2 マルクスの課題とヘーゲル『法哲学』批判の二側面

1841年4月イェーナ大学から学位を授与されたマルクスは、その年の秋まで哲学講師の職を探すが、当時の反動政府の許では不可能だと断念し、結局 1842年3月「青年ヘーゲル派」のメンバーが関係していた『ライン新聞』に入社する。

ところが、1843年3月には『ライン新聞』を退社し、失業中の6月にかねてから婚約中であったイェニー・フォン・ウェストファーレンと結婚する一方で、『ヘーゲル法哲学批判』を執筆、10月には『独仏年誌』を発行するためにブリュッセルからパリに移転する。

パリ到着後は、翌44年1月にかけて「ヘーゲル法哲学批判序説」と「ユダヤ人問題について」を執筆する一方、プルードン等とも交流し、フランス語訳でスミス、リカードウ、J. ミルなどの批判的研究を開始する。

こうした多忙な動きの中で注目すべきは、結婚を控えているにも拘わらずマルクスが新聞社を辞職した理由である。「物質的利害関係」と「社会主義及び共産主義」等との直面がそれである。

「物質的利害関係」とは、「木材窃盗及び土地所有の分割に関するライン州議会の議事」を指す。 封建制下の慣例によって入会地で「枯れ枝」を拾い集めていた貧しい農民と、その入会地を私有 地に転化し、そこから農民を排除していった新興ブルジョアジーとの間の利害対立である。この 問題は、封建的なドイツに漸く近代的私的所有が成立し始めたことを意味する。

この問題に対して、ライン州議会は土地所有者の利害のみを代弁し、これを「犯罪」とすることによって、州議会(国家)が国民全体の意志を反映するものではなく、森林所有者という一つの階級の利害の代弁機関でしかないことを示した。

この州議会の態度は、ヘーゲル学徒マルクスにとって極めて重要な問題を意味した。何故なら、『法哲学』においてヘーゲルは、「身分制議会」こそが近代市民社会を止揚する、次の社会の原理として描いていたからである。ヘーゲルは近代市民社会を諸階級の利害対立が明白で、不安定な社会として捉え、この不安定性を土地所有者の安定性でもって止揚すること、利害の調整機関としての身分制議会こそ真の国家であると主張した。しかし、現実の(ライン州)議会の態度は、マルクスに次の三点を認識させた。

第一に、身分制議会の本質は、ヘーゲルが主張するような「階級間の利害調整機関」にあるのではなく、支配的立場にある土地所有者の利害代弁機関に過ぎないこと。

第二に、身分制議会は封建的な政治機関であり、決して近代市民社会を超える性格のものではないこと。

第三に、ヘーゲルの近代市民社会止揚(=国家)論は、実は封建制度への復古であり、反動で しかないこと。

従って、ヘーゲル学徒マルクスとしては、ヘーゲル国家論に代わる、新たなる近代市民社会止 揚論を構築する必要性に迫られたことになる。 もう一つの辞職理由である「フランスの社会主義及び共産主義」について言えば、当時のマルクスは既に「できそこない」と判断し、それらに「如何なる理論的ないし現実的可能性も認め」ていない。しかし同時に、「長期にわたる、深遠な研究のあとで初めてこれを批判できる」ことを認めている<sup>(9)</sup>。その理由は、この「共産主義」が提起している問題が、「近代社会の止揚」という深刻な時事問題であり、この問題に対する「出来合いの処方箋」がないことを認めたからである<sup>(10)</sup>。

ドイツにおける「木材窃盗」問題とイギリス・フランスにおける社会主義・共産主義の問題は、 後進国で漸く資本家的私的所有が生まれつつある時に、先進国ではその「止揚」が問題と成り始めたこと意味する。従って、この二つの辞職理由は、二つの別個の問題ではない。同一問題(近代的所有)の表裏(成立と止揚)なのである。

つまり、マルクスが直面した問題は、人類史において資本の成立は如何なる意味を持ち、また その資本を止揚することは人類史において如何なる意味を持つか、という「私的所有の二つの証 明」問題に他ならない。

その場合、ドイツで漸く成立しつつある私的所有を否定し封建的社会秩序を擁護することは、 先進国から一層遅れることであり、「一つの時代錯誤」でしかない。ところが、その私的所有を 擁護し封建的所有を否定したとしても、私的所有がいち早く発達し、今やその止揚が提起されて いる先進国から見れば、これまた時代遅れの問題でしかない。「そのような否定は、既に近代諸 国民の歴史の資料庫の中に、埃をかぶった事実として見いだせる」<sup>(11)</sup>からである。

従って、単なるイギリス・フランスに「追いつき、追い越せ」では不十分なのであり、祖国ドイツを「それらの国民がやがて到達するであろう、次の社会段階の原理の水準」にいち早く引き上げる必要がある。

しかも、この「私的所有の二つの証明」問題は、ドイツが誇る近代市民社会止揚論(ヘーゲル『法哲学』における国家論)の欺瞞性を暴露する形でクローズアップされてきたのであり、マルクスは、ヘーゲル国家論に代わる、新たな近代市民社会「止揚」論の構築とその実現という、途方もなく重い問題を背負うことになったのである。従って、この「私的所有の二つの証明」問題と、それに答えるための「私的所有の本質」把握問題こそが、それ以後のマルクスの中心課題となって行く。

## 3 ヘーゲル『法哲学』批判の二側面と「経済学批判」

上記課題に対して、マルクスが真っ先に取りかかった仕事はヘーゲル『法哲学』の批判であった。何故、ヘーゲル『法哲学』の批判なのか。確かに、後進国ドイツにおいては、「近代の政治的、社会的現実そのものを批判に付すことになり、従って批判を真に人間的な問題にまで高めることになるや否や、たちまち批判はドイツの現状の外部に出てしまう」(12)。しかし、ドイツ人は「現代の歴史的同時代人ではないが、その哲学的な同時代人」であり、ヘーゲルの『法哲学』こそは、

ドイツで唯一「世界の水準」にあるものだからである。

別の言い方をすれば、ドイツにおいて「近代」の政治的・社会的現実に関係するものはヘーゲル哲学だけであり、ドイツで近代の政治的、社会的現実を批判しようとすれば、それはヘーゲル哲学を取り上げるしかない。しかもそれは、ヘーゲルなりの近代社会止揚論である。ヘーゲル哲学のこの近代的側面故に、ヘーゲルの『法哲学』を批判することは、時代の最先端の問題を扱うことになるのだ、と。

それにしても、ヘーゲル哲学は原物(近代の政治的、社会的現実そのもの)ではなく、せいぜいそのコピーでしかないが、そうしたコピーを批判する理由は、ドイツはいつも歴史を思想の中でだけ体験してきたからである。ヘーゲル哲学もまた、この「ドイツ史の理念的な延長」でしかない。従って、ヘーゲルを含む従来のドイツの政治意識の在り方全体を批判し、「ドイツ人達に自己欺瞞と諦念の余裕を与えないことが肝要」なのであり、そのためにも「ドイツの政治的及び法的意識の最も優れた、最も普遍的な、学にまで高められた表現」(13)であるヘーゲルの思弁哲学を批判する必要がある、と。ドイツ人とドイツの哲学一般の思弁性を批判するためには、ヘーゲル哲学の思弁性を批判することが不可欠である、と言うのである。

つまり、ヘーゲル哲学批判には次の二側面がある。

- (i) 一方では、ヘーゲル哲学が近代の政治的・社会的現実の、一つの理論的、ドイツ的反映であることに関連して、近代の政治的・社会的現実そのものに照らしてヘーゲル哲学を批判し、現実の政治的・社会的現実を解明するという側面。
- (ii) しかし他方では、ヘーゲル哲学がドイツ思弁哲学の頂点であり、すべてを哲学の中だけで解決し、そこに安住しているドイツ人的生活態度の典型であることから、そうした態度を捨てさせ、現実世界の変革を促すという側面。

この点についてマルクスは、「ヘーゲル法哲学批判序説」の中で、次のように記している。

「ドイツの国家哲学と法哲学は、ヘーゲルによってもっとも徹底した、もっとも豊かな、最終的表現を獲得したのであるが、これの批判は次の二つである。即ち、近代国家及びこれと関連した現実の批判的分析、ならびにドイツの政治的・法的意識の従来の在り方全体の決定的否定がそれである。」(14)

勿論,この二重のヘーゲル批判は、相互媒介的に理解されなければならない。事実、『独仏年誌』から『経済学・哲学草稿』・『ドイツ・イデオロギー』に至るマルクスの歩みも、そのことを裏書きしている。一度「ドイツの政治的および法的意識の在り方」(思弁性)が徹底的に批判されれば、それ以後の『法哲学』批判は、「近代国家およびこれと関連する現実の批判的分析」が中心になるからである。

つまり、マルクスの「経済学批判」は、『法哲学』批判の実質的な側面(「近代国家およびこれ と関連する現実の批判的分析」)である。従って、マルクスの「経済学批判」体系は、富の本質 とその源泉を考察したスミスやリカードウの経済学とは、根本的に性格が異なる。 確かに、初期マルクスの歩みは、表面的には「哲学批判」から「経済学批判」に移ったように映る。しかし、両者はヘーゲル『法哲学』批判の二側面なのであり、マルクスの「経済学批判」はマルクス流の「近代市民社会止揚論」であり、実現されるべき「次の社会の原理」をも含むものである。

この様に考えて始めて、一度『経済学・哲学草稿』の出版契約を結びながら、それに先立って『ドイツ・イデオロギー』を出版しようとした(結局出版できないまま終わったが)理由、それ以降は「経済学批判」が全面に出て、ヘーゲル『法哲学』批判が影をひそめるようになって行く理由も理解できる。マルクスにとっては、「思弁的なドイツ人(哲学者)に自己の「経済学批判」の意味を分からせるためには、先ずもって彼らの思弁性を批判しておく必要があったのである。

従って、執筆順序としては、『経済学・哲学草稿』が『ドイツ・イデオロギー』の前に書かれているが、内容的には、『経済学・哲学草稿』は『ドイツ・イデオロギー』を前提しており、両著作間に「原理の変更」など存在しない。両著作間でマルクス自身の変化を主張することは、全く的外れな、マルクスの『法哲学』批判を理解しない主張でしかない。

この様に、『独仏年誌』を読むことでマルクスにおける『法哲学』批判と「経済学批判」との 関係が、彼の「経済学批判」の根本性格が明らかとなろう。こうしたことは、『資本論』だけを 読んでいては分からないことである。

#### 4 「私的所有の二つの証明」問題と「労働の社会性」

「ユダヤ人問題について」には注目すべき点が残されている。即ち、マルクスはこの「私的所有の二つの証明」問題の解決を、「労働の社会性」の歴史的発展の中に見い出している点である。 つまり、「労働の社会性」の歴史的発展の中で、「私的所有の成立」と「私的所有の止揚」は如何なる意義があるのか、と設問されるのである。

ところで、ドイツではその国家と法の現状を否定するだけでは不十分である。何故なら、そのような否定は、既にヘーゲル哲学の形で、具体的には立憲君主制、官僚国家、身分制議会論として存在しているからである。しかし、このヘーゲル哲学を実現することで問題が解決されるのでもない。何故なら、そうした実現は、英仏では既に完成している上に、今やその止揚が問題となっているからである。

従って、哲学の歴史的課題は、近代社会の次にくる社会の原理を明らかにし、その原理を実現することにある。そのためには、先ずヘーゲル哲学を批判し、ヘーゲル国家論に代わる近代超克論を構築すると同時に、実際にそうした理論を実現し、実践的に近代を超克しなければならない。「哲学を実現することなしには、哲学を止揚することはできない」(15)と同時に、「哲学を止揚す

にも拘らず、ドイツの哲学者(フォイエルバッハ)達は、「哲学に背を向け、そっぽを向いた まま、哲学について二こと三こと月並みな悪口をつぶやくことで、あの [ヘーゲル] 哲学の否定

ることなしに、哲学を実現できる」<sup>(16)</sup>と信じることも誤りである。

をやり遂げられると思っている」<sup>(17)</sup>か,(バウアーの様に)「従来の哲学そのものがこの世界に属しており,たとえ観念的なものにせよこの世界の補完物であることを考慮しない」<sup>(18)</sup>かのどちらかである。

ドイツのこの哲学状況においてマルクスは、宗教批判の意義を強調する。宗教批判を経た後のヘーゲル哲学批判は、従来のドイツ哲学一般の止揚となりうる、と言う。何故なら、「宗教の批判は、人間が人間にとって最高の存在であるという教えでもって終わる。従ってそれは、人間をいやしめられ、隷属させられ、見捨てられ、蔑視された存在としているような一切の諸関係……を覆せという至上命令をもって終わる」(19)からである。宗教の積極的止揚を経たヘーゲル哲学批判は、単なる哲学上の闘争に終わることなく、現存する非人間的諸関係の変革という「実践だけが解決手段であるような課題へと進んでいく」(20)、と。

その際、ヘーゲル市民社会論の影響からであろう、マルクスは「市民社会」の基礎を「労働及び労働生産物」を通じた人間の相互補完関係に見出している。マルクスは、生産・交通諸関係を「労働の内部での相互補完関係」と「労働生産物を通した人間の相互補完関係」の二側面から把握し、それらの歴史的形態が生産諸力の各々の発展段階によって規定されていることを掴む。従って、「私的所有の二つの証明」問題もまた、この社会的活動の歴史的発展との関係の中で考察されることになる。

「ユダヤ人問題によせて」「第一論文」末尾の次の一節は、マルクスの将来社会像ないし「社会的所有」を考える上で非常に重要なものであるが、ここでは、「労働」の在り方に焦点が当てられ、労働の社会性の歴史的「疎外」とその回復(= Aneignung =領有)という視点が貫いている点に注意を喚起しておく。

「現実の個別的な人間が、抽象的な公民を自己のうちに取り戻し、個別的な人間のままでありながら、その経験的な生活において、その個人的な労働において、その個人的な関係において、類的本質存在(Gattungswesen)となったときはじめて、つまり人間が自分の『固有の力』を社会的な力として認識し、組織し、従って、社会的力をもはや政治的力の形で自分から切り放さないときはじめて、そのときはじめて、人間解放は完成されたことになるのである。<sup>(21)</sup>」(強調は大石。)

#### 五. これから『パリ手稿』を読む

#### 1 これから『経済学・哲学草稿』を読む

1843年10月末クロイツナッハからパリに移ってから、45年2月3日にブリュッセルに亡命するまでの期間は、「パリ時代」と呼ばれている。この時期マルクスは、経済学の批判的研究に取り組むと同時にフランス社会主義者プルードンとも交流しており、この時期に書かれたものが『パリ手稿』と総称されている。

『パリ手稿』は、「ミル評註」を含む9冊の抜粋ノートといわゆる『経済学・哲学草稿』から成るが、両者はその性格を異にする。というのも、前者が基本的には英仏の経済学書からの抜粋ノートであり、「ミル評註」以外ではマルクス自身のコメントは少なく、短いのに対して、後者はその成果に基づくマルクスの見解の積極的展開であり、彼の最初の「経済学批判」だからである。

誰でも、「資本の文明的勝利」や資本の「世界史的な力」という言葉を聞くと、『1857-58 年草稿』中のフレーズ(「資本の文明化作用」)だと受け取る。しかし、それらは実は、これから考察する『経済学・哲学草稿』の言葉である。そこではそうしたフレーズが出てくるだけではなく、その文脈、マルクスをしてそう言わせる理由までが記されている。従って、『経済学・哲学草稿』は『1857-58 年草稿』の生誕地であり、マルクスの方法態度ないし「魂 [Geist]」を読みとれる唯一の著作である。

この『経済学・哲学草稿』を理解できるか否か、弱冠 26 歳のマルクスの水準に到達できるかどうかは、次の点を理解できるか否かにかかっている。即ち、「私的所有」は「土地所有」に始まり「資本」においてその発展の頂点に達するが、この「発展の頂点」である資本「関係」の分析から析出された「私的所有の一般的本質」が「疎外された労働」概念である、という点である。

#### 2 『経済学・哲学草稿』の構造

『経済学・哲学草稿』は、ヘーゲル『精神現象学』最終章からの純粋な抜粋である「第四草稿」を外して考えると、「第一草稿」、紛失されずに残った4頁相当分の「第二草稿」、(恐らくは「第二草稿」の) 紛失された部分と思われる頁に対する三つの「補論」である「第三草稿」から成る。以下、各部分の内容を概括してみよう。

#### A 「第一草稿」

「第一草稿」自体は、論理次元を異にする「前段」と「後段」の二つの部分から成る。

「第一草稿 前段」:中間部分での小括(VII原頁)を挟んで、古典派経済学者や社会主義者達からの抜粋を通して、賃金、利潤、地代の構造諸法則(本質、源泉、最高率、最低率、平均率など)を確定した「前半部分」と、賃金、利潤、地代の運動諸法則を確定した「後半部分」から成る。

「中間部分」の「小括」として、「人類の大部分がこのように抽象的な労働へと還元されるということは、人類の発展において、どのような意味をもつのか」という私的所有の「2つの問い」が立てられ、後半部分はそれ対する解答となっている。言うまでもなく、「私的所有の二つの証明」問題である。

「後半部分」では、封建的土地所有もやがては資本所有に発展し、「人間に対する死んだ物質の完全な支配」という頂点における「土地や地所に適用された連合[Association:仏語]」による止揚が展望されている。

「第一草稿 後段」(いわゆる「「疎外された労働」部分」:これ以前の「第一草稿 前段」とは性格も論理次元も全く異なる。「第一草稿 後段」に入るや、もはや経済学者達からの抜粋は一切行われない。むしろ、経済学者達自身は「第一草稿 前段」で要約された諸法則を概念的に把握しない(それらが如何に「私的所有の本質」から発生するかを証明しない)という根本的欠陥が指摘される。

マルクスによれば、それらの諸法則が意味することは「人間が作り出したもの(過去の生産物である資本)による人間の支配」に他ならず、それは「労働者が自分の生産物に対して、ひとつの疎遠な対象として関係する」ということ、そのことはまた「労働に対する労働者」の疎遠な関係の「帰結」でしかないこと、資本主義の構造・運動諸法則が「労働と労働生産物に対して持つ労働者の関係」の「帰結」でしかないこと等が示される。

余りにも有名なこの「疎外された労働」概念は、生産過程における「労働のあり方」を規定したものであり、「私的所有(権)」(労働者の労働と労働生産物を資本家が「領有」すること)の 論理的「起源」を示す概念である。

「第三草稿」の記述なども合わせて考えると、マルクスは「資本」が土地所有に始まる「私的所有の発展の頂点」であることを十分認識した上で、その頂点である「資本」の直接的生産過程から析出された「私的所有の一般的本質」を「疎外された労働」概念として規定しているのである。

私的所有と資本との関係、「本質」と「概念」の区別などは、これまで完全に見落とされてきたものであるが、実はそれこそが『経済学・哲学草稿』を理解できるか否かの分岐点である。

マルクスは、この「疎外された労働」と「私的所有(権)」の両概念から、他の経済学的諸範疇を展開する、つまり資本主義の諸法則を「疎外された労働」の諸法則として概念的把握できると述べている。この箇所も従来完全に見落とされるか、初期マルクスの「観念論的残滓」と見なされてきた箇所である。しかし、この記述こそ、資本主義社会の経済諸法則を労働者諸個人にとって「疎外」された形態での「労働の社会性」の発展として把握するための基礎であろう。

しかも、この「第一草稿 後段」でも、「私的所有の二つの証明」問題が取り上げられ、それを「人類史における労働の疎外」の問題に設問し直すことで、「この新しい問題提起は、すでにその解決をふくんでいる」と記されている。人類史における「労働の社会性」の歴史的発展の中で、「疎外された労働」の成立と止揚の意義を明らかにするとは、資本家的生産・交通諸関係の分析が単なる分析ではなく、その中で生み出されつつある将来社会(将来の生産・交通諸関係)への可能性の析出ともなる、ということである。『資本論』「序文」での資本主義社会を「人類史の前史の最後」という捉え方は、まさにこの延長線上にある。

「第一草稿 後段」の最終部分では、「私的所有の関係」は「労働及び労働生産物に対する労働者の関係」と「労働及び労働生産物に対する非労働者の関係」から成ること、これまではそれらの内「より根元的関係」(前者)が分析されただけであり、「私的所有の関係」の残る一面を更に

詳しく考察するという言葉で終わる。

このように、「第一草稿 後段」は、近代市民社会の構造・運動諸法則を「概念的に把握する」作業の第一段階である。資本の生産過程を、「疎外された労働」概念(「労働と労働生産物に対する労働者の関係」)と「私的所有(権)」(その論理的帰結である)から、他の経済学的諸範疇を展開できると展望する。

#### B 「第二草稿」

「第二草稿」は、現存するページが「XL」から「XLIII」の4頁のみであり、「XL」頁が文章の途中から始まる「続き」部分であることから、紛失した頁数やその内容理解に関して一番議論が多い部分である。

紛失した頁数に関してはともかく、その内容が「第一草稿 後段」と表裏一体のものであることは明白である。即ち、ここでの内容は、「第一草稿 後段」で指摘されていた「私的所有の(二面的)関係」の内の残る一面、つまり「労働及び労働生産物に対する非労働者の関係」の分析と完全に一致する。

しかも、ここでは価値視点が導入され、以下の諸点が洞察される。

- (i) 資本において私的所有はその内容に対する完全なる無関心にまで到達していること。
- (ii) この「内容に対する抽象度」における完成状態から、資本が私的所有の発展の頂点であること。
- (iii) その他の形態の私的所有(土地所有)に対する「資本の文明的勝利」の必然性ないし 資本の「世界史的な力」!

この様に、内容上、「第一草稿 後段」と「第二草稿」とは同じ資本の(直接的)生産過程分析であり、各々その「相互に制約し合う二側面」の分析である。

勿論、マルクスの「経済学批判」は『経済学・哲学草稿』で完成する訳ではない。事実「第一草稿 後段」と「第二草稿」における範疇批判も、より具体的な諸範疇は展開されないまま、展開できると言明しただけで終わっている。

しかし、ここで展開された部分がそれ以後の範疇展開の基礎であることを十分認識していることから、後年の『1857-58 年草稿』や『資本論』における、より完成した範疇展開の「萌芽」と言える。

#### C 「第三草稿」

「第三草稿」は、形式上は現存しない(多分「第二草稿」の失われた)頁への「補論」であるが、内容的には「第一草稿 後段」で析出された「疎外された労働」に関連した「補論」であり、「疎外された労働」からあらゆる理論的・現実的対立を概念的に把握したものである。

この内容もまた、「第一草稿 後段」と「第二草稿」が資本の生産過程の、相互に制約し合う 二側面の分析であることを裏付けている。従って、「第一草稿」と「第三草稿」との間に、何ら 原理的な変更は見られない。

#### 「第三草稿 私的所有と労働」:

私的所有の主体的本質が労働であることが把握されることによって、土地所有に始まり資本にいたる私的所有の発展そのものと、富の主体的本質の科学的認識である経済学の発展史(重商主義の貴金属——重農主義の農耕労働——スミスの「労働一般」)の必然性もまた理解できるようになる。

#### 「第三草稿 私的所有と共産主義」:

資本と賃労働の関係は、単なる無所有と所有の対立ではなく、相互に前提し合うと同時に排除 し合う「矛盾関係」であり、「解消へとかりたてるエネルギッシュな関係」である。

「序文」にも記されている様に、マルクスは「疎外された労働」によって「盛り沢山かつさまざま」な問題について、解決の糸口を獲得した。以下では、そうしたものの中からいくつかを列挙するにとどめる。

(i) 「自己疎外の止揚は自己疎外と同一の道を辿っていく」として、フランス社会主義を その「疎外」把握から評価する。

「……私的所有の概念を捉えてはいるが、しかしまだその(私的所有の)本質を捉えてはいない。」(岩波文庫版、130頁)

(ii) 私的所有の積極的止揚を、単なる占有 [Besitzen] や持つ [Haben] という意味で捉えてはならない。それは人間の全面的本質を、全面的な仕方で自己のものにする(領有)ことであり、「全体的人間」の生成である。

「私的所有の運動——生産と消費——は、従来のすべての生産の運動についての、即ち、 人間の現実化あるいは現実性の運動についての感性的な啓示である。」(岩波文庫版、 132 頁)

「歴史そのものが自然史の,人間への自然の生成の,現実的一部分である。」(岩波文庫版,143頁)

- (iii) 「産業」は人間が自然に働きかけ、それを加工する歴史的活動であり、人間を把握するためにはこの「産業」を考察する必要があること。産業の歴史とその産業の生成された対象的存在とは、人間の本質諸力を開示した書物であり、「人間心理学」と呼ばる。人間を考察しないそれまでの抽象的自然科学と技術的側面を考察しない抽象的社会科学の両方を止揚する「唯一の人間科学」。
- (iv) 「社会的活動・享受」と「共同的活動・享受」の同一性と差違性について。

「共産主義」は「否定の否定」としての肯定でしかなく、否定という媒介項を必要と する。従って、「共産主義はもっとも近い将来の必然的形態」ではあるが、「人間発展の 到達目標,人間的な社会の形姿ではない」。自己の人間的生産・交通諸関係論は,「社会主義としての社会主義」である。

#### 「第三草稿 私的所有と欲求」:

フランスの「平等」とドイツの「普遍的な自己意識」について。

「利潤率の低下は、資本の完成しつつある支配の一徴候、つまり完成しつつある疎外の、従って自らの止揚へと急ぎつつある疎外の一徴候である。」(プルードン批判、(岩波文庫版、166頁)

#### 「第三草稿 分業と市民社会」:

「分業は疎外の内部での労働の社会性についての国民経済学的な表現である。」(岩波文庫版, 168頁)

「分業と交換が私的所有の形態化 [Gestaltungen] であるということ、まさにこのことのなかに、次のような二重の証明が存在している。即ち、一方では人間的生活がその実現のために私的所有を必要としていたということ、他方ではそれがいまや私的所有の止揚を必要としているということの証明が存している。」(岩波文庫版、176頁)

この様に、マルクスは私的所有の生成 — 発展 — 消滅の論理的必然性の問題を、つまり「私的所有の二つの証明」問題を、「労働の社会性」の歴史的発展の中に設定し直している。

- (i) 労働者にとって、労働が疎外された形で発展させられることの意味。
- (ii) その疎外を止揚する必要性は何処に有るのか。

その結果、「近代社会の次に来る社会の原理」を掴めたと確信する。いわゆる「序文」においてマルクスはその確信を興奮した口振りで記しているが、その興奮を感じ取り、その理由を明らかにした研究は未だ殆どない<sup>(22)</sup>。

#### 3 「三位一体的統一」の「統一原理」

生産者の活動が他人のための活動となり、他人のための生産物を作るからこそ、資本家はその 生産活動と生産物を領有できる。この二側面に関連して決定的に重要なことは、マルクスが「私 的所有の概念」と「私的所有の本質」を区別していることである。

「私的所有の概念」とは、「我々が疎外された、外化された労働の概念から分析を通じて私的所有の概念を見つけだしてきた」という記述から判断すると、「労働者と労働に対する非労働者の所有関係」であることは間違いない。生産過程における資本家による労働及び生産物の領有である。このことは、中期マルクスの『1857-58 年草稿』においても、スミスの資本「概念」には生産過程における「他人労働の領有」が入っていないと批判していること等からも確証できる<sup>(23)</sup>。

一層重要なことは、「疎外された労働の結果として明かになった私的所有の一般的本質」(岩波 文庫版、104頁)が何なのかを、明確にすることである。「第一草稿 後段」は、私的所有の一 般的本質を摘出し、それから諸法則を確証することを課題にしているからである。そこでこの記 述に先立つマルクスの分析を追跡すると、次の一節に突き当たる。

「こうして私的所有(権)は、外化された労働の概念から、すなわち外化された人間、疎外された労働、疎外された生活、疎外された人間の概念から、分析をとおして明らかにされる。」(岩波文庫版、102頁)

つまり、「私的所有(権)の本質」とは、「外化された労働、即ち外化された人間」ないし「疎外された生活、疎外された人間」であることが判明する。人間的な労働ではなく、人間的生命活動としての意味を喪失した労働である。

事実,「第一草稿 前段」の「賃金」欄は,この内容に対応している。また,「利潤」欄(実質的には『経済学・哲学草稿』の冒頭)は「資本,すなわち他人の労働の生産物に対する私的所有(権)は,何に基づくのか」(岩波文庫版,39頁)で始まり,スミスの指揮命令権[command]論を読み込みながら,「従って資本は,労働とその生産物に対する支配権である」(岩波文庫版,40頁)と結論している。このことは,「第三草稿」における「私的所有の主体的本質」(岩波文庫版,126頁)という記述等からも裏付けられる。

重要なので繰り返す。「他人労働の生産物」に対する資本家の私的所有権は、生産過程において労働者を自己の指揮命令に従わせることに基づく。生産過程における「他人労働の領有」、これが「資本の概念」である。この「資本の概念」自体は、直接的生産者の活動の疎外・外化の結果である。労働者の外化された労働が「資本の本質」である。

勿論,直接的生産者が他人の指揮命令に従うこと(疎外された労働)自体は、資本家的生産に特徴的な現象では全くない。むしろ、それはあらゆる階級社会・私的所有に共通して認められることである。その意味で、この「資本の本質」は「私的所有の(一般的)本質」と呼ばれている。しかし、この「私的所有の本質」が私的所有の発展の頂点から析出されたものであることから、次の三つが判明する。

- (i) 資本の本質(労働一般)は土地所有の本質(農耕労働)をその一部として含むと同時に、その抽象性、社会性の喪失度合いにおいて完成形態にあること。従って、土地所有は資本に向かって完成せざるを得ないこと。
- (ii) 資本と私的所有の同一性を把握したことによって、資本の「本質」の止揚があらゆる 私的所有の止揚となり得ること。
- (iii) 資本のより発展した諸規定はこの「本質」から展開され得ること。

このように、「私的所有の概念」と「私的所有の本質」の区別は、『経済学・哲学草稿』理解に とって決定的に重要である。

次に、「疎外された労働」が「労働一般」であることから、(i)産業資本の本質が土地所有の本質をもその一部として含んでいること、(ii)土地所有は未完成な産業資本であり、やがて産業資本にまで発展せざるを得ない論理的必然性も認識される。

資本の生成 ―― 発展 ―― 消滅は、疎外の完成であり、その完成形態における止揚として把握さ

れる。つまり、疎外は単なる疎遠な状態から自己矛盾としての疎外にまで突き進み、その頂点に おいて止揚可能となる。「資本の止揚」が「あらゆる形態の私的所有の止揚」と成り得る論拠も ここにある。

こうした労働疎外とその止揚論は、仮に「労働」が人間にとってどうでもよいものであるならば、その疎外も、その疎外の止揚もどうでもよいものになる。しかし、労働こそは、欲求、生産活動、生産物を通した他人との相互補完、生産物の享受という諸契機から成り、人間が社会的人間となるための、その意味で人間が人間となる本質的契機である。従って、「疎外された労働」の止揚こそは、人間が人間となるために不可欠の契機であり、その止揚こそ人間的生産・交通諸関係の成立と展望されているのである。

#### 4 「三位一体的統一」の「統一構造」

#### A 「資本の本質」把握と古典派経済学批判

近代市民社会の諸法則を科学的に、体系的に分析したのは、イギリス古典派経済学である。彼等は、商品・貨幣・資本の運動を分析し、その構造・運動諸法則を摘出した。勿論、マルクスもエンゲルスもこの側面での彼等の意義を疑ったことはない。問題は、古典派がそれらの諸法則を資本家的生産の「必然的」諸法則として解明できないでいる点にある。

従って、『経済学・哲学草稿』「第一草稿 後段」以降のマルクスの課題は、先ず最初に資本の「本質」を摘出、第二に、それらの諸法則と資本の「本質」との内的連関を示し、それらが如何にこの「本質」から生じるかを確証することとなる。その「本質」が「疎外された労働」であることは既に見た。

以下、この「本質」把握が如何に古典派批判となるかを、諸法則の確証との関連で考察してみよう。

経済学者と社会主義者との間に一つの論争が起きる。それは概略次のようになる。労働こそは 富の源泉である、これはスミス経済学の原理である。もしそうだとすれば、労働の担い手である 労働者こそ富を獲得し、非労働者である資本家は貧しいはずである。

ところが、現実はその反対に、労働者の側に貧困が資本家の側に富が蓄積される。労働から出発するスミスは、他方で労働者階級の悲惨な状態を遠慮会釈無く描き出す。この古典派のシニシズム(無遠慮さ)は、「スミスからセーを経てリカードオ、ミル等々に進むにつれて、…相対的に露骨さを増す。」(岩波文庫版、121頁)

だが、「それは初期マルクスが未熟だから…」、と結論を急いではならない。その程度のこと、つまり「それが、彼らの科学がより整合的により真実に展開されているからに他ならない」(岩波文庫版、122頁)ことぐらい、マルクスも十分承知している。古典派経済学の引き出す諸帰結が「労働者に敵対的」であること自体が問題なのではない。真の問題は別のところに、即ち、古典派の富認識の不十分性である。

経済学者が「生産の本来の心髄としての労働から出発するにも拘らず、それは労働には何も与えず、私的所有に全てを与える」(岩波文庫版、103頁)とすれば、逆にプルードン等社会主義者は、「この矛盾から、労働を擁護し私的所有に反対する結論を引き出す」(同上)。

この経済学者と社会主義者の対立は、「富の本質」としての「労働」が他人のための労働であり、 人間にとって自然かつ永遠の形態ではないことさえ理解すれば、解決できる。スミスが発見した 富の源泉として「労働」とは、資本家に富をもたらすような「労働」であり、「賃労働」である。 これは労働の一歴史的形態でしかないが、この労働の一歴史的形態を、経済学者は労働の「自然 な」、つまりはその「永遠」の形態と見做す。彼等はこの形態以外の労働を認めない。従って彼 等は、徹底的に労働を資本家に富をもたらすものとして扱う。

丁度、ルターによって人間が宗教から解放されたのではなく、逆に人間が信仰の目的とされたように、スミスによって人間が賃労働から解放されるのではない。むしろ逆に、人間が賃労働の目的とされるのである。従って、経済学の「原理」とその「諸帰結」との矛盾とは、「表面上の矛盾」でしかなく、それはむしろ経済学の「原理」の当然の帰結でしかない。これが「スミスはルター」のもう一つの意味である。

「彼等は私的所有をその活動的な形態において主体とし、従ってまさに人間を本質とすると同時に、非本質としての人間を本質とするのであるから、現実の矛盾は、彼等が原理として認識したところの矛盾に充ちた本質に完全に対応している。」(岩波文庫版、122頁)

問題はまだ終わっていない。マルクスは続ける。人間労働の一歴史的形態でしかない賃労働を、古典派が人間労働の自然で、永遠の形態として掴んだことは、彼等が資本主義的「富」及び「富の本質」の歴史的特徴を十分掴んでいないことを意味する。資本主義的「富の本質」(賃労働)が、直接的生産者にとって自分のための労働ではなく、他人のための労働であることを明確に掴むならば、彼等の「表面上の矛盾」はそもそも成立しえない、と。

労働者の側での貧困と、資本家の側での富の蓄積は、この「富の本質」(賃労働)の当然の帰結となる。フランス社会主義者の的外れとも言える経済学批判の中に、マルクスは経済学の富認識の不十分性を指摘する。逆に言えば、富の本質としての「労働」を「疎外された労働」(非人間的労働)として掴むならば、経済諸法則は「疎外された労働」の諸法則として確証可能だ、と。即ち、次のように言う。

「しかし我々は、外見上のこの矛盾が疎外された労働の自己矛盾であること、そして国民 経済学が単に疎外された労働の諸法則を言い表わしたに過ぎないことを、見抜くのである。」 (岩波文庫版、103頁)

古典派経済学における「利潤の源泉」論が「論点窃取の虚偽」でしかないというマルクスの古典派批判(岩波文庫版,84-5頁参照)は、彼が経済学的諸範疇を現実の生産・交通諸関係の理論的反映として捉えながら、尚かつ古典派の諸範疇が持つ根本的欠陥(歴史性と統一性把握)を指摘したものとして注目される。しかも古典派の欠陥は、彼等が「賃労働」の歴史的特徴を十分

に把握できていないことに由来することが看破されているのである。

#### B 「資本の本質」把握とプルードン社会主義批判

資本主義的私的所有の批判を「経済学批判」として展開したのは、マルクス一人ではない。プルードンもまたその一人であり、彼の『貧困の哲学』は彼の「経済学批判」である。しかしプルードンは、古典派のシニシズムが単なる「外見上の矛盾」でしかないこと、その解決は「疎外された労働」(現実の諸関係) そのものを止揚する以外にないことを理解できない。

従ってプルードンの「経済学批判」は、現実の諸関係の理論的反映でしかない古典派の諸範疇を、彼が考える理想状態から批判する。まるで諸範疇を別様に規定すれば、現実の諸関係が変革されるかの様に。『経済学・哲学草稿』のマルクスがその「資本の本質」把握に基づいて、このプルードンを空想的社会主義に分類していることは、共産主義の次の三形態の中で(a)に分類していることからも明白である。

- (a) 「私的所有の普遍化と完成であるに過ぎない」ような共産主義,
- (b) (i) 「民主的にせよ専制的にせよ、未だ政治的な性質を持っている共産主義」,
  - (ii) 「国家の止揚を伴うが、しかし同時に未だ不完全で、未だ変わらず私的所有 即ち人 間疎外に影響されている本質を持っている共産主義」
- (c) 「人間の自己疎外としての私的所有の積極的止揚としての共産主義,それ故にまた人間による人間のための人間的本質の現実的獲得としての共産主義。それ故に、社会的即ち人間的な人間としての人間の、意識的に生まれてきた、また今までの発展の全成果の内部で生まれてきた完全な自己還帰としての共産主義」(岩波文庫版、130頁)

ここで注目すべきことは、マルクスが(b)の(ii)を、「この共産主義は確かに私的所有の概念を捉えてはいるが、しかし未だその(私的所有の)本質を捉えてはいない」(同上)と批判している点である。

既に我々は、私的所有の「本質」と「概念」について了解しているので、その意味を次のように確定できる。即ち、この形態の共産主義は資本家による労働者階級の搾取を掴み、それを廃止しようとはしているが、その資本家の所有権を日々再生産している「疎外された労働」の廃止にまで認識が進んでいない、という意味である。

逆に、第三の、マルクスの共産主義は次のようなものと言える。労働の疎外は人間にとって(物質的・精神的)生活の疎外であり、人間が人間的に成るためにはどうしても止揚しなければならないものである。逆に、資本はこの労働を領有することで、人間の社会的諸力(生産・交通諸関係)を発展させてきた。資本家的富の本質が「労働一般」と認められ、そのようなものとして徹底的に利用・発展させられることは、一面では人間の社会的交通の普遍的拡大を意味しており、人間の能力・欲求・感性の発達をも意味している。

資本家的生産のこの成果の上に、人間がその本質に適合した形で生産・交通すること、これが

(c)の共産主義である。

このように、フランス社会主義批判においても、「私的所有の概念」と「私的所有の本質」の 区別は決定的な意味を持っている。

この箇所でマルクスが繰り返し使用している「人間的即ち社会的人間」とは、「類的本質」に合致した人間の在り方を意味し、「他の人間に対する人間の人間的関係であり、人間の人間に対する社会的関係」である。それは、ドイツの「自己意識」、フランスの「平等」を換骨奪胎したもので、「人間が本質的に一であること」、「人間の類意識と類としての振舞い(関係)の、人間と人間との実践的同一性」を意味する<sup>(24)</sup>。

#### C 「資本の本質」把握とヘーゲル弁証法批判

へーゲル以後のドイツの哲学界において、目立った進歩をとげたのは、ひとりフォイエルバッハであった。彼こそは、人間を感性的存在として、人間を現実の物質的諸関係の中で掴む道を切り拓いた。

しかし実際には、彼は人間を愛情・友情関係においてしか把握できなかった。反面で彼は、へーゲルにおける積極面、つまり人間を活動的存在として捉える側面を見落とした。ヘーゲルの場合、人間の活動は実質的には「思考」活動としてしか掴まれなかったとはいえ、彼の「否定性の弁証法」の偉大さは、生産活動を通じた人間の自己産出を捉えた点にある。

両面的批判であり、人間を感性的存在と同時に感性的活動として把握した点にある、具体的には人間の自然への関係――「産業 [Industrie]」――を人間の本質の発現・確証形態を見出だした点にある。

ところで、スミスもいうように、分業と交換は人間に特徴的な事柄である。この事実から、次 のことが判明する。

- (i) 生産の内部で労働を相互に補完し合うことも、生産物を相互に補完し合うことも、等しく人間的で、社会的な活動であり、社会的な享受であること。
- (ii) 直接的生産者は、これらの相互補完関係の発展を通して、自然の恩恵を豊かに享受できる可能性を持つようになったこと。
- (iii) しかし、現実には、直接的生産者はそうした社会的諸力を喪失しており、それらは彼等自身から自立し、むしろ彼等を支配するものの力となっていること。
- (i)は、人間が「共同体存在」であり、人間労働が社会的である(社会的総労働を形成する)ことを意味する。同時に、一人ひとりの人間は「類」(全体)を意識できる存在(「類的存在」)であり、諸個人の労働が社会性を持つ(社会的総労働の有機的肢体を形成する)ことを意味している。
- (ii)と(iii)は、資本主義的諸関係のもとでは、直接的生産者がそうした人間労働の社会性を自分達の能力として発揮できず、むしろその能力を他人に譲渡していることを意味する。

この「労働」把握に対応して、古典派経済学はこの資本家的(歴史的)な「分業と交換」を自然的で永遠の形態と見做す。従って、彼らにあっては、歴史は資本家的生産で以て終焉する。そこには、この資本家的「分業と交換」を基礎としてより人間的な「分業と交換」形態を考えるという視点はない。

へーゲルの「否定性の弁証法」もこの古典派経済学の立場に一致する。彼の「人間労働による 人間的人間の産出」は、現実には「疎外された労働」による「人間的人間」の産出でしかない。 その弁証法では、直接的生産者の労働は「人間本質の対象化」、その現実化としてのみ考察され、 それが人間本質の「外化」、その「喪失」となっている側面を看過しているのである。

これに対してマルクスは、この「否定性の弁証法」を「社会主義として社会主義」における生産と消費の運動原理として換骨奪胎する。即ち、労働者達が疎外し、彼等に対立的な形で発展させられている生産諸力・社会的諸力を、労働者自身の諸力として発揮できるための基礎(諸条件)が必要である。人間的労働による人間的人間の産出は、その後の問題である。しかし資本家的生産は、そうした運動を可能とする生産・交通諸関係を歴史上始めて生み出す、と。

ところで、このマルクスの「否定性の弁証法」(真に人間的な生産と消費の運動)において、人間的人間は「その結果であると同時に出発点でもある」(岩波文庫版、121 頁参照)。真に人間的な活動と生産物の相互補完関係は、「反省によって生ずるのではな(く)・・・諸個人の必要とエゴイズムによって即ち彼の定在そのものの活動を通して直接に生み出される」(25)のである。

従って、人間がそれらの諸関係を人間的に組織するためには、先ず以て、そうした諸関係(共同体)自体が現実に生み出されている必要がある。正に、ここに資本の歴史的意義と限界が、その成立と消滅の必然性がある(岩波文庫版、133頁)。

「分業と交換が私的所有の形態化であるということ、まさにこのことの中に、次の二面の証明がある。即ち一方では、人間的な生活がその実現のために私的所有を必要としたということ、他方では、それが今や私的所有の止揚を必要としているということの証明がある。」(岩波文庫版、176頁)

この諸個人にとって疎遠な社会的諸力を、諸個人が自覚的に発現し、制御する時、人間は真に 人間的になるのである。諸個人の生産活動がそのようなった場合、つまり「類的本質存在」と「共 同的存在」に合致するようになった生産活動を、マルクスは「人間的、社会的[gesellschaftlich]」 活動と形容している。

従って、この「社会」概念は、「共同的な [gemeinschaftlich]」生産活動、即ち「他人との直接的協働」としての活動とは明確に区別されている。共同的労働にも社会的な労働形態と非社会的労働形態があり、個人的労働にも社会的労働と非社会的労働があるのである。

「しかし私が科学的等々の活動― これは私が滅多に他人との直接的共同のもとに遂行できない活動なのであるが― をする場合でも、私は人間として活動しているが故に、社会的である。…私は社会のために自分から作るのであり、しかも社会的存在としての私の意識を

もって作るのである。」(岩波文庫版, 133-4 頁)

#### 5 「ミル評註」を読む意味

「ミル評註」は、J. ミル『経済学原理』からの逐条的抜粋の中で展開された、マルクス自身の 見解の積極的展開である。従って、その基本的性格は『経済学・哲学草稿』とは明白に異なる。

内容的には、商品から貨幣の展開となっているが、「労働」次元での疎外こそが疎外された「共同体」(「貨幣」も一つの「共同体」)の原因であり、人間的な共同体は諸個人が労働次元で人間的に生産を行うことでのみ現れることが展開されており、「第一草稿 後段」における「疎外された労働」を前提すると同時に、「第三草稿」「分業と市民社会」(MEGA編集者による他の部分からの切断と命名)での「分業」に関する記述を説明・展開したものである。例えば:

「生産そのものの内部における人間活動の交換や、人間の生産物相互の交換は、社会的活動と社会的享受をその現実的で、意識的で、真実の定在とする類的活動、そして類的享受に等しい。人間の本質は真の人間共同体であるから、人間は自己の本質を発揮することによって人間共同体を創出し、産出する。……人間がみずかを人間として認識せず、したがって、世界を人間的に組織してこなかったかぎり、この共同体は疎外の形態のもとで現象する。」<sup>(26)</sup>

「人間は自己を疎外しており、この疎外された人間の社会は、人間の現実的な共同体すな わち真の類的生活のカリカチュアである。」<sup>(27)</sup>

しかも、この「疎外された労働」は人間労働の社会性の歴史的発展の中で展望されている。人間がその社会的媒介能力を制御できるためには、ひとまずその社会的能力が歴史的作り出されなければならず、生産と消費の運動の結果のみならず出発点において社会的人間でなければならない点に私的所有の歴史的必然性があり、今や人間的人間が成立するためには、私的所有の止揚が必要とされている、と。

従って、根本的に止揚されるべきは、「労働」つまり「労働と労働生産物に対する労働者」の 関係を、労働者の生命活動ないし「自己実現」に転化させることとされている。

「第二に、この想定のもとでは、労働において私の個性的な生命は肯定されるのだから、私の個性の独自性も肯定されるであろう。したがって、労働は真実で活動的な所有であろう。」 (28)

この様な内容を持つ、「ミル評註」を仮に『経済学・哲学草稿』の中で配置するとすれば、それは『経済学・哲学草稿』――「ミル評註」であろう。執筆順序はともかく、論理的関係はそうである。

従って、『経済学・哲学草稿』「第一草稿」―「ミル評註」― 『経済学・哲学草稿』「第三草稿」という配置は、執筆順序の推定の一つとしてはともかく、『経済学・哲学草稿』理解を発展させるものとは言えない。むしろ、内容をずたずたにして、まとまりを読みとれなくするものでしかない。また、そうした執筆順序の推定やそれを利用した、「第一草稿 後段」での「原理」変更

説等は、内容上根拠がないと言える<sup>(29)</sup>。

更に、「第二草稿」の失われたページに「ミル評註」が利用されていたであろうという推測は、歴史としての歴史はもはやこの段階では問題にならないこと、「第二草稿」末尾のスケッチも、「第一草稿 前段」の様な歴史としての歴史ないし具体的史実のスケッチではなく、飽くまでも範疇展開の順序を示すプランであることを見落としたものでしかない。

「第二草稿」のページが失われていることを嘆いても何もならない。重要なことは、現存するページを熟読し、そこから読みとれる全てのものを読みとることである。その意味で、「第一草稿後段」と「第二草稿」の現存部分が、資本の「相互に条件となり合っている二つの構成部分、あるいは一個同一の関係のたんに異なる表現にすぎない二つの構成部分」の各々を考察した内容となっていることを読みとるべきであろう。

従って、この側面の考察と無関係な議論は、「第二草稿」とは無関係であり、「第二草稿」理解 (「第一草稿 後段」との表裏一体関係)を誤らせ、引いては『経済学・哲学草稿』全体の理解を 誤らせることになる。もっとも、これこそ消滅直前のソビエト・マルクス主義が狙ったことであ る。

### 六、「成立史」研究の方法的反省

#### 1 ソビエト・マルクス主義の死霊

筆者はこれまで、マルクスのテキストをマルクスに即して、自分の責任で読み、自分の頭で理解できる状況になったと記し、また初期マルクスに即して、そうした読み方を提示してきた。

しかし、マルクスを自分の頭で理解することは、実はそれほど簡単なことではない。末筆ながら、前途に横たわる「ソビエト・マルクス主義」という巨大な障害(その死霊)について、「これからマルクスを読む」読者の注意を喚起したい。

かつてマルクス主義的「革命の母国」を標榜する巨大国家が存在し、彼らの言う「マルクス・レーニン主義」を世界に広めてきた。従って、ソ連が崩壊して久しく、「マルクス・レーニン主義」も消滅したからと言って、70年間にわたったその活動に、われわれが影響を受けていないはずはない。これは政治の話ではなく研究上の話である。しかも一部のソ連シンパの話ではなく、学会レベルでの話である。

他の学問分野でもそうであるが、日本のマルクス研究もまた輸入学問であった。基本的には、 外国人が書いた本や論文を読み、それを翻訳・紹介してきたのである。勿論、欧米の本や論文も あるが、数の面では圧倒的に旧東ドイツと旧ソ連のものが多かったはずで、その多くは「研究所」 の「研究員」が書いたものであった。

「研究所」とは言っても、アカデミックな研究所ではなく支配政党付属の「政治的機関」であり、 その「研究員」は、アカデミックな「研究者」ではなく「官僚」であった。更にここからが重要 なだが、彼らの書く本や論文は日常的意味での「科学的研究の成果」ではなく、「政治的文書」であり、彼らが世界に広めようとしてきた「マルクス・レーニン主義」は、国内では「抑圧のイデオロギー」であったのである。

日本の研究者が輸入し、参考にしてきた「マルクス研究」は、そうした類のものだったのである。従って、本人が意識していたかどうかはともかく、日本の研究者もまた、多かれ少なかれ、ソビエト・マルクス主義の影響を受けてきた。勿論、ソビエト・マルクス主義はロシアにおいては死滅した。しかし、この日本では未だその命脈を保っていることは、知っておく必要がある。以下で再検討する「唯物史観」をタイトルに冠した本や論文の多さが、そのことを示している。

ことの深刻さを示すために、「研究所」がこれまで「ソ連型社会主義」にそぐわない思想や理論を、マルクス自身の著作(思想や理論)に対してすら、「ブルジョア的」あるいは「観念論的」というレッテルを貼って排除してきた実例を示そう。『18世紀秘密外交史』(1856年)<sup>(30)</sup>と『経済学・哲学草稿』(1844年)がその代表例である。

前者は、その存在を知りながら、「研究所」がこれまで全く出版しようとしてこなかったマルクス自身の著作である。1899 年にマルクスの娘エリナー夫婦が編集して出版されたが、その後は絶版となったままであった。その後、英語では1969 年にロンドンの Lawrence & Wishart 社から、ドイツ語では1977 年にベルリンの Olle & Walter 社から出版されるが、どちらも「研究所」によるものではない。

果たして現在進行中の MEGA で収録されるのか、あるいは既に出版されているのか、寡聞にして知らない。しかし、少なくとも日本語訳が出版された 1979 年時点<sup>(31)</sup>で、依然としてソ連・東ドイツからは出版されていない。こうなると、その原因をスターリン個人に求めることはできそうもない。

他方, 1844 年に, 弱冠 26 のマルクスが書いた『経済学・哲学草稿』は, アドラツキーが編集 した旧 MEGA「第1部 第3巻」に収録され, 1932 年にドイツ語で出版された。

何しろ発行部数の少ない,専門家向けのシリーズなので,大学図書館で読めるかどうか,という状態であったが,この著作は「ソ連型社会主義」批判に思想的・哲学的根拠を与えるものとして,多くの思想家や哲学者によって注目され,世界(とはいえ,ことの性質上,西ヨーロッパ)の言葉に翻訳される。日本でも,育生社弘道閣(1949年),青木文庫(1962年),国民文庫(1963年),岩波文庫(1964年)から翻訳がでる。

しかも、『1857-58 年草稿』における「疎外」概念の頻出が、『経済学・哲学草稿』をマルクス 自身による「ソ連型社会主義」批判として評価される様に成る。こうした世界の声に押されて、「研 究所」も、急遽『マルクス・エンゲルス全集』に「増補」として収録せざるをえなくなる。ソビ エト・マルクス主義にとっては、予期せぬ事態の展開であったろう。

しかし、彼らの任務は「反革命分子」に抗して世界に「マルクス・レーニン主義」を広めることにあるのだから、問題はこれでは終わらない。彼らはもっと洗練され、もっとアカデミックな

装いのもとに、『経済学・哲学草稿』の抹殺に取りかかる。「『資本論』成立史」研究がそれである。

#### 2 「『資本論』成立史」研究の方法的批判

他の学問分野にも「成立史的研究」はあるが、マルクス研究でも第二次大戦後、「『資本論』成立史」研究という名の「成立史的研究」が、一つの学問分野にまで発展した。

ただし、「『資本論』成立史」研究は『資本論』「第1巻」「諸版」の間に存在する異同や変更を研究するものではない。考察対象は、執筆時期は勿論、その執筆目的も対象者すら異なる、マルクスの全著作である。

また、他の分野での「成立史的研究」が、必ずしも現在の状態を完成形態ないし完全無欠の状態として前提しておらず、むしろ現状に至る過程の考察から、現状の特徴、意義、問題点を明らかにするものであるのに対して、「『資本論』成立史」研究には次の様な特徴がある。

- (i) 研究トピックは「唯物史観」と『資本論』の個々の経済理論(例えば,価値論,剰余価値論,蓄積論等)である。
- (ii) 暗黙の前提として、その場合の「経済理論」は『資本論』「第1巻」を完成形態と見なしている。
- (iii) 以上の前提の上で、マルクスのどの著作で、「唯物史観」なり『資本論』の経済理論が初出するかを主として考察する。

こうしたタイプの「成立史的研究」が、何時、誰が、何を目的として始めたかは、不明である。 しかし、「唯物史観」と「経済学」というトピックからして、明らかにソ連・東欧の「研究所」 の「研究員」であろう。

「唯物史観」という彼らの評価基準が如何に間違ったものであるかは次項で明らかにするとして、先ずは『資本論』を個々の経済理論に還元してしまうことの問題点を明らかにしよう。

『資本論』「第1巻」の個々の経済理論を完成形態・絶対的な基準として、それに先立つ諸著作を読む限り、すべての著作は未熟なものばかりであり、「そこから学ぶものは何もない」という結論は最初から与えられている。仮に何か明らかにできることが有るとすれば、高々、どの著作では、どの程度未熟か、それがどの著作で、何年に、どの理論が初出するか、以外にはない。しかし、そのことに何の意味があろうか。このタイプの「成立史的研究」は、その性格上、得るものの無い、単なる「結果の記述学」でしかない。

問題はそれだけではない。彼らが基準としている『資本論』理解こそが問題なのである。『資本論』は未完の大著であり、「第1巻」だけをとってもそうであり、種々の草稿との比較研究を通して、その理解が深まることは既に記した。一層問題なのは、「唯物史観」と『資本論』という際の『資本論』が思想性を排除された個々の経済理論の集合体としてしか理解されていないことである。

こうした「歪んだ」『資本論』理解に対して、『1857-58 年草稿』が反省を迫っているが、それ

も「中期」マルクスの著作であるが故に未だ説得力を持っている。同じことを「初期マルクス」で行えば、事実筆者は30年来そう主張しているのであるが、初期の未熟な思想・理論と見なされ、相手にもされないのである。

#### 3 「唯物史観」と「私の方法の唯物論的基礎」

「『資本論』成立史」では、『経済学・哲学草稿』の「疎外された労働」概念の意義を否定するために、『ドイツ・イデオロギー』における「唯物史観」の成立とそれに伴う「観念論的残滓」の「清算」ということが主張されてきた。不思議なことに、『経済学・哲学草稿』よりも以前の『独仏年誌』についてはその様な主張はさほど聞かないが、ともかく『ドイツ・イデオロギー』の前後でマルクスの思想・理論に根本的な変化があったとする主張が現在でも主流である。従って、「唯物史観」というソビエト・マルクス主義の死霊を葬っておく必要がある。

何よりも先ず注意すべき事は、「唯物史観」あるいは「唯物論的歴史観」が本来的にエンゲルスに由来するものだ、ということである。マルクス自身は「唯物史観」という語を一度たりとも使ったことは無い。使っていない以上、使っていないこと自体を引用によって論証することはできない。

そこで以下においては、「唯物史観」に関するエンゲルスとマルクスの間の決定的な差違性を明らかにし、「『ドイツ・イデオロギー』における唯物史観の成立」によって「それ以前の観念論的残滓を清算した」という主張を根本から覆すことにする<sup>(32)</sup>。

エンゲルスは「書評:マルクスの『経済学批判』」において、『経済学批判』「序言」のいわゆる「一般的結論」部分を指して、「唯物史観の簡単な定式化」と呼んだ。

他方,マルクス自身は上記箇所を,『資本論』第1巻「第2版あとがき」において,「私の[弁証法的:大石]方法のための唯物論的基礎を記した箇所」と呼んでいる。

そこで、エンゲルスによって定式化されたいわゆる「唯物史観」をマルクス自身の「一般的結論」と比較してみると、「唯物史観」は「一般的結論」の中の「土台——上部構造」論のみでしかないことが分かる。

他方、マルクスの「一般的結論」には、この「土台 — 上部構造」論を基礎ないし前提として、 更に「生産諸力」と「生産諸関係」概念が説明され、その弁証法的関係が論じられていることが 判明する。

つまり、エンゲルスの「唯物史観」には、「生産諸力と生産諸関係の弁証法的関係」に関する 記述が完全に欠落しているのである。この欠落は、実は当然のことである。何故なら、初期から 後期に至るエンゲルスの諸著作を子細に検討すれば明らかになることだが、そもそもエンゲルス には「生産諸関係」という概念自体が欠如しているからである<sup>(33)</sup>。

では、「生産諸力」と「生産諸関係」の「弁証法的関係」は、マルクスの「[弁証法的] 方法のための唯物論的基礎」と、どのような関わりを持つのであろうか。

マルクスにとって「弁証法的方法」とは、資本主義社会(資本家的生産・交通諸関係)を生成 ―― 発展 ―― 消滅(解消)という運動の中で把握することを意味する。このことは、次のような 諸手続きを経て可能である。

- (i) 経済学的諸範疇を資本家的生産・交通諸関係の理論的反映として把握する。
- (ii) 資本家的な生産・交通諸関係を、それ以外の封建的な、あるいは過渡的な生産・交通 諸関係から区別する。
- (iii) 資本家的な生産・交通諸関係が相互に支え合い、一つの全体を形成できている諸条件、 つまりそれが成立可能となっている生産諸力の特定段階と、相互の内的連関を明らかに する。
- (iv) 生産・交通諸関係の歴史性(過渡性)と統一性(有機性)を反映して,各々の経済学的諸範疇の歴史性と統一性の両面から規定する。

このような一連の前提の上で始めて、経済学的諸範疇の批判的叙述が資本家的生産・交通諸関係の弁証法的把握となりうるのである。従って、「一般的結論」はマルクスにとって、まさしく「私の「弁証法的」方法のための唯物論的基礎を記した箇所」なのである。

それ故、「一般的結論」における「生産諸力」と「生産諸関係」の弁証法は、経済学批判にとって「不可欠の基礎」なのであって、単なる「土台 —— 上部構造」論だけでは、マルクスの言う「経済学批判」即ち「経済学的諸範疇の批判」にはなりえない。

エンゲルスの「唯物史観」は、それが単なる「土台 — 上部構造」論でしかない以上、資本家的生産・交通諸関係の生成 — 発展 — 消滅の論理的必然性を把握するための「媒介項」を持たない。つまり、彼の「経済学批判」は「範疇批判」にはなりえない。

ところが、エンゲルスはマルクス経済学批判の方法的基礎の一部分だけを取りだして、それを「唯物史観」として定式化・固定化することによって、「経済学批判」自体とも、その「方法」とも直接無関係な、「歴史の観方」に改竄したのである。

この両者の差違性は、些細な問題ではない。実は、『1857-58 年草稿』で明記されている様に、マルクスにとって「生産諸力」と「生産・交通諸関係」とは、「社会的個人」の二側面なのであって、これらの歴史的発展は「諸個人の社会的能力」の歴史的発展以外の何ものでもないのである。それ故、マルクス自身にとっては、資本家的生産・交通諸関係の弁証法的把握は、労働を通じた人間的人間の歴史的産出を展望することでもある。

これに反してエンゲルスの「唯物史観」は、こうしたこと全てを看過することで、実際には単なる物質的生産の発展しか捉えられない、空虚な歴史観と言わざるをえない。

勿論,思想上・理論上,同時代人の中でエンゲルスがマルクスに一番近かったこと(両者の同一性)は否定できないし,エンゲルスの経済的支援なしにマルクスが研究を続けることはできなかったことも事実である。しかし,それとこれとは関係ない。われわれは両者の同一性と同時に,基本的な,重要な命題にすら存在する両者の差違性もまた認識しなければならない。

以上によって、ソビエト・マルクス主義が「疎外された労働」概念の意義を否定するために基準としてきた『ドイツ・イデオロギー』における「唯物史観の成立」は、そもそも基準ではあり得ず、「経済学批判」としての『経済学・哲学草稿』やそこでの「疎外された労働」概念を「観念論的残滓」として葬り去れないことは明らかであろう。

確かに、執筆時期から言えば、『経済学・哲学草稿』――『ドイツ・イデオロギー』の順である。 しかし、そのことは『経済学・哲学草稿』よりも『ドイツ・イデオロギー』においてマルクスの 思想・理論が発展していることを意味しない。何故なら、各々の執筆目的と内容が全く異なるか らである。

内容的に言えば、執筆順序とは逆に、『経済学・哲学草稿』の「経済学批判」が『ドイツ・イデオロギー』を前提しているのである。先に記した様に、思弁的なドイツの哲学者達に「経済学批判」の重要性を認識させるためには、その前に『ドイツ・イデオロギー』を出版する必要性を感じただけである。『経済学・哲学草稿』は「唯物史観」とそれによって「清算」される「観念論的残滓」ではないし、『ドイツ・イデオロギー』の基本的内容と矛盾するものでもない。

#### 4 「執筆順序問題」:『経済学・哲学草稿』と「ミル評註」の関係

「中期マルクス」研究によって、「疎外された労働」概念を否定する見解を否定されたソビエト・マルクス主義は、晩年、一層アカデミックな装いをして『経済学・哲学草稿』を抹殺しようとした。執筆時期や執筆順序から、『経済学・哲学草稿』を「序文」を持つ纏まった著作ないし原稿と見なすこと自体を否定する試みである。新 MEGA での「ミル評註」と『経済学・哲学草稿』の刊行(1981 年と 1982 年)直後に現れたローヤンの書誌的研究 (34) は、まさにこの線上のものである。

『経済学・哲学草稿』と「ミル評註」がほぼ同じ執筆時期であることを否定する者はいない。問題の核心は、両者の「論理的」関係である。その論理的関係を明らかにするための「一つの手段」として、「執筆順序」が問題になったことは事実である。しかし、執筆順序自体に論理的関係を明らかする力はない。また、執筆順序の順番に諸著作を配置すべきことには全然ならない。それは内容理解に基づいて判断されるべきことだからである。

本稿は飽くまでも「これから」読む読者を対象としたオリエンテーションであり、この書誌的 研究の論争的部分には触れない。しかし、近年、上記路線に沿った翻訳書も出版された<sup>(35)</sup>ので、注意すべきである。

#### 5 マルクスの「追体験」!?

『経済学・哲学草稿』が非常に読まれていた 1970 年代、マルクスの知的歩みの「追体験」ということが言われた。確かに、本稿で考察したような、ヘーゲル『法哲学』批判から「経済学批判」へ、など巨視的な歩みは追体験できる。

しかし、「『資本論』成立史」研究の様に、執筆順序を確定し、マルクスの諸著作を執筆順序の順に読むことで、当時のマルクスの執筆過程を「追体験」できると考えることは、方法としても完全に誤りであり、結果としても「マルクスの発展」や「(学的)原理の変更」などを捏造することになろう。

何故なら、著作物には各々執筆目的や対象とする読者の違いなどがあるにも拘わらす、その差 遠性を無視し、時期的に後で書かれたものには、それ以前に書かれたものに比較して、何らかの 進歩があるはずだと決めつけることになるからである。

本の「序文」や「はじめに」は、実は「最後」に書くものであって、最後に書いたからと言って、それは本の構成や内容に変化があったことには全然ならないし、その「序文」を最後に読むべきなのでもない。ましてや、「序文」以前に書いたものが統一性の無い、単なるメモ類で、「序文」を書いた「その時」に、突然「本にしよう」と思いついたことを意味するのでもない。

特に、「概念的把握」を重視し、範疇「展開」を行おうとしているマルクスの場合、各章は論理的な関係にあり、前にある章の内容を前提して、後の諸章が理解できるようになっている。このことは古典派に対する「論点窃取得の虚偽」を批判していることからも明らかである。

そうした著作では、例えばミルの名前の出てこない章を執筆した時点では、未だミルを読んでいなかったことを意味しない。しかし、そういう馬鹿げたことを、あたかも「科学」であるかの様に行ってきたのがこれまでの「『資本論』成立史」研究なのである。

そもそも、執筆時期の推定も内容理解とは無関係ではない。後になって執筆順序の推定が逆転した場合——「ヘーゲル法哲学批判序説」と「ユダヤ人問題について」はその一例—— などはお 笑いぐさである。執筆順序問題は、もともと『経済学・哲学草稿』と「ミル評註」との論理的関係を考える上での「一つの解決策」として問題となったが、やはり論理的関係は論理的関係で解 決すべきなのである。

#### 七、おわりに

一方でマルクスの諸著作は容易に入手できるようになり、他方で「ソビエト・マルクス主義」 も消滅し、その影響から自由にマルクスを読めるようなった。しかし、これまでのマルクス研究 は「ソビエト・マルクス主義」の圧倒的影響下にあり、読者を間違った方向や誤解に導いたりす る可能性はまだまだ多い。その大部分は、自分の研究が「ソビエト・マルクス主義」に感染して いることを自覚できていないからである。

一つには、ソ連型社会主義崩壊以後に出版された研究書を読むこと、二つには、その中でも「『ドイツ・イデオロギー』における唯物史観の成立」を基準とした「『資本論』成立史」研究書を避けることである。このタイプの「研究書」は、今日では、読む必要性は全く無い。

「成立史的研究」の意味は,生成したものをその成立過程から反省することにあり,マルクス

がヘーゲル批判から経済学批判へと進んだ知的歩みから、マルクス「経済学批判」体系の特徴、その意義や限界を明らかにするものでなければならない。その意味で、本稿全体が旧来の「『資本論』成立史」研究の批判であり、新たな成立史的研究の試みでもある。

「疎外された労働」概念に関して言えば、それが「私的所有の発展の頂点である資本」の分析から獲得された「私的所有の一般的本質」であるということが決定的に重要である。それは、資本の二側面の内、論理的により規定的な側面、即ち「労働と労働生産物に対する労働者の関係」を概念化したものである。

資本は、主体的(「労働一般」)にも、客体的(「価値」)にも、「内容に対する無関心」という点で、「抽象」の極にある。資本は「私的所有の発展の頂点」であり、「疎外された労働」はこの「頂点」から析出された「資本の本質」である。この「資本の本質」を獲得したことで、マルクスは「私的所有の二つの証明」問題を「労働を通した人間的人間の歴史的成立」過程として概念的に把握する基礎を獲得したのである。

確かに、『経済学・哲学草稿』を書いた当時のマルクスは弱冠 26 歳であった。後の 40 代、50 代のマルクスに比べて、理論の精緻化という点での未熟さは当然である。しかし、この『経済学・哲学草稿』からは、将来の『1857-58 年草稿』、『1861-63 年草稿』が透けてみえる。『経済学・哲学草稿』はその後の諸著作で展開されるものの原理的なものを明らかにしている。それはこれまで理解されてこなかったマルクスの「魂」である。

『経済学・哲学草稿』を読んだわれわれは、もはや「資本の文明的勝利」とか「資本の世界史的力」という言葉に驚くことはない。今やそれらの言葉を生み出したものを把握できたからである。読者は、26歳のマルクスに一歩近づいたことを自覚できるであろう。次の段階では、「中期マルクス」の「経済学批判」体系である『1857-58年草稿』に進んで欲しいものである。

#### 《注》

- (1) いわゆる大月書店版の『マルクス=エンゲルス全集』は、正確には『マルクス・エンゲルス著作集』 (*Marx-Engels Werke*) であり、マルクスの書いたもの全てをカバーしたものではない。
- (2) マルクス自身は「予はマルクス主義者ではない」と言ったという話は有名である。マルクスを受け 入れた国情により、そのマルクス理解にも種々ある。オーストロ・マルクス主義は特に有名である。 それが唯一可能な社会主義の形態ではないと言う意味で、「ソ連型社会主義」は「現存社会主義」と 呼ばれてきたが、当然にも「ソビエト・マルクス主義」も「マルクス主義」の唯一の形態ではなかった。
- (3) The Robert Owen Memorial Museum (http://robert-owen.midwales.com/rowen/) によると、その失敗原因は、入植者が増えて大所帯になり過ぎたために、いくつかの独立した、しかし内部では共同的なグループに分裂したことにある、と言う。
- (4) 例えば,佐藤金三郎「<中期マルクス>とは何か」,高須賀義博編『シンポジウム「資本論」成立史』 新評論,1989 年。H-G. Backhaus, *Dialectik der Wertform*, Ça ira Verlag, Frankfurt am Main, 1970.
- (5) 「失われた環」とは「(特に類人猿とヒトの中間の) 生物進化において存在が仮想される動物。2系列の完成上欠けている部分;問題解決に必要な未だ欠けている情報」(『プログレッシブ英和中辞典』)を意味する。

従って、これらの著作の研究が盛んな日本では、さすがに「疎外された労働」概念の意義を完全否定する研究者は少ない。しかし、ソビエト・マルクス主義に対する遠慮(つまり、「ソ連の研究者達はそう主張していないではないか」という依存体質)からか、初期から後期に連続する「思想」としては認めても、その経済学的意義を解明した研究者はいない。

- (6) その後「マルクス・レーニン研究所」も「疎外」概念を認めざるを得なくなり、索引項目にも「疎外」を入れざるを得なくなった。このことはとりもなおさず、ソビエト・マルクス主義が「事実上」、そのマルクス理解を撤回したことを意味する。つまり、『経済学・哲学草稿』を「観念論的残滓」とし、「初期マルクス」と「後期マルクス」とを「哲学者マルクス」と「経済学者マルクス」に分離し、両者の間に「断絶」を主張する見解全体を撤回したことを意味する。しかし、そのことを明言しないまま消滅したことから、未だ日本の研究者の間では、そうした見解が生きている。悲劇を通り越して、喜劇ですらある。
- (7) 『マルクス資本論草稿集 7』大月書店, 1389-90 原頁。
- (8) 不思議なことに、『ドイツ・イデオロギー』における「唯物史観の成立」とそれに伴う「観念論的 残滓」を主張するソビエト・マルクス主義も、この二つの論文を「観念論的残滓」として扱ってはい ない。このことは、この立論の目的が「疎外された労働」概念の意義を否定することにあることを示 している。
- (9) 1842年10月16日付け『ライン新聞』の記事「共産主義とアウグスブルグ『アルゲマイネ・ツァイトゥング』」:『マルクス・エンゲルス全集』第1巻,108原頁。
- (10) 『マルクス・エンゲルス全集』第1巻, 106原頁。
- (11) 同上, 379原頁。
- (12) 同上, 384 原頁。
- (13) 同前。
- (14) 同上, 382 原頁。
- (15) 同上, 384 原頁。
- (16) 同上, 379 原頁。
- (17) 同前。
- (18) 同前。
- (19) 同上, 385 原頁。
- (20) 同前。
- (21) 同上, 370原頁。
- (22) この点を明らかにしている, つまりその理由を明らかに出来ている著作は, István Mészáros, *Marx's Theory of Alienation*, Merlin Press, London, 1970. I. メサーロッシュ (三階徹・湯川新訳)『マルクスの疎外理論』(啓隆閣, 1972年) と拙著『マルクス全体像の解明』(八朔社, 1997年) ぐらいではなかろうか。
- (23) 『1857-58 年草稿』において,「資本を自己増殖する価値」として把握するとは,資本「概念」の中に,生産過程における「他人労働の領有」を取り込むことだと記されている。『マルクス資本論草稿集 1』大月書店,245 原頁。
- (24) マルクスが繰り返し使用している「人間的即ち社会的人間」(136, 139, 140-41, 143-45 頁参照) とは、「類的本質」に合致した人間の在り方を意味し、「他の人間に対する人間の人間的関係であり、人間の人間に対する社会的関係」である。それは、ドイツの「自己意識」、フランスの「平等」を換骨奪胎したもの(169 頁参照)で、「人間が本質的に一であること」、「人間の類意識と類としての振舞い(関係)の、人間と人間との実践的同一性」を意味する。『聖家族』『マルクス・エンゲルス全集』第二巻、40-41 原頁参照。
- (25) 杉原四郎・重田晃一訳『マルクス 経済学ノート』(未来社, 1970年), 96頁。
- (26) 同前。

- (27) 同上, 97頁。
- (28) 同上, 118頁。
- (29) 1978 年 4 月に「マルクス=レーニン主義研究所」(ベルリン)で開催された、「MEGA における『経済学・哲学手稿』」の本文刊行 (Edition) についての学術的コロキウム」に参加した服部氏によると、そこで扱われた諸問題のひとつが、「マルクス=レーニン主義的研究は、『手稿』の過大評価にたいしていかに対処しなければならないか」であったと言う(服部文夫「『経済学・哲学手稿』研究の新段階」『現代と思想』38 号、1979 年 12 月、261 頁)。

「序文」の配置なども問題にされたが、大事なことは、このコロキウムの目的が「ブルジョア的『マルクス学』批判のため」(同上、260頁)にあったという点である。このコロキウムの結論に従うことは、ソビエト・マルクス主義に従うことに他ならない、ということである。

- (30) 日本語訳は、三一書房から 1979 年に出版されている。
- (31) ソ連が崩壊する 1 年半前の 1990 年 7 月に行なわれた, 元共産党中央委員会イデオロギー部書記アレクサンドル・デグチャリョフのインタビューでの次の発言は, この問題について示唆的である。「マルクス・エンゲルスにも間違いはあります。『18 世紀の秘密外交政策』という文書ですが, これはロシア語に翻訳されていません。私はこの文書をレニングラード大学の図書館で, 英語で読みました。ですから一般の人はこの文書を読むことはできないのです。」(『ペレストロイカを始めたのは, 失脚したソロヴィヨフだった。』http://www.hh.iij4u.or.jp/~iwakami/ussr9.htm)
- (32) 紙数の関係上, ここで本格的な論証はできない。詳しくは, 拙著『マルクス全体像の解明』(八朔社, 1997年)「第2章」を参照。
- (33) 事実, エンゲルスにはその初期から後期に至る諸著作を通じて,「生産諸関係」概念の積極的使用 はみられない。確かに『反デューリング論』に限って言えば,その「準備的労作」を含めて4回「生 産諸関係」が使用されている。

しかし、その使用例を見ても、この概念に特別な役割は持たされていない。つまり、ここでの使用例は、多分執筆段階で『資本論』などを参照した影響として、偶然残ったものでしかない。もともと、ソビエト・マルクス主義は「所有」を「生産・交通諸関係の総体」として把握できていないのであるから、このエンゲルスにおける「生産諸関係」概念の欠如とそれが意味する重大な欠陥には気づきもしないのである。

- (34) 山中隆次訳・解説「J. ローヤン<いわゆる『1844 年経済学・哲学草稿』問題>」(『思想』第 710 号, 1983 年) が, 正しくこの路線に沿ったものである。
- (35) 山中隆次訳『マルクス パリ手稿』御茶の水書房,2005年。

(原稿受付 2012年5月29日)

#### September 2012

# オクスフォード大学ボドリアン図書館所蔵の 徳富蘇峰寄贈書

澤田次郎

#### はじめに

徳富蘇峰(1863~1957)は近代日本における著名なジャーナリスト,歴史家である。蘇峰は明治29年(1896)5月から同30年(1897)6月まで約1年間にわたって,秘書・深井英五(1871~1945,のち日本銀行総裁)を伴い欧米旅行を実施した。その表向きの目的は各国の新聞事業の視察であったが,それ以外にイギリスその他で「日英同盟を実現するための世論工作」を行うという明確な目標があったことは,杉井六郎氏の優れた研究が明らかにしている通りである<sup>(1)</sup>。

明治20年代,ロシアは中央アジアから北東アジアへと膨脹の重点を移し,満洲,朝鮮への進出を進めた。明治24年(1891)にシベリア鉄道の建設に着手し,28年に三国干渉によって日本に遼東半島を返還させ,29年には東清鉄道敷設権を獲得する一方,朝鮮では宮廷,政府への浸透をはかり,貯炭所,鉱山採掘権,森林伐採権を獲得するとともに,朝鮮が日本に京釜鉄道建設の正式許可を与えないよう圧力を加えた。

こうしたロシア南進の動きに危機感を抱いた蘇峰は、いわゆるグレート・ゲームでロシアと抗争してきたイギリスを抱き込み、同国と提携しつつ、ロシアを封じ込めるのが得策であると考えた。そのため彼はアジアの英領植民地、イギリス、ヨーロッパ各国を回り、日英同盟を支持する大隈重信外相、加藤高明駐英公使、青木周蔵駐独公使らと連絡を取りつつ、イギリス人ジャーナリストに接触して、イギリス言論界に日本との同盟の下地、機運を作り出そうとした。さらに仮想敵国に想定していたロシアに入国し、サンクトペテルブルクからオデッサまで縦断旅行をした上で東欧に赴き、ロシアから圧力を受けているという点で共通するルーマニアの国王夫妻、首相、政府高官やハンガリーの名士に面会して友好を深め、ロシア包囲網の一端を構築しようと試みた(2)。

この旅行において蘇峰が横浜を出港したのは明治 29 年 5 月 21 日, ロンドンに到着したのは 8 月 11 日であった。それから 8 月 29 日までの 3 週間近くをロンドンで過ごした後, ヨーロッパ大陸へ渡り, オランダ, ドイツ, ポーランド, ロシア, トルコ, ルーマニア, ハンガリー, オーストリア, イタリア, スイス, フランスを回って, 再びロンドンに戻ってきたのは翌明治 30 年 (1897)

2月1日のことであった。それからロンドンでタイムズ(Times)編集者のジョン・B・キャッパー (John Brainerd Capper)やデイリー・ニューズ( $Daily\ News$ )編集者のエドワード・T・クック(Edward Tyas Cook)などに会い,新聞社見学や日英友好工作を進めた蘇峰は<sup>(3)</sup>,さらに遠出してスコットランド,ニューキャッスル,オクスフォード(3月9日午後~10日頃<sup>(4)</sup>),ケンブリッジなどを訪ねたものの,ロンドンに戻るとインフルエンザと腎臓炎を併発して病床に伏した(3月23日)。その容体は相当重く,一時は彼自身,将来を悲観したほどであるが,4月下旬の時点で秘書・深井の肩を借りてようやく外出できるまでに回復し,5月5日にリバプールを出港してアメリカに向かった<sup>(5)</sup>。

今回取り上げるのは、蘇峰によるオクスフォード大学への寄贈図書である。オクスフォードにおける彼の言動については、管見の及ぶ限りではほとんど研究されていない。このとき蘇峰がオクスフォード大学ボドリアン図書館に図書を寄付したことは、一部の研究者の間では知られてきたが、その現物を調査した研究は、見当らない状況である。蘇峰が寄付した書籍は現在、オクスフォード大学ボドリアン図書館附属日本研究図書館(Bodleian Japanese Library)に所蔵されているが、これまで蘇峰と関連して着目されることはなかった。そこで本稿では、第一にこの蘇峰寄贈書の正確なタイトルと所蔵状況を明らかにし、第二になぜ彼がこの時期にオクスフォードでそうした書籍の寄付を行ったのかを考えてみたい。

この調査にあたっては、ボドリアン図書館附属日本研究図書館館長のIzumi Tytler 氏の全面的なご協力をたまわった。後掲する蘇峰寄贈書のリストは、まず Tytler 氏が同図書館において一つ一つ現物にあたり詳細な予備調査をされた上で作成され、その上で澤田が現地に赴き、改めて調査を重ねて加筆修正、注記したものであり、今回、ボドリアン図書館の掲載許可を得た上でここに紹介させて頂く次第である。Tytler 氏ならびにボドリアン図書館に対して心より感謝の意を表したい。

#### 1 寄贈書の概要

先に触れたように、蘇峰がオクスフォードを訪れたのは明治 30 年(1897)3 月 9 日午後から 10 日頃のことであった。このうち 3 月 9 日夜には、オクスフォード大学教授(医学者)や同大学のラドクリフ図書館館長(ボドリアン図書館科学図書館の前身)などを歴任したヘンリー・W・アクランド(Acland, Sir Henry Wentworth, first baronet, 1815–1900)に会い、翌 10 日、アクランドが創設に携わった大学博物館を一緒に見学している。したがってボドリアン図書館を訪ねたのはそれ以外の間である 60 。このときのことを蘇峰は以下のように回想している。

予はオックスフォード大学の世界に名高きボードリアン図書館を見るの機会を得た。予は館の 主任の一人であるマダン教授への紹介状を持って来たから、教授が親しく予を案内してくれた。 教授自身も書籍学の大家であって、ことに古文書においては権威者であった。その著作も若干ある。ボードリアン図書館は英国といわず世界に比類少なき図書館の一であり、ことに東洋方面の文書に関しては独特の位置を占めているということであったが、予はただ古き大いなる書籍が鎖に繋がれて卓上にあるものを見て不思議に感じたくらいである。なお予は後世に伝えんがため、予の著作の一二を寄贈しておいた(^7)。

蘇峰はマダン教授への紹介状を携えてボドリアン図書館を訪ね、案内してもらったという。このマダン教授とは、同図書館副館長(Sub-Librarian)のファルコナー・マダン(Falconer Madan、1851-1935)のことで、彼は蘇峰がいうように「書籍学の大家」、すなわち実力ある高名な書誌学者であったが、オクスフォード大学の教授ではなかった。マダンに図書館を案内してもらった蘇峰は、とりあえず自分の著作一、二を寄付したという。しかしながら彼の寄贈書が最終的には「一、二」に留まらなかったことは、『徳富蘇峰記念館所蔵 民友社関係資料集』に収録された資料「ボドレアン書籍館への寄附書目」が明らかにしている<sup>(8)</sup>。同資料解説によると、これは秘書の深井英五が記したものであるが<sup>(9)</sup>、実際に寄贈を行うに際して蘇峰が深井に命じて控えさせたメモではないかと考えられる。まずはその一覧を見てみたい。なお通し番号は原文には付されておらず、便宜上、澤田がつけたものである。

#### 【ボドレアン書籍館への寄附書目】

- 1 日清戦史 経済雑誌社
- 2 現行日本法令大全
- 3 第十四統計年鑑
- 4 第十一次農商務省統計表
- 5 文部省二十二年報(日本文)
- 6 同二十一年報(英文)
- 7 大学一覧(英文)
- 8 其翁伝 〔\*虞翁伝 (グラッドストン伝) の書き間違いであろう〕
- 9 格武電伝 二冊
- 10 武雷土伝 二冊
- 11 ウエリントン伝
- 12 ネルソン伝
- 13 吉田松陰
- 14 幕府衰亡論
- 15 新日本史

- 16 国民的大問題
- 17 内政外教衝突史
- 18 葛飾北斎伝
- 19 本朝美術
- 20 相逢傘
- 21 菊の浜松
- 22 Japanese children
- 23 浮世絵展覧会品目
- 24 大石良雄
- 25 坂本龍馬
- 26 雲井龍雄
- 27 警世雑著
- 28 台湾
- 29 台湾産業調査録
- 30 西比利亜鉄道
- 31 金貨本位早わかり
- 32 十九世紀の大勢
- 33 阿部仲麿
- 34 同志社
- 35 「極東」
- 36 国民之友
- 37 家庭雑誌
- 38 黄表紙
- 39 国民新聞

以上が「ボドレアン書籍館への寄附書目」として蘇峰が控えさせた一覧である $^{(10)}$ 。実際に蘇峰はこれらの書籍,新聞,雑誌をボドリアン図書館に収め,それは明治 30 年(1897)4月 29 日付で図書館側から受領が確認されている。以下はボドリアン図書館館長の $E\cdot W\cdot B\cdot = 10$  (Edward Williams Byron Nicholson, 1849-1912) から蘇峰に送られた受領確認状である $^{(11)}$ 。

Bodleian Library
Oxford
April 29, 1897

Dear Sir

I beg you to accept the best thanks of the curators of the Bodleian and of myself for the \*undermentioned works which you have been so kind as to present to the library of the University, to which they are most welcome. A few which we already had I am returning to you.

Yours very faithfully

E. W. B. Nicholson

#### Librarian

- \* [43 vols & 39 parts of Japanese publications.]
- I. Tokutomi, Esq.

ここでは受け入れた日本語出版物が「43 巻 & 39 部」とあり、総計 82 冊分が寄付されたことになっている。この受領確認状が発行されたのと同じ日、恐らくニコルソン館長自らの手ではなく、ライブラリーのスタッフによって蘇峰寄贈書の表紙(または表紙見返し、中表紙の裏など)に手書きで「D. 29. 4. 97」(D は Donation の略であろう)と記入されるともに、「BODLEIAN LIBRARY 29・4・1897」と刻印した丸い蔵書印が押された。

またボドリアン図書館の年次報告書は、1897年度に「特に重要な寄贈書を以下の人々から受領した」として、その一人に「Mr. I. Tokutomi. 72 volumes of parts printed in Japan」の名をあげている (12)。このように主要寄付者として名前と献本点数が紹介されている人物は蘇峰以外に7名おり、さらに名前のみ記載された者が10名いる。この1897年度において蘇峰の寄贈は数量的にも、また日本語文献というその物珍しさからいっても比較的目立つものであったことがうかがえる。なお、この年次報告書では蘇峰が総計72冊を寄付したことになっているが、それは先の受領確認状が示す総計82冊と食い違っている。この点につき今回の調査で確認したところ、受領確認状のいう「43巻+39部=82冊」の方が正確で、年次報告書は誤記であることがわかった。

以上の経緯からうかがえることをまとめてみると、蘇峰は明治30年3月9日から10日頃にかけてボドリアン図書館を訪れ、マダン副館長に案内してもらい、その際に秘書の深井と二人だけでは大量の本を運べなかったであろうから、とりあえず「一、二」の本だけを寄贈した。その後、日をおいて82冊にわたる出版物をロンドンの住まい(または日本公使館)からまとめて発送し、それが4月29日に受領されたということであろう。

次に、前掲「ボドレアン書籍館への寄附書目」を参考として、ボドリアン図書館附属日本研究

図書館に実際に保管されている蘇峰寄贈書を検証してみたい。各書の表紙または裏表紙を見ると、そこには紙片が貼られ、その上にローマ数字による通し番号が青鉛筆で書き込まれている。記された番号の筆跡は蘇峰のそれと似ている(少なくとも日本人の筆跡である)とともに、その順番は「ボドレアン書籍館への寄附書目」の順序とまったく同じであることから、蘇峰、深井(あるいは東京の民友社または国民新聞社の社員)が整理上記入し、それを貼ったまま図書館側に引き渡したものであることがわかる。なお現代のわれわれにとってローマ数字は分かりづらいため、以下のリストではまずアラビア数字(算用数字)を掲げ、ついでローマ数字を丸カッコ内に併記した。また「BJL Nuneham Jap. e. 19/1」といった記号は、現在のボドリアン図書館附属日本研究図書館における配架番号を指している。

#### 【ボドリアン図書館附属日本研究図書館所蔵の蘇峰寄贈書リスト】

## 1 (1) 塩島仁吉編,田口卯吉閲『日清戦史』第1~8巻(経済雑誌社,明治28年1~10月)

#### \*各巻情報は以下の通り。

| 第1巻 | 明治 28 年 3 月 13 日再版(初版は 27 年 10 月 30 日) | BJL Nuneham Jap. e. 19/1 |
|-----|--|--------------------------|
| 第2巻 | 明治 28 年 10 月 17 日再版(初版は 27 年 12 月 1 日) | BJL Nuneham Jap. e. 19/2 |
| 第3巻 | 明治 28 年 1 月 17 日                       | BJL Nuneham Jap. e. 19/3 |
| 第4巻 | 明治 28 年 4 月 19 日再版(初版は 28 年 2 月 28 日)  | BJL Nuneham Jap. e. 19/4 |
| 第5巻 | 明治 28 年 3 月 30 日                       | BJL Nuneham Jap. e. 19/5 |
| 第6巻 | 明治 28 年 4 月 30 日                       | BJL Nuneham Jap. e. 19/6 |
| 第7巻 | 明治 28 年 5 月 16 日                       | BJL Nuneham Jap. e. 19/7 |
| 第8巻 | 明治 28 年 6 月 30 日                       | BJL Nuneham Jap. e. 19/8 |

# 2 (II) 博文館編輯局編纂『増訂現行日本法令大全』(博文館,明治 29 年 1 月 2 日増訂再版): BJL Nuneham Jap. e. 20/1

\*上記とともに『太陽臨時増刊 第貳巻第拾號 新法令』(『太陽』 2 巻 10 号, 明治 29 年 5 月 15 日, 博文館),BJL Nuneham Jap. e. 20/2 がペアの形で保管されている。こちらのみ縁のフェルトカバー(後述)に包まれている。表紙に細いペンで「IIa」と思しき文字が記されているため,II の付属本というような意味合いか。

# 3 (III) 内閣書記官室記録課編『日本帝國第十四統計年鑑』(八尾商店,明治 28 年 12 月 5 日): BJL Jap. d. 15

\*この書籍の表面には、いくつかの書き込みがある。表紙見返し、天、地に「民友社之所蔵」と 刻印した蔵書印が押され、表紙見返しに「京橋日吉町民友社乃用」、天に「輯集局」、小口に「備 付」,地に「民友社」とそれぞれ墨書されている。民友社編集局の備付図書を引き抜いたものであることが明らかである(写真 1,2 参照)。

\*さらにこの書籍の中には、封筒と書簡がそれぞれ別々の形で、異なるページに挿入されている。



写真 1



写真 2

封筒の消印は〔明治〕廿九年一月二十六日であり、宛先は「東京市京橋区日吉町国民新聞社 古谷久綱殿」、差出人は「京都同志社 関東学会本部」である(写真1、2参照)。古谷久綱(明治7年6月生、同志社卒)は当時21歳で、国民新聞社に勤務していたが、その後、東京高等商業学校、伊藤博文秘書官などを経て、大正期に衆議院議員(政友会)となった。一方、書簡の方は、Izumi Tytler 氏が最初に発見し、澤田にご教示下さったものである。これは上記の封筒に同封されていたものと考えられるが、適宜句読点を付して解読すると以下のようになる。

#### 浅野遺稿追悼文至急御送被成下度候 K、M生

貴簡拝読仕候。在東都諸氏熱心同志社改革の為に御尽力し由、至極賛成に御座候。同志社の精神の衰退の度如何は一言に断言し難き、其生徒の数の減するは事実にて、今後学課の改正等にて中学校を模擬するより大此直し特色を発揮し、増英語を盛に致仕度くと存候(13)。

K・M生とは当時、同志社の教員であった森田久万人ではないかと推測される。そうであれば、この書信は森田久万人から古谷久綱に宛てたもので、開封後、古谷が民友社編集部の備付けの当該書に挟んだまま、忘れてしまったのではないかとも考えられる。森田久万人は蘇峰が同志社在学中の明治初年、蘇峰の上級生であり、また古谷から見ても同校の先輩にあたる。生徒数の減少に苦慮していた同志社は明治 29(1896)年 4 月、同志社尋常中学校を新設することになるが、森田は同志社の特色を発揮して英語を盛んにしたいと述べている。同志社の歴史の一齣を物語る資料であろう。

- 4 (IV) 農商務大臣官房文書課『第十一次農商務統計表』(東京統計協会,明治 29 年 4 月 6 日,東京製紙分社印刷): BJL Jap. d. 16
- \*表紙見返しに黒ペンで「正誤 二百四十四頁ノ融通ニ関スル業ト二百五拾頁銀行融通業ハ重複 ノモノナリ」と書かれている(蘇峰の筆跡ではない)。
- 5(V) 文部大臣官房文書課『大日本帝國文部省第二十二年報 明治二十七年』(発行所記載なし、明治 **28 年 12 月 25 日**):BJL Jap. d. 18 22(明治 27 年)(1894)
- \*内容は日本文。表紙の上に紙がはがれた跡があり、本来ここに通し番号としてローマ数字「V」の文字が記されていたと推測される。
- 6 (VI) Twenty-First Annual Report of the Minister of State for Education For the Twenty -sixth Year of Meiji, trans. The Department of Education, Tokyo, Japan (Tokyo: The Department of Education, June, 28th Year of Meiji (1895)): Bod. Japanese BJL Reference JP. E00003 (v. 21 (1893))

\*内容は英文。奥付に日本語で「文部大臣官房文書課,明治28年7月15日,東京築地活版製造所」と記されている。5と同様に表紙の上に紙がはがれた跡があり、本来ここに通し番号としてローマ数字「VI」の文字が記されていたと推測される。なおこの第21年報が蘇峰によって寄贈された後,第31年報1903-4年(1906年発行)から第59年報1931-32年(1938年発行)までがボドリアン図書館に保管されている。そのうち第31年報(March,39th Year of Meiji (1906)、日本語奥付:明治39年3月31日)の表紙見返しに、東京の文部省からオクスフォード大学にあてた封筒の切抜(1906年5月23日東京消印)と「With the Compliments of the Minister of Education Tokyo, Japan」(日本東京文部省の献呈本)と記したステッカーが貼られている。蘇峰の寄贈とは別に、明治39年より文部省から直接この年報が毎年定期的に寄贈されることになったことがわかる。これが蘇峰の仲介によるものである可能性もあるが、実情は明らかではない。

- 7 (VII) 「ボドレアン書籍館への寄附書目」によれば「大学一覧(英文)」が来るはずであるが、 今回の調査では該当書が見当らなかった。
- 8 (VIII) 徳富健次郎纂訳『グラツドストン傳』(民友社, 明治 25 年 12 月 3 日再版): BJL Nuneham Jap. e. 21
- \*初版は明治25年11月9日。徳富健次郎(蘆花)の「富」は「冨」と表記されることが多いが、ここでは「富」になっている。以下も同様。
- 9 (IX) 徳富健次郎纂譯『格武電』(民友社,明治 26 年 3 月 3 日第四版): BJL Nuneham Jap. e. 22 \* 初版 (タイトル『理査土格武電』) は明治 22 年 12 月 25 日に発行された。
- 10 (X) 徳富健次郎纂譯『武雷士』(民友社,明治 26 年 3 月 3 日第五版): BJL Nuneham Jap. e. 23 \* 初版 (タイトル『如温武雷士傳』) は明治 22 年 9 月 6 日に発行された。
- 11 (XI) 少年伝記叢書號外『ウエリントン』(民友社,明治 30 年 2 月 26 日): BJL Jap. f. 2
- 12 (XII) 少年伝記叢書第五巻『子ルソン』下巻 (民友社,明治 30 年 2 月 21 日): BJL Jap. f. 3 \*上巻は見当らない。
- **13** (XIII) 德富猪一郎『吉田松陰』(民友社,明治 28 年 11 月 23 日第七版): BJL Nuneham Jap. e. 24
- \*初版は明治26年12月23日。緑色のフェルトに包み、紐でゆわえて保存されている(写真3参照)。このフェルトはボドリアン図書館で用意したものではなく、蘇峰側が運搬の際の損傷を



写真3

防ぐために付けたものと推測される。こうした状態で保管された書籍はその他にも何冊かあるが、 それらのフェルトには当時のボドリアン図書館側の手になる請求記号番号のステッカーも付いている(経年のため剥がれ落ちたものもある)。以下、同様のフェルトに包まれているものは、「緑フェルトのカバー」と注記する。

**14(XIV)福地源一郎『幕府衰亡論』(民友社,明治 28 年 12 月 14 日第五版)**: BJL Nuneham Jap. e. 25

\*初版は明治25年12月1日。緑フェルトのカバー。

**15(XV)竹越與三郎『新日本史』上(民友社,明治 28 年 11 月 15 日第八版)**: BJL Nuneham Jap. e. 26/1

**竹越與三郎『新日本史』中(民友社,明治 28 年 12 月 15 日第三版)**: BJL Nuneham Jap. e. 26/2

\*上巻の初版は明治24年7月3日、中巻の初版は明治25年8月4日に発行された。二冊とも緑フェルトのカバー。下巻はもともと発行されていない。

**16(XVI)人見一太郎『國民的大問題』(民友社,明治 27 年 12 月 25 日再版)**: BJL Nuneham Jap. e. 27

\*初版は明治26年7月16日に発行された。緑フェルトのカバー。

**17** (XVII) 渡邊修二郎『内政外教衝突史』(民友社,明治 29 年 8 月 29 日): BJL Nuneham Jap. e. 28

\*緑フェルトのカバー。

- **18(XVIII)飯島半十郎(虚心)著『葛飾北齊傳』上,下(蓬樞閣,明治 26 年 9 月 12 日)**: BJL Jap. d. 19/1-2
- \*下巻にのみ、上下巻をまとめた奥付がある。
- 19 (XIX) 青年叢書號外『本朝美術』(民友社, 明治 28 年 7 月 2 日): BIL Jap. f. 4
- **20 (XX) 漣山人『逢合傘』(春陽堂,明治 29 年 4 月 18 日)**: BJL Nuneham Jap. e. 29 \*緑フェルトのカバー。表紙,本文中に日本風の美しい絵が描かれている。
- **21** (XXI) 幸田露伴『きくの濱松』 (青木嵩山堂,明治 29 年 2 月 13 日): BJL Nuneham Jap. e. 30 \*表紙,本文中に日本風の美しい絵が描かれている。
- 22 (XXII) Japanese Children (Tokyo: Toyodo, 発行年月日は未記載): IM. G00432

\*緑フェルトのカバー。前半10枚は美しい色彩の絵画のみ、後半8頁分はその10枚の絵の英文説明になっており、外国人向けの土産用本といった趣のものである。絵は、①母親に教えられ、文字を書くために墨を擦っている少年、②羽子板を打つ少女たち、③凧揚げ、コマ回しをする少年たち、④ひな祭りを祝う少女たち、⑤屋外で目隠し鬼などをして遊ぶ子供たち、⑥竹馬をする少年たち、⑦お祭りで子供みこしをかつぎ、はやし立てている少年たち、⑧川でざるに魚をすくう少年たち、⑨相撲を取る少年たち、⑩戦争ごっこで行進をする少年たち(先頭二人はラッパを吹き、旭日旗や日章旗を掲げる少年もあり、他は銃を担ぎながら二列縦隊で雪の中を行進している)といったものである。この⑩については「When the war between Japan and China was at its height, playing at soldiers was all the rage with boys.」との説明があり、日清戦争当時の雰囲気を物語っている。ちなみに①から⑨に描かれた子供はいずれもまげを結い、和服を着て、エキゾチシズムを漂わせているが、⑩のみ明治時代らしく散切り頭に和服となっている。なお裏表紙に「"Japanese children" can be obtained of the Toyodo、Tori Shingokucho Kanda Tokyo」と印刷されていることから、同書が『風俗画報』の発行で知られた東陽堂(東京市神田区通新石町、現東京都千代田区神田須田町)から出版されたことがわかる。

#### 23 (XXIII) 『浮世繪展覽會品目 全』 (出版社不明): BJL Nuneham Jap. e. 31

\*ごく薄い小冊子で,最終頁に「非売品」,「明治廿五年十一月十二十三日両日開會于上野三橋松源楼東京浅草駒形町七番地 會主 小林文七」とある。

- **24** (XXIV) 雨谷一菜庵『大石良雄』 (民友社,明治 30 年 2 月 1 日): BJL Nuneham Jap. e. 32 \*緑フェルトのカバー。
- **25** (**XXV**) 弘松宣枝『阪本龍馬』(民友社,明治 **29** 年 **8** 月 **9** 日再版): BJL Nuneham Jap. e. 33 \* 初版は明治 **29** 年 **7** 月 **16** 日に発行された。緑フェルトのカバー。表紙,本文ともに坂本龍馬ではなく阪本龍馬となっている。
- **26** (XXXVI) 緑亭主人『雲井龍雄』 (民友社,明治 30 年 2 月 5 日再版): BJL Nuneham Jap. e. 34 \* 初版は明治 30 年 1 月 22 日に発行された。緑フェルトのカバー。
- **27(XXVII)内村鑑三『警世雜著』(民友社,明治 29 年 12 月 5 日)**: BJL Nuneham Jap. e. 35 \* 緑フェルトのカバー。
- **28** (XXVIII) 『臺灣』(民友社,明治 28 年 2 月 18 日): BJL Jap. f. 5
- 29 (XXIX) 臺灣総督府民政局殖産部編『臺灣産業調査録』(台北:台湾総督府民政局殖産部,明 治 29 年 3 月 27 日): BJL Nuneham Jap. e. 36 \*緑フェルトのカバー。
- **30 (XXX) 松浦充美『已成西比利亞鐵道』(民友社,明治 30 年 1 月 28 日)**: BJL Nuneham Jap. e. 37 \* 縁フェルトのカバー。タイトルにある「已成」(いせい) は「既成」と同じ意味。
- 31 (XXXI) 民友社編『金貨本位はやわかり』(民友社,明治30年3月2日): BJL Jap. f. 6
- 32 (XXXII) 民友社編, 平民叢書第 1 巻 『拾九世紀之大勢』(民友社, 明治 28 年 4 月 15 日第五版): BJL Jap. f. 7
- \*初版は明治26年3月9日に発行された。表紙に黒鉛筆で「XXXII」の通し番号が記され、表紙見返しにも青鉛筆で蘇峰の筆跡を思わせる「XXXII」と記した紙片が挿入されている。
- 33 (XXXIII) 『阿部仲磨』 (少年史譚第 1 編), 雨谷一菜庵編, 永井鳳僊密画 (民友社, 明治 30 年 2 月 22 日): BJL Nuneham Jap. e. 38
- 34(XXXVI)「ボドレアン書籍館への寄附書目」によれば「同志社」が来るはずであるが、今回の調査では該当書が見当らなかった。

35 (XXXV) The Far East: An English Edition of the Kokumin-no-tomo (Tokyo: Office of the Kokumin-no-tomo, 1896-97): JP. F00023

\*詳しい所蔵状況は以下の通りである。

Vol. 1 No. 1 February 20th, 1896 1896 年 (明治 29 年) 2 月 20 日

\*先に述べたように蘇峰寄贈書には「BODLEIAN LIBRARY 29・4・1897」の丸い蔵書印が一様に押されており、The Far East 誌にも各号にそれが見られるが、この1巻1号 (創刊号)と1巻11号 (1896年12月20日)に限り「BODLEIAN LIBRARY 11・3・1897」の印が押されている。蘇峰は明治30年3月11日かそれ以前にボドリアン図書館を訪ねて、とりあえずこの1号と11号を収め、残りはロンドンから発送し、それが明治30年4月29日 (3月23日に重病となった蘇峰が闘病生活の末、秘書・深井の肩を借りてようやく外出できるようになった頃)に受領登録されたのであろう。

Vol. 1 No. 2 1896年3月20日

\*表紙に黒鉛筆で「XXXV」とあり、蔵書印は「BODLEIAN LIBRARY 29・4・1897」。

Vol. 1 No. 3 1896年4月20日

Vol. 1 No. 4 1896年5月20日

Vol. 1 No. 5 1896年6月20日

\*裏表紙の裏面に次のように印刷されており、同誌がイギリスでも購読できたことがわかる。「The following agents receive subscription and have single copies on sale: - Messrs. W. H. Smith & Son, No. 186, Strand, London, England」. その他にアメリカの三社の名が続いて記載されている。またその次の頁には「本誌に対する社会の公論」と題した日本文の頁が続き、「英国デーリー・ニュース」「マンチェスター、ガーヂヤン」の二紙の評が出ている。後者の『マンチェスター・ガーディアン』による評を見ると、「吾人は東京より「極東」と名くる英文国民之友を受取れり」とあり、蘇峰が訪英前からイギリスの有力紙に自社の The Far East を送り、宣伝に努めていたことがわかる。

Vol. 1 No. 6 1896年7月20日

Vol. 1 No. 7 1896年8月20日

Vol. 1 No. 8 1896年9月20日

Vol. 1 No. 9 1896年10月20日

Vol. 1 No. 10 1896年11月20日

Vol. 1 No. 11 1896年12月20日

\*表紙裏に「BODLEIAN LIBRARY 11・3・1897」の蔵書印。

Vol. II No. 1 1897年1月20日

Vol. II No. 2 1897年2月20日

\*以上, Vol. 1 No. 1~Vol. II No. 2 は、後の時代に1冊に製本されている。

\*ちなみに蘇峰が帰国後に寄贈したものとして、以下もボドリアン図書館に収蔵されている。表紙に「With the Publisher's Compliments.」の活字印がある。同じ *The Far East* 誌であるが、副タイトルがそれまでの「国民之友英語版」から「日本の思潮と事情の解説者」と変わっており、そこに蘇峰の自負と対外宣伝の意欲がうかがえる。配架番号は同じ JP. F00023。

The Far East: An Exponent of Japanese Thoungts and Affairs

Vol. II No. 9 1897年9月20日

36 (XXXVI) 國民之友 (民友社): BJL Per. Jap. e. 39

\*詳しい所蔵状況は以下の通りである。

274号 (明治28年12月14日)

279号 (明治29年1月18日)

284号 (明治29年2月22日)

286号 (明治29年3月7日)

287号 (明治29年3月14日)

288号 (明治29年3月21日)

292号 (明治29年4月18日)

306号 (明治29年7月25日)

307号 (明治29年8月1日)

329号 (明治30年1月2日)

330号 (明治30年1月9日)

332号 (明治30年1月23日)

334号 (明治30年2月6日)

337号 (明治30年2月27日)

\*以上,後の時代に1冊に製本されている。上記で明らかなように号数は連続しているわけでは

なく、そのうち334号の表紙に青鉛筆で通し番号「XXXVI」の書き込みがある。

37(XXXVII)『家庭雜誌』家庭雑誌社編(家庭雜誌社):BJL Per. Jap. e. 40

\*詳しい所蔵状況は以下の通りである。

80号 (明治29年6月25日)

81号 (明治29年7月10日)

89号 (明治29年11月10日)

91号 (明治29年12月10日)

93号 (明治30年1月10日)

\*以上,後の時代(比較的最近)に1冊に製本されている。号数は連続しているわけではない。 表紙には蔵書印が押されているだけでなく,例えば80号であれば「Per. Jap. E. 40/80」と配架 番号が鉛筆で記されている。末尾の数字80は号数を示す。この記入は別の書籍雑誌も同様である。 『家庭雑誌』の場合,号数はアラビア数字やローマ数字でなく漢字のみで記載されているため, 日本語を理解する者が書き入れたことがわかる。蘇峰寄贈当時よりも後の時代になされたもので あろうか。

38(XXXVIII)「ボドレアン書籍館への寄附書目」によれば「黄表紙」が来るはずであるが、今回の調査では該当書が見当らなかった。

39(XXXIX)『國民新聞』(國民新聞社):BJL Periodical BJL

\*詳しい所蔵状況は以下の通りである。

明治29年5月16日 \*一面の社告が蘇峰と深井の出発を伝えている。

明治29年5月17日

明治29年5月19日

明治29年5月20日

明治29年5月21日

明治29年5月22日

明治29年5月23日

明治29年5月24日

明治29年5月26日

\*ちなみに蘇峰が帰国後に寄贈したものとして、以下もボドリアン図書館に収蔵されている。

明治33年1月1日 \*第3000号。「BODLEIAN LIBRARY 9・3・1900」の蔵書印あり。

明治 35 年 1 月 1 日 \*第 3620 号。「BODLEIAN LIBRARY 8・2・1902」の蔵書印あり。

明治36年1月1日 \*第3924号。「BODLEIAN LIBRARY 2・5・1903」の蔵書印あり。

明治36年4月3日 \*第4000号。「BODL LIBR 17 JUN. 1916」の蔵書印あり。

\*なお上記の『国民新聞』の束の中に2枚の紙が別々に挿入されており、それぞれ手書きで次のように記されている。

Nine numbers with one artistic supplement of the Japanese newspaper Kokumin Shimbun published at Tokyo, probably of Dec. 1901 to Jan. 1902.

Presented to the Bodleian Library by the editor "I. Tokutomi, Tokyo, Japan."

Feb. 8 1902 F. Madan

〔これを記した F. Madan は既述のように蘇峰のため館内を案内したボドリアン図書館副館長である。〕

#### KOKUMIN SHIMBUN 國民新聞

"Democratic Newspaper" or "The Copies Journal"

One special Japanese issue in 24 parts to commemorate the attainment of its 4000th issue.

Tokyo Friday April 3/1903. aajw

\*また蘇峰が帰国後,20年近くを経てボドリアン図書館に寄贈した書籍として以下があるため,参考までに掲げておく。

#### 德富猪一郎『山水隨縁記』(民友社, 大正 3 年 1 月 10 日): Jap. e. 174

表紙見返しに、蘇峰側で押した「國民新聞社徳富猪一郎寄贈」の印と「BODLEIAN LIBRARY 18 3 1915」の印がそれぞれ押されている。

以上、ボドリアン図書館附属日本研究図書館に実際に保管されている蘇峰寄贈書の概要を説明 した。

#### 2 寄贈書の特徴

今回の調査では、蘇峰側が控えておいた「ボトレアン書籍館への寄附書目」のうち、7「大学

一覧(英文)」,34「同志社」,38「黄表紙」の三点について同定し得る書名を見つけることができなかったが、それ以外はいずれも存在が確認された。

それらを逐一調べると、一見、これといった体系性は感じられず、アトランダムに取りそろえたような印象を受ける。例えば蘇峰が民友社から出していた平民叢書、少年伝記叢書、少年史譚といったシリーズ物はそれぞれ一部ずつ見本のようにリストに入っているが、当時の日本でとくに人気を博した、蘇峰と民友社を代表するはずの国民叢書(明治24年からスタート)が1冊も見られない。12『子ルソン』のように下巻のみで上巻がないものすらある。さらに3『日本帝國第十四統計年鑑』のように民友社編集局の備付図書であったものも含まれている。こうしたことから蘇峰が旅を目前に控え、あわてて選書を行った面があったのではないかという印象すら受ける。

しかしこのリストに何らの統一性、法則性がないかというと、そうとばかりとはいえないので はないか。海外での寄贈という決して容易とはいえない作業を行う上で、蘇峰は一定の目的や狙 いをもっていたはずであろう。そこで次に寄贈書目の特徴を探してみたい。第一にいえるのは、 当然のことながら蘇峰が主宰する民友社、国民新聞社、家庭雑誌社の刊行物が多いということで ある。見出し番号でいうと新聞雑誌を除いた34点の書籍のうち半数以上の18点が民友社発行で ある。35 の The Far East 誌, 36 の総合雑誌『国民之友』, 37 の『家庭雑誌』, 39 の『国民新聞』 のバックナンバーを相当数、寄贈していることからもこれは一目瞭然であろう。しかしよく見る と、書籍の中に肝心の蘇峰自身の著作がほとんどなく、13徳富猪一郎『吉田松陰』(明治28年 第七版)の一冊があるにすぎない。蘇峰は民友社を設立した明治20年(1887)から欧米旅行に 出るまでの約九年半の間,数多くの著作を発表し、その中には『新日本之青年』(明治20年)、『日 本国防論』(同22年),国民叢書第四冊『静思餘録』(同26年),『大日本膨脹論』(同27年),国 民叢書第七冊『第二静思餘録』(同28年)といった代表作、話題作を出しているが、それらは収 めていない。これは蘇峰と同行した深井英五も同様であり、彼が明治25年に翻訳した『英米仏 比較憲法論』も見当らないのである。つまり寄贈にあたって蘇峰と深井は自分自身の作品の宣伝 は意図しておらず、それよりも自社が書籍から新聞、雑誌、英字誌にいたるまで幅広い刊行物を 出しており、それが日本の言論界をリードし、影響力を及ぼしているのだという点をアピールす るようなやり方をとっている。18点の民友社書籍を見ると、伝記、歴史、時事問題、美術、地理、 海外事情、経済といった形で幅広いジャンルのものとなっているのも、蘇峰が自社の多様性を強 調するためであろう。また蘇峰がこのように示すことにより,日本の出版界のレベルが決して低 くはなく,むしろ活況を呈しており,イギリス人が思っている以上に文明度が高いということを 知らしめることもでき、彼自身、それを意識していたであろう。

ここで蘇峰が民友社創設から渡英期間までに民友社から出版させた書籍のリストを以下に掲げる。このうち太字で示したのがボドリアン図書館に寄贈されたものである。リストに示された全体像の中で寄贈書をとらえるならば、彼が比較的偏りの目立たぬよう選書したことがうかがえるであろう(14)。

#### 【民友社発行の書籍(明治20年2月の民友社創立~30年3月まで)】

\*各行末尾の数字は初版発行月を示す。

#### 明治 21 (1888) 年

人民(政治一斑第1冊, 檜前保人著)5 地方制度(政治一斑第2冊, 上野岩太郎著)7 国会(政治一斑第3冊, 池本吉治著)7 中央政府(政治一斑第4冊, 緒方直清著)7 婦人及家政(民友社編)12 新日本之青年(徳富猪一郎著)12

#### 明治 22 (1889) 年

日本国防論(民友社編)1 議員撰挙(政治一斑第5冊, 梶原保人著)2 新年小説(民友社編)2 探偵ユーベル(ユーゴー著, 森田文蔵訳)6 藻塩草(民友社編)8 如温武雷土伝(徳富健次郎訳)9 小楠遺稿(横井小楠著, 横井時雄編)11 平民政治上,下(ゼームス・ブライス原著, 人見一太郎訳述)11 理査土格武電(徳富健次郎纂訳)12

#### 明治 23 (1890) 年

如温武雷土(徳富健次郎訳)3

仏国不換紙幣発行始末 並信用論(アンドレウ・ジャクソン・ホワイト著,元良勇次郎訳著)4

帰省(宮崎湖処子著)6 国民小説(民友社編)10

多数選挙の弊 附・矯正策(本野一郎著) 10

格朗穵(竹越与三郎編)11

一語千金(草野茂松編)12

#### 明治 24 (1891) 年

今世名家文鈔(村上典吾,草野茂松編)4

進歩乎退歩乎(国民叢書第1冊, 徳富猪一郎編)6

新日本史 上(竹越与三郎著)7

武雷土 (徳富健次郎纂訳) 9

第二国民小説(民友社編)10

探偵ユーベル及クラウド (ヴヰクトル・ユーゴー著, 森田文蔵訳) 10

政党論(梶原保人著)11

誕生日(徳富猪一郎編)12

#### 明治 25 (1892) 年

総撰挙 附·解散始末(民友社編)1

撰挙実録(民友社編)4

人物管見(国民叢書第2冊,徳富猪一郎著)5

新日本史 中(竹越与三郎著)8

排曲学論(酒井雄三郎著)8

青年と教育(国民叢書第3冊,徳富猪一郎著)9

伊太利建国三傑(平田久纂訳)10

格武電 (徳富健次郎纂譯) 10

グラッドストン伝 (徳富健次郎纂訳) 11

幕府衰亡論(福地源一郎著)11

懐旧(ヴ井クトル・ユーゴー著, 森田思軒訳) 12

#### 明治 26 (1893) 年

ゲーテ (拾貳文豪第5巻, 高木伊作著) 1

最暗黑之東京(松原岩五郎(乾坤一布衣)著)1

拾九世紀之大勢(平民叢書第1巻)2

第二之維新 (人見一太郎著) 2

英米仏比較憲法論 (エミル・ブーミー著, 深井英五訳) 3

静思余録(国民叢書第4冊,徳富猪一郎著)4

世界経済上之変動(平民叢書第2卷)4

国家と政府(平民叢書第3巻)5

教育と遺伝 附・教育沿革史(平民叢書第4条)6

第三国民小説(民友社編)6

排偽哲学論(高橋五郎著)6

カーライル (拾貳文豪第1巻,平田久著) 7

近世欧米歷史之片影(徳富蘆花(健次郎)編)7

国民的大問題(人見一太郎著)7

文明之弊及其救治(平民叢書第5卷)7

マコウレー (拾貳文豪第2巻, 竹越与三郎著) 8

現時之社会主義(平民叢書第6卷)8

荻生徂徠(拾貳文豪第3巻,山路弥吉著)9

銀貨之過去現在未来(平民叢書号外)9

経済と道徳(平民叢書第7巻)9

ヲルヅヲルス(拾貳文豪第4巻,宮崎八百吉著)10

ゲーテ (拾貳文豪第5巻, 高木信威著) 11

最暗黒の東京(松原岩五郎著)11

吉田松陰(徳富猪一郎著)12

歴史攻究法 附・史学と文学(平民叢書第8卷)12

# 明治 27 (1894) 年

家庭衛生(家庭叢書第6巻)1

家政整理(家庭叢書第7巻)1

解散と総撰挙(野田剛編)1

哲学変遷史 附・近世哲学の大勢(平民叢書第9巻)3

文学断片(国民叢書第5冊. 徳富猪一郎著)3

エマルソン(拾貳文豪第6巻, 北村門太郎著)4

懷往事談 附·新聞紙実歴(福地桜痴著)4

責任内閣(平民叢書号外)4

第四国民小説(民友社編)4

自主的外交(民友社編)5

家庭之和楽(家庭叢書第1巻)6

ジョンソン(拾貳文豪号外,内田貢著)7

天然と人(国民叢書第6冊,徳富猪一郎著)7

ピット (ローズベリー著、高木信威纂訳) 7

支那論(竹越与三郎著)8

夏之家庭(家庭叢書第2巻)8

玩具と遊戯(家庭叢書第3巻)8

白哲人種之前途(平民叢書第10巻、チアールス・ピーアソン著)8

家庭教育(家庭叢書第4巻)9

日清軍記(民友社編)9

小児養育(家庭叢書第5巻)10

近松門左衛門(拾貳文豪第7巻,塚越芳太郎著)11

新井白石(拾貳文豪第8巻,山路弥吉著)12

大日本膨脹論(徳富猪一郎著)12

#### 明治 28 (1895) 年

軍歌支那征伐(民友社編)1

#### 台湾 (民友社編) 2

簡易料理 (家庭叢書第8巻) 3

社交一斑 (家庭叢書第9巻) 3

征清壮烈談(民友社編)3

欧州大勢三論(徳富猪一郎,深井英五著)4

家庭理財 (家庭叢書号外) 4

第二静思余録(国民叢書第7冊,徳富猪一郎著)4

婦人と職業(家庭叢書第10巻)4

海の日本人(社会叢書第1卷)5

武備教育(青年叢書第1巻)5

ユーゴー (拾貳文豪第9巻、人見一太郎著) 5

遠征(青年叢書第2巻)6

簡易生活(社会叢書第2卷)7

市民(青年叢書第3巻)7

台湾語集(俣野保和著)7

#### 本朝美術(青年叢書号外)7

娯楽倶楽部(社会叢書第3巻)8

職業論(青年叢書第4巻)8

第二征清壮烈談(民友社編)8

技術(青年叢書第5巻)9

近松著作一班 上(塚越芳太郎著)9

新帝尼格拉第二世(平田久著)10

名士と家庭(家庭叢書号外)10

露西亜帝国(平田久著)10

事務世界(社会叢書第4卷)11

第五国民小説(民友社編)11

風雲漫録(国民叢書第8冊,徳富猪一郎著)11

学校生涯(青年叢書第6巻)12

#### 明治 29 (1896) 年

比律賓群島(民友社編)1

フランクリンの少壮時代(少年伝記叢書第1条)1

外交と外征(稲垣満次郎著)2

家庭小訓(国民叢書第9冊,徳富猪一郎著)2

征塵余録(青年叢書号外,松原岩五郎著)2

第六国民小説(民友社編)2

日台会話大全(水上梅彦編)2

両ケトー (少年伝記叢書第2卷) 2

資本の活用(社会叢書第5巻)4

第七国民小説(民友社編)4

英国産業史上、下(ギツビンス著、水上梅彦訳)5

シルレル (拾貳文豪号外, 緒方維嶽著) 5

リンコルン(少年伝記叢書第3巻)5

巣林子戯曲 上6

吉田松陰文(少年伝記叢書号外)6

経世小策上、下(国民叢書第10,11冊,徳富猪一郎著)7

#### 阪本龍馬(弘松宣枝著)7

巣林子戯曲 下7

第八国民小説(民友社編)7

横井小楠文(少年伝記叢書号外)7

# 内政外教衝突史 (渡辺修二郎著) 8

山県有朋(今世人物評伝叢書第1冊,無何有郷主人著)9

大隈重信 附・矢野文雄,大石正巳(今世人物評伝叢書第2冊,無何有郷主人著)10 学問の応用(社会叢書第6巻)10

チャールス・ダーウ井ン(世界叢書第1冊, 三宅驥一著)10

朝鮮王国(菊池謙譲著)10

子ルソン 上 (少年伝記叢書第4巻) 10

伊藤博文 附・伊藤巳代治、末松謙澄(今世人物評伝叢書第3冊、無何有郷主人著)11

藤田東湖(雨谷幹一著)11

紫式部 (家庭叢書号外, 緑亭主人著) 11

詩人西行(中竜児著)12

清少納言(家庭叢書号外, 緑亭主人著)12

警世雜著(内村鑑三著)12

明治 30 (1897) 年

#### 已成西比利亜鉄道(松浦充美著)]

雲井龍雄 (緑亭主人著) 1

兵営小訓(民友社編)1

阿部仲麿(少年史譚第1編, 雨谷一菜庵編)2

ウエリントン(少年伝記叢書号外)2

大石良雄(雨谷一菜庵著)2

鉄道王グールド(世界叢書第2冊,海南生著)2

子ルソン 下 (少年伝記叢書, 第5卷) 2

阿新丸(少年史譚第2編,中野三鷹子編)3

金貨本位はやわかり (民友社編) 3

古反古(嵯峨の家主人著)3

以上を見ると、蘇峰は明治 24 年刊行の書籍から 2 冊、25 年 4 冊、26 年 2 冊、28 年 2 冊、29 年 3 冊、30 年 6 冊といった具合に選んでいることがわかる。明治 30 年の最近刊がもっとも多いという点を除いては、年ごとによる目立った偏りはうかがえない。

第二の特徴としていえるのは、明らかに日本を紹介し、その存在をアピールすることを意図していることである。英文で書かれた6の文部省年次報告書、(これは所在が確認できなかったが)7「大学一覧」は日本の教育水準を示そうとするものであろうし、さらに22の『Japanese Children』、20連山人『逢合傘』、21幸田露伴『きくの濱松』は日本風の美しい彩色画がふんだんに取り込まれ、イギリス人の東洋趣味、エキゾチシズムをかき立てるような書籍で、たとえ日

本語がわからなくとも人目を引くものである。またこれは日本語ができなければ読めないが、2 『増訂現行日本法令大全』、3『日本帝國第十四統計年鑑』、4『第十一次農商務統計表』、5『大日本帝國文部省第二十二年報』、29『臺灣産業調査録』も日本帝国のデータを提供するものである。

第三の特徴は、イギリスに関するものが含まれていることである。蘇峰が寄贈した民友社の書 籍は様々なジャンルから成り立っていたが,それでもやや偏りがあるとすれば,イギリス関係本 に重きが置かれており、8『グラツドストン傳』、9『格武電』、10『武雷土』、11『ウエリントン』、 12『子ルソン』の5点に及ぶイギリス人の伝記が入っている点が着目される。8のウィリアム・E・ グラッドストン(William Ewart Gladstone)はオクスフォード大学クライスト・チャーチ出身 であり、自由民権運動に携わった若き日の蘇峰はこの自由党政治家にとくに強い関心を抱いてい た。またグラッドストンは蘇峰がイギリスに到着したときから2年余り前に84歳で4度目の首 相の座を降りたばかりであった。9のリチャード・コブデン(Richard Cobden),10 のジョン・ ブライト(John Bright)はマンチェスター学派の政治家として自由貿易論を唱え,やはり若き 時代の蘇峰に強い影響を与えたことは研究者の間ではよく知られていることである。また周知の ように、11 のウェリントン (Wellington, Arthur Wellesley, 1st Duke of Wellington) は 1815 年 のワーテルローの戦いでプロシア軍とともに皇帝ナポレオン1世が率いるフランス軍を破った陸 の英雄, 12 のネルソン(Nelson, Horatio, 1st Viscount Nelson)は 1805 年のトラファルガー海戦 でフランス、スペインの連合艦隊を全滅させたが戦死した海の英雄である。このようにして見る と、蘇峰はイギリスの有力な政治家、ヒーローについて書かれた本を寄贈書に巧みに入れること により、日本でいかにイギリスが理解され、好まれているかを示そうとしたことがうかがえる。 ただし中身までイギリス側に読まれることを期待していたかどうかは明らかではない。12『子ル ソン』は上巻も出ているのに下巻しか納めていないのは、あるいはたまたま上巻が手元になかっ たからかもしれないが、いささか奇異な印象を受ける。

一方、蘇峰は民友社から出していた以下の書籍は寄贈していない。すなわち、『マコウレー』、『カーライル』、『ヲルヅヲルス』、『ジョンソン』、『ピット』、『チャールス・ダーウ井ン』、『英國産業史』である。トマス・B・マコーリー(Thomas Babington Macaulay、1st Baron Macaulay)の著作が蘇峰に歴史を開眼させたことはよく知られており、また当時のイギリスの知識人に訴えるならばマコーリー、トマス・カーライル(Thomas Carlyle)、サミュエル・ジョンソン(Samuel Johnson)などいずれも捨てがたいところであるが、蘇峰にはイギリスに関するものをとくに固めて贈ろうという意図はなかったようである。やはり彼の念頭にあったのは、自社を中心に日本の出版界の全体的なレベルを示そうとすることであったのではないかと考えられる。

なお新聞、雑誌のバックナンバーを含むこれだけの点数を蘇峰と深井が二人で横浜からロンドン、さらにオクスフォードまで運び込むのは容易なことではない。そこで着目したいのは、リストの中に蘇峰がオクスフォードへ行く直前に発行されたものが幾つも含まれていることである。 蘇峰がオクスフォードを訪ねたのは明治30年3月9日から10日頃であるが、例えば11『ウエ リントン』、12『子ルソン』下巻、24『大石良雄』、26『雲井龍雄』、33『阿部仲磨』は同年2月に、31『金貨本位はやわかり』にいたっては3月2日に発行されている。これらは出来上がりと同時に東京から発送したとしても、蘇峰が3月にオクスフォードへ赴いた際に持参することは不可能であろう。したがって蘇峰と深井は比較的身軽な状態で、オクスフォードへ出かけたのであろう。先に見たように、ボドリアン図書館所蔵の The Far East 1巻1号(創刊号)と1巻11号(1896年12月20日)に限り「BODLEIAN LIBRARY 11・3・1897」の印が押されている。蘇峰はまずこの二点を贈呈した。蘇峰の回想にある「予の著作の一二を寄贈しておいた」とはこの二冊のことであろう。その時に図書館側に申し入れを行った上で、追って東京から届いたものも含めてそれ以外の新聞雑誌、書籍を4月末にロンドンからまとめてボドリアン図書館に発送、納入したと考えられる。それが届いたのが4月29日頃であり、だからこそ蘇峰寄贈書のほとんどに「BODLEIAN LIBRARY 29・4・1897」の印が押されているのであろう。このときボドリアン図書館から送られた前掲の受領確認状(4月29日付)を受け取った蘇峰は、一つの仕事を果たしたという気持をもって、5月5日リバプールを出港したと考えられる<sup>(15)</sup>。

#### おわりに

以上、本稿では蘇峰がオクスフォード大学ボドリアン図書館に寄贈した新聞雑誌、書籍の検証を行った。三点を除いてそれ以外の文献の所在が確認され、その正式なタイトルや所蔵状況などが明らかとなった。

蘇峰がオクスフォード大学を訪ねたというのは、一面において、グラッドストンをはじめとして多年にわたりイギリスのエリートを輩出してきた名門大学を見ておきたいという欲求にもとづくものであろうし、かねてから蘇峰にあったイギリスの文化、文学への憧れ、愛着や書物への趣味から来たものでもあろう。蘇峰の愛読するジョン・ラスキン(John Ruskin)はオクスフォードのクライスト・チャーチ出身であり、後にオクスフォードで教鞭をとったほか、今日でも彼にちなんだラスキン・カレッジの名をキャンパスに残しているし、やはり愛読するマシュー・アーノルド(Matthew Arnold)もオクスフォードのベリオール・カレッジで教育を受けた。そうした人々を思いながら蘇峰はオクスフォードの街を歩いたことであろう。

ただし蘇峰の旅行の主目的は、冒頭にも記したように日英同盟を実現するため、イギリスの世論を日本側に引きつけるよう工作することであった。オクスフォード大学への寄贈も当然、その目的とまったく無縁ではなかったであろうことは想像に難くない。蘇峰はボドリアン図書館にできるだけ様々なジャンルの、日本の出版ひいては教育の水準を示すような文献を納め、それがイギリスの日本理解を高め、同国を日本側に引き寄せる上で、少しでも役に立つことを願ったという面もあったのではなかったか。イギリス側に日本語を解する者が乏しかったことを考えると、それは多くを期待できるものではなかったが、ロシアの脅威を前に、蘇峰はこうした形でも何ら

#### 《注》

- (1) 杉井六郎『徳富蘇峰の研究』(法政大学出版局,1977年)の第六章「蘇峰の欧米旅行」。
- (2) 蘇峰の欧米旅行については、杉井『徳富蘇峰の研究』以外に、齋藤洋子「日清戦争後の徳富蘇峰 ― 「変節」問題と欧米漫遊 ― 」『ソシオサイエンス』第11号,2005年3月,齋藤洋子「同志社社 史資料センター所蔵 徳富蘇峰宛て「外国人名士書翰」 ― 書翰にみる徳富蘇峰の欧米漫遊 ― 」『同志社談叢』第31号,2011年3月1日,拙著『徳富蘇峰とアメリカ』(拓殖大学発行、慶應義塾大学出版会制作・発売、2011年3月30日)を参照のこと。
- (3) 早川喜代次『徳富蘇峰』(徳富蘇峰伝記編纂会,昭和54年第2版),130-131頁。
- (4) この日付については、「サー、ヘンリー、アックランド」国民叢書第二十冊『人物偶評』(民友社、明治34年10月1日再版)、138、142頁から算出した。
- (5) 徳富猪一郎『蘇峰自伝』(中央公論社,昭和10年11月,第50版),326-327頁,早川『徳富蘇峰』 131頁,徳富猪一郎『老記者叢話』(民友社,昭和5年3月),14-21頁,杉井『徳富蘇峰の研究』 373.376頁など。
- (6) 前掲「サー、ヘンリー、アックランド」。
- (7) 徳富蘇峰『読書法』(講談社学術文庫,昭和56年),81頁。同書の原タイトルは,徳富猪一郎『読書九十年』(大日本雄弁会講談社,昭和27年9月)。
- (8) 「ボドレアン書籍館への寄付書目 明治二十九年十一月」財団法人徳富蘇峰記念塩崎財団編,民友 社思想文学叢書別巻『徳富蘇峰記念館所蔵 民友社関係資料集』(三一書房,1985年)所収,331-332頁。
- (9) 同上,『徳富蘇峰記念館所蔵 民友社関係資料集』所収の高野静子「解題」545頁。
- (10) なおこの書目は、立花小一郎の蘇峰宛書簡(明治29年11月18日付)の中に同封されているため、上記「解題」は、蘇峰が立花(当時、在ウィーン)の紹介でこれらの図書をボドレアン図書館に寄付したのであろうと推測している。立花小一郎は蘇峰と同年輩(2 歳年長)の陸軍大尉で、当時オーストリアに留学中であった。蘇峰はヨーロッパの主要都市で日本の外交官や武官と交流を重ねており、ウィーン滞在時は立花を夕食に誘い、それに対して立花が御礼を述べているのが、ここでいう立花からの手紙である(明治29年11月18日付・徳富蘇峰、深井英五宛立花小一郎書簡、財団法人徳富蘇峰記念塩崎財団・徳富蘇峰記念館所蔵、以下、二宮・蘇峰記念館と略称)。しかしながら管見の及ぶ限りでは、立花大尉とボドリアン図書館の関係、接点は不明であり、蘇峰がたまたま立花書簡の封筒中に「ボドレアン書籍館への寄付書目」を入れ、その後、忘れてしまった可能性もある。立花書簡の封筒には、その他に蘇峰の筆跡による漢詩の下書きを記したメモも入っており、これも立花とは関係ない。また、それからしばらくして立花は再び蘇峰に手紙を出しているが、そこにもボドリアン図書館に関連した記述はない(明治30年1月1日付・徳富蘇峰宛立花小一郎書簡、二宮・蘇峰記念館所蔵)。蘇峰はロンドンでジャーナリストをはじめとする知識人と交流し、日本公使館にも出入りしていたため、ウィーンの立花を通じなくともボドリアン図書館副館長のマダンへの紹介状を手に入れる手段には事欠かなかったであろう。
- (11) E. W. B. Nicholson to I. Tokutomi, 29 April 1897 (二宮・蘇峰記念館所蔵). 封筒の宛先は「I. Tokutomi, Esq. 16 Parliament Hill Rd. Hampstead London, N.W.」とあり、蘇峰と深井がロンドン北部のハムステッド・ヒース駅近くに居住していたことがわかる。ニコルソン館長については、Oxford DNBに記述がある。Oxford Dictionary of National Biography, 2004 ed., s.v. "Nicholson, Edward Williams Byron," by Mary Clapinson.
- (12) "Annual Report of the Curators of the Bodleian Library," Oxford University Gazette (10 May 1898, Supplement to No. 925): 466. 同誌は Izumi Tytler 氏のご教示により閲覧することができた。
- (13) K.M.[Kumato Morita?] to Furuya Hisatsuna, not dated, Shelfmark : MS Jap. d. 98, Bodleian

Japanese Library, University of Oxford. 和文書簡であるが、イギリスの慣例にしたがい、英文で所蔵先を注記した。

- (14) 以下の民友社発行の書籍リストは、西田毅、和田守、山田博光、北野昭彦編『民友社とその時代 ――思想・文学・ジャーナリズム集団の軌跡――』(ミネルヴァ書房、2003年)巻末所収の和田守、北野昭彦編「民友社関係年譜」をベースとし、さらに同志社大学図書館、国立国会図書館、東京大学図書館の蔵書検索システムを用いて補うことにより作成した。漢字は新字体で統一した。
- (15) なお蘇峰はケンブリッジも訪ねているが、現在のところケンブリッジ大学図書館に書籍を寄贈したという記録は見つかっていない。管見の及ぶ限りでは、彼の残したケンブリッジ回想録は乏しく、以下はその珍しい一例である。「昨年の三月、英国内地を旅行して、ケンブリッジに抵るや。偶々日曜にて、尋ぬる人とてはなく。同行の深井君と與に、ブラブラ歩行したるに、小渠涓々と流るゝ側の塀より紅梅の両三枝、咲きこぼれたるを見て、何となく故郷なつかしくなりたりき。後に聞けば此れは紅梅ならで、扁桃と申す花なりとぞ。」蘇峰生「梅花」『国民新聞』明治31年2月11日。変体仮名は現代仮名に改めた。

(原稿受付 2012年6月7日)

# 拓殖大学政治経済研究所

# 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿規則

#### 1. 目 的

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』(以下「紀要」という)は、研究成果の発表を含み 多様な発信の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

#### 2 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

- (1) 5 月末日締切一9月発行
- (2) 11 月末日締切 3 月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所(以下「研究所」という)のホームページにも掲載する。

#### 3. 投稿資格

投稿者(共著の場合には少なくとも1名)は、原則として研究所の研究員とする。

ただし、次の者は、政治経済研究所会議(以下「会議」という)が認めた場合、投稿することができる。

- (1) 拓殖大学(以下「本学」という)・拓殖大学北海道短期大学の専任教員
- (2) 研究所の元研究員
- (3) 本学・拓殖大学北海道短期大学の元専任教員
- (4) 本学・拓殖大学北海道短期大学の客員研究員・講師 なお、会議は上記以外の者に、投稿を依頼することができる。

#### 4. 著作権

掲載された記事の著作権は、研究所に帰属する。

したがって、研究所が必要と認めたときはこれを転載し、また外部から引用の申請があった ときは研究所で検討のうえ許可することがある。

#### 5 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 執筆予定表を、各 号の決められた日までに研究所に提出する。

#### 6. 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、①論文・②研究ノート・③判例研究・④解説論文・⑤講演・⑥シンポジウム・⑦書評・⑧随想・⑨通信・⑩報告・⑪資料・⑫抄録・⑬その他のいずれかとする。

研究所研究助成金を使用して学会等で既発表のものは、抄録として掲載することができる。

記事の区分・範疇については別に定める拓殖大学政治経済研究所 『拓殖大学論集 政

治・経済・法律研究』 執筆要領 (以下「執筆要領」という) に従って投稿者が指定するが、 編集委員会は、投稿者と協議の上、これを変更することができる。

- (2) 研究所からの研究助成を受けた研究成果の発表に係わる原稿は、論文に限る。
- (3) 投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。 なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。
  - ① 論文 40.000字(1行43字×34行で27頁)以内

A4 縦版・構書

- ② 上記以外のもの 20,000字 (1行43字×34行で14頁)以内 上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。 投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。 ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿 することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。
- (4) 執筆に際しては、別に定める執筆要領に倣うものとする。
- (5) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (6) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (7) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長(以下 「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

#### 7. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

#### 8. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三枚を行う。 この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。 校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

9. 投稿(原稿)科,別刷・抜刷

投稿者には,一切の投稿(原稿)科を支払わない。

投稿者へ別刷を、50 部まで無料で贈呈する。それを超えて希望する場合は、有料とする。

# 10. 発行後の正誤訂正

- (1) 印刷の誤りについては、著者の申し出があった場合にこれを掲載する。
- (2) 印刷の誤り以外の訂正・追加などは、原則として取り扱わない。 ただし、投稿者(著者)の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り 掲載する。

# 11. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、その都度、編集委員会で決定する。

#### 12. 改 廃

この規定の改廃は、会議の議を経て、所長が決定する。

# 附 則

この規則の規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この規則の規程は、平成24年1月13日から施行する。

# 拓殖大学政治経済研究所

# 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 執筆要領

#### 1 用語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会(以下「編集委員会」という)に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とする。

#### 2 様 式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿(A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント)2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字 (及び欧文) の場合は、ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。
- (3) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

#### 3. 表 紙

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに添付する。

投稿分野・区分については、以下に付記する。

#### 4. 要 旨

投稿論文には、研究目的・資料・方法・結果などの内容がよくわかる要旨を、A4 用紙 1 枚程度に作成し添付する。日本語以外の言語による投稿論文には、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けた日本語訳も添付する。その際、投希論文キーワードも 5 項目以内で記載する。

また、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は避ける。

#### 5 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に 挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定するする。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

#### 6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に(右肩に片パーレンで)通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

#### 7. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙(縦版、横書き) にプリントした完成原稿1部と電子媒体(FD等)を提出すること。

電子媒体(FD等)の提出時には、使用 OS 名とソフトウェアのバージョン等を明記すること。 なお、手元には、必ずオリジナルの投稿データを保管しておくこと。

#### 8. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

#### 附 則

この要領の規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 付記:

投稿分野・区分の定義について

- ①論 文:(1) 研究の課題、方法、結果、含意(考察)について明確になっている。
  - (2) 方法,技術,表現などが一定の水準に達している。
  - (3) 項目(1)の事項について独自性がみられる。
- ②研究ノート:(1) 研究の中間生産物として考えられるもの。
  - (2) 論文に準じる形式のもの。
- ③判例研究:裁判事案の判決(要旨)の紹介とその解説及び批評等。
- ④解 説 論 文:他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
- ⑤講 演:研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ⑥シンポジウム: 研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。 紙上のシンポジウムを含む。
- ⑦書 評:専門領域の学術図書についての書評。
- (8)随 想:自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑨通 信:個人,特定の団体に向けて書かれた通信文。 教育・研究に関する主題に限る。
- ⑩報 告:学界展望など。 研究所からの通知を含む。
- ⑪資 料:上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
- ②抄 録:政治経済研究所研究助成要領第10項(2)に該当するもの。

# 執筆者紹介(目次掲載順)

田浦 元 (たうら・げん) 政経学部准教授経済統計学,計量経済学

小木田敏彦(こぎた・としひこ) 政経学部講師(非常勤) 歴史地理学、制度派経済学

高橋 宏幸(たかはし・ひろゆき) 政経学部講師(非常勤) 経済学,近代経済学説史

奥田 進一(おくだ・しんいち) 政経学部准教授環境法、民法

文 元春(ぶん・げんしゅん) 早稲田大学環境法、民法

法学学術院助手

大石 高久(おおいし・たかひさ) 政 経 学 部 教 授 経済学史,経済学特講

澤田 次郎(さわだ・じろう) 政 経 学 部 教 授 近代日本政治史,近代日本政治思想史

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は、昭和30年(1955年)の第9号を「創立55周年記念」とするに際して、本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

#### 編集委員

安保公人 池谷知明 澤田次郎 椎名規子 清水洋二 高橋智彦 立花亨 浜口裕子 山本尚史 奥田進一

# 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 15 巻第 1 号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 287) ISSN 0288-6650

2012年9月24日 印 刷 2012年9月28日 発 行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 安保 公人

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 株式会社 教文堂

# THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 15 No. 1 September 2012

| Articles<br>Gen Taura                         | A Statistical Analysis of Business Environment and<br>Earthquake Disaaster Using Multidimensional<br>Cross-Tabulation with Micro Data of DOR Research                                      | (1)         |
|---|--|-------------|
| Toshihiko Kogita                              | Organizational Restructuring of Industrial Associations at Strategic Inflection Points:  — A Case Study of the <i>Habutae</i> Silk Industry in the Kawamata District, Fukushima Prefecture | (25)        |
| Hiroyuki Takahashi                            | Ownership and Competition in Veblen's Economics:  — From the Instinct of Workmanship's Point of View   | (53)        |
| Study Notes<br>Shinichi Okuda<br>Wen Yuanchun | A New Attempt for the Establishment of Relief<br>Mechanism for Environmental Damage in China   | (77)        |
| <b>Commentary</b><br>Takahisa Oishi           | Rereading Marx   | (97)        |
| <b>Material</b><br>Jiro Sawada                | Japanese Publications Donated to the Bodleian Library of the University of Oxford by Tokutomi Sohō   | (133)       |
| Submission of Manuscri                        | pt to The Journal of Politics, Economics and Law   | ···· (161)  |
| Instructions for Contrib                      | utors ·····  | ····· (164) |

Edited and Published by

# INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112–8585, JAPAN